

参考 6

石綿の排出規制に関する国会議事録

石綿による大気汚染防止関係の国会議事録の概要（重要な論点）

1．平成元年になって規制を始めた理由

114-衆-環境委員会-3号 平成01年05月23日

【環境庁答弁】

背景としては、国民の吹きつけアスベストに対する関心の高まりということはあるが、その前から、以下のように、アスベストと健康被害との関係で調査を進め、法的規制が必要であるという結論に至ったものである。

環境庁においては、昭和56年度から3年計画でモニタリングを実施し、その結果を踏まえて、昭和60年時点において、現状では一般環境におけるリスクは少ないが、未然防止の観点からアスベストの環境大気中への抑制が必要である、さらに環境濃度の推移を把握していくために長期的なモニタリングを継続することが必要であるというような判断をした。

この結果を踏まえて、昭和60年度から隔年でモニタリングを実施した。モニタリング調査を実施した過程において、昭和60年度の調査においてはアスベスト製品製造工場等発生源周辺において他と比較して一部高い値も散見された。

このため、昭和62年度においてアスベスト製品製造工場あるいは建築物の解体、改修現場等の発生源周辺につきまして精密調査を実施した。その結果一部の工場周辺において一般環境の数十倍なり数百倍に上るような数値が見出されたことから、アスベスト製品製造工場等においては確実に排出抑制対策が行われることが必要であるということで、法規制を行うこととした。

2．規制基準値（10本/リットル）の根拠

114-衆-環境委員会-3号 平成01年05月23日

【環境庁答弁】

WHOで各種有害物質についてのリスク評価を行っているが、環境中におけるアスベスト濃度については、得られているデータによれば、都市部における濃度が大気1リットル中1本から10本程度の範囲にある、時にはそれより高い状況にあるところもあるというような測定を行っている。そして、一般住民においてはアスベストに起因する肺がん及び悪性中皮腫のリスクは、信頼できるほど定量化できないものの、恐らく検出できないほど低いであろうというような評価をしている。

一方、現在の技術をもってすれば、現在の製品製造等工場においてきちんと集じん機等の適正な維持管理、あるいは建屋の出入り口、窓等の遮へい等を行えば、敷地境界において10本の濃度をクリアすることはできるというような技術的なレベルもある。以上のように、工場自体も守れ、かつ、それによって住民の健康影響についても心配はないという基準値であると考えている。

諸外国の状況としては、ECにおいては、排出口規制で、0.1mg/m³という規制値が設けられている。これは光学顕微鏡で見れば、1リットル当たり1700本という数に相当する。これは排出口規制であって、それから敷地境界までの間にある程度拡散をして

薄まるということになるので、この1700本と我が国の規制基準である敷地境界10本というのをストレートには比較できないが、そう遜色はなく、考え方によれば厳しいとも考えられる。

3．規制の導入の困難さ

114-参-環境特別委員会-3号 平成01年06月21日

【議員質問】

敷地境界線で基準値に合わそうするならば、既存の集じん機を交換する必要がある。費用としては、1000万円はかかる。低利融資が得られたとしても返済の見通しは立たない。またこんなに大きな集じん機は電気料金が非常にかかる。測定を義務づけるのも困難。すなわち、敷地境界線で測定を義務づけられるということは、工場周辺で最低10ヶ所も行う必要。また測定料というのが、安くて24000円、10ヶ所で年2回行くと48万円かかる。零細な企業の中ではこれも大きな負担になる。発生源を何とかすると言っても、発生源企業の小さな零細企業はこれはもうどうにもならない。これ以上やられたらつぶれるしかしょうがない。環境庁はそれをどう思っているのか。

【環境庁答弁】

非常に難しい話だが、環境庁としては、その地域周辺の健康を守るためにはどうしてもやはりある程度の対策をそれぞれの事業者に講じてもらう必要がある。ただ、講じるに当たってはその事業者にできるだけ負担をかけないように、低利融資や公害防止設備税制上優遇措置も考えている。

4．「大気中発がん物質のレビュー 石綿」

94-衆-環境委員会-8号 昭和56年05月15日

【議員質問】

環境庁は、非常にいい調査をしている。それは、日本科学技術情報センターに委託をして調査された「大気中発がん物質のレビュー 石綿」という報告書である。私はこれは資料要求をいたしまして環境庁の方からいただいたわけだが、環境庁はどうしてこういう報告書を早く公表しなかったのか。

【環境庁答弁】

職業環境におけるアスベストと肺がんあるいは中皮腫の関係についてはかなり古くから知られていたが、最近非常にアスベストの使用量が多くなってきたため、私ども一遍文献レビューを行う必要があるということで、54年度に始めた。これは54年度の調査を55年の3月までにまとめる予定だったが、少々印刷が長引いた。これは決して部内の秘密の資料ではなく、関係の機関あるいは先生方にはお配りしている。いま都道府県の方にも発送中か発送したか、都道府県の方にも渡そうということで今行っている。御要望があれば、別にこれはどこにでも出して構わない資料である。

【議員質問】

全体にこのごろ、新聞を見てもずいぶんアスベストのことが書かれている時代だから、そういう点では私はもっと神経質になるべきじゃないかと考える。この報告書は、一

般大気中の石綿についても重大な警告をしているのではないかと。濃度は非常に低いと断りながらも、アスベストの使用が一般の建築や交通機関など日常生活に広く広がって、一般住民の生活環境中にばらまかれていること、あるいは工場周辺や建築現場周辺などでは疾病が起こる可能性があること、そして、非職業性の石綿曝露に関するわが国の現状を把握するための組織的な活動が直ちに開始される必要があると痛感される、こういうふうに言っている。

【環境庁答弁】

アスベストというのは昭和三十年ごろから急激にふえ出した。当時、年間使用量が三万トンくらいだったのが、それがいま三十万トン、昭和五十四年で二十四万トンという数字が出ている。労働環境ではすでに肺がんあるいは中皮腫との関連はかなりはっきりとわかってきている。そこで、私ども、これはほっておいてはいかぬなということで文献レビューから始めたわけである。報告書の内容については、要するに、現段階では一般住民における健康影響の問題については明確な関連性はわからない、しかし、アスベストと肺がんとか中皮腫との関連を考えると、やはり濃度を最小限にとどめるべきだという提言がなされている。それからもう一つの大きな結論としては、戦後アスベストは非常に使われ出した。したがって、非職業性の曝露においてもこれから留意していかなければならないという提言をいただきまして、私どもはこれは全く同感である。このため、昭和56年から3ヶ年計画でモニタリングをするための予算要求をしたところ、早速お認めいただいたので、これから調査に入るわけである。

5 . 石綿の工場近隣曝露

94-衆-環境委員会-8号 昭和56年05月15日

【議員質問】

職業曝露の他に、副次的職業性曝露と近隣曝がある。副次的職業性曝露というのは、御主人がそういう工場に勤めておられて、それに関係して奥さんが曝露されるということなので、労働省サイドかもしれないが、近隣曝露ということになったら、これは環境庁そのものずばりだと思う。そういう点では、56年からのモニタリング調査でも、近隣曝露を、しっかりとらえていってほしいということを強く要望したい。

【環境庁答弁】

職業歴、生活歴が職場と関係あった以外の人はずべて公害だ、こうきめつけて類推することについては、もう少し慎重に検討すべきではないかと思う。決して私ども否定しているわけではないが。そういう意味で、いま各地の文献も集めているので、いずれまたいろいろ見解ができたところで報告するが、とにかく私どもは、いま先生御指摘になりました近隣、近くに住んでおる、これは確かにいろいろ問題点もあるので、この点も含めて検討をする。

108閉-参-決算委員会-2号 昭和62年06月05日

【議員質問】

このアスベストに関する研究調査は大阪を中心にして大変進んでおり、大阪の成人病センターの医師グループによって発表されているものがある。一主婦が中皮腫で死亡した。その主なる原因はどうしてもアスベストによるもの以外には考えられないとい

うことである。これは全く一主婦である。考えられる原因として、この主婦は9年間アスベストを使用する工場の周辺に住んでいたことがあったということがここに書かれている。大阪成人病センターのこの問題に大変熱心に取り組んでおられる森永先生の見解では、これはまさに工場から排出したところの石綿による中皮腫であると、こういうふうに断定をなさっている。

【環境庁答弁】

御指摘の主婦のような事例につきましては、調べた範囲ではアスベストを使う職場での勤務歴がないということが言われているわけで、そういうことで、近隣暴露等によるものもある可能性があるということで、さらに精度の高い方法で調べたいというぐあいに研究者の方がおっしゃっておられる。したがって、本報告によって近隣暴露による中皮腫の発生が証明されたというぐあいに厳密に言うわけにもなかなかいかないと思うわけだが、今後とも外国の文献等もあるので、知見の収集に努めてまいりたい。さらに私どもといたしましては、一般の環境におけるアスベストの濃度については、前回の58年と同様に今回の調査においても非常に低いレベルであるので、そう大きな変化はない、余り心配することはないのではなからうかと思っている。特にいわゆるアスベストを使っている工場周辺においてかなり高い数値が見出された事例もあるので、そういうところについては、さらに詳細に調査を進めてまいりたい。

6 . 石綿の健康影響調査

104-衆-環境委員会-3号 昭和61年04月11日

【議員質問】

環境庁も全国のアスベストをやっているところの総点検をすべきではないか。

【環境庁答弁】

先生のおっしゃる意味がいわゆる健康への影響のようなものを調べよということであれば、これは非常に環境濃度レベルが低いので、アスベストによってそういうものが起こってくるということが立証できる調査はなかなか難しい。先ほど先生御指摘の大阪の事例なども、職域のように比較的高濃度暴露を受けていたような方を追跡して行ってそういうものを蓄積して答えを出されたのではないかと思っている。健康影響の問題になってくると、一人一人をかなり厳密に追っかけていかないと、因果関係の立証はなかなか難しいので、一般環境中の一般住民の中から石綿の暴露によって発生するかどうかということは、現実には疫学調査という形ではなかなか難しいという問題がある。

梅田分科員 きょうは、通産省関係予算の中で中小企業金融の問題を中心にお伺いしたいと思っておりますが、その前に、環境庁からもおいでをいただいておりますので、通産省としても建材なんかを扱っておられますので、アスベストの問題につきまして若干お尋ねをしておきたいと思えます。

環境庁は先月「アスベスト（石綿）に係る調査検討結果の概要」というものを公表されたわけですが、大気中にアスベストの粉じんがかなり広がっており、これは発がん物質であるということで、かなり大きな反響を呼んでおられるわけですが、私の住んでおります京都山科の近くに建設関係に従事されております方がございまして、かねてから、防火壁、断熱材などに多く使われておりますアスベストにつきましては規制が要るのじゃないかということで要望を聞いておりました。建材の担当の方やあるいは厚生省の方にも今まで聞いてきたことがあるわけですが、なお規制の強化をやるということにはなっていないし、それから環境庁としても当面は規制措置は見送るということで、監視を続けるというようなことですが、相当量、年間二十万ないし三十万トン消費されておる。それから、これは鉱物でございますからなくなるのですね。だから、消費するといいましても、だんだん蓄積されていくという感じでございます。昭和三十五年以降を考えただけでも約四百五十万トン輸入されておるといように伺っておられるわけですが、まず通産省としてはこの消費量の実態をどのように見ておられますか、お伺いしたいと思います。

篠島政府委員 五十八年度の石綿の消費量は約二十一万トンでございます。その主な需要先は石綿スレート等の建築材料であり、消費量の約七〇％を占めております。その消費動向でございますが、五十五年が二十七万八千トンということでございまして、今申し上げましたように五十八年はかなり落ちておりますが、五十六年、五十七年と経年的に漸減しております。

その理由といたしましては、ただいま申し上げましたように建築材料の需要が中心だということでございまして、建築投資の低迷、それから石綿を使用していない他の建築材料との競合、そういったことで需要が低迷しております。それからまた、ブレーキとかパッキング等に用いられる石綿製品につきましては、脱石綿化等による需要の伸び悩みがございます。全般的に最近の世界における石綿に対する規制方向が出てきておることにかんがみまして、石綿の代替品をいろいろと検討しておるところが多うございます。以上のような近況でございます。今後とも石綿の消費は弱含みで推移するというふうを考えております。

梅田分科員 三月二日の朝日新聞に「石綿汚染、一般人の肺も」ということで「富山医科・薬科大教授九七％の高率で検出」というショッキングな報道がなされておりますが、これによりまして、「富山、石川両県内で病気などで死亡し解剖された人たちの肺について石綿汚染度を調べたところ、二百三十五遺体のうち九七・四％の肺が石綿粉じんの汚染を受け、汚染度の高い人ほど肺がんにかかっている率が高いことがわかった。」これは解剖例でございますから非常にショッキングなニュースなわけです。そして「石綿小体は肺の中に入った石綿繊維を破壊しようとしてたんぱく質がまとわりつき、くし団子状になったもので、その数によってそれぞれの肺の石綿汚染度がわかる。」ということで状況も書かれておるわけです。さらに「また百五十一本以上の遺体については、そのほとんどが大工や左官の人で、石綿を直接扱う人で、石綿が混入した建材などを扱う人ほど石綿汚染度の高いことも判明した。」ということで、大工、左官屋さんが恐れておられるのは当然だと思えるのですね。ですから、かわり得

るものはないかということでいろいろ研究もされておるようでございますが、安い、熱や化学薬品等に強い、それから加工しやすい、電気絶縁性もいいというようなことになると、なかなかそれにかわるものがないということで、使われていくという状況がなおあるわけでありませう。

そういう点で、環境庁として当面はまだそれほどでないということで基準の設定なんかは見送られたということでございますけれども、諸外国では規制の動向はどういう方向になってきているのか。それから、分解、変質することのない環境蓄積性の高い物質というように書いてございますが、これは長期蓄積すると問題なんだということで、潜伏期間も非常に長いのですね。二十年、三十年ということで、そして発病しますと六カ月ぐらいで死ぬという症例がたくさんあるわけでありませう。そういう点で、長期的な視点で対策を立てる必要があるのじゃないか。本年度の予算でどのような対策を講じられておるのか、伺っておきたいと思ひます。

片山説明員 お答えいたします。

諸外国におきますアスベストの規制状況でございますが、一九七〇年代にアスベストと肺がんとの関係が特に労働環境の場で確認されておりまして、諸外国もそういう観点から作業環境における規制の必要性ということを認識いたしまして、一九七〇年代後半に労働環境の場における規制措置を行っております。主なその規制内容としましては、アスベストの吹きつけ作業の禁止それから作業環境におけるアスベスト濃度の設定ということでございます。それからまた、国際機関でございますILOとかWHO、それからOECD等でも、アスベストにつきましては適正な管理のもとで使用すべきであるという方向で現在検討が重ねられておるわけでございます。

ただいま御指摘のございました環境庁としての対応でございますけれども、アスベストにつきましては、特に昭和五十六年度から専門家に依頼しまして種々検討をしていただいたところでございますが、その検討結果によりますと、現在の一般環境大気中のアスベスト濃度は直ちに問題ではないという御指摘でございます。しかしながら、今後未然防止という観点から、この環境大気中のアスベスト濃度の推移を把握しておくことが重要であるという御指摘がございまして、六十年代からアスベスト濃度の環境濃度の長期的なモニタリングを行うということを考えておるところでございます。それから関係省庁、地方公共団体、関係業界に対しましても、アスベストの環境大気中への排出の規制ということにつきまして配慮方を依頼したところでございます。モニタリングの内容といたしましては、全国的に私どもが五十六年度から三カ年かけましてモニタリングをしたそのところをフォローするといったようなことを考えておるところでございます。

梅田分科員 これは実際に建築現場で働いている人は本当に真っ白になるくらいかぶっているのですよ。大量被曝しますと将来アスベストのじん肺になったりするわけございまして、だから労働環境を点検して必要な基準なんかをつくっていくことも必要だろうと思ひますし、建材はなかなか代替されたものができにくいということでございますが、通産省としてきちっとこの問題は重視してやっていくということで、ちょっと大臣、御答弁いただけませんか。

篠島政府委員 環境庁あるいは関係各省等の趣旨を十分踏まえまして、通産省として対応していきたいというふうに考えております。

藤田(ス)委員 私は、アスベストの汚染の問題についてお尋ねをしたいと思います。

アスベストというのは、商業的に生産され出して百年以上の歴史がありますけれども、耐熱性、化学的安定性に恵まれ、あるいは断熱性、電気絶縁性という点でも非常にすぐれた特性を持っております。したがって、工業原料だとか建築材料、自動車のブレーキ、クラッチから家庭用電気製品まで、非常に幅広く使われているわけです。同時に、アスベストを扱う労働者は、世界各国で石綿肺あるいは肺がん、中皮腫というふうな職業病にかかり、大変問題になってまいりました。日本でも、一九五五年ぐらいから非常に利用が急増いたしまして、現在年間三十万トンぐらいの輸入量になっているというふうに聞いております。

この石綿による職業病対策として、労働省は、アスベストを扱う労働者が石綿肺、肺がん、中皮腫になった場合の災害補償、あるいはまた、労働者の健康を守るために、特定化学物質等障害予防規則と、五十一年の五月の二十二日に行政指導基準が設定されまして、いろんな措置をとっておるところであるというふうに認識をしておりますが、これは、きょうは労働省をお願いしておりませんが、そういうことでよろしいですか。

三浦政府委員 アスベストにつきましては、労働省の方は職場環境の基準として、先生おっしゃったような方向でやっております、私どもも昭和五十四年度の調査からいろいろと検討しておるわけでございますが、本格的には、今年度から予算をいただきまして、三カ年計画でこれからやっていくということでございます。

藤田(ス)委員 労働省は一九七八年に、石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書というのをつくりまして、この中で、石綿にかかわる健康障害を、歴史的に見ると、第一段階は、職業病としての石綿肺が認識された時期、それから第二段階は、その石綿肺にがんの合併する率の高いことが知られた時期、そして最近は、石綿曝露とがんの発生の問題が、特定の職業人のみならず一般の市民へと拡大をしてきた時期、こういうふうな現在の危険について警告をしているわけです。

そこでお尋ねをしたいのですが、環境庁は、先ほどおっしゃいましたように、昨年八月に新聞発表されましたね。大気中のこの石綿汚染を規制するために今年度から三年計画で実態調査をする、こととしてはその予算もついたということなんですが、私は、新聞発表のあったそのとき、すぐ担当の方からその三年計画の内容についてお話を聞かせていただいたわけです。環境庁として、一体事前にどういうふうな調査をされ、一定の研究をベースにしてこういう計画の取り組みを言われるようになったのかなど、そのときも考えました。そうして、労働省の専門家会議の報告を受けたことかなとも思ったわけです。

ところが、いろいろ調べているうちに、環境庁は非常にいい調査をしていらっしゃることを私は知りました。それは、日本科学技術情報センターに委託をして調査されたこの報告書でございます。「大気中発がん物質のレビュー 石綿」というふうに題をさせていただきます。私はこれは資料要求をいたしまして環境庁の方からいただいたわけですが、環境庁はどうしてこういう報告書を早く公表されなかったのでしょうか。

三浦政府委員 職業環境におけるアスベストと肺がんあるいは中皮腫、こういうことはかなり古くか

ら知られておったわけでございますが、最近非常にアスベストの使用量が多くなってきたということがございまして、私ども一遍これは文献レビューでもやっておかなければいかぬのかなということで、五十四年度に始めたわけでございますが、これは五十四年度の調査を五十五年の三月までにまとめる予定だったのですが、ちょっと印刷が長引いたという事情もございまして、これは決して部内の秘密の資料ではございませんで、関係の機関あるいは先生方にはお配りしてございます。いま都道府県の方にも発送中か発送したか、都道府県の方にも渡そうということでいまやっておる次第でございます。

藤田（ス）委員 そうなんですかね。こういうものはありませんかと国会図書館に聞いたんですよ。そうしたら、ないと言うんですね。それで、環境庁の方にぜひお問い合わせをいただきたい、こういうふうに言いましたら、環境庁の方は、これは内部資料だから出せないのだというふうにお答えになって、国会図書館にも置かれていなかったのですよ、これは私の間違いですかね。新聞記者の皆さんにも私は一応、環境庁からこういう資料が出ていると思うのですが、皆さんはお受け取りになりましたかということをお聞きしたけれども、余り受け取ったというふうな答えは返ってきませんでしたよ。一般にこれだけ問題になっているアスベストの問題を 私は恐らく本邦初めてだと思うのです。一般環境の中からこのアスベストをとらえて研究をしていくということ、これは文献レビューということですが、こういう資料を出されたのは初めてだと思うのです。印刷がおくれたとおっしゃいましたけれども、そういう理由があったにせよ、私は、今日現在では、そうしたらこれは府県にも送られて、新聞記者の皆さんも要求をしたら出される、国会図書館にも要求があれば出される、こういうふうな認識をしていいわけですか。

三浦政府委員 毎年私どもの方でたくさんの検討会の資料が出ておりまして、これはその都度国会図書館に届けるのかどうか、私はその辺までちょっと知らないのですが、決して秘密ではございませんで、これから資料を欲しいというのなら、私の方でもこれはお出ししたいと思う資料でございます。

それから、中も、ちょっと先生お読みいただいておわかりだと思いますが、非常に漠然とした研究の文献の集合体でございますので、その点なかなか素人の方にはわかりにくい点もあるかと思いますが、御要望があれば、別にこれはどこにでも出して構わない資料でございます。

藤田（ス）委員 要求があればどこにでも出して構わない資料ということで、そうしたら、これから要求があればすぐに出していただく、国会図書館からも要求があったはずですから、ぜひそれにこたえていただくということでお約束をしていただきたいと思います。よろしいですね。首を振られましたので、そういうふうな認識をします。

この報告書を私は読んでいて、はあ、なるほどなと思ったのですが、アスベストというのは、大気中の心配、私はそういうことが主なのかなというふうな思っておりましたけれども、ここには、たとえば食品添加物としてのタルクですね、タルクというのはチューインガムの中に入れる添加物なんです、5%以下というふうな何か基準があります。それからお酒とかビールとか果実酒、そういうものにもフィルターとしてアスベストを使用して混入しているというふうなこと、あるいはまた飲料水とか医薬品にも石綿が含まれているというふうな書かれているわけです。もっともこの報告書は非常に冷静でありまして、「石綿の経口曝露における発癌の実現性に関しては、現在のところ可能性は少ないものと想像される」というふうな書いております。私は、それが危険だからいますぐどうのこうのということではございませんが、この報告書の中にも、しかしながら「留意の外におく訳にはいきまい。」

というふうに結んでおりますね。

藤田(ス)委員 私はここに、「現代化学」一九八一年三月号の神山宣彦先生の書かれた「アスベスト」という題の論文を持っているのですが、これを見ましたら、アメリカが日本や東南アジア諸国から毎年一千万台以上も輸入しているヘアドライヤーから、アスベスト繊維が飛散して、それを吸入する消費者が危険にさらされているというのである。そのため、現在ではそういうアスベスト板を使った絶縁体が雲母板やあるいはセラミックス板に変えられたという。こう書いているのですね。もっと神経質になってもらいたい。全体にこのごろ、新聞を見てもずいぶんアスベストのことが書かれている時代ですから、そういう点では私はもっと神経質になるべきじゃないかと考えるわけです。この報告書は、もちろん一般大気中の石綿についても重大な警告をしているんじゃないでしょうか。濃度は非常に低いと断りながらも、アスベストの使用が一般の建築や交通機関など日常生活に広く広がって、一般住民の生活環境中にばらまかれていること、あるいは工場周辺や建築現場周辺などでは疾病が起こる可能性があること、そして、非職業性の石綿曝露に関するわが国の現状を把握するための組織的な活動が直ちに開始される必要があると痛感される、こういうふうに言っているわけです。

先ほど申し上げました環境庁の三カ年計画ですけれども、こうした指摘に対して、私はもう一度環境庁の御見解をお伺いしたいわけです。

三浦政府委員 先生御指摘のとおり、このアスベストというのは昭和三十年ごろから急激にふえ出した。当時、年間使用量が三万トンぐらいだったわけです。それがいま三十万トン、昭和五十四年で二十四万トンという数字が出ておるわけです。先ほど申し上げましたように、労働環境ではすでに肺がんあるいは中皮腫との関連はかなりはっきりとわかってきておるわけです。

そこで、私ども、これはほっておいてはいかぬなということで文献レビューから始めたわけがございます。先生はそれを詳しくお読みになっておるようですから、中身はもう申し上げますが、要するに、現段階では一般住民におきます健康影響の問題については明確な関連性はわからない、それが一つでございます。しかし、アスベストと肺がんとか中皮腫との関連を考えると、やはり濃度を最小限にとどめるべきだという提言がなされてございます。

それからもう一つの大きな結論といたしましては、先ほど申し上げましたように、戦後アスベストは非常に使われ出した。したがって、非職業性の曝露においてもこれから留意していかなければならぬのじゃないだろうか、こういう御提言をいただきまして、私どもはこれは全く同感でございますので、予算要求をいたしましたところ早速お認めいただいたというわけで、これから調査に入るわけでございます。

藤田(ス)委員 そうということで、新聞でも報道されておりますように、取扱量だとか、あるいは利用品目だとか、防止技術の現状、あるいは代替品の有無、あるいは一般環境中の濃度などを調べて、そういうデータをもとに、石綿の使用だとか排出量と環境濃度の相関モデルをつくって、将来の濃度を予想し、どんな規制が必要か検討するのだ、こういうふうに新聞でも書かれておりましたが、現在ではどうなんですか。いま現在は何に取り組まれているのですか、この間予算がついたところですが。

三浦政府委員 いま現在は、いただきました予算でこれから三カ年でどういう計画をしていこうか、そのためにはどういう先生方にお集まりいただいて検討したらいいのかなということで、準備をして

おるわけでございます。ただ、一方、そういう健康影響の問題の提起がしばしばあるものですから、かなり最近いろんな調査がなされ出してまいりました。いまそれらを集めている中身を読んで検討を始めておる、こういうことでございます。

藤田（ス）委員 健康濃度の問題に触れられましたので、私もこの点は強く要望をしておきたいと思うわけです。

最近発表されました日本産業衛生学会で、労働科学研究所の海老原先生が、老人健診の際にもレントゲンの直接写真では、東京都内の老人二千四百四十九人中八十三人にアスベスト特有の肋膜肥厚斑というのがあらわれたというふうに言われておりますし、曝露量が比較的大きいことが予想される副次的職業性曝露というもの、あるいは近隣曝露。副次的職業性曝露というのは、御主人がそういう工場に勤めておられて、それに関係して奥さんが影響を受ける、曝露される、こういうことですので、ある意味では労働省サイドかもしれませんけれども、近隣曝露ということになったら、これは環境庁そのものずばりだと思うのですね。

そういう点では、この調査でも着手の第一の対象として重視されるべきであると言われているこういう近隣曝露を、健康面から調査をして、しっかりとらえていってもらいたいということを強く要望したいわけです。もう一度お聞かせいただきたいと思います。

三浦政府委員 先生ただいまおっしゃった老人健診の結果報告は、この間新聞に載って、私も中身は拝見させていただいております。ただ、この研究は、東京、神奈川、埼玉、千葉ですか、それから静岡、石川、その辺の老人健診の一万枚のレントゲンを集めたその結果、肋膜肥厚斑、これは非常に鮮明にガラス状の肥厚斑が出てくるわけですが、それを抜いて職業歴、生活歴を調べたわけですね。それで追跡調査をやったわけでございます。

ただ、私この報告書でもう少し検討が必要じゃないかと思うのは、職業歴、生活歴が職場と関係あった以外の人はずべて公害だ、こうきめつけて類推しておられるわけですが、その辺、もう少し慎重に検討すべきじゃないかと思うわけです。決して私ども否定しているわけじゃございません。

そういう意味で、いま各地の文献も集めておりますから、いずれまたいろいろ見解ができたところで御報告は申し上げますが、とにかく私どもは、いま先生御指摘になりました近隣、近くに住んでおる、これは確かにいろいろ問題点もございますので、この点も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

藤田（ス）委員 健康調査にも取り組んでいただけというふうに私理解をいたしまして、本当に要望をしておきます。

通産省の方も、自動車だとか、建築材料だとか、さっき言いましたような家庭用電気製品など、大気中に石綿を発生させる可能性のある商品については、この際調査をして総合的にやらぬと、環境庁ばかりが一生懸命走っても、その後何か出てきたら取り組もうかというようなことでは困るわけです。だから、ひとつこの際業界を指導してこういう危険を未然に防止していく、そしてそれにかわる商品がないかどうかという研究も厳密に進めていくという立場で取り組んでいただきたいと思います。

寺松説明員 お答え申し上げます。

先ほど先生が御披露いただきましたように、まだ傾向的にはアスベストの健康被害等が出ていると

というようなところまでは明確にいておりませんが、こういうものにつきましてはできるだけ被曝を避けるということが必要かと存じます。したがって、先ほど通産省からお話ございましたが、私どもも、業界等よく指導しながら、あるいは国税庁と相協力してそういう業者等を指導してまいりたいと存じます。

それからお 文献等についてでございますが、先ほど環境庁の方から御披露がございました。これは五十五年三月で取りまとめられておりますけれども、その後の新しいデータが各国際的にもいろいろあるやに聞いております。したがって、私どもは、専門家の専門的ないろいろ御協力を得ながらそういう文献をも収集し、検討してまいりたい、こういうように考えております。

藤田（ス）委員 大臣、最初からお聞きいただいて、アスベストへの取り組みについて御理解をしていただいたと思いますが、この予算、三年計画で取り組むということになっていたのですが、削られているのですよ。こんな大事な、国民の命にかかわる問題なんですから、ぜひこの三年計画が本当に全うできるように大臣も精力的にお力添えをいただきたいと思っております。何といたってもまだ一般環境中のアスベストの汚染状況は十分把握されていないわけです。これを読んでも、ほとんど外国の資料で、ちっとも日本のことがわからないわけです。これは人体に対する影響の調査においてもまたそういうことなんですね。だから、私は、なおさら、環境庁が本邦で初めて取り組まれた報告書をみんなにもっと読んでもらうべきじゃなかったかというようなことで、最初に指摘したところなんですから、ひとつそういうことでこの問題をきっちり進めていただけるということをお約束いただきたいわけです。

98-参-公害及び交通安全対策特...-5号 昭和 58年 03月 30日

小平芳平君 次に、アスベストについて労働安全衛生法による規制が行われておりますが、環境庁でもこの検討調査を進めておられますか。あるいは外国における規制状況はどんなふうになっておりますか。

政府委員（吉崎正義君） 御指摘のように、アスベストにつきましてはアスベスト灰などの健康障害があることが明らかでありますために、労働安全衛生法による作業関係での規制は実施されておるところでございます。

外国のお話ございましたが、たとえばアメリカでは目に見えるような状況で排出してはいかぬとか、私のいま承知しておりますところではかなり大ざっぱな規制がなされておるようでございます。私どもといたしましては、そういう状況でございますために、昭和五十六年から三カ年計画をもちまして都心部、住宅地域、道路沿道等における環境の濃度、排出状況及び防止技術の実態等の調査を行っておるところでございます。これはたとえば窒素酸化物をはかりますようになかなか機械ではかるわけにまいりませんで、顕微鏡で一々のぞいて数を数えるんでございます。それでなかなかむずかしんでございますが、調査員の訓練等もいたしましてそういう調査を実施いたしております。これをもとにいたしまして、環境体系のアスベスト排出抑制に対する適切な対策を検討してまいりたいと考えております。

梅田分科員 きょうは、通産省関係予算の中で中小企業金融の問題を中心にお伺いしたいと思っておりますが、その前に、環境庁からもおいでをいただいておりますので、通産省としても建材なんかを扱っておられますので、アスベストの問題につきまして若干お尋ねをしておきたいと思えます。

環境庁は先月「アスベスト（石綿）に係る調査検討結果の概要」というものを公表されたわけですが、大気中にアスベストの粉じんがかなり広がっており、これは発がん物質であるということで、かなり大きな反響を呼んでおられるわけですが。私の住んでおります京都山科の近くに建設関係に従事されております方がございまして、かねてから、防火壁、断熱材などに多く使われておりますアスベストにつきましては規制が要るのじゃないかということで要望を聞いておりました。建材の担当の方やあるいは厚生省の方にも今まで聞いてきたことがあるわけですが、なお規制の強化をやるということにはなっていないし、それから環境庁としても当面は規制措置は見送るということで、監視を続けるというようなことですが、相当量、年間二十万ないし三十万トン消費されておる。それから、これは鉱物でございますからなくならないのですね。だから、消費するといましても、だんだん蓄積されていくという感じでございます。昭和三十五年以降を考えただけでも約四百五十万トン輸入されておるといように伺っておられるわけですが、まず通産省としてはこの消費量の実態をどのように見ておられますか、お伺いしたいと思います。

篠島政府委員 五十八年度の石綿の消費量は約二十一万トンでございまして、その主な需要先は石綿スレート等の建築材料であり、消費量の約七〇％を占めております。その消費動向でございますが、五十五年が二十七万八千トンということでございまして、今申し上げましたように五十八年はかなり落ちておりますが、五十六年、五十七年と経年的に漸減しております。

その理由といたしましては、ただいま申し上げましたように建築材料の需要が中心だということでございまして、建築投資の低迷、それから石綿を使用していない他の建築材料との競合、そういったことで需要が低迷しております。それからまた、ブレーキだとかパッキング等に用いられる石綿製品につきましては、脱石綿化等による需要の伸び悩みがございます。全般的に最近の世界における石綿に対する規制方向が出てきておることにかんがみまして、石綿の代替品をいろいろと検討しておるところがどうございます。以上のような近況でございます。今後とも石綿の消費は弱含みで推移するというふうを考えております。

梅田分科員 三月二日の朝日新聞に「石綿汚染、一般人の肺も」ということで「富山医科・薬科大教授 九七％の高率で検出」というショッキングな報道がなされておりますが、これによりますと、「富山、石川両県内で病気などで死亡し解剖された人たちの肺について石綿汚染度を調べたところ、二百三十五遺体のうち九七・四％の肺が石綿粉じんの汚染を受け、汚染度の高い人ほど肺がんにかかっている率が高いことがわかった。」これは解剖例でございますから非常にショッキングなニュースなわけですね。そして「石綿小体は肺の中に入った石綿繊維を破壊しようとしてたんぱく質がまとわりつき、くし団子状になったもので、その数によってそれぞれの肺の石綿汚染度がわかる。」ということで状況も書かれておるわけですね。さらに「また百五十一本以上の遺体については、そのほとんどが大工や左官の人で、石綿を直接扱う人で、石綿が混入した建材などを扱う人ほど石綿汚染度の高いことも判明した。」ということで、大工、左官屋さんが恐れておられるのは当然だと思えるのです。ですから、か

わり得るものはないかということでいろいろ研究もされておるようでございますが、安い、熱や化学薬品等に強い、それから加工しやすい、電気絶縁性もいいというようなことになると、なかなかそれにかわるものがないということで、使われていくという状況がなおあるわけでありませう。

そういう点で、環境庁として当面はまだそれほどでないということで基準の設定なんかは見送られたということでございますけれども、諸外国では規制の動向はどういう方向になってきているのか。それから、分解、変質することのない環境蓄積性の高い物質というように書いてございますが、これは長期蓄積すると問題なんだということで、潜伏期間も非常に長いのですね。二十年、三十年ということで、そして発病しますと六カ月ぐらいで死ぬという症例がたくさんあるわけでありませう。そういう点で、長期的な視点で対策を立てる必要があるのじゃないか。本年度の予算でどのような対策を講じられておるのか、伺っておきたいと思ひます。

片山説明員 お答えいたします。

諸外国におきますアスベストの規制状況でございますが、一九七〇年代にアスベストと肺がんとの関係が特に労働環境の場で確認されておりまして、諸外国もそういう観点から作業環境における規制の必要性ということを認識いたしまして、一九七〇年代後半に労働環境の場における規制措置を行っております。主なその規制内容としましては、アスベストの吹きつけ作業の禁止それから作業環境におけるアスベスト濃度の設定ということでございます。それからまた、国際機関でございますILOとかWHO、それからOECD等でも、アスベストにつきましては適正な管理のもとで使用すべきであるという方向で現在検討が重ねられておるわけでございます。

ただいま御指摘のございました環境庁としての対応でございますけれども、アスベストにつきましては、特に昭和五十六年度から専門家に依頼しまして種々検討をしていただいたところでございますが、その検討結果によりますと、現在の一般環境大気中のアスベスト濃度は直ちに問題ではないという御指摘でございます。しかしながら、今後未然防止という観点から、この環境大気中のアスベスト濃度の推移を把握しておくことが重要であるという御指摘がございまして、六十年代からアスベスト濃度の環境濃度の長期的なモニタリングを行うということを考えておるところでございます。それから関係省庁、地方公共団体、関係業界に対しましても、アスベストの環境大気中への排出の規制ということにつきまして配慮方を依頼したところでございます。モニタリングの内容といたしましては、全国的に私どもが五十六年度から三カ年かけましてモニタリングをしたそのところをフォローするといったようなことを考えておるところでございます。

梅田分科員 今のは予算はどのくらいかかるのですか。

片山説明員 予算は約千三百万円でございます。

梅田分科員 これは実際に建築現場で働いている人は本当に真っ白になるくらいかぶっているのですよ。大量被曝しますと将来アスベストのじん肺になったりするわけございまして、だから労働環境を点検して必要な基準なんかをつくっていくことも必要だろうと思ひますし、建材はなかなか代替されたものができにくいということでございますが、通産省としてきちっとこの問題は重視してやっていくということで、ちょっと大臣、御答弁いただけませんか。

篠島政府委員 環境庁あるいは関係各省等の趣旨を十分踏まえまして、通産省として対応していきたいというふうに考えております。

104-参-建設委員会-6号 昭和61年04月02日

上田耕一郎君 ひとつお願いしたいと思います。

もう時間が余りないんですけども、最後にちょっとアスベスト問題、これを取り上げたいと思います。

去年は、アスベストの代用品としてのグラスウール公害を取り上げたんですけども、このアスベスト問題も日本でもかなり大きな問題になっているので、お聞きしておきたいと思います。

これは、今では我が国は年間二十万トン消費で、アメリカの二十四万トンに次いで西側第二位の大消費国になっておるわけです。よく御存じのように、建設資材には多く使われているわけですね。内装部、それからスレートとか、アスベスト吹きつけ壁、これは今はなくなっておるけれども一時あったわけです。それから、自動車のブレーキにも使うんですね。それで公害がいろいろ問題になっているわけですね。建築物を解体するときにアスベスト公害が起きてくる。それからアスベストの製造のところでも起きる。それから自動車のブレーキで起きるといふふうに言われているわけでありまして。それで、分解しないので、大気中に拡散して蓄積する一方で、肺がんの原因になっている疑いがある。西ドイツでは、九一年以降建築物のアスベスト使用を制限し、小型車のブレーキへは使わないということを決めたといひます。それから、アメリカの環境保護局は五つの分野で即時使用禁止を決めて、十年後にはアスベスト全面禁止という方針を打ち出したといふように伝えられているんですね。

労働省にまずお伺いしますけれども、この労働災害認定に至った経緯と、その後の認定患者件数、いかがでしょうか。

説明員（富田達夫君） 昭和五十三年から現在までに把握している、石綿による肺がん及び中皮腫による労災認定者の累計が、約三十名でございます。その認定者数はここ二、三年、一年間に四ないし七名程度で推移しております。

上田耕一郎君 四 - 七名程度ね。

環境庁にお伺いしますけれども、環境庁は去年の二月二十二日に三年がかりでアスベスト汚染問題、調査をされました。それから、去年は「アスベスト排出抑制マニュアル」というものも環境庁でお出しになっておりますけれども、調査結果、それから今後の方針について環境庁にお伺いします。

説明員（片山徹君） アスベストにつきましては、発がんの問題が知られておりまして、アスベストによります大気汚染を未然に防止するため、環境庁では昭和五十六年度から専門家に依頼しまして種々調査検討を行ってまいりました。

その内容でございますけれども、住宅地域とか商業地域等の立地特性格別の環境濃度の測定を行ったわけでありまして。それから、アスベスト生産事業場等の各種発生源におきます排出の実態、それからその対策について検討したものでございます。

その検討結果でございますけれども、現在の一般環境大気中におきますアスベストの濃度は直ちに

問題となる量ではございません。しかしながら、アスベストは環境蓄積性の高い物質でございます。それから、大量に輸入されておりまして、広範に使用されておる、このような実態がございますので、やはり環境大気中のアスベスト濃度の推移を把握しておくことが極めて重要であるというのが、この検討結果の内容でございます。

これに対しまして環境庁におきましては、関係省庁それから地方公共団体並びに関係業界に対しまして、アスベストの環境大気中への排出の抑制等につきまして配慮方をお願いいたしましたし、また環境庁自身としましては、昭和六十年から環境大気中におきますアスベストの環境濃度の長期的なモニタリング、監視、こういうことを始めたわけでございます。

上田耕一郎君 労働省にお伺いしますけれども、五十一年の労働基準局長通達では一濃度は一立方センチ当たり繊維二本、一リットル換算で二千本と決められたわけですね。環境庁の今の調査結果も、この環境基準と比べて、今のところ百分の一から一万分の一で、低濃度で大丈夫だ、大体そういう結果になっておるようなんですが、労働省、どうなんですか、この今の基準で肺がんへの影響ですね。今後、いろいろ肺がんへの影響はまだわからぬ状況もあるようですけども、大丈夫だという調査結果になっているんでしょうか。

説明員（富田達夫君） 昭和四十九年にWHOのIARC、国際機関から得ておりますモノグラフによりますと、石綿による問題として肺がんが取り上げられた。それを踏まえまして、昭和五十年に特定化学物質等障害予防規則の一部を改正して、石綿を特別管現物質として規制したわけでございます。

同時に、その徹底を図るために、五十一年に行政指導通達を出しまして、石綿による肺がんの予防について万全を期し、現在に至っているわけでございます。

上田耕一郎君 環境庁は今の調査結果に基づいて、環境庁の方針を見ますと、今のところ大丈夫だというので、二月二十一日に通知を出された。これは非悪化原則というふうに書いてあるわけですか。悪化させない、今のままなら大丈夫だから悪化させないという運用方針だというんですが、先ほど申し上げたような西ドイツとかアメリカとか、そういう国際的な規制の強化という国際的傾向と比べると、ちょっとなまぬる過ぎると思うんですけども、自信はお持ちなんですか。

説明員（片山徹君） 先ほど先生がおっしゃいました、米国におきます石綿使用禁止の措置でございますが、これは本年の二月にTOSCAという、これは有害物質規制法でございますけれども、これに基づきまして五品目の石綿使用の禁止、それから、今後十年後に全面的にその他の使用についても禁止をする、このような方針を立てまして、現在、これにつきましてはこの有害物質規制法によりましてその案が告示をされておりますということでございまして、大体これが九十日間の告示が行われまして、その間にいろいろ公聴会が開かれるということでございます。私どもはその行く末を見守っておるということでございます。

上田耕一郎君 もう時間が参りましたので、これ以上お聞きすることはできないんですけども、このアスベスト汚染、特に肺がん問題というのは新しい問題なんですね。日本でも、新聞を見ますと、沖縄で労働組合やなんかを取り上げ始めている。これは米軍基地でいっぱいアスベストを使っていますので、それが問題になっている。それから、沖縄の県庁を今度壊す。あれはアスベストをいっぱい

使っているのです、それで日本では沖縄で今取り上げて問題になっている。NHKもこの間、それをやったようすけれどもね。

宮本憲一大阪市大教授、これは「公害研究」で有名な方ですが、アメリカの専門家のセーコフ教授にお会いしたことを書かれております。アメリカではアスベストを使用した工場の労働者二千七百五十万人、そのうち七百万人が既に死んでおり、日本でもこの死者が相当多いんじゃないかということをお教授が言われているということなども書かれているんですね。まだ不明のところが多いと思いますけれども、やはり国際的にアスベストの公害、特に肺がんへの影響、大問題になっていると思うので、やっぱり建設産業でも使っておりますので、ひとつ建設省でもこの点関心を持っていただきたいと思うんです。

建設資材は全体の占める量が最も大きい、その点でここで働く労働者への健康障害が心配だと思うんですわ。しかし、まだほとんどみんな知らないわけです。そこでまず、対策というよりも、少しこのアスベスト公害の問題の宣伝、啓蒙ですね、これに力を入れるべきではないかと思っているんですけれども、その点について建設省の対応を、お考えをお伺いして、質問を終わります。

政府委員（清水達雄君） 私ども実は、新しい問題で、十分勉強はいたしておらなかったわけでございますけれども、建設業で使う場合には石綿スレートというふうないわゆる加工された形で使いますので、取りつけや何かするときにはそういう余り大きな問題はないのじゃないか。ただ、取り壊しなんかをするときにどうも問題がありそうでございますので、業界に対しましても注意を喚起して、いろいろ今後勉強をしてもらうように努力したいと思います。

107-参-決算委員会-1号 昭和61年10月17日

刈田貞子君 大変に時間がない中で、実は今の不況下の中で大事な機能を果たすこの調整金の問題についてもうちょっと私伺いたかったんですけれども、今度新しく二十日から行っていきます状況も見ながら、また機会を得させていただいていろいろ伺わさせていただきたいと思います。

次に、アスベスト問題についてお伺いをするわけでございますが、十月一日から一週間でございますか、労働衛生週間というようなことで大変いろいろな行事が組まれ、その前二週間ですか、準備期間等もありまして、大きな労働環境問題についていろいろ論議が出ており、また、一昨日からシンポジウム等もいろいろあっちこっちで開かれているようでございまして、大変結構だと思います。

それで、私は、前々から関心を持っておりましたこのアスベストの問題についてちょっと労働省の御見解を伺っておきたいわけでございます。

環境庁がまず見えていると思うんでございますけれども、環境庁は昨年の六十年六月二十日にこのアスベストにかかわる環境状況についての見解を御発表になっておりますね。私、大変不足があるんでございますけれども、まず、時間がないので一言。

今、アスベストはそんなに一般社会に対して害は持っていないというふうな御見解なんだと思うんだけれども、根拠を二つぐらい簡単におっしゃってください。

説明員（浜田康敬君） 先生今御指摘のとおりでございまして、環境庁におきましては、五十六年から一般大気環境中のアスベストというものに着目をいたしまして、専門家に依頼をいたしまして種々

の調査、検討を行ってきたわけですが、その結果を昨年、つまり六十年の二月に公表いたしております。

その結果によりますと、一般の環境中のアスベスト濃度というものは、大体、これは単位は繊維数、一リットル当たりの繊維数ということになりますが、〇・一から一〇というぐらいの範囲でございまして、これがどうかという評価でございませけれども、この点につきましては、一般の環境の基準というのは世界的にもございませんで、私ども検討会の中でも、日本産業衛生学会が勧告しておられます作業環境の暴露限界として繊維数一〇〇あたり二個という基準がございませ。つまり、私どもの単位に直しますと二千という数字になるわけですが、これに比較いたしまして二けたないし四けた先ほど申し上げた数字は低いということから、直ちに一般の環境として健康に問題になる状況にはないという判断をいたしたわけですが。

ただ、その検討の過程で課題として指摘されましたのが、一つは、アスベストが環境蓄積性が高いということがございませますので、今後、場合によりましては環境濃度が増加していくことも懸念されるということでありまして、そういう点から私どもとしましては、六十年以降、長期的なモニタリングということを一般環境中で実施をしてみたいというふうに考えているところでございませ。

刈田貞子君 私は、環境庁のその発表を見ましたとき、問題に思ったのが二点。

一点は、労働衛生安全基準を基準にして物を考えておられる。つまり、一〇〇中今二本と言った、立方でいうと二千ですよね。それは一日八時間、一週間五日働いた場合のいわゆる労働安全基準を基準にして物を言っておられること。私がお尋ねしているのは、一般環境として考えられるアスベストの基準をやはり既に考えなきゃならないということの意味合いがあつてお伺いしているわけですが。それが一点。だから、安全だというふうに果たして言えるかどうかということですが。しかも、安全であるというその労働省関係の基準は、アスベスト肺という特殊な病気が発生するのを一%以下に抑えるという基準なんです。それ間違えたらいけません。

それからもう一つの問題点は、このアスベスト肺が出るまでには既にかんりのものがありまして、その前にやはり肺がんとかあるいは悪性中皮腫、こういう種類のをやはり考えていかなければならない。そのための基準も私は考えていってほしいというふうに思うんでございませ。

アスベストはギリシャ、ローマ、昔の時代から自然界に存在する物質ではあるけれども、最近とみに私ども生活環境の中に多く取り入れてきたということで、人間は今その中に埋まった生活をしているということ考えた場合に、これは環境庁としてもひとつ大きな課題であろうというふうに思ひませますので、一日二十四時間その中で暮らしている人の基準を考えなければいけないというふうに思ひませ。

107-衆-環境委員会-2号 昭和61年10月28日

岩垂委員 それでは引き続きまして、アメリカ海軍の横須賀基地で大改修中のミッドウェーから出されたアスベストの問題について質問を申し上げたいというふうに思ひませ。

その前に、これは一九八二年五月八日の読売新聞の夕刊でございませが、横須賀共済病院の三浦さんというお医者さんがチームをつくってアスベストの追跡調査をやってございませ。アスベストを取り

扱っていた作業者に肺がんが多発して、最近五年間に三十九人が死亡していることが明らかにされました。この調査に関連をいたしまして、瀬良好澄さんという国立近畿中央病院の名誉院長さんが、「肺組織の中に石綿の結晶物質が多く見られ、暴露歴がはっきりしていることから、石綿による肺ガンは間違いのないだろう。低濃度の暴露でも、肺ガンや悪性胸膜中皮シユを引き起こす可能性はあり、今回の肺ガン多発の事実から、全国的に実態調査をすれば、潜在患者がもっとたくさん見つかるだろう。職業性肺ガンに対する認識を高めるべきだ」というふうに語っておられます。一般的に、造船などのアスベストを多く使用する作業場で働く人々がこの繊維を吸い込むことで通常の何十倍というふうな発がんの危険を抱えているというデータも現実には出されているわけでございます。細かいデータを申し上げるつもりはございませんが、そういう指摘がございます。

これはもう御存じでございますから申し上げるまでもないと思いますが、あえて申し上げますと、ちなみにアメリカでは、一九七三年以来三万人がアスベスト企業を提訴している。アービング・セリコフという有名な教授の、年間九千人の死亡が予想されるというふうなことがございまして、EPA、環境保護局がことし初め、五つの分野でアスベストの即時使用禁止と十年後の全面禁止という方針を打ち出したことは御存じのとおりです。また、アメリカの労働省労働安全衛生局はことし六月に、大気中の中のアスベスト繊維の数をこれまでの十分の一の〇・二本以下として、基準を大幅に強化したというふうに伝え聞いております。またイギリスでは、これは政府が発表した統計なんですけど、一九七八年から二〇一八年、これからの話を含めてですが、それまでの四十年間に五十万人の人々のアスベストによる肺がん死亡を予想することができるというふうに発表しております。ちなみにこの数字は、第二次世界大戦で戦病死したイギリス軍二十六万五千人の倍に近い数になるわけでございます。

国際的にそうした取り組みが進んでいる中で我が国のアスベストに対する対策が必ずしも十分ではないというふうに言わざるを得ませんが、環境庁が昨年二月に大気中の濃度調査をまとめて、当面健康への影響は少ないという見解を示されました。そして、これらに対する対策を示すということについて必ずしも積極的ではございませんでした。このお立場は現在もお変わりございませんか、御答弁をいただきたいと思っております。

長谷川政府委員 お答えいたします。

アスベストによります大気汚染の問題でございますが、ただいま先生からお話しございましたように、私ども、五十六年以降、専門家の御指導をいただきながらいろいろな調査を行ってまいったところでございます。ただいま先生からお話がございましたように、六十年二月に公表した検討結果によりますれば、現在の一般環境大気中のアスベスト濃度は、日本産業衛生学会が勧告しております作業環境の暴露限界、二ファイバー・パー・立方センチメートルに比較いたしまして、百分の一から一万分の一程度のレベルでございます。そのようなレベルでございますから、直ちに問題となるレベルではないというぐあいに考えておるといって形で発表いたしましたところでございます。しかしながら、アスベストは環境蓄積性の高い物質でありますことを考えますれば、環境大気中のアスベスト濃度の推移を把握しておくことは必要であるということでございますので、当庁におきましては、六十年からアスベストの環境濃度の長期的なモニタリングを実施いたしておるところでございます。

岡本委員 うまいこと答弁だけで済ませてもだめですよ、やってもらわないと。環境庁も一遍調査なさったらどうでしょうか。全国のアスベストをやっているところ、三千ですか、それを一遍総点検をして、そこから、報道ですけれどもアメリカでは既に石綿の全面禁止方針を打ち出しているのですね。非常に厳しいものを打ち出しておるわけですから、米国に次ぐところの大量消費国の日本でも規制強化の検討が迫られているのではないかと。なぜかといいますと、この公害健康被害補償法のこういうところに、結局患者になった人は補償してあげなければいかぬ、片方で野放しでどんどん患者をつくっておいて、片方でお金を出している。病気になる方はたまったものじゃない。こういうことを考えますと、ぜひこの総点検をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

林部政府委員 御指摘の調査の問題でございますが、私ども五十六年以降発生源ベースの調査をしております。ただ私どもは労働と違まして職域ベースというのではなくて、一般環境ベースで調べることが主体になるわけでございますけれども、発生源として問題のあるようなところの周辺は調べております。既に昨年二月にその結果発表をいたしておりますが、その三年間の調査、もちろん自治体の御協力を得てやっているわけでございますけれども、七百検体から結果を得まして、私どもは昨年把握したレベルでは、直ちに問題になるというレベルではないという結論を下しております。

しかしながら、このアスベストは使用された場所にどんどん蓄積されていくものでございますから、どういうレベルで推移しているかということを経営してきちんとつかまえておく必要があるということで、六十年以降継続的な監視を行うということで、継続的監視という枠組みの中で、全国六十カ所弱ぐらいでございますけれども、そういうレベルを追跡しておる、こういう形になっております。

それから、先生のおっしゃる意味がいわゆる健康への影響のようなものを調べよということでございますと、これは非常にレベルが低うございますので、アスベストによってそういうものが起こってくるということが立証できる調査はなかなか難しゅうございます。先ほど先生御指摘ございました大阪の事例なども、職域のように比較的高濃度暴露を受けていたような方を追跡して行ってそういうものを蓄積して答えを出されたのではないかとというふうに、まだ私も十分精読いたしておりませんが、そういうようなものを追っかけて答えを出されたというふうに思っております。健康影響の問題になってまいりますと、一人一人をかなり厳密に追っかけていかないと、そこら辺の、これは職域の問題でございますが、因果関係の立証はなかなか難しいというような性格のものでございますから、一般環境中の一般住民の中から石綿の暴露によって発生するかどうかということは、現実には疫学調査という形ではなかなか難しいという問題があります。

もちろん、いろいろな症例報告的なものが積み重なって行ってそういう知見を踏まえて判断するというところでございますけれども、先ほど労働省の方から御答弁ありましたように、アスベストの発がん性あるいは中皮腫ができるということは医学的には既に認知されているわけでございますから、確かにアメリカが言いますように全面的に使用しないで済むということであれば、それはもう使用しないのがいいに決まっておりますけれども、なかなかそこまで移行が難しい場合には、私どもが現在とっておりますような長期的に継続監視をして、いろいろな場所でどういうレベルでアスベストの濃度が推移しているかというのを見ていくのが一番適切な方法ではないかと私どもは考えております。

岡本委員 そこで、私は素人だからあれですけども、この四月八日、仙台で開かれた日本病理学会

で発表された記事が出ておるのですけれども、「昭和三十年から昨年までに新潟大病院で死亡し、病理解剖した四十歳以上の男性千百三人について、腕組織—グラム中に含まれる石綿小体の本数を調べた。対象者の大部分は特に石綿を扱う職業ではなかった。」こういうのを参考にして一遍取り組んでもらいたい。これは私だけじゃないのですよ。あなたも吸っているのです。ここにおる人はみんな吸っているんだから、どこでどうなっているかわからぬわけですから、日本の国民の健康ということを考えますと、こういう事例が出てきたときは検討に値するのじゃないか、こう思うのですが、規制強化までもすぐいかぬかわからぬけれども、その点について一遍取り組んでみたらどうですか。

林部政府委員 御指摘のような点を踏まえての知見の収集ということは非常に必要でございますし、私ども今までも収集に努めてきておるつもりでございますし、これからもそういう点、大いに力を入れてまいりたいと思っております。

04-衆-商工委員会-13号 昭和61年04月22日

水田委員 答弁を聞いても、難分解性でしかも慢性毒性がある、そういうものはどこかほかの通産省がやればどうしても甘くなりますから、そういう感じがして仕方がないということだけ申し上げておきます。

ここで、この法案なりこの内容とは関係ありませんが、同じように自然に存在する物質の中で、発がん性が非常に言われておりながら、日本の行政の取り組みがおくれておるのはアスベストだと思います。その点を最後にお伺いしたいのです。

アスベストについては、例えば東京女子大学の広瀬教授が新聞でも発表しておりますし、それからアメリカでも大変な問題になってまいりました。さらに、これは中公審の環境保健部会の大気汚染と健康被害との関係評価等に関する専門委員会の報告にもアスベストの問題は触れられておるわけです。これは、労働省の方には扱っておるところがたくさんあるわけですね。例えば建物を倒したときはすごい量が出る、あるいはスレートをつくっているところでは常時大量のアスベストを吸っている。そして、調べてみればほとんどの人間がアスベストのあれを肺の中に持っておみ。肺がんがだんだんふえてきているというけれども、そういう点の対応が日本では全くおくれておると思うのです。

これは通産省は一体どう考えておられるのか、あるいは労働省、あるいはまた厚生省は発がん性の問題ということですから具体的な取り組みがあってしかるべきだと思うのですが、三省それぞれの御見解を伺いたいと思います。

岩崎政府委員 このアスベストは鉱物でございますので、残念ながら私どもの現在の化審法、人為的な化合物、化学物質を対象とするこの法律の体系内には取り込み得ません。したがって、通産省としてアスベストのそういう健康被害についてどうするかということについて、私全般的な見識を持っておりませんが、いろいろ理解しているところによりますと、アスベストの針状の状況そのものが肺の中に入ったときに肺がん等のいろいろな障害を起こすのではないかというようなことで、しかもそれが形状によって、大きさ等によって違うのではないかというふうな議論も諸外国においても、また日本国においてもありますようで、そういったアスベストの健康に及ぼす影響については、私ども利国産業の立場からも今後とも十分注目し、研究してまいりたいと思っております。

富田説明員 アスベストにつきましては、昭和四十年代末にWHOのIARC、国際がん研究機関、あるいは米国のACGIH等においてアスベストそのものは発がん性があるという評価がなされております。我々は、その評価を踏まえまして、昭和五十年に特定化学物質等障害予防規則を改正しまして、アスベストを発がん性物質であるということで特別管現物質として規制したところでございます。

その規制の内容といたしましては、まず第一に、石綿、アスベストを取り扱う労働者の作業環境を良好に保つために、原則としてアスベストの粉じんの暴露を防止する設備の設置、二番目に、石綿取扱労働者の健康を確保するため定期的に特殊健康診断を実施する、三番目に、その取り扱う作業場所における作業環境測定の実施、さらにはそれらの記録、すなわち特殊健康診断結果、測定結果、作業記録などの三十年間の保存を事業者にも義務づけているわけでございます。さらに、適正な作業が行われる必要がございますので、所定の資格を有する特定化学物質等作業主任者というものの選任を義務づけて、その者に作業に従事する労働者が石綿による汚染あるいはそれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮させることなどの規定を設けて、それらの規定を関係事業者にも徹底を図るように進めているわけでございます。

渡辺説明員 アスベストにつきましては、先生の御指摘にもございますように、天然物ということで化審法の直接の対象にはならない、あるいは、私どもこの法律のほかには毒物劇物取締法という法律も持っておるわけでございますが、急性毒性という面からはやはりこれの対象にもならないということで、私ども厚生省といたしましては、法的な有効な行政措置を講ずるものが現在のところないわけでございます。ただ、人への発がん性というような点で影響が非常に問題になっているということでございまして、これに関心を持ちまして、アメリカにおきましてアスベスト類の規制が行われるというようなことも聞いておりまして、私ども厚生省といたしまして、人の健康へ及ぼす影響ということに関心を持ちまして、今後いろいろな資料、文献も収集するという関係で関係省庁とも協議を進めながら、私どもなりに今できることは進めてまいりたいというふうに考えております。

水田委員 これは中公審の報告ですから環境庁の所管ですが、もう時間がありませんが、環境庁からそういう提起もされた。それぞれが相当早い時期から発がん性が言われながら、特に通産省は、基礎素材の産業の局長が、こっちは使う側ですからというのはよくない。これは国民も労働者もそれによって汚染されるし、被害を受けておるのですから。

最後に、先ほど来言っていますように、この法律については、全体の量を通産省だけが絞って、環境の方は環境庁の方でよく見ておいてください、こういうことではいかがかと思う節があります。化学物質というのは新しくできて、分解しないものが地球上にいろいろ存在する。一つだけでなく複合で人間が受けるあるいは自然が受けるということになれば大変なことです。もう少し慎重な取り組みが必要だろうと思うのです。この化学物質の安全性について取り組む大臣のお考え、もう一つは、アスベストについてはそれぞれ聞いてみても、危険性は皆言いながら実際にはどこも本気でやるという答弁にはなっていないわけですから、おいでになっているのは通産大臣ですから、その点は国務大臣としても環境庁、厚生省、労働省、通産省一体になって、一体どうかということは何らかの形で取り組むぐらいのことは大臣の口からお答えいただきたいと思っております。そういうことで、ぜひ大臣から所見を伺いたいと思っております。

渡辺国務大臣 複合汚染ということは当然あることでございますから、労働省それから厚生省、環境

庁、我が省、よく連絡をとりながら、そういう心配が避けられるように今後も十分配慮をしまいたいと存じます。

104-衆-内閣委員会-8号 昭和61年04月08日

井上(一)委員 環境庁にも聞いておきたいのですけれども、これは今の空気の中にはそうすぐに発がんという数値まではいってないと思うのですけれども、現在は低レベルであるけれども長期に蓄積をしていく危険が非常に予想されるわけであって、そういう意味では将来も含めてできるだけ早い時期において全面規制という、そういうアメリカ並みの問題が生まれてこようと思いますけれども、そういうことについての環境庁の認識もここで聞いておきたいと思います。

片山説明員 環境庁におきましては、このアスベストによります大気汚染を未然に防止するという観点から、昭和五十六年度から検討会を設置いたしました。その検討会におきまして、住宅地域、商業地域等の立地特性別の環境濃度の測定を行いまして、あわせまして各種発生源におきます排出実態、その対策、このようなことにつきまして調査検討を行いまして、昨年二月にその結果を取りまとめたということでございます。

その結果でございますが、現在の一般の環境大気中におきますアスベスト濃度は直ちに問題となるレベルにはなかったわけでございます。しかしながら、このアスベストは環境蓄積性の高い物質でございますし、広範に使用されているという観点から、環境大気中のアスベスト濃度の推移を的確に把握するということが極めて重要である、このような趣旨で検討会の報告書をいただいたわけでございます。このために、環境庁におきましては、この検討結果を踏まえまして、昭和六十年代から、地方公共団体と協力いたしましてアスベストの一般環境大気中におきます濃度の長期的なモニタリング、常時監視ということを行っているところでございます。

井上(一)委員 まだまだ環境庁も、地方公共団体への協力は要請されておりますけれども、もっと積極的にこの問題に取り組まなければ大変なことになると思うのです。

それで運輸省も、あらゆる分野にアスベストが使用されているということについては、これは各省庁とも、特に通産省に、代替物質の開発、今まさに先端技術の時代に入っているんだから、そういうことについては、需要業界を救うためにも代替製品の開発にうんと力を入れていかなければいけない。ユーザー業界の状況を現状のままですとらえると、通産は大変なことになりますよ。もう時間がありませんから、通産には警告を発しておきます。誤った認識の中で、この業界への現状時点での視点でこのアスベストの問題をとらえていると大変なことになる。むしろ発がん性物質であるという、がん撲滅に対する健康を保持する、健康な社会をつくっていくという意味からも、労働省や厚生省の見解に十分耳を傾け、協力をしていくという強い決意を私はいただきたいわけです。そういう決意があれば回答してもらって結構だし、なければ次回に送ります、私の持ち時間がありませんから。何か答えるということであれば答弁してください。

山本説明員 先生、今決意とおっしゃいましたが、まず御説明を申し上げたいと思います。

需要業界のことにつきましては先ほど先生も御指摘されましたので省略いたしまして、石綿の使用

につきまして人体に悪影響があるということで、そういう観点から政府として使用を制限するというようなことになりました場合には、当省としても、関係業界に対しまして、それに沿って使用の規制あるいは代替品の開発といったような指導をしてみたいと思います。

108 閉-参-決算委員会-2号 昭和 62年 06月 05日

刈田貞子君 質問させていただきます。

私はまず最初に、アスベストの問題から伺わせていただきますが、アスベストについては先般労働省の審査のときに、労働省に対して労働災害を含めた労働省の対応についてはお伺いをいたしました。そのときあわせて環境庁にもこのアスベスト問題をお尋ねしたわけですが、まず環境庁にお尋ねしますが、六十年二月にまとめられた五十六年から五十八年までの調査、「アスベスト（石綿）に係る調査検討結果の概要」、このことをひとつ下敷きにして環境庁のいろいろ御意見ないしは姿勢をお尋ねしたわけですが、今般六十年の状況をまとめられて調査なさいました「昭和六十年アスベストモニタリング事業結果報告」というものをこの六十二年三月にお出しになられたわけですか。

私はこの二つをあわせてもう一度見させていただきましたけれども、余り変化がないというふうに読み取っておるわけですが、まず、この今回の六十二年三月に出されましたモニタリング事業結果に関する見解から御説明いただきたいと思います。

説明員（長谷川慧重君） お答えいたします。

先生のお尋ねの本年の三月に取りまとめました六十年のアスベストモニタリングの結果の概況ですが、その結果をまとめて申し上げますと、一般環境におきますリスクは小さいという六十年二月の検討会によりまず評価が行われました前回調査の大気状況に比べまして大きな変化は見られない、先生の御指摘のとおりでございますが、そういうぐあいに大きな変化は見られないものの工場周辺等の地域におきましては、一部で比較的濃度の高いデータが観察されておる。

こうしたような結果を踏まえまして、私どもといたしましては関係省庁、地方自治体等に対しまして排出抑制等の努力を要請いたしておるところでございますが、さらに私どもにおきましても発生源周辺地域におきますより詳細な調査を実施することが必要であるというぐあいに考えておるところでございます。発生源におきます排出実態なり、あるいはその周辺環境の濃度について調査を実施したいというぐあいに考えておるところでございます。

刈田貞子君 先回も私の環境庁に対する論議の焦点はその問題でございましたはずで、労働省ではいわゆる作業員等に対する労働災害防止のためのいろいろな基準等ができておるけれども、一般市民、つまり一般国民のこのリスクというものに対する考え方、これが甘いのではないかとということで、先般私たしか環境庁ともお話をした次第でございますけれども、これは六十二年、本年二月十八日の朝日新聞でございますけれども、「大気中の石綿で発病？」という記事を見まして早速とっておきました。

このアスベストに関する研究調査は大阪を中心にして大変進んでおることは御存じのところでございますけれども、大阪の成人病センターの医師グループによって発表されているものでございますが、一主婦が中皮腫で死亡した。その主なる原因はどうしてもアスベストによるもの以外には考えられないということでございまして、もし、これがございませんでしたら後でお見せいたしますので、ぜひ

判断していただきたいわけですが、これは全く一主婦です。考えられる原因として、この主婦は九年間アスベストを使用する工場の周辺に住んでいたことがあったということがここに書かれておるんです。

大阪成人病センターのこの問題に大変熱心に取り組んでおられる森永先生の見解では、これはまさに工場から排出したところの石綿による中皮腫であると、こういうふうに断定をなさっておるようなんですね。私は、今回の環境庁が、いわゆる発生源周辺の問題にいささか目を配り出されたということに少し先回の発表よりは進歩があったのではないかなというふうに読み取りました。実はこういう近隣対策ということをやはりやっけていかないと、こういう種類のことがこれから漸次出てくるのではなからうかなということで、実はこれは大変小さな記事、決して大きな記事ではないんだけど、目についたのでございます。

そして、これは例の広瀬先生のレポートでございますけれども、「さまざまな理由で死亡した人々を解剖し、肺の中を調べる。もしそれらの人々が、生前アスベストにより汚染されていれば、肺内にアスベスト小体を発見できるはずである。」ということで、解剖をなさった例をここで挙げておられまして、全国平均でいくと、実は五-%のいわゆる検体から肺の中にアスベストを持っていたという、こういうデータが出ております。大阪では七九-%、富山、石川では九七-%です。こういうことをお書きになられて、一般国民といえども決してそのアスベストの汚染にかかっていないということは言えないのではないかなという論調を持っておられるわけですが、これまたあわせて伺います。

環境庁さんが周辺対策をこれからやっけていかなきゃいけないというふうにおっしゃって、それに今後乗り出そうとしておるのだから、環境庁さんの見解を。

説明員（長谷川慧重君） 先生のお話にございました、朝日新聞に載っておりました記事も私ども承知いたしておりまして、私どももこの記事に関しましては非常に関心を持ちまして、いろいろ先生方のお話を承っているところでございます。

しかしながら、私ども先生からお話を伺いますと、先生のお話とダブるかもしれませんが、関西医科大学の原一郎教授ほか五名の研究班によって行われたものでございまして、分析の結果、中皮腫二十三名のうちの十九例にアスベストが検出されたと。そのうちの大部分は検出されたアスベストの種類、工場勤務歴等から職場でのアスベストの暴露が考えられるが、御指摘の主婦のような事例につきましては、調べた範囲ではアスベストを使う職場での勤務歴がないということが言われているわけでございます。そういうことで、近隣暴露等によるものもある可能性があるということで、さらに精度の高い方法で調べたいというぐあいに研究者の方がおっしゃっておられるわけでございます。したがって、本報告によりまして近隣暴露による中皮腫の発生が証明されたというぐあいに厳密に言うわけにもなかなかいかないと思うわけでございますが、今後とも外国の文献等もございまして、この種の調査も含めまして知見の収集に努めてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

さらに私どもといたしましては、一般の環境におきますアスベストの濃度につきましては、前回の五十八年と同様に今回の調査におきましても非常に低いレベルでございますので、そう大きな変化はない、余り心配することはないのじゃなからうかというぐあいに思っておるわけでございますが、特にいわゆるアスベストを使っております工場周辺におきましてかなり高い数値が見出された事例もありますので、そういう面ではそういうところにつきましてさらに詳細に調べる必要があるだろうということで、これからそういう面での調査を進めてまいりたいというぐあいに考えておるところでござ

います。

瀬長委員 私は、発がん性物質石綿、アスベスト汚染について質問いたします。

沖縄の元牧港米軍住宅区域が去る五月三十一日付で全面返還がされた、それに伴って七百七十二棟の建物が原状回復のため取り壊されております。防衛施設庁の説明では、アスベスト関係の工事は六月十六日から七月三十一日までという大体の計画になっております。ところが、作業に当たった労働者や関係者の話を総合しますと、施設局の作業は極めてずさんであり、異常に高い石綿濃度も検出されている。石綿は環境蓄積性の高い物質であることを考えれば極めて重大であると思います。

そこで最初に、私は環境庁と労働省に質問をいたします。

労働省が作成した特定化学物質等作業主任者の講習用テキストによると、石綿工場で保温材を製造していた労働者が、約四年後に息切れがあり、翌年、せき、たん、呼吸困難がひどくなり、石綿肺と診断され、発病後三年で死亡したという事例が示されていますように、こうしたずさんな工事によって環境蓄積性の高い石綿が蓄積され続けていくことは、国民の安全、健康にとって極めて重大であり、その対策が急務であると思います。

欧米諸国、とりわけ米国の環境基準値は日本の十分の一という厳しさであります。わかりやすく言えば、石綿許容濃度が日本はアメリカの十倍ということになっているわけなんです。石綿、アスベストの発がん性、危険性がはっきりしている以上、規制強化は当然であり、世界的な流れであります。労働者、住民の安全を第一に、基準の見直しを具体的に進める必要があると思うが、いつまで、どのような方向で見直しをするのか、石綿を使用した製品の規制についてはどうするのか。この点について、まず環境庁、労働省、関係がありますから係から答弁をお願いします。

浜田説明員 お答え申し上げます。

環境庁の立場は一般の環境へのアスベストの飛散という問題に対処する立場でございまして、そういう観点からお答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、建築物等の解体、改修事に伴うアスベストの飛散防止は重要なことでございます。後ほど労働省の方からもお話があると思いますが、労働省でもそのための指導通知というものが昨年九月に出されておりますし、関係の省庁あるいは地方公共団体におかれましても、個別の事例ごとにそれら通知の内容の徹底といったようなことで、いろいろな面から適宜必要な指導がなされているというふうに承知しているわけでございます。

環境庁といたしましても、今後とも関係省庁あるいは地方公共団体と十分な連絡をとりながら、こういった解体工事等に伴います環境上の問題が生じないように努力をしてみたいと考えているところでございます。

112-衆-決算委員会-7号 昭和 63年 05月 18日

小川（新）委員 今日日本の国に自動車が一千万台とも八千万台とも、またバイク、オートバイ等を含めると、一億台とも言われる車が走っておりますが、その車のブレーキ、クラッチ、そしてアスファルトシート、こういうただいまお配りした資料の車の赤い部分にアスベストが使われているわけで

ございます。しかも、このアスベストのブレーキの摩擦によって粉じんとなって飛んでいく。大変な量だと思っただけでございます。我々の健康を取り巻く大気汚染の問題については、自動車から出される窒素酸化物、硫酸酸化物、またアスファルトの粉じん、その他公害、有毒な工場排気におけるところのガス、そういった問題に加えて、今度は自動車に使われておりますクラッチ板やブレーキ板、これは七〇%近いアスベストを含んでいる製品でなければブレーキの役に立たない、クラッチの役に立たない、高熱を発する摩擦に対応できないということで全自動車に使われているわけでございます。これは大変な公害が発生するというので、五月十六日のNHKテレビの十九時からのニュースによりますと、飛行機のYS11のアスベスト含有のブレーキは製造中止によりブレーキをアスベストを含まないものに交換されておる、また他の飛行機にはアスベストを含んだ機材のブレーキは使われていないということになっておりますが、長官、これは大変な問題でございますが、まず御感想を聞かせていただきたいのでございます。

ちなみにヨーロッパにおいては、スウェーデンにおいては、一九八七年かち自動車の部品でありますガスケット、アスベスト含有品、クロシドライト、またブレーキ、クラッチその他については一九八七年から八八年の間にスウェーデンではもう中止。西ドイツでは摩擦材、すなわちブレーキ、クラッチ、全車補給品の部品については八六年、その他言われております。米国においては、全アスベスト製品、全部品、一九八八年から九三年の間に全部これを禁止する、こういうことでございますが、今私どもを取り巻く生活環境の中で一億台近い自動車のブレーキ、クラッチ板、またシート、そして密室の小さな車の中で夏は冷房、冬は暖房、車内を閉め切ったまま高速で飛ばし、粉じんを吸っているわけでございます。何もそういう摩擦のない建築資材でさえも危険だといって今取り外しを騒いでいるときに、自動車の規制というものは一体どういうふうにお考えになっているのでございましょうか。

長谷川（慧）政府委員 お答えいたします。

アスベストにかかわります問題、先生広範にいろいろお話なさったわけでございますが、まずアスベストの環境中におきます濃度につきましては、環境庁の方におきまして五十六年から五十八年にかけてかなり基礎的なデータの収集をやりました。また、先生お話ございました道路沿道におきますアスベスト濃度の測定もやりまして、その結果におきましては、現在のところ一般国民に対するリスクは小さいという御判断をいただいたわけでございますが、アスベストの蓄積性あるいは今後の濃度の推移を見るためにもモニタリングをやる必要があるという御提言をいただきまして、六十年代から隔年置きにいろいろな地域特性別の環境モニタリングを実施いたしております。そういうことで、五十六年、五十八年のデータあるいは六十年代のデータにおきまして、いわゆる沿道におきます濃度と申しますのは一般の住宅地域なり商業地域と比べましてそう大きな差はないわけでございますので、そういう面で問題としての御指摘は十分わかるわけでございますけれども、現在のところそれをもとにしてどうこうという話には至っていないのじゃなかるうかなというふうに思っているわけでございます。

それからまた、その自動車にかかわりますブレーキ等でアスベストが使われておりますのは先生御指摘のとおりでございまして、そういう面で私ども通産省あるいは業界に対しましてそういうアスベストを使わない、他の代替品が使われるようなことでの代替品の開発研究あるいはそういうものの使用ということについて要請いたしているところでございまして、自動車の形態によりますけれども、例えば乗用車のブレーキ等につきましては一部に代替品が使われておるといような状況でございま

して、だんだん代替が進みつつあるというような状況にあるかと思うわけでございます。

それからまた外国のデータ、規制等についてのお話もございましたが、先生のおっしゃるとおりでございますけれども、ただ、それぞれ代替品ができるまでの間は様子を見るというようなただし書き的な条項もあるように私も理解いたしておるところでございます。そういう面で外国における規制の状況、国内における開発状況、それから環境上のモニタリング等を通じまして、アスベストに対する対策と申しますか監視と申しますかそういうものについては今後とも関係省庁と連絡をとりながらきちっとやってまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

小川（新）委員 まことにのんきな話を今お聞きしました。大体公害というものは、水俣病、イタイイタイ病にしてもすべての公害が墓場からの告発でなければ問題化しない。

これはきょう国会図書館から取り寄せた資料ですが、「USA・アスベスト追放に動く」ということで一九八六年一月二十九日、もう今から二年前、EPA、アメリカ環境保護局の「連邦官報に改正案を公表し、アメリカ合衆国からアスベストという特殊な用途の繊維を放逐しようとしている。」有毒物質に対し「アスベストの五つの主要製品を直ちに禁止し、残り全部のこの物質の使用をこの十年間のうちに段階的に廃止するというEPAの意図を初めて明らかにした。」あなたは何をおっしゃっているか知りませんが、調査した調査したと言っているけれども、一体どこを調査した。高速道路が三カ所ないし四カ所、一般主要道路は六カ所、しかも一年置き。日本の道路の延長度からいっても、一体自動車が一、二日どれくらい走って、ブレーキを何十回踏むのか、そういう計算の中から一体正確にモニタリングしているのか。環境庁は、三カ所とは一体どこなんだ。日本の主要道路の六カ所なんてこんな調査するに値しないじゃないですか。村のわずかに二、三キロメートルか三、四キロメートルの道路を調べるにしたら五カ所や六カ所は調べなければならないのに、日本全国の北は北海道から沖縄に至るまでの主要道路がたった六カ所、しかもどこの基点を調査したのかという私の依頼に対して答えがないじゃないですか。そんなことを言っていて一体守れるのかどうか。しかもこの十六日のNHKの報道によると、飛行機のYS11のブレーキのアスベストのブレーキをやめろ、アメリカのEPA、環境保護局から通達来て、それを取り外して違うのに変えたらおかしくなっちゃったという報道でしょう。飛行機がだめで自動車がいいというのはどういうわけなんですか。アメリカが出されている飛行機にはアスベスト製品のブレーキがないじゃないですか。どういうわけで車にだけはそうやって緩やかな規制を行っているのかということに私は非常に疑問を持っている一人でございます。しかも日本は未規制でございます。アスベストに対しては規制がないのです。基準がないのです。基準のないものを一体どうやって調査をし、どこが有害であるのかということの判定ができるのかということ。

でありますから、今私が申し述べたようにヨーロッパ、スウェーデンの例、西ドイツの例、アメリカの例を引いて一九八七年、八六年、八八年という年まで言いながら、それはすぐきょうというわけには向こうもいかないでしょう。でありますから、こういう姿勢でこういうところまでは我慢していただくけれども、ここから先はこういたしますよということを公表しているじゃないですか。日本は何にもやってないじゃないですか。それで日本は公害 今私たちの身の回りを見ても、大臣御存じのとおり食品公害、大気汚染の公害。この後質問をちょっとしたいのですが、シアン（シアン）の垂れ流しによるところの水質汚濁による公害。何から何まで毒づけ、薬づけ、飲んだ薬はまた薬公害。だから病院は満タンで、もうそれこそ足の踏み場もないほど繁盛している。人間は薬が発達したので長生きはしておりますが、半病人ばかり続々ふえてしまった。なおかつ今や肺がんが続々ふえている。たばこの例なのか、石綿の例なのか、それとも一体アスファルトの粉じんによるのか、その因果関係さえまだ

はっきりしていない日本の状態の中で、一億台に上る車が毎日毎日ブレーキを踏んでアスベストの粉をまき散らして、害がないなんということは子供だって信じられない。だから私はそれに対して、今すぐじゃどうすると言われても、代替の製品ができない、そういった機材がないのに、自動車という文明の利器を追放して我々昔のようにかごに乗ったり馬に乗ったりするというわけにはいきませんので、少なくともその姿勢というものを明確にしながらこの公害の認識というものを明確にしなければならぬのじゃないですか。

ただ黙って静かにしているところの壁を害があるといつて今一生懸命小学校の校舎から取り除いているでしょう。壁は何もこすったり何かして粉じんを上げているのじゃないのですよ。そういうアスベストを吹きつけた機材を危険だからといつて取り外しているのじゃないですか。ところが自動車の中には今我々の座っているシートに全部アスベストが敷かれている。ブレーキとクラッチには全部使われている。それが約七、八千万台の車が رفتり来たりしてブレーキを踏み続けて粉じんをまき散らしているのにのんきに過ぎる。しかも調査した拠点が六カ所と四カ所ないし三カ所という。これは調査しないにも等しいのじゃないですか。何かこれに対して文句、不平、不満、言いたいことがあったら言ってください。

長谷川（慧）政府委員 モニタリングの箇所数の御指摘でございますが、確かに先生おっしゃられますように、道路沿道におきますモニタリングの箇所数は先生からお話ございましたような箇所数でございます。しかしながら、私どもとしましてはそういう道路沿道あるいは住宅地域、商業地域あるいは発生源周辺というようなところというぐあいに全国的に地域特性をにらみながらモニタリングの点を定めまして、そこにおけるアスベストの状況を六十年度を初年度として隔年置きにモニタリング調査をやるという形でやっておるわけでございます。

そういう面で先生御指摘のように、国の調査で道路沿道だけを取り上げてまいりました場合には足りないのじゃないかという御指摘もあるわけでございますけれども、私ども全国的な道路沿道におきますアスベストの状況を把握するにはこれである程度全国的な推移を把握できるというふうに考えているところでございます。しかしながら、それ以外に各自治体におきまして道路沿道を含めましていろいろな点における測定等もやっているわけでございますので、そこら辺をあわせにらみながら今後必要に応じてモニタリング調査の中身等についても検討を加えてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

小川（新）委員 大体その場所が明らかにされてないじゃないですか。祝田橋付近とか、または連休における高速道路の一番煩雑なところを調査したとか、どこをやったんだか、田んぼの中でやったのかどこでやったのか我々わからないのですよ、説明されなければ。そういうところを隠しているから我々としては言いたくもなる。六十年に三カ所、六十二年に四カ所、六カ所しかやらないのですからね、これだけの道路があつて。地球を何十回り半もするほどの延長道路の、距離からいったら大変な距離の中での調査のどういうところのどういう時点で、夏なのか冬なのか秋なのか、雨の日か風の日か風でないのか、そういうことまで詳しく我々は公表してもらわないと、生命、健康を害する問題ですから、はっきりしてもらわなければなりません。それを御答弁いただくと同時に、自動車に対して今後はどうするのか。さらに、飛行機のブレーキは禁止されて、自動車のブレーキは禁止されないのはどういうわけなのか。さらに、今後未規制をやめて規制の対象にして欧米やその他の先進国並みの規制を、大気汚染の観点からこのアスベストという問題を取り上げるのかどうか。こういう点を今質

問したわけでございますから、四点、頭のいいところで整理してお答えください。

長谷川（慧）政府委員 道路沿道の場所の問題でございますが、私どもは、どこの県でやっているかということは発表いたしておるわけでございますが、直接何々町のどこそこの何とかというような個別の地名等についての公表は差し控えさせていただいております。それから、それは道路のまさに真横というところで空気のサンプリングをやっておるわけでございますので、そういう面では道路へ出てまいりますアスベストをきちっと正確にとらえておるといふぐあいに理解いたしておるところでございます。

それから、順番が異なりますが、飛行機のブレーキの問題でございますけれども、先生からお話しございましたように、NHKニュース等も私ども拝見いたしておるわけでございます。NHKのニュースにつきましては、本年の一月十日の米子空港でのTDAのYS機オーバーラン事故の原因に関するものということで、アメリカのグッドイヤー社製のノンアスベストブレーキの性能に問題があったのではないかとする報道でございますが、この事故原因につきましては現在運輸省の航空事故調査委員会で究明中であるといふぐあいに理解いたしておるところでございます。

それから、飛行機の方ではかなり非アスベスト化したものが使われているわけでございますが、それを自動車になぜできないかというお尋ねもございました。これにつきましては、飛行機は、先生御存じのとおり、比較的限定されております使用者一定の決まった方法で離着陸を繰り返し、使用するわけでございます。それからまた、整備の方も専門家によりまして確実に行われるということが前提になっているわけでございます。それに対しまして自動車の方は、非常に不特定多数のユーザーが使われるわけでございますし、また、その使用方法も、御存じのように、車のスピードがいろいろ違っているときにおいてブレーキ等がかかることもありますでしょうし、地面の状況によっても異なるわけでございますし、それから、乗用車あるいはトラックの大型、小型というように車の重さ等もいろいろ異なるわけでございますので、そういう面でのブレーキの使用方も飛行機に比べますと非常に多様なものになっているわけでございます。また、整備の問題につきましても、比較的完全なものでやるわけでございますので耐久性が維持されるように設計されておるわけございまして、そういう面で飛行機の場合と自動車の場合につきましては必ずしも一概に直ちに論じることは難しいといふぐあいに理解いたしております。

小川（新）委員 全く逆ですね。飛行機は空を飛んでいるのですよ。ブレーキをかけるのは離着陸のときだけ。自動車は地上を走っているから、毎回ブレーキをかけているのです。

あなた、今大事なことを言い忘れましてよ。米子の事故はなぜ起きたかという、アスベスト使用のブレーキを取り外させて違うブレーキにかえて、そのブレーキが欠陥を生じたのじゃないかという後段のところだけ引用しているのだ。前段は、アメリカが注文つけてアスベスト使用のブレーキを取り外させたのだ、それで、新しい製品にしたところがどうも完璧な作動をしなかったのではなかろうか、そして、その粉がエンジンだとかいろいろなところに付着するので、これはだめだと言っても一遍取り外しをして、今YS11のブレーキ構造については部品の取りかえをやっている、大体こういう報道でしょう。それは一字一句違ってないとは言いませんけれども、大体そんなところですね。

そういうわずかな離着陸の時間しかブレーキをかけない飛行機にアスベスト使用のブレーキのそういった部品を禁止しておるにもかかわらず、毎回毎回地上を走る車は、しかも千台や二千台じゃない、約八千万台も一億台もあると言われていたすべてのモーターカーのブレーキの作動の中につける部品

がそれは大変な量になるのじゃなからうかということを心配して今警鐘しているのですよ。空を飛んでいるものは、主に空なんだからブレーキを踏んでいるわけじゃないのですよ。飛行場を飛び立つときとおりるときだけはブレーキをかけるのですよ。それでもアスベスト公害の粉じんが舞い上がるからまずいと言っているのです。自動車の方は毎回下を走っているのだから毎回やはり出ているのです。そここのところの認識が私とちょっと食い違った御答弁のように承ったのです。だから何もあなたの責任じゃございませんけれども、こういった問題について、我が国は前向きにこういう問題をするのだということをしなければしょうがない。大臣どうですか。教えてください。

堀内国務大臣 今先生の話、だんだんに承っておりますと、アスベストによる非常な公害が日常発生しているという御指摘でございます。私は環境庁長官になって半年でございますが、その間これらの問題の討議を一度も聞いておりません。言いかえると、そのような認識は今聞くまでありませんでした。したがって、この問題について根本的に科学的知見を出せるように検討をいたします。

小川（新）委員 まことに正直な、率直な御意見、きょう初めて国会で聞いた、大臣のその態度、まことに男らしく敬服に値する答弁であります。

局長、そういうわけですから、大臣がそこまでおっしゃっているのですから、あなたの認識が後になって大後悔をしないように私は今警鐘乱打をしているわけでございます。七、八千万台から一億と言われていたような自動車が毎日毎日何十回もやっている問題を大したことないのだなんて認識しておりますととんでもない問題を惹起して、水俣病やイタイタイ病や阿賀野川だ、もうそんな事件どころじゃないような大問題になってから大騒ぎをしたって追いつかないからこそ今声を大にして言っているのじゃないですか。どうですか。私が言っていることは間違っていますか。それに対する決意を一言お願いしたいと思います。一言でいいですよ、たくさんは要りません。

長谷川（慧）政府委員 先生の御指摘と大臣の指示を受けて一生懸命やってみりたいと思います。

116-参-環境特別委員会-2号 平成 01 年 11 月 29 日

清水澄子君 それでは次に、今、学校のこといろいろ聞いてまいりましたけれども、どこの学校で使われているのかということがほとんど市民には公表されていません。そしてまた、石綿製品の製造工場についても公表されておらないために、地域住民は健康への影響を予防する、チェックする、そういうチャンスを持つことができません。

最近、熊本県の松橋町の石綿旧採掘場周辺に住む五十歳以上の住民の健診で四一・五％に当たる百四十八人に石綿の吸引が原因と見られる胸膜の病変が見つかったことは新聞報道でも御存じのことと思います。この調査に当たられました横山邦彦先生は、これをチャンスに全国の旧石綿鉱山の周辺住民の健康調査を集中的に行う必要があると指摘されておりますが、環境庁はこれらの環境調査を実施する考えはございませんか。そしてまた、その結果を私は公開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

なお、これに関連いたしまして、現在環境庁ではモニタリングを行っておられると思いますけれども、アスベスト濃度が高いと思われる蛇紋岩地層のある地名を公開していただきたいと思ひます。い

かがでしょう。

政府委員（三橋昭男君） 昨年の夏に熊本県の松橋町で老人保健法に基づく健診中に胸膜病変の方が数多く見つかったという事実は御指摘のとおりでございます。現在、熊本県におきましていろいろ調査が継続されております。その結果によりますと、現在の胸膜病変というのは、自覚症状がなくて日常生活上も特段の問題はないという専門家の御判断と聞いております。

また、この松橋町以外に全国的にこのようなケースがあるかということにつきましては、私もまだそういう他の報告例を受け取ってはいないところでございます。

現在、我が国におきましては結核の住民健診でございますとかあるいは老人保健法に基づきます健診が相当広範囲に行われているわけでございますので、今回もこの松橋町の件につきましても老人保健法の検査で見つかったということでございます。このように日本では胸のレントゲン検査の体制が十分にできておりますので、その辺のところからこういう問題が起こった地域からは情報が集まってくるだろう、そのように判断をいたしております。今ここで改めまして全国的な健康調査を実施するということは考えておりません。しかしながら、十分にいろいろな方面からの健康にかかわる情報、また地域情報も集めまして、問題がないかどうかということにつきましては十分なチェックを進めてまいりたいと思っております。

清水澄子君 非常に残念なお答えばかりで、こちらがもっと質問できないのは残念なんですけれども、そしてアスベスト廃棄物というものも、法的にも有害廃棄物としては指定されていないわけです。建設廃材としての処理が許されているわけですし、その行方も余り定かではないという状況がいっぱいあるわけですが、これらの点についても、ちょっときょうは時間がありませんので次に回したいと思います。

そこで、私は、こういう有害物質についてはやはり情報公開制度が必要なのではないだろうかというふうに考えますので、その点について御意見を伺いたいと思うわけです。

スウェーデンやアメリカなどでは有害物質に関する情報公開の努力が非常に積極的に行われております。例えばアメリカでは、一九八〇年代に入りまして労働者の知る権利法並びに市民の知る権利法が制定されました。そして有害物質にかかわる情報公開制度が確立されたのは御存じだと思います。アメリカでは、こういう制度をつくるに当たりましては、実は一九六七年には行政の持つ情報を公開するという情報自由法が施行されております。しかし、この制度だけでは行政に企業が取り扱っている有害物質の情報が十分に集められない。そういうことから、労働者、市民の知る権利法を制定されたと私たちは聞いております。つまり有害物質を取り扱う施設や工場、そういうものに対しては有害物質の健康影響を初め、必要な情報を国及び地方自治体に報告する義務づけをする、そういう法律が私は必要ではないかと思うわけです。

そこで、日本でも今日たくさんのこういう有害物質が非常にはんらんするようになったわけですので、そういう有害物質には健康被害を予防するために一日も早くこういう情報公開制度を確立する、そして国民の知る権利法の新設というものを私は進めなきゃならないと思うんですが、特に環境庁の長官としてはこれはどのようにお考えになりますか。このことを一点。

もう時間が参りましたので、もう一つだけ最後にお伺いしたいと思います。

それは、環境庁長官もアスベストについてはやはり全廃の方向と言われておるわけですから、そのためにはやはりやめるような法律と行政の指導体制を整備されなければならないと思うわけです。こ

れまで質問しながら感じていたわけですが、アスベストのような緊急性を要する有害物質から国民の健康被害を防ごうという場合には現行規制のような縦割り行政では絶対に不可能だと思います。例えば、採掘は通産省、そして加工や製造は建設省とか労働省、そして労働面ではまた労働省、廃棄は厚生省そしてまた環境庁というように、実にばらばらな縦割り行政になっております。これでは迅速で首尾一貫した規制は望めないと思います。したがって、各省庁の規制を総括的に指揮できる権限を持った省庁が必要ではないか、そういう法律が必要ではないか。その省庁は環境庁だと思いますが、それはどのようにお考えになりますか。そのためにも、アスベストを全廃するそういう法律が必要だと思います。そして、スウェーデンやアメリカでもアスベスト被害を非常に重大に見てその使用禁止の措置をとっておりますけれども、日本でも少なくとも二〇〇〇年までにはアスベストの使用を禁止するアスベスト規制法を制定すべきだと思います。

こういう点について長官のお答えを伺って、終わりたいと思います。

国務大臣（志賀節君） いろいろ御質問が多岐にわたっておりますので、順を追って申し上げたいと思います。

環境庁におきましては、化学物質等による環境汚染の状況を把握するために各種の環境調査を実施しておることは前にお答えをいたしましたとおりでございますが、調査結果につきましては、その都度環境庁といたしましては公表をいたしております。これはプレスに会見の際お伝えするとか、あるいはまた環境白書の方にもこれは出ておりますし、それからもう一つ、雑誌の「化学物質と環境」というのがございますが、これにも出ておるわけでございます。なお、このことにさらに御関心を持ってお問い合わせがある向きには、環境庁としてはそれにお答えできるような印刷物を用意してございます。そのような形でこの御要望にはおこたえをいたしておる次第でございます。

今後ともこの化学物質等による環境汚染に関する環境調査の充実を図って関係各方面に対して情報の提供を行いますとともに、環境汚染の未然防止に関する総合的な対策を推進してまいり所存でございます。

それから、縦割り行政についてのお話でございますが、これを取り扱います官庁といたしましては総務庁があるわけでございます。私ども環境庁が率先して縦割りをほぐして新たな秩序をつくることはできないことでございますので、これは政府あるいは国会一体となっている御審議をいただいでやらなきゃいかぬことだと思いますが、その直接の官庁は総務庁かと思っております。ただ、お話しのようなアスベスト問題に焦点を合わせれば、清水先生のようなお考えはまことにそのようなことになろうかとも思うのでございますが、このことだけではなしに、行政は万般にわたっておりますから、こちら立てればあちら立たず、あちら立てればこちら立たずになってもなかなか厄介でございます。そこで、これらの問題は時間をかけまして、そして慎重にすべてが大体納得のいくような線でやらせていただかなければいけないのではないかなということを考えておる次第でございます。

それから、もう一度アスベストについて申し上げますと、多方面で使用されている物質でございますから、関係業界、関係省庁は多岐にわたっており、関係業界、関係省庁が一体となってさしあたってはこれの対策に取り組まなきゃいかぬ、こう考えております。

環境庁においては、これまで関係業界あるいは関係省庁に対し各種調査結果に基づきアスベストの排出抑制について要請を重ねるとともに、関係省庁で連絡会議を設けて情報交換を行うなど、アスベスト対策が全体として適切に推進されるよう努めているところでございます。

このアスベストの使用禁止等をめぐる法律につきましては、なお今後、ただいま申し上げましたよ

うなことも踏まえて慎重に検討して決めてまいりたい、かように考えます。

平成元年五月二十三日（火曜日）
午前十時開議

出席委員	長 菊池福治郎君	理事	園田博之君
委員	小杉隆君	理事	平林鴻三君
理事	武村正義君	理事	川俣健二郎君
理事	持永和見君	理事	北橋健二郎君
理事	春田重元君		唐沢俊恒夫君
	小川邦吉君		鈴木恒夫君
	齋藤直紀君		月原茂皓君
	田中直紀君		岩垂喜男君
	平沼起夫君		永井孝信君
	金子みつ和良君		齊藤節君
	遠藤和良君		岩佐恵美君
	大矢卓史君		

出席国務大臣
国務大臣
(環境庁長官) 青木 正久君

出席政府委員
環境庁長官官房長 渡辺 修君
環境庁企画調整局長 安原 正君
環境庁自然保護局長 山内 豊徳君
環境庁大気保全局長 長谷川 慧重君
環境庁水質保全局長 岩崎 充利君

委員外の出席者
文部大臣官房文教施設部計画課長 西口 千秋君
文部省教育助成局施設助成課長 伊田 和身君
文部省高等教育局私学部私学助成課長 渡邊 隆君
厚生省生活衛生局企画課長 小沢 壮六君
厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長 三本木 徹君
通商産業省生活産業局窯業建材課長 田中 正躬君
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 松村 明仁君
労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長 露木 保君
建設省住宅局建築指導課長 鈴木 俊夫君
自治省財政局財政課長 遠藤 安彦君
環境委員会調査室長 川成 昭君

委員の異動
五月二十三日

辞任	江崎 真澄君	補欠選任	田中 直紀君
	塩川 正十郎君		月原 茂皓君
	鈴木 恒夫君		小川 元君
	金子 みつ君		永井 孝信君
	北橋 健治君		大矢 卓史君

同日		補欠選任	鈴木 恒夫君
辞任	小川 元君		江崎 真澄君
	田中 直紀君		

月原 茂皓君
永井 孝信君
大矢 卓史君

塩川正十郎君
金子 みつ君
北橋 健治君

本日の会議に付した案件
大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣
提出第五号）

菊池委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府より趣旨の説明を聴取いたします。青木環境庁長官。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

青木国務大臣 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

大気汚染防止法は、昭和四十三年に制定され、以来、工場及び事業場の事業活動に伴う大気汚染の防止等に大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、近年、石綿、いわゆるアスベストによる大気の汚染、ひいては人の健康への影響に関する国民の関心が高まっており、その未然防止のための措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

石綿は、有用な物質として多くの製品に使われていますが、発がん性などの健康影響を有する物質であります。

このため、中央公害対策審議会において、石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための基本的なあり方について答申が取りまとめられたところであります。

今回の改正はこの答申を踏まえ、石綿等による大気汚染を防止するため、石綿その他の人の健康に被害を生ずるおそれがある物質について規制基準を定めるなど、所要の改正を行うものであります。次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、定義の改正であります。

現行法においては、物の粉碎、選別その他の機械的処理または堆積に伴い発生し、または飛散する物質を「粉じん」としてありますが、改正案においては、粉じんのうち石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質を「特定粉じん」とし、それ以外の粉じんを「一般粉じん」とすることとしております。

また、これに伴い、一般粉じんを発生する施設を「一般粉じん発生施設」、特定粉じんを発生する施設を「特定粉じん発生施設」とすることとしております。

第二は、新たに規制対象として位置づけられた特定粉じんの規制措置に関する改正であります。

まず、特定粉じんに係る規制基準は、特定粉じんの発生または飛散の態様を踏まえ、特定粉じん発生施設を設置する工場または事業場の敷地の境界線における濃度について定めることとしております。

次に、特定粉じん発生施設を設置しようとする者に対し、あらかじめ都道府県知事への届け出を義務づけるとともに、都道府県知事は、当該届け出に係る施設について、特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認めるときは、計画の変更または廃止を命ずることができることとしており、また、特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認めるときは、特定粉じんを排出し、または飛散させる者に対して改善または施設の使用の一時停止を命ずることができることとしております。さらに、特定粉じんを排出し、または飛散させる者に対して測定義務を課すこととしております。

以上のほか、特定粉じんに関する規制の導入に伴い、罰則規定その他の規定及び関係法律について所要の整備を行うこととしております。

この法律案の施行期日は、公布の日から起算して六カ月を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

菊池委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

菊池委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩垂寿喜男君。

岩垂委員 アスベスト問題というのは、考えてみると今から三年前、昭和六十一年の十月二十八日に本委員会で、実はミッドウェーの廃棄物の処理の問題に関連をして質問をいたしまして、それがいろいろの意味で反響を巻き起こしまして社会問題にもなったということが一つのきっかけになっているものですから、私なりに大きな責任を感じています。私はその面では決して玄人ではございません。全くの素人なんですが、アスベスト問題の研究会などに参加をしたりあるいは現場をこの目で確かめさせていただいたり、いろいろ勉強をいたしてまいりました。非常に不十分だと思えますけれども、何といたしましうか、私なりの問題意識と、それから揚げ足取り的な質問ではなくて、できれば具体的な提案をしながらぜひひとつ政府に御検討を煩わしたい、こういう立場でいろいろの問題について御質問を申し上げてまいりたいというふうに思います。

大臣にその前に一言だけお断りしておきたいのは、ここに小杉さんもいらっしゃいますけれども、やはり地球環境の問題で国際的な会議を日本のイニシアチブで開いたらどうかということを、鯨岡さんやなんかと竹下総理に直接申し入れたことがございまして、私、自然保護議員連盟の仕事をしておるものから、早速この九月に国際会議が開かれることになりました。地球環境というのは私どもにとって非常に重大な問題であり、二十一世紀の人類が生き残れるかどうかという大きな瀬戸際に立った条件のもとで、日本がイニシアチブをとってそうした会議を開くことについて環境庁がきちんとこたえてくれたことに対して敬意を表したいし、お礼も申し上げたいと思っております。ただ、フロンだとか炭酸ガスだとか、あるいは熱帯雨林だとか砂漠化現象だとか、いろいろの問題がございまして、その会議を開くためにも日本の環境問題、アスベスト問題というのは実は日本だけの問題ではございませんで御承知のとおりでございますので、これらの問題についてやはりきちんとした取り組みをしておいていただきたいな、法律の問題はもちろんきょうから始まる議論の中でいろいろな討議が重ねられるでしょうけれども、政府の対応としてぜひ積極的な対応

を求めておきたい、このことを最初に申し上げておきたいと思います。

大気保全局長にお伺いをいたしますが、環境庁は、これはもちろん言うまでもないのですが、国としてアスベストというものを発がん物質であるとお認めになったというふうに理解してよろしゅうございますか。

長谷川（慧）政府委員 お答えいたします。

先生はこのアスベストの問題について非常にお詳しいわけですが、アスベストと発がん性との関係につきましても、世界的にも我が国におきましても、このアスベストの暴露によりまして、当然一般環境におきまされる暴露におきましては肺がんなり中皮腫の発生が起こることだといわゆる定説という形になっているというぐあいに理解いたしております。

岩垂委員 国際的な文献、セリコフ教授などを含めての文献などがあるわけですが、我が国でこの因果関係をどのような形で確認されたのか、若干の例を挙げていただければ大変ありがたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 労働環境といいますが、職場に働いている方々の中におきましてアスベストによりまして肺がんといえますのは確認されているということは承知いたしておりますけれども、一般環境においてアスベストによる肺がんという事例は承知いたしておりません。

岩垂委員 私の言ったのは、因果関係をどのような形で確認されたかということを知ったわけございまして、労働環境の中で明らかに確認をしてきた、その事例を挙げてほしいと申し上げたのですが、それはいろいろあると思いますから、ここではそれ以上お尋ねをいたしません。ただ、日本のいろいろなデータあるいは日本の資料、日本のいわば調査で因果関係が確かめられたということだと私は受けとめておきたいと思っております。

これは、私は専門家じゃなくからむしろお尋ねしたいのですが、アスベストの場合は、これ以下の濃度ならばがんに対して安全といういわゆる閾値、この前からいろいろやりとりしたことがある閾値というのはない。これはアメリカのEPA、環境保護局が適用しているわけですが、その点は同じ認識でございますか。

長谷川（慧）政府委員 日本の学者におきましてもそのような意見で、コンセンサスになっていると思います。

岩垂委員 今申し上げたように閾値はないということは、今日では比較的低濃度暴露の場合でも肺がんあるいは悪性の中皮腫になるということがあり得るといふふうにお認めになっていると理解してよろしゅうございますか。

長谷川（慧）政府委員 理論的にはあり得るといふぐあいに理解いたしております。

岩垂委員 実は、これはWHO、世界保健機関の一九八六年ですか、アスベストの人体への影響についてというまとめがございますね。この中に、アスベストは有害ではないみたいないな形に受けとられかねないような説明がなされている部分がございます。これは文言どおりに私たちはきちんととらえておく必要があるのではないかという意味で、釈迦に説法ですけれども読み上げてみたいと思うのです。

一つとして、職業暴露集団においてアスベスト肺、肺がん、悪性中皮腫が起こり得ると考えられる。これらの病気の発生率は繊維の種類、量、加工過程に関連している。二つとして、アスベストの製造、使用をする工場近隣の人々、家庭においてアスベスト関係労働者に接触する人々は、間接暴露を受ける可能性の高い集団であるが、悪性中皮腫及び肺がんのリスクは職業暴露集団より一般的にかなり低い。アスベスト肺のリスクは非常に低い。三番目は、一般居住環境においてアスベストに起因する悪性中皮腫及び肺がんのリスクの確実な数値化はできないが、恐らく検出できないくらい低いであろう。一般人口において肺がんの主な原因は喫煙である。アスベスト肺のリスクは実質的にゼロであるとまとめられていますね。

確かに一般環境の中で実質的にはゼロだというような指摘があるものですから、全く一般環境は問題ないのだ、問題なのは要するに製造過程、つまり事業所だけだといふふうには、オール・オア・ナッシングに受け取られる可能性あるいはそういうふうには宣伝されている嫌いがあるのです。これは実は、そういう宣伝に使う材料ではなくて、私はむしろWHOのこのまとめというのは、一般的にはかなり低いけれどもやはり危険はあるのだぞということを書いてある文言だといふふうにはこの際きちんと受けとめておいていただきたい、文言どおりに受けとめていただきたいといふふうには思いますが、局長、その点はどうですか。

長谷川（慧）政府委員 先生のお尋ねに直接お答えになるかどうかわかりませんが、WHOの評価はただいま先生が読み上げられましたとおりでございますけれども、私もやはり一般環境におきまされるアスベスト濃度といえますものにつきましてもは決して監視をして測定をやっていくということで、一般環境におきまされる濃度が高くなれば当然、実質的にゼロといふような表現になっておりますけれども、そのリスクは高まるという懸念があるわけでございますので、そういう面でも、従前から先生の御指摘も受けまして、私もとしましてはモニタリング調査というふうな形でいろいろ環境濃度の測定を、常時ではございませんけれども定期的に監視をやっていくという状況でございますので、先生のおっしゃられました趣旨につきましても私も同じ考えを持っておりといふぐあいに御理解いただきたいといふふうに思っております。

岩垂委員 私の選挙区は神奈川なんです、神奈川県悪性腫瘍実態調査報告というのがございまして、それは突っ込んでいろいろお伺いするつもりはございません。ただ一般的傾向としてちょっと指摘しておきたいのですが、この調査によりますと、横須賀、川崎、それから横浜の南部の工業地帯は他の地区と比べて肺がんの発生率が高くなっている。これは一つのデータでございますから、こういうデータは環境庁は取り寄せて検討したことございますか。

長谷川（慧）政府委員 先生からお話のございました悪性腫瘍実態調査という報告につきましても私も実は知らないでございますけれども、私もとしましては、厚生省の方で人口動態統計から算出しました各市町村別の標準化死亡率といえますものにつきましても、全国のマップ等をつくっている紹介いたしておりますので、そこら辺の資料は私どもの方も見ていろいろ勉強させてもらっているという状況でございます。

岩垂委員 今申し上げた横須賀というのは、御存じのとおり、戦前戦後を通してアスベストを非常にたくさん使う造船業がいわば地場産業になっております。そこでの老人健診、これは特定の人ではなくて一般の市民なんです。その老人健診のエックス線写真の所見の中で、アスベスト暴露のいわば証拠と言っては言葉が強いかもしれませんが、胸膜肥厚所見が多く見られる。これは、そういう人たちがおやめになっても市民としてそこで生活しているから多

いという傾向は確かに言えると思います。つまり事業所だけで問題を見てはいけないぞということをここでは教えているような感じがいたします。

それから今度は、これも局長が一番御存じだと思うのですが、去年広島大学医学部のグループが、過去四年間に広島県内の病院で死亡した人の肺から九九%の高率でアスベストが検出されたという発表をしたことは恐らく御承知のとおりだろうと思うのです。問題は、それが死に至る因果関係だということに私は断定するつもりはございませんけれども、人間の肺の中にアスベストが蓄積されてきているぞということやはりこの事実の中で指摘ができると思うのです。

二つのことを結びつけていいますと、今やアスベストの拡散といいましょうか、それがかなり広範囲に広がっているぞということをこの二つの資料というのは教えているように思いますけれども、そういうふうに取り上げてよろしゅうございますか。

長谷川(慧)政府委員 非常に難しいお尋ねかと思いますが、石綿の日本における使用量といえますのは、過去からずっとかなりの量が使われておりますし、日本の場合におきましては特に木造建築というような関係からも、防災あるいは軽量化というようなことでかなりアスベストを含有している建築資材が多く使用されておられるわけでございます。それも至るところに使われておりまして、それがだんだん建てかえの時期等になってまいりますと破壊されるというようなこともございますし、一方におきましては自動車におきましてそういうアスベストをかなり使っておられるというようなこともございますので、そういう面でもアスベストは一般環境に放出されるといえますが、そういうことにつきましてはそれなりの頻度はあるだろうというぐあいに思っておられるわけでございます。

そういう面でもモニタリング等によって一般環境の濃度を調べておられますけれども、先生のおっしゃられました二つの事例を組み合わせてアスベストによる環境汚染が進行しておられるところまではなかなか行っていないんじゃないかな、それなりに使われておるから、汚染は現状で横ばいと言ったら語弊があるのかもしれませんが、ある程度存在するとは思いますが、それが健康を悪化させておられるということまではまだ至っていないんじゃないかなというぐあいに考えておられるところでございます。

岩垂委員 局長、今環境汚染が広がっているということはいえないみたいなことをおっしゃったので、これは誤解を受けますから。環境汚染は広がっているのですよ。今おっしゃったように、健康被害との関係で実証すべき手段というものがまだ十分でないという意味だと私は受けとめておきますので、ぜひそういうお言葉であったというふうに取り扱っていただきたいと思います。

私の言いたいのは、アスベスト粉じんの汚染が実はかなり広範囲に広がっていますよということを言いたかったわけですが、そのことについて、この前私が提案申し上げたように、モニタリングを全国的にもきちんとしてほしいなということをお願いしたいということだけ申し上げておきたいと思うのです。

しかし、そうだとしますと大臣、せっかく御提案いただいたのですが、今度の法案は事業場のところですから、全国的な国民の健康あるいは生命ということから比べると極めて局地的な対応、それはいろいろな過程があって仕方がなかったのかも知れないが、そういう感じがしてならないわけでありませぬ。

そういう点は、実はアスベストというものを総合的にとらえた法律がないのです。みんなばらばらなんですね。労働環境についていえば労働省でしょう。これは特化則だとか、あるいはその他のいろいろな法令がある。厚生省も廃棄物の問題。私は、アスベストのフロー全体をとらえた法律というものがつくられないと、発がん性物質だといった認識を前提にして国民の生命や健康を守るという点ではどうも部分的だという感じがするわけですが、それはこれ以上言っても仕方がありませんから、問題意識だけ申し上げておきたいというふうに思います。問題は、今度の法律はせっかく提案をいただいたが、部分的な対応ということになっていきますよ、アスベスト全体を総合的にとらえた対応というのはどうしても必要ですよという問題点を指摘しておきたいと思っております。

規制基準について、工場または事業場の敷地の境界線、つまり敷地境界で平均の一リットル十本ですか、十ファイバー以下とするという基準は、国際的に見たらどうですか。

長谷川(慧)政府委員 基準値の問題でございますが、国際的には、外国の事例等を見ますといわゆる排出量の規制をやっているところもございまして、そういうところにつきましても、国によって違うわけでございますが、リッター当たり十本という敷地境界域の排出濃度規制といえますのは世界的に見ても低い数値、緩い数値であるというぐあいには思っていないところでございます。かなり技術的な点できちんとやってもらえればこの基準値は守られるでしょうし、この基準値であれば、先生先ほどお話しございましたWHOのクライテリアにおきましても検出できるほどのリスクは認められないという言い方をされておられるわけでございますので、この基準値が守られますれば一般環境におきますアスベストによる健康影響についてはそう心配はないというふうに考えているところでございます。

岩垂委員 アメリカが去年でしたか、これは許容基準というのは恐らく許容濃度でしょうね、これをかなり引き下げている。立方センチ当たり二ファイバーを〇・二ファイバーに下げているのですね。これはどういうことなんでしょうか。やはり厳しくやっていかなきゃいかぬということで、これは管理濃度ではないと思いますけれども、規制基準を強化していますが、知っていますか。

長谷川(慧)政府委員 先生の今お話しのお二本といえますのは、職場環境、労働環境における基準値というぐあいに理解していいと思います。ですから、日本の場合ですとリッター当たり二千本でございますけれども、アメリカにおきましては〇・二でございますから、リッター当たり二百本という形で規制を厳しくするというぐあいに理解はいたしております。

岩垂委員 国際的に比べてみてリッター当たり十本というのは緩いという指摘もあるわけですが、だから、これは出発点ですからこれから検討を待たなければなりませんけれども、その辺は今のアメリカの動きなどというものも念頭に置いてお考えをいただきたいな、一遍決めればそう簡単にひっくり返すことはできませんけれども、やはりその点は御配慮を願いたいということだけ申し上げておきたいと思っております。

それで、敷地境界ではかるということになされた理由というのはどこにありますか。

長谷川(慧)政府委員 先生が一番詳しいかとは思いますが、アスベストを使っている工場におきましては、いわゆる排出口、普通のばい煙みたいに煙突からの排出ということのみならず、それ以外に建屋あるいは屋根に蓄積しているもの、それから工場敷地内というところに堆積しているものが、巻き起こりというようなことで排出形態が粉じんと同じような形でいろいろなところから出てくるおそれがあるわけでございまして、そういう面でも普通のばい煙みたいな排出口規制、煙突規制ということではなかなか全体を把握するわけにいかぬだろう、いろいろな排出の場所がございますので、そういうものを総合的にとらえるためにはやはり敷地境界での規制基準というものを設けるのがベタ

ーであろうということでこういう措置を考えているところでございます。

岩垂委員 長谷川さん、今御指摘いただいたように、例えばその作業過程だとか建屋だとか材料置き場だとかいうところはもっとひどいということなんですよ、率直に言うとな。つまり、今申し上げたように敷地境界で一つの限度があるわけでしょう。今私が指摘してあなたも指摘したところというのはもっとひどいということなんですよ。だから私はやはりそれはできるだけ、大気汚染防止法も御存じのようにはばい煙規制というの煙突のところで、排出口でやっているわけですから、その流れからいうと排出口濃度ということであっておかしくないのじゃないかという点はあるのです。そういう問題意識を持っている人もいます。つまり、敷地境界でリッター当たり十本というのは、材料置き場だとか建屋の中はもっとひどいんだぞ、そこに従事している労働者はどうしてくれるんだという議論もある。一方で、そのはかり方では汚染の状態というものを正確に受けとめることはできないのじゃないか、やはり大気汚染防止法のように排出口のところできちんと押さえたかどうかという意見もあります。これはいろいろありますが、私の問題指摘としてぜひ今後の検討課題としてお考えをいただきたいというふうに思います。

それで、長谷川さん、特化則の管理濃度 これは労働省おられますか。特化則の管理濃度はリッター当たり二千でしたかね。今度の法律は、リッター当たりでいきますとそれよりもはるかに少ない二百になりますね。この整合性どうするのですか。つまり特化則の二千と、その十分の一の今度の法律の二百ということの整合性というのはどう考えても私にはわからぬ。だからその辺の整合性をどういうふうにお考えになるか。人間の健康に及ぼす影響という視点でとらえて、その整合性をどのようにおとりになるおつもりなのか、御答弁をいただきたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 環境庁の立場におきましては、一般環境でございますとお年寄りの方も子供さんもそれから病気の方もいらっしゃるという面で、一般環境におきますいわゆる管理濃度といいますかそういう数値といいますのは、元気な方々が働いている職場環境とはかなり違った形でのものをお考えなければならぬというぐあいに考えております。そういう面でも、二千本対十本の比率がいいか悪いかは別にしましても、私ども一般環境におきましてはかなり厳しい数値というものを実際的には考えておきたい。

現実問題としましては、一般環境におきます濃度といいますのは、十本とは言いませぬけれども一けた前後にあるわけでございますので、そういう一けた前後にあるものにつきましてはやはりそういうレベルで工場の周辺におきまして守るべきであろうし、守っていただきたいというぐあいに考えまして、WHOの評価なりあるいは防止技術の観点からいいいましてその数値が妥当であるということの御評価をいただきまして、そういう数値を決めたものでございませぬ。

岩垂委員 長谷川さん、中皮腫なんというのは刺さるのですから、子供だとか大人だとか年寄りだとかは余り関係ない。むしろ三十年の蓄積の中で、全くそんなものに差別なく、なる可能性だってあるわけでしょう。がんだって同じでしょう。だから、そういう言い方は労働省の方に少し肩を持ったつもりでリップサービスしたのじゃないかと思うのだけれども、労働省はこれから二千で通すつもりですか。これでいいと思っているのですか。

露木説明員 我が国の石綿の基準濃度につきましては、管理濃度ということで先生御指摘のとおり一cc当たり二本を採用してございます。この管理濃度は、作業環境の状態を評価いたしまして改善するための基準濃度、こういうことで設定してございます。一方、アメリカ、ヨーロッパ等につきましては個人暴露、個人が暴露する基準として濃度を定めておりまして、先ほど先生御指摘のとおりアメリカにおきましては一九八六年に〇・二本に改められたところでございます。

したがって、我が国の管理濃度とアメリカの暴露濃度では測定方法それから評価方法その他若干違ってございまして、そのまま単純に比較することは適当ではないのではないかと、このような考え方でございますが、ただ、管理濃度につきましても諸外国の状況を見つつ、やはり数字自体は動いていく、こういうふうにご覧いただいております。

岩垂委員 アメリカは下げていますね。イギリスも下げていますね。それを教えてください。どのくらいに下げましたか。

露木説明員 現在、アメリカにおきましては一cc当たり〇・二本ということでございます。イギリスにつきましてはたしか〇・五本と聞いてございます。

岩垂委員 つまり労働省にお願いしたいのは、国際的な状況というものを踏まえてというふうにおっしゃいました。だから、リッター当たりでいきますと二千という数字に固執することなく、今リッター当たり二百という一これは作業環境と一般環境と違うにしても、人間の健康や生命に影響を及ぼすという点ではやはりソフトに対応しなければならぬというふうに思います。だから、そういう見直しをこの大気汚染防止法の改正と見合せてぜひお考えいただくというおつもりはございませんか。

露木説明員 現在、我が国の管理濃度の設定につきましては、日本産業衛生学会というのがございまして、アメリカでは米国産業衛生専門家会議、ACGIHというのがございまして、これらの示している許容濃度を参考としてきてございまして、今後ともこれらの動向を踏まえて知見の集積に努めまして検討したいと考えております。

岩垂委員 課長、恐縮ですが、数字だけでなく、管理濃度から許容濃度へ、つまり暴露という方向に変えていく可能性も含めて検討なさっていらっしゃいますか。

露木説明員 変えるということではなくて、先ほど申しましたように、我が国の基準濃度につきましては一応管理濃度で労働安全衛生法は設定してございまして、その管理濃度を国際的な動向を踏まえて下げていく、こういうことでございませぬ。

岩垂委員 しかし、今の課長の発言はもちろんそれはそれで置いておいて、管理濃度ではなくて、なくてとは言いませぬが、管理濃度を許容濃度に、国際的にはそうなってしまうわけですが、また、そういうふうな傾向が強いわけですから、そういうことも考えてなさるんですねということを、ちょっと畳みかけた質問で恐縮だったのですが、二つをお尋ねしたわけでございますが、そのとおりだと考えてよろしいですか。

露木説明員 現在のところ、我が国におきましては個人暴露の濃度というものにつきましては考えてございませぬ。

岩垂委員 今やりとりをいたしましたように、アスベストは危険なものだという意味でアメリカは全面禁止の方針を

検討していること、これは大臣には釈迦に説法だと思いますが、スウェーデンやデンマークなどの資料を調べてみると、一部の用途を除いてやはり全面禁止というふうな政策をとっているわけです。日本は、全部がしているとは思わないうが、まだまだ使うという方針をどうやってクリアするのかという努力をしているようなところもある。そういう意味では、今度の法改正というものを機会にして政府が禁止の方針に誘導していく必要があるのじゃないだろうかと思っております。

大臣、これはあしたから全部やめるといったって無理な話ですから、一つの例として、紀元二〇〇〇年までには何とかする、全面禁止の方向に持って行く。これは例えばですが、そのために切りかえられるものについてはほかの代替品に切りかえていくとか、それから不必要なアスベストの使用というものはやめる、あるいはクロシドライトの使用をやめるとか、全部吹きつけをやめるとか、家庭用電器製品をやめるとか、とりあえずそこから始めて、それで代替品があるものについては一定期間の後使用を禁止していくとか、あるいは代替品の開発が十分可能なものについては何年までに開発をしてかえていくとか、そして一定の目標を立てて、二〇〇〇年なら二〇〇〇年ということで全般的にひとつかえていこうじゃないかというふうなプログラムをぼつぼつお考えになることが必要じゃないだろうか。二〇〇〇年というとなかなか長いので、私自身の提案もそれじゃ悠長だとおしかりを受けるかもしれません。しかし、現実対応のことを考えてみれば、やはりその辺のところは真剣に考えてみる、そういうプログラムも立てて、自動車排ガスじゃないけれども、ある種の追い込みをしていくというふうな努力目標が必要ではないだろうかと思いますが、その点についてはどうしてお考えを持って本法案を提案なすったのか、大臣の御所見をいただければ大変ありがたいと存じます。

青木国務大臣 御提案申し上げました法律は、御指摘のとおり発生源周辺を対象としたものでございます。六十二年に環境庁でやった調査によりますと、建物の改築とか改造とか、その辺に対してのアスベストは問題がないという結論が一応出ております。しかしながら、石綿の飛散でございます、これは広い意味ではやはり環境全般の問題でございますので、今回にとどまることなくさらに調査を進めていきたい。特に都市開発が盛んになってまいりますと建物の改築が盛んになってまいりますし、しかも、アスベストといえますと非常に種類が多くて製品だけでも三千種に及ぶというところもございまして、建築全般にわたっている。さらに、日本の輸入量を見ましても、世界の生産四百万トンのうちの三十二万トンといえますから一割近くになっている。一時減ったわけでございますが、また去年あたりふえているということをお考えすると、これから調査を進めていかなければならない。また、自動車のブレーキの関係も、高い熱が出るので大丈夫だという話もございませうけれども、これも問題なしとはしないので、これらを含めまして、先生御指摘のような全般的なアスベスト対策についてさらに強力な調査を進めていきたい、こう考えております。

岩垂委員 大臣、私の言っているのは、全般的な調査は結構ですが、国際的にも使用禁止、フロンほどの国際的な世論が盛り上がり大々しているとは思いませんけれども、国によってはそれどころではない、アメリカでは裁判で六万件も提起されていて火がついていっているわけですから、そういうかなり深刻な状況を正確にとらえて対策を進めようというところがあるわけです。大変しつこくて恐縮ですが、あしたからやめると言っているわけではないのです。どうしてもしようがないところはしょうがないです。それがなく困るとか代替がない、あるいは安全上それ以外にはない、そういうところはあると思うのです。スウェーデンやデンマークの例を見れば明らかだと思っております。かなり長期なプログラムのことで、だんだん減らして行って、そして禁止の方向へ政策的なインセンティブをやるといって、いつか長いことはお考えいただくかぬと、アスベストは発がん性物質だと決めてその対応をしようとしている御努力に画竜点睛を欠くような感じがしますが、いかがでございませうか。

青木国務大臣 オゾン層破壊のフロンの場合、先生の御承知のとおり今世紀末までに全廃をするということで進んでいるわけでございます。フロンとアスベストは、物質的には制限しなくちゃならないという点では同じでございますので、アスベスト全般につきましても当然全廃の方向に向かって調査を進めるべきだと思っております。ただ、代替物の開発はなかなかできておりませうし、フロンのように見通しがついていないという点もございまして、いついつまでということをおし上げることはできませんけれども、そういう方向に沿いまして調査を進めていく、こう考えております。

岩垂委員 それ以上申し上げてもちょっと御無理なようですから、大臣がおっしゃったように、統計によると日本はこれまでに五百万トン以上のアスベストを輸入して使ってきたと言われております。実はちょっとびっくりしたのですけれども、最近まで気がつかなかったのですが、おとし、一九八七年の実績二十七万トンという数字で押さえて質問しようかと思つてひょっと考えてみたら、八八年は何と一七％ふえて三十一万七千トンになっているのです。カーブが下がってきたのかと思つたらまたふえてきている状況というのは、一体このままにしておいていいんだろうかというふうにはかなり深刻にとらえます。

大臣に申し上げたいのは、東京都内だけで今年一年間に三千から四千軒のビルの解体工事があります。これは実績です。恐らくここ十年ぐらいかかるのかもしれませんが、十五万棟ぐらいのビル解体、つまり建て直したと思うのですが、そういう状態がある。その状態というのは東京都だけじゃなくて、全国的にそうだろうと思うのです。その解体工程の中でアスベストの飛散というものが深刻になっているという意味では、この狭い日本でこのまま輸入も続けま、片方で既に蓄積されているアスベストも空気中にあるいは人体に影響を及ぼすということなので、ぜひひとつ禁止の方向にインセンティブ、つまり誘導をしていただきたいものだという点を重ねて申し上げます。

これは長谷川さんで結構ですが、今度の法改正で環境庁はもう百点満点だぞというふうにお思っていますか。

長谷川(慧)政府委員 アスベストにつきましても、先生のお話もございましたようにいろいろところで使われておりますので、こういうものの排出実態といえますのは絶えず私も監視していかなければならないだろう、こういうぐあいに思っております。そういう面でも、私も現在持っているデータから申しますと、例えば先生お話しもございました解体現場の周辺というところにつきましても問題は無いというふうにお考えしておりますが、まだその例数が少のうございまして、お話しございましたようにこれからこういうものがどんどんふえてくるということもございまして、そういう面での調査をことしの予算でお願いいたしましてさらに続けてまいりたいというぐあいに思っております。

それから、自動車につきましても、私も申しましてはできるだけ早く代替品に切りかえということをお願いしているわけでもございまして、そういう面でも、業界におかれましては一九九二年末までには乗用車なり小型の自動車につきましてはアスベストを原則的に禁止したい、あるいはそれ以外の車につきましては一九九四年末までには禁止をしたいというようなことを業界の中でもそういう考えを持っておられまして、そういう形でいろいろ新しい対策なり代替品の開発をやっておるといことを聞いておるわけでございます。

それから、スレート協会等におきましても一九九一年末までには内装材につきましてはもうアスベストを使わないとか外装材については含有率を下げる、あるいは波形のスレート、住宅用屋根材につきましても含有率を下げるというようなことで、それぞれの業界におきましてもいろいろ工夫をいたしましてアスベストをできるだけ使わないような形で持っていこうというぐあいに考えておるところでございます。

そういう面での全般的な流れといえますのは一方にございまして、先ほど申し上げましたように解体現場の周辺の間

題あるいは自動車周辺の問題等もあるわけですが、現時点におきましては私ども、そういうアスベストを使う工場におきます排出の本数はかなり高いもの等もあるわけですが、そういう面は、当面そこはまず規制を加えてきちっとした対応をとっていただく必要があるだろうというぐあいに思っておるわけですが、今後ともいろいろな面での知見なりあるいはデータ等をそろえまして、必要に応じまして私どもさらに法律にするかあるいはその他の方法をとるかは別にしましても、そのアスベスト対策全般につきましても今後ともデータをそろえながら対策を強めていく必要があるだろうというぐあいに思っております。そういう意味で、現在やれるところ、当面急ぐものということになりますれば工場にかかわる規制であろうというぐあいに思っております。

岩垂委員 自分で点数つけるのはなかなか難しゅうございますから、そこまで申し上げるつもりはございません。ただお願いしたいのは、業界がそういう方針を決めていますからそれに大体ピントを合わせていうのではなくて、やはり政府としても業界をリードする、そういう誘導をしていくというようなことであってほしいな、例えば年限を繰り上げるとか、含有率を下げるあるいは使用の場所についてきちんとした規制をつくる、規制というか指導をするとか、いろいろな方法はあると思います。だから、製造過程だけではなくていろいろな意味で使用を全面的に禁止していく方向に、ゼロに近づくための努力を限りなくしてほしいものだということをお願いしたわけですが、

それからもう一つは、局長のお言葉からいみじくも出たのですが、さっき申し上げたように、部分的な法律がそれぞれの行政の対象の中で対応されているものですから、いわゆる縦割り行政の弊害というのは、アスベストに限らずなんです、特にアスベストの面で強い、それが非常に大きな壁になっている。こういう点をしっかりとらえたときに、一本の法律にしていく、総合的な対応ができる法律にしていくことは絶対必要だと私は思います。だからそういうことの検討課題として、検討していくとおっしゃったんでぜひ御答弁を大切にしっかりとって、これからできるだけ催促をいたしてまいりたいと思いますので、その点御理解をいただきたいと思いますが、大臣、それでよろしゅうございますか。

青木国務大臣 環境すべてそうでございますけれども、関係する業界あるいは関係省庁が非常に多いわけでございます。これがお互いに協力していかなければ環境の保全ということではできないわけでございます。このアスベストにおきましても同様でございますので、連絡会議もございまして、これからさらに連絡を密にいたしまして、できれば本当にアスベストを使わなくていいようなそういう代替物が開発され、かつまたそういう世の中になることを心から願って、それを目標に前進していきたいと思っております。

岩垂委員 今、私の法律のことを言いました。だけれども、今すぐ法律ができると思っております。皆の努力、協力が必要だと思っております。ただ私は、どうも縦割り行政だといって批判をいたしましたが、さっき労働省の特化則と今度の防止法との整合性ということをちょっと申し上げました。これは一つの例ですね。あらゆる意味で縦割り行政の弊害というものがある、壁が破れないという点があるわけなんです。ですから、アスベストに対するある種の基本政策みたいなものを政府が立案してほしい。これはタイムテーブルの長い短いのことで僕らいろいろ言うつもりはございません。もちろんそのとき、でき上れば意見を言うかもしれないけれども、問題はアスベスト問題に対する基本政策を示していく。今の状態というのは、安全に使用すればいい、どうぞ御自由に、これだけの違いがあるわけでしょう。だからできるだけ基本政策を確立するための努力をしていただきたいということを前提にして、大臣、今連絡会議というのを指摘されました。これは労働、厚生、環境、通産、建設、文部ですか、たしかそうだろうというふうに思いますが、政府レベルのいわゆるアスベスト連絡会議ですが、法案がまとまったからあとは、という感じがどうも強いのですが、そうではございませんか。これからは常置されるのですか。

長谷川（慧）政府委員 これはアスベスト問題担当者連絡会ということでございまして、環境、防衛、文部、厚生、通産、運輸、労働、建設という省庁が集まって情報交換をやるということと、お互いの対策あるいはそういう面での整合性という点も、お互いの対策の進め方につきましていろいろ情報交換をやるという会をやっているわけでございます。

そういうことで過去何回かやってございまして、この法案がお認めいただけますればまた担当者連絡会といいたすのを設けて、お互いに情報交換、あるいは法律を適正に動かすためには各省の御指導も必要でございますので、そういう面での調整を図ってまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

岩垂委員 これは大臣にお願いを申し上げておきますが、成立した法律のある種のアフターケアという性格の担当者連絡会議ということからもう一步踏み出さなければ、さっき申し上げたように、法案について言えば局地的なあるいは部分的なものだ、トータルなものというところから見ると部分であるというふうな考えの上で、基本政策をすぐつくれと言ったってなかなかできないでしょうけれども、やはりそういう方向を議論し、そして私は、最低限調査活動をやっていただく、それをトータルでとらえていただきたい。

例えば、調査活動というのは使用の状況、どういうふうに使われているか、あるいは環境や濃度測定などのデータの集積あるいは健康被害、健康障害と言っているのですが、あるいは廃棄物の処理の問題あるいは代替品の開発、それからもう一つ、私はやはり国民に対する、あるいは特に労働者に対してもそうなんです、教育と訓練の活動というものをもっと重視しなければいけないという感じがするのです。それから、広報活動も必要でしょう。啓蒙活動ももちろん必要でしょう。そしてこれから申し上げますけれども、私は資格制度ですね、許認可みたいなものをここでつくれというつもりはございませんが、ある種の資格というようなものを、解体業者にしてもあるいはこれを取り扱う業者にしても持つべきだということを後で提案をしていきますが、そういういろいろな問題があるわけですから、そういう問題も含めて連絡会議というところが議論をいただくわけにはいかないか。つまり討議の中身をもう少しレベルアップして、テーマを立ててそしてやっていただきたいというふうなことが一つと、もう一つは、さっき私、防衛を落としておりました。それに加えてやはり運輸と自治を入れませんか、これはやはり自動車の問題がありますし、それから地方行政の問題もあるわけですから、そういうようなことについて、法案がもし成立した際には連絡会議をもうちょっと権威のあるものにしていただいて、トータルな基本政策の議論を、すく飛びつかどうかは別に、今私が問題提起をしたようなことを議論するそういう性格のものに変える、変えるというか、充実させていくということで、長官、御努力いただけませんか。

青木国務大臣 先ほど来先生の申されていること、よくわかります。私どもも基本的には同じ考えに沿ってやっているわけで、ですから、今度今御審議いただいております平成元年度の予算にもアスベストの対策調査費として千二百万円余りを新規に入れまして、力を入れようとしているわけでございますので、総合的な対策をぜひつくれということもよくわかりますので、そういうことを念頭に置きましてこれから対処していきたいと思っております。

岩垂委員 もし国にそういうものができれば、例えば県庁だとか市役所だとか自治体がそういうトータルな受け皿と

このようなものをつくることになる。それが住民との接点で、不安やあるいは問題、トラブルを解消していく上でもとって大きな役割を果たし得るだろうと思えますので、その点をぜひお願いしたいと思えます。

そこで、とりあえずすぐにもできること、窓口を自治体にきちんと設けるように、これは、自治省さんお見えなんです。自治省さんお見えなんです。環境庁でかわっていただいて、そういう努力を自治省とやるということをお約束いただけないでしょうか。というのは、住民がいろいろ不安に思っていて、これどうなんだろうというような形で役所へ相談に持ってくるケースがあるわけです。だからできれば、いろいろなものを持ち込んでくるのが好ましいことではないけれども、しかしそれにはきちんと受け答えができるような、例えば類型別の分析方式みたいなものも役所の中できちんと、完全にはできないにしても、相談を持ち込まれたらこういうことですよというふうにできるような、そういうシステムを含めた窓口をぜひやってほしい。今起こっているトラブルや不安はかなりそういう役所とのトラブルとして起こっていると思えますので、それはいかがですか。

長谷川（慧）政府委員 私ども全国的に調査は必ずしも十分ではございませんけれども、聞いているところによりまして、都道府県レベルにおきましてもそれぞれの担当部局との連絡会議というのを設けて、そこでお互いの各部局の対策なり情報交換等々をやって調整を図っておられるというぐあい聞いておりますし、それから住民の窓口ということになりますと、これは健康影響の問題となれば保健所などでございましょうし、それから解体の相談ということになると土木あたりになるのでございましょうか、そういう面で、内容によりましては相談を持っていく窓口一本化はなかなか難しいのかなという気もしいではございませんけれども、先生のお話を承りましたので、今後とも関係省庁ともできるだけ十分連携をとってまいりますし、都道府県に対しても、そういう面での連絡会議なり窓口一本化といいますが、そういうもの問題があったときにはたらい回しということではなくて、きちっと受けとめて対応できるようにということの指導をさらに強めてまいりたいと考えております。

岩垂委員 通産省に、長いことお待たせして済みませんが、最近の輸入の傾向を、さっき申し上げましたようにふえています。今後どんな傾向が予想されるかという判断がもしおありなら教えていただきたいのです。やはり輸入を減らしていくというふうなことを考えなければいけないのじゃないか。輸入すれば使うわけですから、それは一方的にこっちがシャットアウトというわけにはいかないだろうけれども、やはり行政指導として輸入を減らしていくという努力を前提にして、代替品の開発というものについて方針というか具体的な対応をすべきだというふうに思いますけれども、その点、通産省はどんなお考えでこの問題に対応なさっておられるか、御答弁を煩わしいというふうに思います。

田中説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、ここ数年輸入が非常にふえておりまして、特に一九八七年から一九八八年にかけては非常にふえているわけです。これは一つは、今現在、経済の状態が非常に好況でございまして、需要が非常にふえています。先生御承知のようにアスベストの大きな需要分野は建材関係でございまして、そういう好調な経済の状況の中で建築関係の需要というのが非常に伸びている、こういうことでここ数年非常に急増したということだと思えます。

先生御指摘のとおり、アスベストの我が国での使用について、できるだけ少ない方がいいというのは御指摘のとおりだと思いますけれども、輸入を制限するというのは非常に難しいわけではございまして、やはり先生の御指摘のように代替物をスムーズに開発していくというのが本来の筋でございまして、我々もそういう面に向けて努力をしていきたいと思っております。

ただ、石綿というのは、寸法安定性とか耐水性とかその他耐化学性とか、非常にすぐれた物性を持っている材料でございまして、さらに価格という面で非常に安いということで、これまで非常に広い分野に使われてきた。それを代替をしていくということになりますと、今、石綿以外のものを用いたときの性能が悪くなる、それをどういうふうにしてリカバーをするかというような問題、それからやはりコストが大幅に上がりますと、なかなかそういうものを使いたがらない、そういうことをどういうふうに考えるかというような問題がありまして、先ほど環境庁の局長が言いましたように、幾つかの業界では、こういう石綿問題の重要性にかんがみまして自主的に規制をして石綿を減らすとか代替物を開発していくという動きが既にございまして、我々行政的な一つの政策として、特に中小企業の場合になかなか代替が進まないというようなこともございまして、昭和六十二年から、石綿の需要分野の大半を占めますスレート業者、そういうものに対して中小企業近代化促進法に基づく構造改善計画をやっております、その構造改善計画の非常に重要な柱がこの石綿の低減化、代替化ということでございまして、ノーハウを相互に開示をするとか共同研究開発をやるとか、そういうことで中小企業のレベルにおいても代替というのが今鋭意進められているということでございまして、したがって、そういう代替とか低減化というのを国内的に進めることによって輸入も減らしていくというふうに我々考えております。

岩垂委員 大臣、ちょっとこれは申し上げておきたいのですが、私がこの前アスベスト問題を取り上げたのは、あるいはお聞き及びかもしませんが、アメリカの航空母艦ミッドウェーが横須賀の基地の中で大規模な改修工事をやったわけです。その改修工事の場合は、基地の中は治外法権でアメリカの国内と同じですから、物すごい厳しいチェックですね。その作業に従事した人は、外へ出るときはちゃんとふるへ入って今まで着ていた防護服は置いて出なさいとか、細かくは言いませんけれども、スクラップ、つまり廃材は全部赤い二重の袋に入れて、赤と黒があるのですが、入れてちゃんと管理する。基地の中はアメリカの管理と同じ厳しい対応をやっているわけです。

ところが、それを運び出しましたら、基地の一步外へ出たら今度は自由なんですね。だから、産廃の業者が覆いもつけないでトラックの上に積んで廃棄物の処理場へ持って行く。たまたま見つかったのは、その業者が事実上倒産いたしまして、道路のど真ん中に赤い袋のアスベスト材を山ほど積み上げてあって、これは何だろうということから問題になって、それでこれを追跡していったらミッドウェーから出たアスベストの廃材だということが明らかになって問題になったわけです。

つまり、一つは作業環境、労働環境があると思えます。それから、それが基地の外へ出たら自由だということ、日本の場合は作業現場ではそれなりの労働省の対応もありますけれども、そこから外へ出ればもう安全だということになってしまっているわけです。細かくは申しませんが、追跡調査をしたところが、業者は横須賀から横浜の中間処理場へ持って行く。それで赤い袋を取って粉々にしてしまっていて、そしてそれを今度は千葉の佐倉の最終処分地ですけれども、処理場でそれこそトラックの上から捨てている。近所に家もあるわけです。そういう状態というのが問題になって、これは何とかしなければいかなぬということになった経過がございまして。

だから、私は一つは労働現場、せつかく労働省からお見えでございまして一つ一つお尋ねし、そしてもう一つは廃棄物の問題というふうなフローに従って少しお尋ねをしておきたいと思うのですが、労働省さんに私がこの前お尋ねしたときに、ILO条約の百六十二号条約というものをぜひ批准してほしいというふうにお願ひ申し上げたところ、国内法で一部クリアできないものがあるが批准のために努力をするということなんですが、その後批准の方はどうなっている

ますか。

露木説明員 今回のILO条約の内容につきましては、日本の現行の労働安全衛生法関係と対応関係につきまして少し細部に検討いたしておりますが、なお若干の問題点もございまして、現在条件整備を図っているということでございます。

岩垂委員 この前、あなたの前任者の富田さんですか、何とかクリアしたいというふうにおっしゃっていますけれども、批准ということに大体どんな日程で持ち込みたいというふうにお考えですか。もうあれから三年たっていますので。

露木説明員 先ほど申し上げましたように、現在条件整備を図っているわけですが、実は昨年安全衛生法を改正いたしましたので、その中に作業環境測定結果の評価、こういうことを、実はILO条約の中につきましても暴露濃度ないしは作業環境の評価、そういうものを権威ある機関が定める、こうなっておりまして、実はそれも条件整備の一環として昨年法律改正をしたわけでございます。それ以外にもいろいろ私どもの規則、国内法と若干違った点もございまして、現在そういう違いの点につきましているいろいろ業界その他の指導を進めているということでございまして、いずれにしても法、規則の整備が必要だ、こういう段階に至っております。

岩垂委員 三年前に聞いたときに、何とかクリアできるんじゃないか、時間的にもそんなにかからないんじゃないかという感じを持ったのですが、大変だと思えますけれども、やはり国際機関の勧告でもございますから、日本の国際的な地位という立場から考えてもできるだけ早い批准をぜひお願いしたいと思うのです。個々の問題についてお伺いしていく前に、労働省の健康管理手帳交付対象業務等検討委員会というのがございますね。ここでコークスあるいは石綿、いわゆるアスベストの取り扱い業務というのは健康管理手帳の交付対象業務に追加される、その可能性が強いというふうな、あるニュースというが、労働安全衛生広報ですからおたくの出しているものだと思うのですが、これはそのとおりに考えてよろしゅうございませうか。

松村説明員 御説明申し上げます。健康管理手帳と申しますものは、労働者が一定の有害物を取り扱う業務に一定の期間以上従事したこと等によりまして特定の重篤な健康障害を発生するおそれのある労働者に対して離職後定期的に健康診断をする、こういうものでございます。したがって、一定の有害物という問題と一定の期間という二つの条件が必要だということでございます。この健康管理手帳の交付対象業務につきましては、昨年度専門家によりまして委員会を設置いたしまして、現在検討中でございます。

岩垂委員 課長、済みませんけれども、松村さんですか、法律がこういう形でできるわけですが、大気汚染防止法という法律が改正されるわけですが、まだわかりませんが、そういう状況というものを踏まえて、もちろん労働省と環境庁とは全然お立場が違うけれども、対象も違うけれども、やはり国民の健康とか国民の生命とかいうことで労働者も国民の一人ですから、そういう意味でアフターケアとして、潜伏期間が三十年ということですからもう退職なすってお年寄りの人たちが多く、そういう人たちが肺がんやらさまざまな病気に悩んでいるわけですから、健康管理手帳をぜひひとつ交付していただく。今申し上げたように一定の有害物であることは間違いのないわけですが、一定の期間のところをどれだけのチェックをするかは別として、つまり石綿、労働省の言葉で言うと石綿ですが、私たちはアスベストと言ってしまふ。どちらでもいいのですが、そのアスベストの作業に従事した取り扱い業務というのは健康管理手帳の交付対象になるだろうというふうな考えでよろしゅうございませうか。

松村説明員 御説明申し上げます。アスベストにつきましては、御指摘のように発がん性は認められているということでございますけれども、もう一つの条件でございます業務に従事した期間というものが、業務に従事いたしました期間と健康障害の発生との因果関係と明確ということとございまして、これらの知見の収集ということが非常に努めてまいりたいと思っております。

岩垂委員 松村さん、さっき私WHOのことを言ったのです。都合のいいときにはこれを使って、都合の悪いときにはこれを使わないというのは困るので、期間のことでははっきりと期間とは書いてないけれども、これらの病気の発生率は繊維の種類、量、加工過程に関連している。加工過程ということの中に、あるいは種類ということの中に期間というものがあるからそれなりのものが出ているというふうには私は理解するのですよ。だから、長い短いはいろいろありませう。だけれども、有害な物質だということを認定した以上は、それはそれとしてその対象にぜひ加えていただきたい。そのことを申し添えておきたいと思っておりますが、もう一遍御答弁をいただきたい。

松村説明員 法律ができるというような環境の変化とか、その他いろいろな知見も集積されておるといようなことでございまして、そういうものを十分に検討してまいりたいと思っております。

岩垂委員 労働省、せっかくですからちょっとまとめてお願いをしますが、労働現場での対策というのは、今はアスベストを製造し、または取り扱う作業ということになってはいますが、それはアスベストの暴露を伴う場所におけるすべての作業というふうなくあいに広げるおつもりはないか。ちょっと幾つかお伺いしますので、まとめて教えてください。

それから許容濃度、これは日本では今管理濃度になっているが、これをもうちょっと厳しくするというおつもりはないか。あるいは測定を、これはちょっと重要なことだと思うのですが、今は常時アスベストを製造し、または取り扱う作業、作業環境測定法による年二回、こうなっていますね。これを今申し上げたようにアスベストの暴露を伴う場所にいる人々、あるいは条件、その中で個人暴露とか濃度というものを測定するということにすることができないか。

それから年の回数をもうちょっとふやすことはできないか。この三つ、労働現場のいわば認識として、あるいは労働現場の解釈としてそういうふうにするにはできないかという三つについて、とりあえず質問しておきたい。

露木説明員 まず第一点でございますが、現在特化則という規則がございまして、この規則はアスベスト製造、取り扱い、こういう対象にしてございます。そこで製造、取り扱い、当然労働者が暴露しなければ問題ないわけですが、一応製造、取り扱い、暴露するところはすべて適用がある、こういう対象になっております。それから管理濃度を厳しくするというふうなお話でございますが、これも先ほど申し上げましたように、諸外国、国際動

向、それから我が国における知見の集積、そういうものに努めてまいりたいというふうを考えております。

それから測定につきましては、この測定の目的がそもそも作業環境を改善する、こういう目的でございます。現在測定義務をかけておりますのは、繰り返し作業が定期的に行われる、そういう対象を考えておりまして、現在屋内作業場を考えております。定期的に作業が繰り返し行われる、そういうところにつきまして現在六カ月に一遍の測定義務をかけた上で、その結果について評価をいたしておるわけでございます。

なお、解体工事その他建設作業等ございますが、そういうところにつきましては作業環境を改善するという意味でのいわゆる測定になかなかなじみにくいということで、現在はむしろ暴露しない対策面、防じんマスクをつけさせますとかそういう対策面に重点を置いて行政を進めている、こういう段階でございます。

岩垂委員 露木さんとはいろいろやり合ってきた仲ですからもう何ということはないのですが、やはりこのところはきちんとしておきたいのは、それはそれでいいでしょう。その次、アスベストの表示ですね。今5%以上になっていきますが、1%ぐらいを、外国の例を引用するまでもなくお考えになったらどうか。

それから、レットルに多量に長時間吸入すると健康を損なうおそれがあるというのを、少量の吸入でもがんになるおそれがある、つまりがんになるおそれというものの方向にウエートを置いた商品の表示というようなことをお考えになっていく必要があるんじゃないかということ、それからさっき申し上げた一定期間というのは、松村さん、例えば年五十時間以上というようなぐあいにして、何年というようなつくり方というのはこれは健康管理手帳との関係があるわけだけれども、健康管理をそこでして対応していく。健康診断年に二回というふうになっていきますけれども、そういう人たちにまで広げる。健康診断は今アスベストを製造または取り扱う作業に従事する者年二回、それで記録の保存は三十年、こうなっているでしょう。それを例えば年に五十時間以上アスベストの暴露を受けた者というぐあいに、もうちょっと健康診断の状況というのを広げてみる必要があるんじゃないかということの問題提起しておきたいと思うのです。これは露木さん、特化則の作業主任者というものはあるわけですが、アスベストの作業主任者みたいなもの、あるいは主任者というふうに言っているのかどうかわかりませんが、作業者でも結構ですが、そういうことは制度としてお考えになっていらっしゃるじゃないですか。お考えになっていないとすればそれでいいかどうか。簡単にお答え願いたいと思います。

露木説明員 初めに表示の件でございますが、表示につきましては、現在労働安全衛生法という法律の中で石綿または石綿をその重量の5%以上含有するもの、そういう製剤につきまして表示義務を課してございます。名称でありますとか成分、含有量、それから人体に及ぼす作用でありますとかあるいは貯蔵、取り扱い上の注意、こういうことを義務づけてございますが、確かに5%ということによって現在すそ切りをしてございまして、先ほどもお話ございましたように5%以下に含有率を下げるという努力も現在業界の方でされてございまして、それ自体非常にいいことでございますが、ただ法的には表示義務がなくなるではないか、こういうことがございまして、現在5%未満のものにつきましても表示をするよということによって業界の指導に当たってございまして、近々表示をするというふうな動きもあるようでございます。

松村説明員 年に二回の健康診断ということで、その対象といいますのは常時そういう作業に従事してある、こういう労働者を対象にしておるわけですが、それを今五十時間というふうな先生の御指摘でございますが、そういったことができるかどうかわかりませんが、常時という考え方、こういったことをいろいろ分析することによって先生の御意見を検討してまいりたいと思います。

岩垂委員 取り扱い.....。

露木説明員 失礼しました。

作業主任者の件でございますが、現在は特化財で特定化学物質等作業主任者、こういう制度がございまして、この特定化学物質、先ほどお話ございましたようなコールタールでありますとか、かなりたくさん数がございます。一つ一つ個別につくればいいのですが、なかなか物質が多いものですから、アスベストにつきましても特定化学物質等作業主任者、こういう制度がございまして、実は講習につきましても講習を受けて作業主任者になれる、こういう制度にしてございまして、石綿については石綿特有の有害性でありますとか取り扱いでありますとか、時間をプラスしまして講習を行っておる、こういう状況でございます。

岩垂委員 ちょっと時間が.....。できるだけ短縮したいと思っておりますが、文部省お越してございますのでお尋ねしたいと思うのです。

私は学校のアスベストのことで大変やかましいことも申し上げてきたのですが、これまでにどの程度、教室の数でも学校の数でもいいのですが、吹きつけアスベストを解体してこられたか、これからどんな計画をお持ちか、トータルでどんなスケジュールをお持ちかということをお尋ねしておきたいと思っております。

伊田説明員 公立小中学校及び高等学校におけるアスベスト処理の実施状況でございますけれども、文部省におきましては昭和六十二年度に全国の公立学校約四万七千校に悉皆調査をいたしまして、吹きつけアスベストの使用状況調査を実施いたしました。この調査結果でございますけれども、六十一年の十一月にまとめられたわけでございますが、該当いたします公立の小中高学校等は千三百三十七校でございます。

それで、アスベスト対策の実施状況でございますけれども、国の補助制度の中で校舎等の大規模な改修事業に対する補助制度がございまして、この制度によりまして、昭和六十二年度と昭和六十三年度中に全体といたしまして四百九十二校の公立学校で対策工事が行われた次第でございます。

それで、このほかに対策工事といたしましては、補助事業ではなくして単独の事業もございまして、その他の補助事業も一部ございまして、そういう学校もかなりございまして、これらを全部含めました対策工事完了の学校の数でございますが、六十二年度調査を行いました保有校数のおおむね八割程度は達していると思っております。したがって、アスベスト対策といたしまして緊急に処置すべきものにつきましては完了しているものという理解でございますが、まだ残っております、文部省といたしましては今後ともアスベスト対策につきましても、補助申請がございましたらば補助事業といたしまして優先的に採択をすることによってその促進を行ってまいりたい、そのように考えている次第でございます。

岩垂委員 これは小学校だけでなく、中高大学を含めてというふうな受けとめてよろしゅうございまして、まとめてお答えいただければいいのですが。

それで、八割ですから、二割残っているわけですが、いろいろなトラブルが起きましたよね。PTAとの関係や地域の人たちとの関係でトラブルやなんか新聞に随分出ました。今後、教室だけではまずいので、調理室だとか講堂だ

とかいろいろなところまで広げていかなければいけないのではないかという課題は文部省としてどのようにお考えになっていらっしゃるか。つまり、緊急に特に小学校の教室を中心にしたという対応だったと思いますから、それをもっと、例えば学校施設全般に、しかも学校は小学校だけでなくというふうにお考えをいただくわけにはいかないのか。

それから、神奈川などでは私立の学校にも助成しております。それらのことについても目配りというものが文部省の場合には必要ではないだろうかということで、ぜひお考えをいただきたいな、それが二つ目。

三つ目は、監督責任者がいないからトラブルが起きるのですよ。これは役所と校長さんとの間のいわば責任のなすり合いみたいな面もあるわけです。私は、できれば学校の先生を校長さんが大変だろうけれどもお願いをして任命して、そしてそれがPTAの皆さんや住民とのトラブルに対応、学校の場合はそういうふうにする、同時に役所もそれをカバーしていく、そういうシステムを考えなければいけないのではないかというようなことも考えますので、それらについて簡単に結構ですから御説明をいただきたいと思っております。

渡邊説明員 お答えいたします。

私立学校におきますアスベストの使用状況につきましては、昨年の五月に調査をさせていただきましたところ、全国の私立の高等学校等二千百校のうち二百六十四校の校舎等にアスベストが使われていることが判明いたしました。

そこで、文部省といたしましては、こうした学校施設等に使用されているアスベストの児童生徒への健康被害が懸念されておりますので、今年度の予算で、学校施設に使用されているアスベストの撤去回収工事に対する緊急対策といたしまして、工事費の一部を補助するために四億五千万円ほどの補助金予算を新規に計上いたしまして、今後三カ年間の計画によりましてアスベストの撤去回収を進めてまいりたいというふう考えております。

西口説明員 文部省は、国公私と三つの設置者別の分野がありますので三人の課長が来ておりまして、それぞれお答えするというところで、まことに錯綜して申しわけございません。

私は国立大学に関する担当をしておるわけでございますが、国立学校につきましては、大学、高等専門学校その他の機関がありまして、全体で百六十六校あるわけでございますが、特に吹きつけアスベストについては、調査の結果ではそのうちの百二校に使われております。およそ六割ということですが、面積的に申しますと、全国の国立学校の施設の面積の総計が一千八百八十万平米あるわけでございますが、調査の結果では約三十万平米の吹きつけアスベストがあります。パーセントで言いますと一・六%ということでございます。

この処理につきましてはいろいろ関係省庁から処理方法が示されてきたところでありまして、私ども文部省におきましても昭和六十二年、六十三年におきまして、このうち六十一の学校につきまして緊急度の高いところから処理を行っております。また、今後の処理につきましても、先ほど先生おっしゃいましたように教室あるいは寄宿舎あるいは食堂というふう非常に長時間生徒、学生等が住むところ、あるいはいわゆる衛生面で管理を十分しなければいけないようなところを優先しながら、そのうちでも特に劣化の進んでおるところを重点的に整備していきたい、そういうふう思っております。

岩垂委員 お三方の答弁が何かちょっとあっちこっち向いてしまうのですが、要は学校の施設というのは、吹きつけの部分だけでなく、アスベストを使った場所を全体的にきちんと点検した上で徐々にそれを撤去していくということをお願いをしたいな、これが一つです。

二つ目は、東大のトラブルも、私も承知しております。そういうトラブルはどうして起こるのかといえば、大学はちょっと別ですが、特に小中学校の場合はPTAなどとの問題も起こっています。小中高の場合、PTAと学校当局あるいは市役所との連絡会議みたいなものをきちんと持って、その中で撤去する手順とかそれに対する対応とかいう予備知識を共有できるように窓口をきちんと確立をしていただきたい。それで、学校に監督責任者というものを置いていただきたい。そうすれば、その人が責任を持つ、その人が終始対応ができるということになると思っておりますので、考慮をいただきたい。

最後に、学校について言うと、一般でもそうなんですが、測定データが問われるわけです。そここのところが不安の一番のもとになりますので、工事の前つまり事前、工事の最中、事後に測定をきちんとして、そのデータを公表する、そういう積極的な対応が行政の中から求められれば、いろいろトラブルはあるけれども一定の改善が見られるのではないだろうかと思っております。ここまで三人出てこられて時間とられちゃかかないませんから、みんなうすずいておられますからその点について御努力いただけるというふうにとめておきたいと思っておりますが、よろしいですね。- ありがとうございます。もう時間もなですから、学校の方はこの辺で.....

文部大臣、社労の専門家がいるものだからやりにくくしようがないのですが、やはり廃棄物の問題を最後にちょっと申し上げておかなければならぬと思っております。

これはさっきミッドウェーの例で申し上げましたけれども、業者がとにかく本当に小さい、小さいなんて言うと怒られちゃうけれども、零細業者でございまして、東京都の場合でも、私ちょっとあるところへ見に行ったらペンキ屋さんが解体作業をやっているのですよ。あるところではメッキ屋さんがやっているというのですね。それが下請よりも日雇いを使っているのです、解体のところを。普通なら例えば何万とかかるものを何千円で請け負っているケースがあるのです、私、お聞きしました。そういうケースは、やはり全体的にそうじゃないかなと思うのです。東京都内で二百社ぐらいそういうところがあるけれどもまともなのは数社だというふうな話も、話題としてありました。それは私が見たわけでも確かめたわけでもないからそれ以上申し上げませんが、とにかく測定も機械も持っていない、専門的な知識も持っていないという形で、仕事だけ安く請け負って解体をするというふうなことではやはりまずいと思う。だから、これはどなたの御答弁をいただけるのかわからぬけれども、東京都は登録制をとっておりますね。これは建設省になるのかな。東京都の登録制のことは建設省御存じのはずですから、せめて全国的な解体業者の登録制といいましようか、そういうものを導くようなマニュアルだとかあるいは基準だとかをお示しになるおつもりはございませんか。

鈴木説明員 お答え申し上げます。

吹きつけアスベストの飛散防止につきまして、六十三年の六月でございますが、財団法人日本建築センターの中に学識経験者等の委員会をつくりまして、そこで「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針、同解説」というものを取りまとめました。これを関係団体に配布するあるいは講習会等の実施を通じましてその普及に当たる、あるいは、建築指導部局でございます全国の特定行政庁にこの指針をもちまして適切な指導を行うよう通知もいたしたところでございます。そういう普及を図っておるということでございます。

岩垂委員 自治省の遠藤さん、一つだけ質問するのに長いこと待たせてしまって済みません。また建設省に戻りますが、その前に自治省。

公民館だとか、役所ももちろんそうですが、解体をやってそして処理をしているという面がありますね。これは特交の対象にももちろんなっているのだろうと思うのですが、そういうものについて地方自治体を指導するというか、そ

うものの連絡をしていく体制が今十分に行われているかどうか。もし実績があるならお示しいただきたいと思います。

遠藤説明員 お答え申し上げます。

アスベストの問題につきましては、健康に及ぼす影響が非常に重要だということで、地方公共団体におきましても公共施設につきまして早急に除去などを行っているという実績があるわけでありまして、基本的には普通交付税の算定で修繕等の経費を見ているわけでございますけれども、問題の緊急性という点に着眼しまして昭和六十二年から、地方団体の強い要望もありましてこれを特別交付税の算定対象にいたしております。本年度も当然算定対象にしたわけでありまして、実績といたしましては特交の中で県分で約十三億ぐらい、それから市町村分で三十五億ぐらいということで、先ほど文部省の方からお答えがありましたけれども、小中学校等の学校施設のうち地方団体が一般財源で持つべき部分、あるいは先生御質問ありました公民館だとかそういう補助のつかない施設におけるアスベストの除去作業において一般財源を要する額について、特交の算定対象にしているということでございます。

岩垂委員 ありがとうございます。

建設省、ちょっともう一遍戻りますけれども、通達を出していただいたのはそれなりの意味があると思うのです。ところが通達は机の中へ入れられればそのままなんです。実際に行われているのは全く変わったことはない。だって吹きつけ工事だってそうでしょう、禁止になったはずなのにいまだにやっているというケースが間々あるじゃないですか。そういうような意味で、行政指導というのは文書一片のそれではなくて、それをどうやって検証していくかという努力が私は必要だと思っております。

そういう解体をする場合の業者の選定と同時に、そういう専門家、専門家というほどのことはないと思うけれども、そういう体制を強めていかなければいけないと思いますが、そういうものを扱うための専門取り扱い主任みたいなもの、そういう責任者というようなものをちゃんと決めて、そしてそれが解体作業の手順というようなものをやはり届ける、そしてそれを点検していくというようなことを考えないとうにもならぬだろうと思っておりますけれども、その辺の指導を一層強化していただきたいと思いますが、その点はいかがでございますでしょうか。

鈴木説明員 お答え申し上げます。

先ほど御答弁を申し上げましたように、技術指針というものは出したわけでございます。それで先生御指摘のように、民間が開発し、あるいは技術導入もございますが、その持っている技術というのは千差万別でございますので、その業者がどの業者がいいのかというのは確かにわからないというのは事実でございます。

それで、私どもの方では民間企業がそういう開発しました個々の工法、例えば除去工法でございますとかあるいは封じ込めの薬剤の性能でございますとか、そういう技術が本当にいいのかがどうか、適切なものがどうかということにつきまして、昨年の九月に、私どもが持っております民間の建築技術についての審査、証明事業という制度がございます、その制度に基づきまして、これは公的に認定するという団体といたしまして財団法人日本建築センター、それから財団法人建築保全センターというところがそういう技術認定をやっていく、どの業者が持っているどの技術が適切かどうかということと認定するということを始めまして、この四月から受け付けを始めまして、その技術評価を待ちまして、どの技術が適切であってそれを持っている業者が適切であるということ世の中にPRしていきたいと考えているわけでございます。

岩垂委員 通産省も大変長い時間お待たせしてしまったものですから、廃棄物が最後にちょっとありますが、その前に通産省に日用品の扱いの問題です。

東京都の生活文化局というところが「昭和六十二年生活関連物資に関する安全対策等の調査報告」というのを発行しているのですが、私ちょっとびっくりしたのです。「家庭用電化製品へのアスベスト部材の使用実態調査結果」。これは消費者モニターでやっているわけですが、ヘアドライヤーはアスベスト使用のものが二八%、トースターのたぐいが二三%、オープンでは一二%、これはモニターに答えた数字なんですけれども、これだけ日用品に使われている。ペーパーパウダーのことはもう言いません。飛び散らないように使ってくださいと書いたレッテルが張ってありますけれども、それで本当に大丈夫なのかなと言いたくなるのです。

こういう日用品の扱いというものについて通産はどのようなお考えを持っておられるか、お答えいただける方いらっしゃいますか。

田中説明員 日用品にアスベストがいろいろ使われているということでございますけれども、先生ずっと御指摘のとおり、アスベストというのは人が吸収しますといろいろ発がん性の影響というようなことで、使い方、特に日用品については注意をしなければいけないということでございます。

今御指摘の電気製品、そういうところにアスベストが使われているということでございますけれども、我々の調査では例えば水道のパッキングとか石油ストーブの燃焼用のしんとか、それから小学生が実験のときに使う何か網、そういうようなものにアスベストが日用品的に使われていたというような分野があったわけですが、こういうものについては既に代替は進んでおりまして、今現在なくなってきておる。それで今御指摘の家電製品とかペーパーパウダー、こういうものは不純物としてアスベストが入っているというようなことでございますけれども、こういうものが一体どういう格好で人の健康に影響を与えるのかという問題でございますけれども、我々の役所というのはそういう医学的な専門知識というのは必ずしも持ってありませんで、そういう問題に対しては今後関係する省庁ともいろいろ連絡をとりながら検討していきたいと思っております。

岩垂委員 ぜひ減らす方向で御指導をいただきたい、これはよろしゅうございますね。

それでは最後に廃棄物処理のことをまとめて厚生省、長いことお待たせして済みませんが、お願いしたいというふうに思います。

一つは、アスベストのまざっている廃棄物は、実際は一部分は産業廃棄物、あるいは一部分は、今の日用製品などは一般廃棄物みたいな形になっている。これを有害廃棄物に指定するということはできないかどうか、またそういう気持ちはないかどうか、これが一つ。まとめて聞きますからちょっとメモしてください。

それで実は佐倉の例でこの間のミッドウェーのことで申し上げますと、処分地の、これは御存じのように産業廃棄物ですから安定型です。これではだめです。やはり遮断型というかそういう処分場にしていけないと、だって埋めたところを宅地かなんかにすればまたほじくり返すわけですよ。それから水から漏れていくわけですよ。そういうことを考えると、いろいろ問題があるわけけれども、遮へい型にする必要がある。遮へい型にするということになれば、これはアスベストの処分場というものは山の中でのというようなことを簡単に言えないかもしれませんが、一般の住民のところから隔離した形の特別のアスベストのための処理場というようなものが要るのじゃないだろうか。今のよう形で産廃全体の最終処分地がちゃがちゃやっておったらやがて問題が起こってくるよ。今はとりあえず二メートル土を盛れ

という指導で何とかなるかもしらぬが、やがて問題が起こってきますよという意味で、その処分地というものをアスベストのための処分地というものにしなればいけないのじゃないか。これが三番目。

四番目に、これは実は横須賀から横浜へ行って、横浜から千葉県佐倉、これはそれぞれ責任をとるところがないのです。やはり責任というのは、もともとを言えば横須賀から出ているわけですからそのところを尋ねていって問題にしなればならないという意味では広域的な行政が対応し切れていない。千葉の県会でも問題になり、横浜の市会でも問題になり、もちろん横須賀の市会でも問題になる。もとはミッドウェーだということがわかったからそれなりの詰め方はできた。しかし、一般の廃棄物については、どういふふうに流れてきたのか、流れ流れてきたものについて私が何で責任とらなければいけないんですかというような地方自治体の反発や気持ちもあると思うのです。だから広域的な行政を通して、例

えば運搬のルートあるいはいわば発生源責任の明確化とでもいいたしめようか、どこがその原因者であるかということも含めてきちんと対応しなければいかぬと思いますが、いろいろ難しい問題があると思います。だからできることから一つ一つ手をつけていっていただきたいと思います。しかし、待ったなしの行政を求めていますけれども、それにしても最低限そういうことをぜひ考えてほしいなということを申し上げたいと思いますが、その点についていかがでございますでしょうか。

三本木説明員 ただいま先生四点ほどの御質問があったわけでございますが、まず最初に、廃棄物処理法という法律におきまして、既に御案内のことと思いますが、家庭から出てくるものは一般廃棄物としてその市町村が主体となって処理をするという体系になっております。それから、工場から出てくるものは産業廃棄物として十九種類のものが現在特定されているわけですが、それは排出者責任のもとで処理をするということですが、廃棄物処理法の現在の法律では、だれが処理をするかということ、処理の責任をだれに与えるかということでもまず分けております。それからあわせて、処理の上では大変大切なことであります。いかなる処理基準に従って適切に環境上問題なく処理させるかということ、そういった処理基準もつくっておるところでございます。そういう面では、このアスベストを含むもの、それ以外のものも実はたくさんあるわけでございますが、廃棄物処理というのは衛生上問題なく処理をするということとあわせて、その中に入っております微量なものもどう処理するか、そういうことも全体をあわせながら処理をするということで現在の基準をつくっているわけであります。

そういう意味で、現在の処分基準あるいは処理の責任体制の持たせ方に特段問題があるというようなことよりは、むしろ現在の責任体制のもとでより徹底させていく、確実にやらせるということ、それから現在の処理基準に沿って厳格にそれを守らせるということでも対応すべき事柄ではないかと考えているわけであります。

それから、この現在の処分基準は、廃棄物の種類が大変多様でございますのでかなり一般的な基準になっている部分はございます。私ども、そういう部分を埋めていくために、いろいろな形でガイドラインを出したりあるいはいろいろな機会をとらえて知識の普及、そういったことをやってきておりまして、そういう面でのアスベストなど、その他もろもろありますが、いろいろなものを含む廃棄物対策は実施していきたい、このように考えておるわけでございます。

それから二点目の遮断型処分場というものにつきましては、現在物の考え方といたしまして、重金属を中心とした産業廃棄物については特別のプールのようなものの中に処分をするという形をとらせているわけであります。これは、実は重金属の場合は水に溶けて溶出しやすいとかそういった問題がございますので、かなり特別の配慮を要するというところでやっております。

このアスベスト廃棄物の特徴といたしまして、やはりこれは飛散しやすい、水に溶けるといふよりむしろ飛散しやすいという点に注意をしなければならぬわけでございまして、そういう面では飛散を避けるために、方法といたしましては具体的に廃棄物処分場に入れる場合にはきちんとした容器に入れてその上で入れるとか、あるいは速やかに覆土をするとか、そういった基準をきちんと守らせるということで現在いろいろと指導しているところであります。

それから、でき上がった処分場の跡地管理の問題でございますが、確かに先生御指摘のように、その土地が次から次に手に渡って、その結果何か不祥事が生じてしまうのではないかとというような問題提起というものはいろいろな場面からなされているところであります。現在私ども、このアスベスト廃棄物につきましては、昨年の七月に示しましたガイドラインにおきまして、できるだけ飛散をさせない形で処分場の中で一カ所に集めて処分をさせるという考え方で基準をいいたしめようかガイドラインを示しております。さらには、それが次から次に手に渡りまして、問題が起きないような形で次から次へと情報が伝わるということ、帳簿を備えておくとかあるいは都道府県は問い合わせに対してきちんと対応できるように情報を把握しておく、そういうようなことで跡地の問題については対応をとっていきたくて考えております。

それから広域的な行政。先生御指摘のようなケース、神奈川県から東京都、千葉県、こういうふうの流れでいく、現在の産業廃棄物の流れは、地域におきましては広域的な流れというものは一般化する傾向にございます。私ども広域行政という意味におきましては各都道府県に対しまして、地域ごとにブロック会議を設定いたしまして各行政機関同士の情報交換、情報連絡あるいは行政の水準を画一化していく、そういうようなものを提供する場をいわばセットするように指導しておりますし、さらに個々のケースにおきましては発生源に対するいわば指導監督等強化といたしましうか、そういう観点からマニフェストのシステム、これは廃棄物の流れに沿っていわば伝票をつけていくという欧米でよくやられている方法でございますが、こういったものの導入を通じて排出事業者に対する指導の強化、こういったことを今後検討してまいりたい、このように思っております。

岩垂委員 これで終わりますが、大臣、この法律の改正はいわばアスベスト問題の端緒といたしましうか、手がついたということだろうと思います。世論の動向に対してそれなりに対応していただいた環境庁の御努力に敬意を表しながらも、しかしやはり緒についたばかりでございまして、また私が申し上げたようにほんの一部分という意味でございまして、関係省庁連絡会議の機能を充実して総合的なアスベスト対策の推進のために長官の御努力をいただきたいと思っておりますし、同時に、そういう作業が進むとあわせてやはり全面廃止という方向を目指す種の総合的な立法ということをお配慮いただきたい、このことを最後にお願いを申し上げて、最後に御答弁をいただければ大変ありがたいと思っております。

青木国務大臣 今環境問題が、特に地球環境を中心といたしまして世界じゅうの大合唱になっているわけでございます。我が国も、温暖化、オゾン層保護などにつきまして世界の先頭に立ってひとつ努力をするという決意を固めているわけでございます。そういう意味からもまず国内の環境問題に万全を期するというのは当然でございまして、今先生の御指摘のとおり、このアスベストを初めといたしまして空気の問題、大気の問題、それから水の問題、そういう国内の環境整備をすることがまず先決でございますので、先生の御趣旨に沿って全力を挙げるつもりでございます。

岩垂委員 ありがとうございます。

菊池委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。川俣健二郎君。

川俣委員 問題はこの法律で実効が上がるかどうかということですが、かつてよるけ病というのが日本の国にありました。これはけい肺法です。よるけ病がけい肺になり、それがじん肺になって鉱山保安法からじん肺法の労働安全衛生法 労働省来ていますけれども。ところがどうも、大気汚染という名目だから環境庁でしようけれども、問題はアスベストを規制できるかどうかということ。さっき専門的に岩垂委員が質問しておるのを聞いておりましたが、これはどうも食い足りない質疑応答。それは環境委員会だから、大気汚染だからなあであ、いやいや賛成賛成、こう言うだろうけれども、問題は、果たして規制できるかどうか。労働省なんか、ちょっと答弁を聞いておると甘い。我々、金子委員とか私なんか社労に籍を置いておりますが、遅きに失したけれども、まず法案が出たからぜひひとつ早急に法案を上げて実効あるようにしようという意味で、今岩垂委員が質問したことを確認していきます。時間がないので一つは言いませんが、項目だけ申し上げます。

問題は、さっきの岩垂委員の話だと三十一万七千トンですか、現在使われているわけですね。これを規制すると、どうしても影響を大きく受けるのは中小零細企業なのです。果たしてこれに配慮しているのだろうか。技術上の助言あるいは金融上、税制上、こうしたものに大分配慮しないと実効は上がらないという意味で確認したいと思えます。

二つ目ですが、代替品を開発する、開発するというのだけれども、一体どこでやっているのだろうか。環境庁長官がやると言ってみたって、これはやはり一体どこでやるのだろうかと思ってしまう。さっきから聞いているのだが、その所管の官庁はやる気があるのだろうか。果たして代替品ができたとしても、今のアスベストと変わらないものだったら何ら意味がない。転ばぬ先のつえで安全性の確認ということが前提ですから、その辺をいまい少し聞いてみたいと思えます。

三つ目ですが、石綿の濃度の測定を、この法案ができたからというので安心するのではなくて、やはり今後も継続測定をしなければならぬと思うのだが、これは皆さんもそのとおり思っていると思えますから確認したいと思えます。

四番目ですが、今話がありましたように製造工場、事業所、これ以外から発生する石綿がありますね。この状況を調査し、対策をし、その実態を把握して、必要に応じ適正な措置が必要じゃないだろうか、こう思えます。

最後ですが、今回はアスベストの規制でございましてから大気汚染防止法等ですが、しかし、この次に我々が審議しなければならぬ水濁法がありますね。これにはトリクロ、テトラという規制があります。このように広く文字どおり地球、宇宙全体の視野に立っていわゆる未規制の物質に対する配慮がどうかを確認したいと思えます。

せっかく大臣に質問に立ちましたのでお伺いしますが、せんだってフロンガスの国際会議で、我が日本の環境大臣が全面禁止ということ非常に好評を得たようです。問題は、フロンガス規制というのを提案されれば、この委員会が通産か、共管か知りませんが、そういう法案を出す用意があるものなのかどうかということ、以上六点を確認する意味で私は質問をしたいと思えます。

青木国務大臣 第一点の中小企業関係でございまして、今回の法律によりまして、一定規模以上の施設を有する中小企業に対しまして規制がかかるわけでございます。この中小企業に対しましては、規制のほかに、同時に地方公共団体による技術指導、国のレベルでは税制上の優遇措置、さらには低利融資等、この法律が実効あるようになるための措置、援助を講じたいと思っております。

それから二番目の代替品についてでございますけれども、今代替品としてはガラス繊維とか炭素繊維とかあります。一部に使われておるようでございますけれども、単一の製品でこの石綿にかわるものはまだないと聞いております。しかしながら、環境庁といたしまして、いろいろ代替品の開発、製造、普及につきましてこれからも情報収集に努めていまして、ぜひこの代替品をつくりたい、そのための予算も、先ほど申し上げましたように平成元年度の予算で御審議を願っておるわけでございます。

それから、濃度の測定、モニタリングでございまして、これまでやってまいりましたけれども、これからはもちろん、これは大きな問題でございまして、引き続きやっていきたいと思っております。

さらに、工場以外の石綿の発生源でございまして、今回の法律は今まで御審議いただきましたように発生源を中心とする周辺、境界が中心でございまして、このほかに、きょうの御質疑でもありましたとおり建築物の改修とか解体あるいは自動車の運行に伴ういろいろな問題がございますので、こういう点につきましても、これも平成元年度の予算に計上してございましてさらに検討してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

それから、未規制の物質に対する対策、これももちろんアスベストだけが全部ではございませんで、水銀初めいろいろございまして、これに対しまして積極的に進めてまいりたいと思っております。

フロンガスにつきましては、今御承知のとおり国際会議がこちらこちらで行われているわけでございまして、何としましても今世紀末までにフロンを全廃するという大目標を掲げまして、それに向かいまして着実に一步一步前進していきたくて、こう考えております。今のところ法案は考えておりませんが、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、青く美しいこの地球は、我々人類の共通のふるさとでございます。人類だけではなくて、すべての生きとし生けるものの共通の生活基盤でございます。かけがえのない地球を守るために全力を挙げたいと存じております。よろしく御申し上げます。

川俣委員 終わります。

菊池委員長 この際、休憩いたします。
午後零時八分休憩

午後一時三十二分開議

菊池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。斉藤節君。

斉藤(節)委員 法案の審議に入らせていただく前に、先日起こりました事件についてちょっと大臣の御所見などをお伺いしたいと思っております。

私はここに四月二十日の新聞を持ってきております。これでございます。これはごらんのように、朝日新聞社のカメラマンがこうしてサンゴに傷をつけてしまった。私はこれは大変残念だと思っておりますけれども、これを読んでもみずかこういふことが書いてあるんですね。最後のところでありますけれども、

日本人は、落書きにかけては今や世界に冠たる民族かもしれない。だけとこれは、将来の人たちが見たら、八〇年代日本人の記念碑になるに違いない。百年単位で育ってきたものを、瞬時に傷つけて恥じない、精神の貧しさの、すさんだ心の……。

にしても、一体「K・Y」ってだれだ。

このように書いているわけでございます。

そのほかのいろいろな新聞は、これはそういう落書きしたのは、そういう人はいないのじゃないか、恐らくこの写真を撮った人が怪しいのではないかというような記事があるわけでありませけれども、その後五月十六日に「本社取材に行き過ぎ」ということで記事がほんの小さく出ているわけです。

取材に当たったカメラマン二人のうち一人が、そのうちの「KY」という落書きについて、撮影効果を上げるため、うっすらと残っていた部分を水中ストロボの柄でこすり、白い石灰質をさらに露出させたものです。というふうに弁明しているわけですね。我々はそうかなと思って新聞記事を読んでいたのですけれども、その中にまた、これは朝日新聞東京本社編集局長伊藤邦男さんの記事として「サンゴ撮影行き過ぎ取材について」という弁明記事があります。これには

どんな目的があろうと、新聞人として、事実に加えるなどは許されることではありません。

一市民としても、守るべき環境、天然記念物、文化財に傷をつけるといったことが許されないことはいうまでもありません。

このように言っているのですね。そして「自然を守ろう」という企画記事の中のこの

ような行為は、弁解の余地のないものです。というふうに言っているわけでありませけれども、これも、事実に加えるなどは許されない、つまり、ちょっとうっすらと書いてあったところをさらに手を加えてはつきりさせたということとをここで述べておるわけですが、これも最終的にはうその弁明だったということが明らかになったわけです。

そういうことで最終的に五月二十日、十六日に続いて二十日ですから四日後、「あらためておわび申し上げます。」というので、「傷のないサンゴに文字を彫りつけたのは、撮影した本社カメラマン自身であったことが明らかになりました。」と、今までうそを述べて弁明していたことに対する釈明をここでやっているわけでありませけれども、これは大変遺憾なことだと私は思うわけでございます。自然保護法違反の疑いもあるのではないかなという気もするわけでありませけれども、これにつきまして大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

青木国務大臣 環境問題が世界の関心を集めており、特に沖縄のサンゴは国際的にも非常に注目をされている、そういう最中であつた事件が起こったことは極めて遺憾でございます。環境庁といたしましても厳正に対処する必要があると考えております。

齊藤（節）委員 そこで、引き続いてこれについて御質問申し上げますけれども、私は専門外の者でありますからよくわかりませんが、この記事にもありますように、「百年単位で育てきた」と言っております。この損傷されたサンゴが一体どのくらいもとの戻るものなのか、その辺教えていただきたいと思ひます。

山内政府委員 もちろんこの回復といひましても、今先生もおっしゃつたように、長年かかつてでき上がったものに人手が加つたという事実はもとに戻るというわけじゃございませませんが、それにしてもあつた傷が加えられた場合に大体わからなくなるような期間がどのくらいかということとは、私も二、三の専門家に当たつたのでございませますが、実ははっきりした定説がないようございませして、ただそれにしてもかなりの時間がかかる、つまり一年とか二年という単位ではない時間がかかるということは共通した見方ございませ。

齊藤（節）委員 つまり今の局長のお話のように、もとへ戻らないんじゃないかと私も思うわけございませ。この記事にもありましたように、全く皮肉なように「八〇年代日本人の記念碑になるに違ひない。」御本人がこのようなことを書いているわけでありませから、恐らくこれは永久にこのままの状況にあるんじゃないかな、それを心配するわけございませ。こういうことは大変な損失と言わなければならないと思ひます。

そこで、当該新聞社は自然保護に力を入れているということでありませけれども、これだけのことをしたのでありますからこれに対する厳粛な反省もしていると思ひます。したがいまして、関係機関並びに団体に対してこのよう自然保護のために何とか援助したいというような、そういう申し出か何かあつたかどうか、その辺のこともちょっとお尋ねしたいのです。

山内政府委員 お尋ねの点の何らかの形での自然保護を進めるための援助については、私どもは今全くそういう御意向は承つておりませ。ただ、これは私は間接的に聞いておりますけれども、今回の事件の経緯でもわかりませように、地元には民間のダイバーの方が自発的な組合という形にいるんな方の案内もすると同時に現場を守るということも心がけておられるようございませ。そういう方がこの事件の経緯の中で、非常に残念である、あるいは自分たちにも何か力不足のようなことがあつたのかということも心配されておつたということで、そういった方と新聞社の責任者の方がお話し合いになつた過程でそういうお気持ちのあることがあつたかとは聞いておりますが、それ以上私どもにお話ございませ。

ただ、先ほど大臣から申し上げましたように、この件はやはり何と申しましても自然環境保全法という法律の禁止規定に触れることございませし、またれっきとした罰則もある事件ございませるので、私ども現段階では何よりも権限を持っております県当局において厳正な調査、場合によっては刑事的な手続に入るためのアクションをとるよう強く指示しておるところございませので、そういったことすべてを私どもよく報告を受けました段階で、またどういふことを新聞社がお考えになるかも聞くべきかなと思ひます。

齊藤（節）委員 やはり私はこれにつきましては具体的なけじめをしっかりとつけるべきじゃないか、そんなふうにお思ひます。その辺、環境庁におかれましてはしっかりと指導方をお願いしたいと思ひます。

以上でこの件につきましては終わらしていただきまして、この法案の方の問題に入らしていただきたいと思ひます。

まず、今回の法案でございませ大気汚染防止法の一部を改正する法律案でございませますが、これはなぜ、と言つたらおかしいですけれども、今日になって本法案が提出されるに至つたのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

この大気汚染防止法の一部を改正する法律案の提案理由説明の中で「しかしながら、近年、石綿、いわゆるアスベストによる大気の汚染、ひいては人の健康への影響に関する国民の関心が高まつており、」ということございませして、これは国民の関心の高まりがあつたからこういう具体的な法案になつたのか、その辺のことをお聞きしたいのです。つまり、高まりがなければこういう法案が出てこなかつたのかどうか、その辺の経緯、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

長谷川（慧）政府委員 お答えいたします。

この法案提出に至る経緯というお尋ねでございますが、このアスベスト、石綿により健康被害といえますのはいろいろなところでの知見等がございます、広く知られているところでございます。そういうことで、環境庁におきましては五十六年度ごろからいろいろこの排出の実態といいますが、立地特性別、いわゆる山間部あるいは工場周辺というような立地特性別の環境濃度の測定なりあるいは流通経路調査というような調査をいろいろ実施してまいりました。その結果、五十六年度から三カ年計画で調査した結果を踏まえまして、その時点、六十年時点におきましては、現状では一般環境におけるリスクは少ないが、未然防止の観点からアスベストの環境大気中への抑制が必要である、さらに環境濃度の推移を把握していくために長期的なモニタリングを継続することが必要であるというような判断をしたわけでございます。この結果を踏まえまして、六十年から隔年でモニタリング調査というのを実施してまいっております。

そういうことで、モニタリング調査を実施してまいりました過程におきまして、六十年の調査におきましてはアスベスト製品製造工場等発生源周辺におきまして他と比較して一部ではございませぬけれども高い値も散見されたということから、六十二年におきましては石綿製品製造工場あるいは建築物の解体、改修現場等の発生源周辺につきまして精密調査を実施したところでございます。その結果一部の工場周辺におきまして一般環境の数十倍なり数百倍に上るような数値が見出されたというようなことから、石綿製品製造工場等におきましては確実に排出抑制対策が行われることが必要であるということで、法制度の整備を図る必要があるということとでいろいろ準備を進めてまいりましたということでございます。

そのバックグラウンドには先生もお話ございましたように国民の関心というものがあるわけでございますけれども、国民の関心が吹きつけアスベストによって非常にクローズアップされたというか、喚起されたということとはあったとは思いますが、その前からこのアスベストと健康被害との関係で私もいろいろ調べてまいりまして、法的規制が必要であるということで今回の法案提出に至った次第でございます。

斉藤（節）委員 国民の関心の高まりだけではないという点でございませぬけれども、やはり国民の関心はこれについて相当高まってきていたことは事実であります。そういう点で、このいわゆるアスベスト問題が本委員会でも五十六年といいますが一九八一年ですね、そのころから問題になったようでもありますけれども、今まで他の委員会も含めましていつごろからこのアスベスト問題が起こってきたのか。社労あたりでもやられたと思っておりますけれども、その辺はどんなふうに把握しておられるのでしょうか。

長谷川（慧）政府委員 かなり古い話になるわけでございますけれども、四十七年四月に環境保全特別委員会と科学技術振興対策特別委員会の連合審査で、このアスベスト問題が自動車のブレーキ使用と肺がんの関係ということで取り上げられたことが一回ございます。それから五十年代に入りまして二回ほど、環境委員会あるいは社会労働委員会におきましても質問、指摘等ございました。それから六十年代に入りまして、ビルの解体等に伴いますアスベスト、それからこのアスベストの暴露の長期追跡調査というようなことが六十二年四月の時点で当委員会において議論になりました。その暮れに横須賀基地のアスベスト廃棄物の処理というようなことが取り上げられ、それ以降年に数回この委員会におきましてアスベストの問題がいろいろ取り上げられたという経緯でございます。

斉藤（節）委員 私が調べましたあれでは、一九七二年すなわち昭和四十七年ですね、今お話ありました公害特別委員会と科学技術特別委員会の連合審査で取り上げられたというのから、一九八八年、六十三年四月二十一日参議院の文教委員会が我が党の高木健太郎さんが取り上げましたのを含めまして、大体通算四十七回取り上げられているわけでございます。これほど国会の委員会において取り上げられまして、非常に関心が高まってきていたということは事実じゃないか、そんなふうに思うわけでございます。

本委員会におきましては、近くは昭和六十一年ですが、先ほど午前中に質問されました岩垂委員が米空母ミッドウェーの改修工事に伴うもの、あるいは建築物の改修、取り壊しにおける工事の際の飛散する石綿の問題について取り上げられてきているわけでございますけれども、一方、大量消費国であります。アメリカにおけるアスベスト対策についてはいつごろからどのような対策がとられてきていたか、その辺御存じでしょうか。

長谷川（慧）政府委員 アメリカにおける状況でございますが、アメリカにおきましては、清浄大気法という法律に基づきまして石綿製品製造工場等についての排出規制、表現が「目に見える排出がないこと」ということとでございますが排出規制を行っておりますほか、有害物質規制法に基づきまして学校建築物につきましての吹きつけを禁止という措置をとっているところがございます。それ以外に、アメリカにおきましては、環境保護庁から石綿使用禁止につきましての提案が八十七年十月に出されてございます。その提案につきましては、現在アメリカの政府内でいろいろ検討しているという状況にあると聞いております。

斉藤（節）委員 アメリカは大量消費国であるわけでありませぬけれども、アスベスト対策につきましては、一九七〇年代以降、石綿労働者の許容濃度の強化とか学校施設の石綿についての法規制を実施する等の対策を進められまして、大幅に消費というものが減ってきているわけでありませぬ。そういうことで、今もお答えがあったわけでありませぬけれども、アメリカにおきましてはアスベストに対してそういう大変厳しい規制をしてきているというふうに思われるわけでございます。

このように、アスベスト対策につきましては、外国でもそうでありませぬけれども、国会におきましては先ほど申し上げたように大変頻りに取り上げられてきたわけでありませぬが、そういう点では、我が国の政府の対応は少し慎重過ぎたのじゃないか、そんなふうに思うわけでありませぬ。その辺はいかがでございますか。

長谷川（慧）政府委員 アメリカの規制のやり方等につきましては、ただいま先生からお話のあったとおりというふうに私も承知いたしております。我が国におきましては、アスベストに対する規制といいますが取り締まりの対応につきましては、ある程度日本におきます科学的知見の集積あるいは実態というのを踏まえて対処してまいりましたということとでございます。我が国の実態なりそういう問題につきましては先ほど申し上げました形で五十六年、一九八一年ごろから調査をしたということで、調査のスタートは多少おくれたかもしれませんが、我が国の実態を踏まえた上でそれぞれ対応を講じてまいりましたという経緯だろうと思っております。

そういう面では、五十六年から調査をして、その結果を踏まえて六十年以降、関係方面に対する排出抑制なり届けに対するそういう面での指導、通知というのをやってまいりまして、なおかつその過程におきましての実態調査もやっておつて、そういう指導ではなかなか難しいということから、今回法律により規制を実施してまいりたいということで提案したという経緯でございます。

斉藤（節）委員 そこで、ちょっと観点を変えますけれども、本法案はアスベスト製品の製造業者に対する規制措置であるというふうに思うわけでありませぬけれども、本法案施行によって対象になる業種はどんな業種で、どのくらいの数になるか、またどのくらいの資本金の企業が多いのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

田中説明員 お答えいたします。

石綿製品の製造業の企業の従業員別と業種別、今どういう分布になっているかということでございますけれども、この石綿を使って各種の製品をつくっている業種といたしまして、石綿セメント板、それから波板石綿スレート、その他細々とした石綿を使ったセメント製品、そういうものがございます。こういうものは主に建材として使われております。それから石綿糸、石綿のプレーキライニング、その他非常に細々とした石綿糸とか石綿布を使った加工品がございます。

六十二年の工業統計表によりますと、事業所にして三百八十一の事業所がございます。先生御指摘の規模別でございますけれども、このうち、いわゆる大企業と中小企業という区別をいたしますと、三百人以上の企業が七事業所でございます。あとはすべて中小企業ということでございます。

斉藤（節）委員 私の手元の資料も、このようなアスベスト製品をつくっているような企業というのは中小零細、むしろ零細企業が多いんじゃないかな、そんなふうに思うわけでございますが、私の資料では、従業員数別に見ますと、大体十人未満が七十一工場で一八・一%、十人から五十人が百三十二工場で三三・七%、五十人から百人が六十四工場で二八・三%、百人から三百人が六十五工場で一六・六%、三百人以上が五十二工場で一三・三%というわけで、非常に小規模なところが多いわけでありまして、こういうような企業に対して本法案が実施されますと、規制基準の遵守のため施設の改善とか整備を行っていかねばならない場合が出てくるわけでありまして、それに対する行政指導はどのようになされるのか。例えば資金援助をなさるとかいろいろあると思っておりますけれども、この法案は罰則規定もございまして大変厳しくなっているわけですが、その辺はどのように考えておられるのですか。

田中説明員 今先生御指摘の、非常に零細企業が多くてこういう企業に対する規制を実効あらしめるためにはどういう措置をとるのかという問いの答えでございますけれども、現在石綿製品の大半を占める石綿スレートの製造業につきましても中小企業が多いわけでございますけれども、中小企業近代化促進法に基づきまして昭和六十二年から構造改善事業をしております。この構造改善事業のもとで、各種の施設の整備を行うために金融、税制といった措置を講じるということを行っております。

それから、規制が非常に厳しいとか、最近輸入も非常にふえているものですから事業転換をする場合がございますけれども、この件につきましては、特に大阪府の石綿布系製造業というのがございまして、この業種について、特定中小企業者事業転換対策臨時措置法という法律がございまして、これに昭和六十一年六月にこの業種を指定いたしまして、必要な事業転換計画をこの法律に基づいて承認いたしますと転換をするための税制、金融上の措置が講じられることになっておりまして、今まで既に大阪府の知事が三件の承認を行っている、こういう業種に対して既に八千万円を超す融資が現在行われております。また、石綿布系の製造業につきましては、雇用保険法に基づきまして雇用調整助成金の対象業種として平成元年度の一月に指定をしております、教育訓練を行うということに対して助成を行うということを行っております。

斉藤（節）委員 次に、健康問題についてお伺いしたいと思うわけであります。

「石綿の一般環境中及び発生源と考えられる箇所周辺における昭和六十二年測定結果」というのを私いただいておりますけれども、これによりますと、いわゆる幾何平均値、つまり変動計数、これが一以上のところあるいは一に近いところを言いますと、幹線道路沿線が〇・九六、それから蛇紋岩地域のいわゆる砕石場周辺、これが一丁一六と非常に高いわけです。それからアスベスト製品の生産事業所周辺、これが二・八九、廃棄物処理場等の周辺は一・〇〇、それからアスベスト製品製造事業所のいわゆる散在している地域が一・九一、商工業地域が一・一〇ということでございますけれども、これを見たところ、変動計数が一近くあるは一以上のところ、この法律もそういうところにはかかってないところがあるようでありますが、その辺はどんなふうに考えられますか。

長谷川（慧）政府委員 ただいま先生からお話ございましたように、六十二年におきます平均値が先生からお話ございましたような数値で、それぞれの立地状況、場所によりまして数値が異なっておりますわけでございます。六十年度もモニタリングをやりましてその結果を出しているわけでございますが、これにおきましても、それぞれの立地特性別に見ました場合におきましても六十年と六十二年で数値の動きがあるということでございます。

一本未満あるいは一本を超えて二本というところでの数値のばらつきがあるわけでございますが、これにつきましては私も今後ともそれぞれのモニタリングを実施いたしますとともに、あわせて現在もこのモニタリングをやりまして、そういう面での測定技術の教育といいますが、そういうものについても今後続けてまいりたいと思っておりますし、こういう面でも数値をさらにいろいろ例数を集めるといいますが、そういうものを追跡して行って、こちら辺のばらつきのファクターについてもいろいろ考えてみたいというふうに考えております。

斉藤（節）委員 WHOの基準はどうなっているのでしょうか。いわゆるアスベストのリスクが低いとしている濃度範囲はどのぐらいなのか、WHOの設定はどのぐらいになっているのですか。

長谷川（慧）政府委員 WHOでいろいろ有害物質につきましてのリスク評価を行っているわけでございますが、WHOにおきます評価におきましては、環境中におきますアスベスト濃度は、得られているデータによれば、都市部における濃度が空気一リットル中一本から十本程度の範囲にある、時にはそれより高い状況にあるところもあるというような環境濃度の測定をやっておりまして、その後におきまして、一般住民においてはアスベストに起因する肺がん及び悪性中皮腫のリスクは、信頼できるほど定量化できないものの、恐らく検出できないほど低いであろうというような評価をいたしておるといって、あいまいに理解いたしております。

斉藤（節）委員 つまり、一リッター当たり一本、これは大体非都市ですかね。それから都市では大体リッター当たり一本から十本ぐらいですか。今局長が御答弁になったとおりであるようでありますけれども、いわゆるこの辺であれば一時的にせよ住民が大量に吸収したとしても大丈夫だというようなことではあります、このアスベストが発がん性物質であるという理由、これは一体どういうところにあるのですか。

長谷川（慧）政府委員 アスベストは先生御存じのとおり鉱物繊維でございまして、非常に細い繊維でございまして、人間が呼吸の際に吸収しますとそれが肺の中に入る。鉱物繊維でございましてそれがいろいろな生体作用によって分解されるということにはございまして、生体内にそのままの状態でも長期保存されておるといようなことでもございますので、それによります刺激に基づきましてがんの発生が起こるといようなことが言われているわけでございます。実際的には職場環境におきます。そういういろいろな知見あるいは動物実験による知見というように、正確な

メカニズムはなかなか難しいのですが、アスベストと肺がんとの関係については、世界的に学者がそういう面での因果関係ありというコンセンサスがあるというぐあいに理解いたしております。

斉藤（節）委員 私も専門家ではありませんからよくわかりませんが、化学的な成分を見ますと粘土鉱物と大抵同じなんです。カルシウム、マグネシウム、珪酸ですが、それに水が含まれている。いわゆる普通の粘土鉱物と化学成分は全く同じでありますけれども、やはり問題は針状結晶で、非常に物に溶けないわけです。しかも針状でも特にファイバー状、繊維状になっておりますから、その短いやつが肺に入った場合に組織に刺さり込んでそこに炎症みたいな何かが起こって発がん性があるのかな、そんなふうに思うわけですが、今局長御答弁されましたように余りはつきりしてないかもしれませんね。わからないわけです。

そこで、さらにお聞きしたいのでありますが、このアスベストは大変危険だと言われているわけでありまして、これが建材として大量に使用されるようになったのはいつごろからですか。

田中説明員 お答えいたします。

石綿を含有する建材が市場に初めて販売されたのは、我が国では大正三年、屋根材として石綿スレートの小平板というものが最初でございます。

斉藤（節）委員 その使用量はどうか。最近特にふえてきたというようなことはないですか。輸入のあれを見ますと大変ふえてきているように見えるわけですが、

田中説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、石綿の使用量はここ近年増加をしております。

その増加をしている理由でございますけれども、まず石綿の輸入がなぜふえたかということでございますが、理由は二つございまして、一つは、主な需要先であります建設需要が非常に今好調であるということと、もう一つは、為替レートによりまして安くなったり高くなったりするわけですから、こういう二つの要素が大事でございます。それで統計を見ますと、昭和五十八年ごろからずっと増加をしているのですが、六十一年だけ減少している。これは一つは為替、円高になったために買い控えが起こったということと、円高不況ということで需要面それから為替レートの面から輸入が減ったわけですが、そのほかの年は非常に増加をしている。その原因は需要分野の大半を占める建材が非常にふえた、そういう理由でございます。

斉藤（節）委員 その輸入についての関連でございますけれども、日本に入ってきている量の一番大きいのはカナダでありますけれども、南アフリカからもかなり輸入しているわけです。その南アフリカはいろいろアパルトヘイトとかそういったことで問題になっているわけですが、その辺ちょっとどんなふうにご考えておられますか。余談みたいな質問になって申しわけないのですが、

田中説明員 先生御指摘のとおり、我が国の石綿はカナダが第一位の輸入国でございます。二位が南アということでございます。この南アフリカにつきましてはアパルトヘイトの撤廃に向けた改革を促すということで、我が国といたしまして諸外国と協調しながら特定品目についての貿易制限を行うという措置が一つ、それから他国の対南ア措置を損なわないように関係業界に要請をするという、二つの国としての政策を講じているわけでございます。石綿につきましてはこの特定品目には当たらないわけでございますけれども、特に昨年来南アからの輸入が非常にふえておる理由は、最大の輸入国でありますカナダにおきまして鉱山ストライキが発生して非常に供給不安が生じた、そういうことで他の主要生産国であります南アからの輸入に一部依存せざるを得なかったということが、南アフリカからの石綿の輸入がふえた理由でございます。

それで通産省といたしまして、今後とも南アフリカをめぐる情勢の推移を見守りながら、これまで講じてきた先ほど申し上げました二つの南アの規制措置を堅持するということが非常に大事だと考えておまして、石綿につきましては、今後の輸入動向を我々よく注意して見守りながら関係業界に慎重な対応をしていくように要請していく所存でございます。

斉藤（節）委員 輸入についてはそういうことで大体わかったわけでありまして、アスベストは大変危険であるということでありますので、これの代替品の開発、そういうことを通産省としてはお考えになっておられるわけですか。

田中説明員 お答えいたします。

石綿の輸入がふえるというのはよくないということでございますが、これを解決するためにはやはり代替品の開発を行うというのが一番根本的な解決でございます。

ただ、石綿は、先生御承知のとおり寸法安定性が非常にいいとかセメントと非常によくまじるとか耐水性があるというふうなことで物性面で非常にすぐれた素材でございます。その上、価格的に石綿というのは他の代替繊維に比べて非常に安いというのが現状でございます。現在、石綿の主な使用分野でございます建築材料、それから自動車のブレーキ等に用いられる摩擦材といった分野について代替品の開発が民間企業で鋭意進められているのが現状でございますが、ただ性能という意味で、石綿以外のものを使ったときにかえって性能が落ちて問題が起こるというような問題をどう考えるか、それからコストがかなり大幅な上昇をするということが考えられますので、こういう問題をどうふうにかえらるかという二つの問題がございますけれども、こういう種々の問題を前提にいたしまして石綿建材を生産しております主要な業界団体でありますスレート協会では、三年から五年後を目途にいたしまして、あるものは無石綿化をする、あるものについては含有量を5%未満にするというようなことで、自主的な目標を掲げて今現在技術開発を行っております。また一方、国といたしまして、先ほど若干御説明いたしましたけれども、我々中小の石綿のスレート業者に対しましては中小企業近代化促進法に基づきまして構造改善事業を行うという御説明をいたしましたけれども、その一つの大きい柱が代替品の開発ということになっておまして、この構造改善を行っている企業がノウハウを相互にオープンにいたしまして共同研究開発を行う体制を組みながら現在鋭意研究開発を行っている、そういうことをやっているのが現状でございます。

斉藤（節）委員 もう時間がなくなってきましたのであれでございますが、建設省さんにお尋ねしたいのですけれども、建材としてこういうアスベストを使うということについてどのように考えておられるか。

鈴木説明員 お答え申し上げます。

建設省といたしまして建築材料として純技術的な観点からだけ見ますと、先ほど通産省の田中課長からもお話しございましたように、安価ですぐれた防火性能を有するといういい材料であるということが言えると思います。

ただ、御案内のとおりでございますが、吹きつけられたアスベストについては飛散防止のための除去技術等の開発をやっております。あわせて代替品開発につきましても民間の方で先行して行われておりますが、これを断熱性能あるいは耐火性能といった観点の、一種のガイドラインでございますが、民間が行います技術開発の性能評価といえますが、そのための技術開発は、この平成元年度から行うことといたしております。

斉藤（節）委員 もうこれでほとんど時間がなくなってきたわけでありまして、まだ水道水の中にアスベストがあったなんという報道もありましたのでその方も御質問申し上げたかったわけでありまして、いずれにしてもこのアスベストは汚染しますと大変問題になりますので、環境庁といたしましては、単なる発生源の今問題になっているというアスベスト製品の製造工場とかそういう加工ばかりでなくて、これを建材として使っていてその解体をすることによって一時的に飛散しまして付近住民に影響を与えるといったようなこともありますので、その辺は厳重に監視していただきたいということをお願いして私の質問を終わりたいと思うわけでありまして、

どうもありがとうございました。

菊池委員長 春田重昭君。

春田委員 まず限られた時間でございますので、ひとつ簡潔に御答弁いただきたいと思っております。

まず大臣にお聞きしたいと思っておりますが、今回大気汚染防止法の一部改正が出たわけでございますが、特定粉じんとしてアスベストが、従来行政指導であったのが今回法律の中で規制対象になった、こういうことでございますが、いわゆる今回の法規制によりましてこのアスベスト対策が万全になるのかどうか、それともこれをスタートとして今後いろいろな問題点があればさらにそういった面も含めてより充実していく、講じていく、こういったお考えをお持ちなのか、まずその辺の御所見をお伺いしたいと思います。

青木国務大臣 アスベストにつきましては、今まで議論が出ましたとおり断熱性あるいは絶縁性、柔軟性が非常に高い物質だということで広く使われているわけでございます。しかしながら、一方におきまして発がん性の問題が社会的な問題になっている。そこで環境庁としては、六十二年にいろいろ調べましたところ、発生源周辺で一般の環境を数十倍あるいは数百倍上回る濃度のアスベストがあるということがわかりましたので、このたびこれを対象にいたしまして法制化を決断したわけでございます。

春田委員 その趣旨はわかるのですけれども、それでは、その問題は最後にも聞きますのでもう一回きちっとした御答弁をいただきたいと思っております。

さて、我が国のアスベストの消費量は年間約三十二万トンといわれております。世界的にはソ連に次いで先進国では第二位と言われているわけでございますが、なぜ我が国はこういった先進国の中でトップレベルで消費量が多いのか、この辺の理由をお示しいただきたいと思っております。

長谷川（慧）政府委員 お答えいたします。

日本の消費量が多い理由ということでございますけれども、石綿の消費量の国際比較のためには諸外国の正確な消費量なりあるいはその用途別の内訳、経年的な動向といえますものを検討することが必要であるわけでございますが、今のところ私どもとしましては諸外国のそこら辺のデータにつきましては十分なデータが必ずしも得られていない現状にございまして、なかなか比較は難しいわけでございますが、我が国におきましては先生からお話ございましたようにかなり消費量も高いということが実質的にございまして、しかもその中身を見ますと、石綿スレートその他の建材に全体の八割近くが使用されているということが我が国の大きな使用量の要因になっているというふうに思うわけでございます。

そうなりますと、石綿スレートその他の建材が我が国で多く使われている理由は何かということになるわけでございますが、これはいろいろの方々の御意見等がございましてはっきりした固まった御意見というわけではございませんけれども、日本におきましては防火性能あるいは軽量で丈夫で安いというような点でかなり使われておる。しかも日本の場合におきましては、欧米と違まして石とかセメントでつくられている建物ではございませんので、そういう面で先ほど申し上げました防火性能なり軽量、丈夫、安いということがバックグラウンドといえますが背景にございましてスレート等建材にかなり使われておる、それが全体の消費量を引き上げているのではないかというような見方をされるところが多いというふうに思っております。

春田委員 アスベストは、御案内のとおり肺がんを初め特定疾患があるわけですね。そういった点で他の国では非常に規制が厳しい、あえてアスベストを含んだものを使っていないのではないかと、日本は規制が今まで緩やかといえますが、行政指導であったがゆえにこういったものが使われていたのではないかとというような感じを持つわけでございますけれども、それは別として、アスベストの発生する装置、事業所、それからまた工場でございますが、全国にどれくらいあるのか、また、全国では大体どの辺に集中しているのか、御説明いただきたいと思っております。

長谷川（慧）政府委員 私どもが都道府県等に依頼をしてアスベストを使っている製品製造工場といえますのを調べますと、大体三百九十一とか二とか、大ざっぱにいきますと約四百というぐあいに承知いたしております。この四百の工場の中におきましては、アスベストをいろいろ解綿したり混合したり、切断、研磨、切削、粉碎、紡織というような形の機械、施設がございまして、そういう機械がそれぞれの工場ごとに平均して三ぐらいかというようなことを考えておりますので、そういう面での申し上げました解綿、混合等の施設、機械につきましては、大体それの三倍見当くらいがあるのではなからうかなというような感じで今おるところでございます。

それから、そういう工場がどこに集中しているかというお尋ねでございますが、阪神地域あるいは東京周辺の関東圏等に立地しているものが多いというぐあいに承知いたしております。

春田委員 アスベストを発生する工場または事業場について今回新たな定量的な規制基準を定めとなっておりますけれども、その基準につきまして総理府令で定めると聞いておるわけでございますが、その内容につきまして御説明いただきたいと思っております。

長谷川（慧）政府委員 総理府令で定めます基準についてのお尋ねでございますが、私ども先ほど申し上げました都道府県を使いましてそれぞれの工場につきまして精密調査をやった、それ以降に実態調査ということでまた全国でかなりの工場につきましての排出濃度を調査したわけでございますが、そこら辺の数字につきましては私どもの中で検討会

を設けている専門の先生方の御意見を承りまして、それを踏まえて中公審にお諮りし、中公審からお答えをいただいたわけですが、現在の排出の規制のやり方につきましては、いわゆる工場等事業場におきます敷地境界におきまして一リッター当たり十本を基準値ということで考えたいと思っております。そこら辺は総理府令で定めることになるわけですが、その数値を一応目途に考えているところでございます。

その数値につきましては、検討会の中でもいろいろ御議論賜りまして、現在の処理装置、いわゆる集じん機が適正に活用運用されておる、あるいは工場の建屋等におきます開閉部、窓とか入り口でございますけれども、そういうところがきちんと管理をされて、作業中にはそこら辺がきちんと閉じられておって、そういうところから外に飛び出さないような形になっておる、あるいは工場周辺におきましてもきちんと清掃等がされまして、工場敷地におきましてアスベストがないような状態に保たれているというような維持管理、そういう面がきちんと保たれておられれば、私どもが考えております十本という基準値をそう難しくなくクリアすることができるだろう。その十本という数字自体について見ますと、WHOの方でいろいろの評価をやっておりますわけですが、十本であれば検出されるほどのリスクはないというような評価もございまして、そういう面から、基準値につきましても工場自体も守れる数字であるだろうし、それによって住民の健康影響についても心配はないということを考えておるところでございます。そこら辺の数値につきましてははいずれ総理府令できちんと定めたいと思っております。

春田委員 ただいま御説明あったようにアスベストの量が一立方の中に十本以内、しかも測定場所を敷地の境界線としているわけですね。工場または事業場の敷地の境界線とした理由をもう少し詳しく述べていただきたいと思っております。

長谷川(慧)政府委員 アスベストにつきましては、普通のNOx、SOxみたいな形で、いわゆる工場からのばい煙という形で煙突から排出されるということとは別にしまして、工場におきます排出口、煙突的なところから排出されるものもあるわけですが、それ以外に、先ほど申し上げましたように建屋の開閉部からも飛散してくる、あるいは敷地内に堆積しておいたものからも飛散するというところで、発生形態が煙突の方式とはちょっと異なるところでございまして、そういう面では排出口、煙突規制というわけにはなかなかまいりません。その工場から出されます排出の形がいろいろあるわけでございますので、それを総合的に把握するためにはやはりその工場の敷地境界というところで把握する必要があるだろうという考え方のもとに、敷地境界における濃度を決めたという経緯でございます。

春田委員 ヨーロッパでは大体排出口を測定場所として規制していると伺っているわけですが。排出口で抑制しなかったならば、例えば極端なことを言ったら敷地が物すごい大きい工場、事業所というのは何ぼ出してもいいのであって、空気中で拡散されますから、境界線の段階では非常に薄められる、こうなるわけですね。したがって私は、ばいじんが煙突から出るということについて排出口で規制しているわけですから、集じん機の排出口で規制すべき、こういったことも考える必要があるのではないかと。そういったいわゆる総量規制もある程度やらなかったならば、先ほど言ったようにでっかい工場だったならば何ぼ出してもいい、境界線で十本以内だったらいい、こうなるわけですね。この辺で総量規制もあわせて考える必要があるのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

長谷川(慧)政府委員 先生から御指摘ございましたように排出口規制というされ方は、ECあるいはフランス等におきましてそういう排出口規制というものを実施しているわけですが、この排出口規制におきましては先ほど申し上げましたように排出口以外のところから飛散する石綿をとらえることができないということから、排出口規制よりも環境と接する工場敷地のところで把握するというのは、考え方によりますればそれは一つの総量規制ということにもなるんじゃないかなというふうに思っております。そういう面では、私も先生のお尋ねの件につきましてもいろいろ検討してまいったわけですが、やはり日本のいろいろな調査、先ほど申しました精密調査あるいは緊急実態調査等の資料にもありますように、どうも日本の場合には排出口から出るものプラス建屋の開閉部から出るものもかなりあるというところから、日本としては敷地境界でとらえて基準をきっちり守っていた方が周辺環境に及ぼす影響が防げるんじゃないかという判断のもとに行った次第でございます。

それからもう一つ、敷地が大きい場合には確かにおっしゃるような敷地境界まで届くまでの間に拡散されて薄くなる可能性もございまして、先ほどもお尋ねございましたが、我が国におきますアスベスト製品製造工場というのは比較的小規模のところが多ございまして、大きい敷地を持っているところはなかなかないわけですが、大きな敷地、小さな敷地とそれぞれ事業者によって実態は異なるかと思っておりますけれども、そういう面でも両面の見方があるわけですが、私どもそれらをまとめまして敷地境界できちんと把握をし、そこで基準を守っていただければその周りの一般環境、周辺住民に対する影響は少ないということで、現在のような考え方をまとめ、それにつきましても専門家の御意見あるいは中公審でもいろいろ御審議いただきまして、その方法については是ということでお認めいただいた次第でございます。

春田委員 万全を期そうと思えばそういった総量規制もあわせてやるべきではないか、今後の検討課題にしたいと思っております。

さらに、我が国の規制ですが、これは今言ったように欧米とそれぞれ違いがあるわけですが、単純に比較することはできないとしても、我が国はヨーロッパやアメリカと比較した場合アスベストに関しては厳しいのか、それとも緩やかなのか、全体、トータルでどんな感じをお持ちですか。

長谷川(慧)政府委員 ECなりフランスにおきましては排出口規制ということで、〇・一ミリグラム・パー・立方メートルという規制値が設けられているわけですが、これは光学顕微鏡で見れば一リットル当たり千七百本という数に相当するのではないかなと思うわけですが、これは排出口規制でございまして、それから敷地境界までの間にある程度拡散をして薄まるということになりますので、この千七百本と私どもで考えている規制、敷地境界における十本というのをストレートには比較できませんけれども、敷地境界におきまして十本という数字は排出口千七百本と比べましてそう遜色はないという言い方もおかしいのですけれども、緩くもない。まして、考え方によればかなりきつい数字じゃないかなと思うわけですが、だけれども、まあそうきついということでもない。実際の事業の実態から見ますと、先ほど申しましたようにきちんと管理されればこの基準値、規制値は守ることができるという実態もございまして、そういう面では厳しいということでもございませぬけれども、EC、フランス等と比べますと緩くはないというぐあいに思っております。

春田委員 いずれにいたしましても、先ほど大臣がおっしゃったように、今地球的な規模からの環境問題、そして国内の大気、水、緑、そういったさまざまな環境問題があるわけですが、そういった中で、日本は公害防止先進国、環境を守る先進国として長官も海外で胸を張っているいろいろな御演説をなさっているわけですが、アスベストが行政指導からいよいよ規制の対象になってくるわけですが、そういった面では欧米にまさる内容にすべきであろう、こう主張したいわけでありませぬ。

さらに、アスベストの利用先は建材が八割と先ほど言われましたけれども、自動車のブレーキ、クラッチ等も建材に次いで多いわけですね。したがってブレーキをかけたときにアスベストが空中散布されることが考えられます。こうしたことを考えたときに、今回の法改正では事業者が義務づけられておりますけれども、事業者というわけにはいきませんので、自動車交通量の多い幹線道路についても行政側として当然定期的に測定する必要があるかと思いますが、その点どうお考えになりますか。

長谷川（慧）政府委員 アスベストにつきましては、私ども、工場におきます排出規制をきちんとやっていただくということとあわせて、一般環境中におきます濃度がどう移り変わっているのかということも絶えず把握する必要があります。あるだろうというぐあいに思っておるわけでございます。そういう面で、六十年度から隔年おきではございますけれども、日本のあちこちの場所におきまして、先生の御指摘ございました幹線道路付近におきましても地点を選びまして環境濃度の測定を行っておるところでございます。私どもがそういうことで全国的に地点を選んで測定を行っていることとあわせて、自治体におきましても、そういう地域の住民の健康を守るためにもいろいろな形でのモニタリング等を行っているわけでございますので、自治体のモニタリングあるいは私どもがやっておりますモニタリングを両方あわせながら、我が国における一般環境中のアスベスト濃度の推移を見守ってまいりたいというぐあいに思っておるところでございます。

春田委員 さらに、環境庁は昨年秋から冬にかけてアスベスト濃度の緊急調査を行っておりますね。その結果につきましてひとつ簡潔に御説明いただきたいと思っております。

長谷川（慧）政府委員 アスベスト製品製造工場におきましてそれぞれの工程はいろいろ違いがあるわけでございますが、そこらの工程の違いを考えながら、全体で四十五工場につきましての緊急実態調査をやったわけでございます。その結果を概括的に申し上げますと、それぞれの地点ごとに見た場合におきましては、一地点におきまして十本を超えている地点があったということでございまして、それ以外の、四十五工場多数の地点におきましては現在考えております規制値の以内であったという結果を得ておるところでございます。

春田委員 ただいまの説明では、四十五の事業場を検査した、一カ所だけが今回基準としようとしている一リットル当たり十本の基準値をオーバーしたところがあった、こういうことでございまして、最大値として一回でも基準値一リットル当たり十本を出た工場がやはり何カ所があると報告されているわけでございまして、それは何カ所ですか。

長谷川（慧）政府委員 先ほど説明を落としたわけでございまして、一工場につきましては大体五地点、三日間調査するわけでございまして、そういうことで調査をしまして、今先生お尋ねがございましたように一回の検査でも十本を超えているところといえますのは、八つの工場がございました。ただ、そのそれぞれの地点ごとに三日間を平均しまして十本を超えるところは一地点でございましたけれども、それぞれ単独に見てまいりました場合には、一回でも十本を超えているところの工場数と言われますと八工場ということでございまして。

春田委員 平均値では四十五の中で一カ所だけが十本を超えた、しかし、やはり一回でも超える、しかもいわゆる調査の内容は先ほど局長がおっしゃったように集じん機を適正に稼働している、またそういったもの等の開閉部をきちっと遮へいする、そういった中で調査をしたその結果が一回でも最大値十本以上にオーバーしたのが八カ所あるわけですから、そういった面ではやはり心配される向きもあるわけでございまして。そういったことで、これは法改正する前の調査でございまして、今回要するに法改正をされていけば、従来からのそういった集じん機の適正稼働、それから開閉部の遮へい等、それ以外にさらに新たな、何と申しますか、規制といったものが今回の法改正によってされるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 このたびの法改正によりまして、そういう施設を有する工場から事前に届け出をいただく、その事前届け出の中身といたしましては、そういう排出抑制のための設備、あるいはその工場で使用されている石綿の使用量、作業工程、それから窓等の開閉部に対する取り扱い方あるいは敷地内におきます清掃の状況といえますものにつきまして、いろいろなデータをいただくということになっておるわけでございまして。そういう面で資料をいただきましたときに関係の都道府県におきましていろいろ相談にのるわけでございまして、その場合に、先生おっしゃいましたようにたゞいまはそういう集じん機の機能の維持管理の問題、あるいは開閉部の閉鎖の問題、あるいはその集じん機から出てくる出口の方向の問題等細かな問題もありますので、そういう面で各施設の実態といえますものをいろいろ資料をいただきまして、それぞれにのりまして個々の事業体で指導してまいるという形になるかと思っております。そういう面で細かなケース指導的なものにつきましては、私ども過去のいろいろな調査等もやっておりますのでそこら辺の蓄えにつきまして関係都道府県と十分連携をとりながら、指導面に遺漏のないような形でやってまいりたいというぐあいに思っております。

春田委員 いずれにしても万全を期していただきたいと思っております。三百九十二工場の中の四十五カ所でございますから、そういった面でもまだまだそういった調査もしてないところもたくさんあるわけですから、もっともっと基準値をオーバーする工場等がやはりあるかと思っております。そういった面でも万全を期していただきたい、こう思っています。

さらに、新たに設置される集じん機、これについては税制上の特別償却措置が今回の法改正で認められておりますけれども、今年度予算でどれくらい大体優遇措置は見ているのか、その辺御説明いただきたいと思っております。

長谷川（慧）政府委員 税制上の優遇措置ということで、今年度の税制改正におきまして、この法案が成立いたしました場合におきましては石綿の処理用設備にかかわる特別償却措置が認められているところでございまして。その場合には初年度の百分の二十一の特別償却措置というものが行われるわけでございまして、これによりまして減税額と申しますものが、集じん機の大さきによっても異なるわけでございまして、一般的に七百万から一千万円というぐあいに言われているところでもございまして、この七百万から一千万円の集じん機でございまして、平均的な法人税率が四三・三％と見込みますと減税額は一年当たり六十三万円から九十一万円ぐらゐのところであるというぐあいに計算いたしておるところでございます。

春田委員 こういった形で優遇措置が今回盛られたわけでございましてけれども、さらに私は国税だけでなくして、この集じん機をそういった地方税、固定資産税面でもやはり対象とすればもっともっと集じん機の設置がふえていくのではなからうかと思っております。そういった点で今後この地方税、固定資産税、こういった面でもひとつ優遇措置ができないものだろうか。この辺は大蔵省との折衝になるかと思っておりますが、どうお考えになっておりますか。

長谷川（慧）政府委員 先生から御指摘いただいた点につきましては、関係部局との調整の問題もあるわけですが、できるだけ先生の御提言を生かすように努力してまいりたいというぐあいに思っております。

春田委員 さらに、アスベストは繊維製造工場以外からも発生いたします。例えば、先ほど岩垂先生がもう長いこと御質問もなさっておりますけれども、建築物の改修、解体等によって出てまいります。さらにアスベストの廃棄物の処理場なんかからも出てくるわけでございますが、これらの二カ所につきましては従来どおり行政指導でございまして、いわゆる規制の対象には入っておりません。過去こういった場所も調査されておりますけれども、いわゆる従来どおり行政指導でいいものかどうか、規制対象に含めなくていいのかがどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 まず建物の解体、改修の方でございまして、それにつきましては私も過去いろいろ調査を実施してまいりまして、その調査の結果現在得られておるデータに基づきますれば、周辺環境濃度とそう大差がなく、環境に及ぼす影響は少ないというぐあいに思っておりますが、これからは解体、改修工事がだんだんふえてくるというような傾向にもあるわけでございますので、なお引き続きそういう面で例数といいますかそういう事例をいろいろ調べてまいりまして、その結果を踏まえて適切に対処してまいりたいというぐあいに思っております。

それから廃棄物の関係でございまして、これにつきましては従来からも厚生省の法律等もございまして、それによってそれぞれに指導が行われておるところでございます。私も廃棄物終末処理場の周辺等についても調査を行っておりますが、それにつきましても特異なデータを得られていないということから、そういう面で一般環境における問題は無いというぐあいに思っておりますが、今後とも、先ほど申し上げましたが工事の解体あるいは廃棄物の処理場、両方につきましてもいろいろ調査をやるなり関係方面の理解を求めて、さらに適切に処理をしてまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

春田委員 いずれにしても、これらの場所は不特定多数の方が出入りする機会が多いわけですから、そういった面では行政指導をもっと強化する、行政指導でも問題があればいわゆる規制の対象にしていく、こういったことも考える必要があるかと思っております。

さらに測定義務でございまして、これは事業者のみに、事業者には課しているわけですが、行政側としてはこのいわゆる測定義務につきましてもどうお考えになっているのですか。行政側としては私は積極的にもっとやるべきではないかという考え方を持っておりますけれども、どうでしょうか。

長谷川（慧）政府委員 測定義務に関するお尋ねでございまして、もともと大防法におきまして測定義務をそれぞれの事業者には課しているわけでございます。それは、大防法をきちんと守っていただく、事業者が大気汚染防止対策を講じまして規制基準を守っていくというためには、その実情を把握するために事業者みずから測定をするということが必要であるという考え方のもとにこの測定義務を課しているわけでございますが、そういう面では、煙突のようなばい煙における考え方とこのアスベストにかかわる考え方についても全く同じでございます。そういう面では、事業者はみずからの事業活動を行うに当たりまして基準等を守っているかどうかを確認するという意味で測定をやっていたということでございます。

それにあわせて、行政府におきましてもそういう規制基準の遵守など法律の適正な執行を図るために工場に随時立ち入り、測定を行うことができるわけでございます。必要に応じて自治体におきましても工場等に立ち入り等を行うわけでございますので、そういう面で十分監視していくことはできるだろうというぐあいに私も考えておるところでございます。

春田委員 今回の法改正でも立入検査が認められているわけですが、問題や苦情があったときだけ立入検査をやるのじゃなくして、事前に届けもされているわけですが、行政側としてもきちっとそういったところでピックアップしながら随時この立入検査はやるべきである、積極的に対応すべきである、私はこのように主張しておきたいと思っております。

それから、最後になりますけれども大臣にお伺いしたいと思います。先ほどから質問しているとおり、アスベストの消費量は先進国で我が国がトップでございます。しかもアスベストは発がん性があり、人間の健康に大きな影響があるという証明もされておるわけでございます。我が党としても早くからその対策の必要性を主張してきたところでございまして、今回の法改正は大きく評価しますけれども、時期的には遅過ぎたかという点と苦言を呈しておきたいと思っております。環境庁としても、この法で十分把握できない生活環境への影響も積極的に、しかも万全の対策を講じてもらいたい、このようにお願いをしたいわけでございます。

冒頭にも大臣にお伺いしたとおり、諸外国と比べて我が国の今回のこのアスベスト規制が果たして本当に万全なのかどうか、それとも今後問題が
出ればそういった問題等を一つ一つ検討しながらさらに充実したアスベスト対策をやっていく、総合的な対策をやっていく、こういったお考えなのか、もうこれで大丈夫なんだというお考えなのか、その辺の御所見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

青木国務大臣 石綿粉じんの大気中への排出の抑制の問題でございますけれども、今まで地方公共団体あるいは関係業界を指導する、それとともに各種の調査を実施してきたわけでございます。ちょっと遅過ぎるんじゃないかというお話でございますけれども、もっと早く出せばなおよかったかと思っておりますけれども、ただやはりいろいろ科学的知見を集約してこういう法律をつくらなくてはなりませんので現在になったわけでございます。それから、お話にあります総量規制とかあるいは工場以外のものはどうか、これも御指摘のとおり工場だけやっておしまいだというわけじゃなくて、広い意味の大気汚染でございますので、これからも工場以外の場所につきましても全般的に総量のことにつきましてもさらに調査を進めまして、万漏なきを期していくように努力をしたいと思っております。

春田委員 終わります。
〔委員長退席、小杉委員長代理着席〕

小杉委員長代理 北橋健治君。

北橋委員 民社党・民主連合の北橋でございます。私も、このたび世界的に関心が高まっておりますこのアスベストの規制につきまして、政府が関係省庁と合意の上でその規制にかかわる法案を提案されたことは一歩前進であると評価しております。ただ、諸外国の規制の状況等もいろいろ調べてまいりますと、これからまだまだ多くの課題が山

積をしておると感ずるものであります。その観点から以下質問させていただきますが、同僚委員の質問と若干重なる点が出てまいりますときは御容赦をいただきたいと思ひます。

まず青木長官の率直な御所見を伺いたひと思ひますが、世界的に環境保全の問題に非常に関心が高まっておる中で、長官も国内はもとより諸外国の会議におきましても積極的にリーダーシップを發揮されておられる、まさに世界の青木として御活躍をされておると伺っておりますが、このたび政府が提案をされたアスベスト規制の法案につきましても、日本のこのたびとろうとしておる措置というものは世界の中でも環境問題での先進国と言ふにふさわしい内容という自信をお持ちかどうか、率直な御感想をまずお伺ひしたいと思ひます。

青木国務大臣 先ほど来申し上げておりますとおり、地球環境を中心といたしまして、今環境問題が国内だけではなくて世界の大きな関心をお呼んでおります。そういう中において、GNPの一四%を超える経済的な成果を得ておる日本、あるいはこれまでのいろいろな公害を克服してきたというその技術、そういうことを考えますと、日本としてもやはり世界に貢献する日本として努力をしなければならぬ、そういう責任があると思ふわけでござひます。そういう中において、さしあたってやらなくてはならないことは国内の環境整備でござひまして、大気あるいは水をきれいにする問題とか、あるいは自然保護の問題とかいろいろな問題がござひますけれども、そういう流れの中におきましてこのたびアスベストが、昭和六十二年の調査結果に基づきましてその発生源周辺地域におけるアスベストの濃度が非常に高くなつておるとおる事実が出てまいりましたので、さしあたってここに着目といたしましてアスベストの規制の一部改正法案を提出したわけでござひます。大きな流れの中の法案でござひますけれども、特にこういう地球環境が大きな関心をお呼んでおる現在の法案でござひますので、一日も早くひとつ御審議を進めていただくように心からお願ひ申し上げる次第でござひます。

北橋委員 それで、今回の法律の規制によりまして今後我が国でアスベストの使用が減少していくことが期待をされると思ふのでござひますが、最近の推移を見ておきますと、世界の使用量は、一九七〇年代五百五十万トンだったのが現在は四百万トン程度にかなり減少してきておりますが、我が国の場合は御案内のとおり、最近の建設需要ブームもあるでしょうけれども、むしろ急増しておるものが現実でござひます。それで、今回の法規制を踏まえまして、関係省庁の行政指導とあわせまして我が国におけるアスベストの使用というものは今後かなり減少していくと期待をしてよろしいのでしょうか、お伺ひします。

長谷川(慧)政府委員 お答えいたします。

先生からお話がおきまして、我が国におきましては、近年いろいろな状況によりましてアスベストの使用量、輸入量が非常にふえておるとおるものが現状にござひます。今後どうなるかというお尋ねでござひますが、先ほど申し上げましたように、この法律規制によりまして工場がきちんと管理していただくということとあわせまして、主に使っておりますスレート協会等におきましては、これから三年とか五年、一九九一年末までには現在使つておる製品の中で石綿を使わないようにする、あるいはその含有率を下げるというようなことで協会の中でもいろいろ検討いたしておるところでござひますし、また自動車業界におきまして、自動車業界の全体の使用量の市場に占めましてシェアは非常に少なくてござひますけれども、それにおきまして今後何年かの間にはできるだけ減らしていくというような方向を打ち出しておるところでござひますので、そういう面からも私どもとしましては石綿の使用量といひますのはだんだん減っていくのではないかなと期待をいたしておるところでござひます。

北橋委員 重ねてお伺ひしますが、政府当局としても使用量が減少することを期待をされておるとおるようなことでござひますが、それでは、できるだけこれを減らしていくという決意はお持ちなのではないでしょうか。そのためには条件整備として、先ほど来委員の質疑にござひましたように、当然代替製品の開発を急速に進めなければならないということがあつたわけですが、お伺ひします。

長谷川(慧)政府委員 先生御指摘のとおりだと思つております。代替製品の開発が進みませんとなかなか減少することは難しいというように思つておるところでござひまして、そういう面でも代替製品の開発の状況といひますものでござひましては通産省においてもいろいろ調査を行つておるわけでござひますが、私どももいたしまして、現在国会で御審議をいたしておる法案の中におきまして、解体工事現場の状況を調べますにあわせましてそういう代替製品の開発あるいは代替製品の安全性についてのレビューといひますものを実施してまいりたいというぐあひに思つておるところでござひます。

北橋委員 外国の規制の状況を調べておきますと、先ほど来政府の答弁にありましたように少しずつ減らしていくというふうなものではなくて、かなり厳しい規制を加えておるようでありまして、つまり、今回の法案の内容というものは、排出について規制を加えるものでありますが、当面アスベストの使用そのものについてはその必要性を容認しておることを前提としております。諸外国の例、私どもももちろん詳しい調査データがあるわけではありませんが、手元の資料によりますと、例えばアメリカの例を見ますと、二十世紀の終盤まで、つまり一九九六年ぐらいまではアスベストの採掘と輸入は全面的に禁止するといふ提案が今アメリカの行政の方からなされておると聞いております。それから、例えばイギリスの方にいきますと、アスベストにかかわる作業を行う業者というものはすべて許可制にしておる、これは一九八三年に許可制にして、かなり厳しい規制を加えておるとおるようでありまして、それから西ドイツにおきましては、一九九〇年までに建築材料中のアスベストはなくなつてしまつて、そしてまたセメント業界の方にござひましては、アスベスト含有量の三割から五割を削減するといふ内容を政府と業界との間で自主的に協定を結んでおる、こういうのが西ドイツの実例と聞いております。またノルウェーにおきましては、アスベスト含有製品につきましては輸入及び販売はすべて政府の許可制にしておるということ、こういうふうな諸外国の例を見てまいりますと、当面どうしても代替のものが確保できないというよほどの場合を除いて、原則的には行政としても何とか業界の皆さん方に働きかけて納得ずくでアスベストの使用を極力減らしていく、できればない方がいい、これくらいの力強い決意を持った取り組みをしておるわけでござひます。その意味からいひますと、通産省あるいは関係省庁の間でも代替品の開発について一定の予算をとり関係方面で研究されておることは評価をするものでありまして、予算面その他におきましてはまだ極めて不十分ではないか。諸外国のアスベスト規制に関する物の考え方は極めて厳格である、その外国の考え方を即ちこの日本において採用せよと主張するものではありませんが、そういう意味からいひますと、諸外国の規制については今後日本としても十分研究をして学ぶところも多々あるように思つておる。政府としては、これまでこの法案の立案に当たりまして当然諸外国の規制のあり方についても検討を加えておられたと思ひますが、このような厳しいアスベスト規制の内容についてどのような評価を率直にされておるとおるのか、お伺ひをいたひします。

長谷川(慧)政府委員 アスベストに関します諸外国の規制の状況でござひますが、先生からお話がおきまして、石綿につきましては石綿製品等製造工場に対して排出抑制をするという考え方がECなり西ドイツ、フランス、

アメリカ等においてもあるわけでございます。それから石綿の使用につきましては、全面禁止あるいは一部禁止、許可禁止というような形で、国によりましていろいろの違いがあるわけでございますが、概括的に申し上げますと、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンにおきましては、特定の用途に使用されている場合や技術的、経済的な面から代替が困難な場合を除き原則として禁止ということになってございまして、その他のEC、西ドイツ、アメリカ、イギリス等におきましても一部の分野で禁止という形になっておるわけでございます。そういう面で、こういう世界各国におきます状況といえますものを踏まえながら私も日本の対応をいろいろ検討してまいりましたわけでございます。

繰り返しになるわけでございますけれども、この石綿につきましては、断熱性なり絶縁性、柔軟性等すぐれた性質を持っているものでございまして、現在約三千種類の製品に使用されているという実態にございます。これに代替する製品につきましてはいろいろ検討されているわけでございますけれども、完全にこれにかわるものがいまだ確認されていないという状況にございまして、こういう面で、現時点で石綿の使用を禁止することは非常に難しい問題というぐあいに考えているところでございます。石綿につきましては、環境濃度の状況やら発生源の態様等から見まして、引き続き排出抑制対策を推進するということとあわせて、特に問題があると考えております。石綿等製品製造工場につきましてはこの大防法の改正によって行いたいということで今回御提案申し上げている次第でございます。

現在私どもとしましては、世界の趨勢を見ながら、代替品の開発の状況を見ながら将来におきましてはできるだけ減らす、なくしていくという考え方を持っているわけでございますけれども、現実問題といたしましては、適正な管理のもとでやはりある程度使用しつつ、将来的には安全な代替品にかえることが望ましいというぐあいに考えているところでございます。このために先ほど申しましたように今年度予算におきましてもそういう面での調査研究費を要求いたしているところでございますので、そういう面でも今後とも引き続き諸外国あるいは開発状況、研究状況といえますものを絶えず追っかけてまいりたくてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

北橋委員 ぜひその御答弁のような方向で御努力を続けていただきたいと思っております。

平成元年度の予算においても調査研究費を計上されているということでございますが、私も民社党・民主連合は、これまでの予算の質疑におきましても既に大蔵当局との話し合いで予算がついたものについてはよほどのことがなければ削られるということはないわけでございますが、新しき状況に対応して新規の予算をとっていくということはなかなか大変であります。その意味で青木長官の決意をお伺いしたいと思います。今後政府内部におきまして、なかなしく財政当局に対して、このアスベスト規制、そのために必要な代替品の開発、普及、これは極めて緊急な内容である、そしてまた世界の中の日本の環境保全対策は非常に注目されている、事の重大性にかんがみましてもっともこの予算の確保について御奮闘をお願いしたいわけでございますが、長官の決意をお伺いしたいと思います。

青木国務大臣 今長谷川局長からお話のありましたとおり、アスベストというのは発がん物質でございますので、終局的には明らかに全廃するのが目標でございます。はっきりわかっているわけですから。ただ、いろいろ産業界との関係とか、今まで日本がこれだけ大きく経済大国になってきたいきさつとかいろいろ考えますと、そう一気にはできない。そこで、今度御提案申し上げましたような法案になったわけでございますけれども、代替品の開発が非常に大切なわけでございますので、お話のように、平成二年度の予算折衝におきましてもこういう方面の予算を一銭でも多くとるようにひとつ大蔵当局と交渉をしてみたい、そういう決意でございます。

北橋委員 ぜひ御奮闘をお願いしたいと思います。

法案の内容について触れてまいりたいと思っております。

まず第一に、排出の基準について、立方当たり十本と施行令で定めるといふふうにお伺いしているわけでありまして、この根拠については一部の世論の中に、果たしてこの基準を設定した場合に付近住民の健康被害をこれで十二分に防げるかどうか疑問であると指摘する人もおります。そういった疑問にこたえる意味において、環境庁がこのたび施行令で立方当たり十本と定めようとしているその根拠についてお伺いしたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 昭和六十二年度に実施いたしましたアスベスト発生源精密調査におきましていろいろ工場の実態を調べたわけでございますが、私も、専門家の検討会を設けてその結果の評価あるいは今後の取り組み方についての御意見をいろいろ賜ったところでございます。その中におきまして、現在一般に使用されております対策技術に基づきまして適正な維持管理等を行うことによりまして、この調査対象となりましたアスベスト製品製造工場につきましてはおおむね敷地境界における濃度をリッター当たり十本以下にすることができるといってお答えをいただいているところでございます。

それから、石綿発生源周辺及び一般環境におきます石綿暴露に関連して健康影響ということで注目されますのは、先生御案内のとおり肺がんなり悪性中皮腫の発生のおそれであるわけでありまして、この健康影響につきましては、WHOにおきましては、環境中におけるアスベスト濃度は、得られているデータによれば、都市部における濃度はリッター当たり一本から十本程度の範囲にあるか、時にはそれより高い状況にあるというように環境の動向を把握してありまして、そういうような状況にありまして一般住民においては、アスベストに起因する肺がん及び悪性中皮腫のリスクは信頼できるほど定量化できないもの、恐らく検出できないほど低いであろうというぐあいに評価いたしているわけでございます。

そういうことで環境庁といたしましては、WHOの評価あるいは現在適用されております対策技術といえますものを総合的に判断いたしまして、大気リッター中十本程度以下であればアスベストに起因する肺がんあるいは悪性中皮腫のリスク

は検出できないほど低いというぐあいに考えているところでございまして、そういう面で、現在考えております基準値が守られればその付近住民の健康被害を防ぐことができるといふぐあいに考えているところでございます。

北橋委員 この排出基準につきましては、リッター当たり十本という規制に加えまして、アスベストの長さについても非常に関心を持たれていると聞いております。五ミクロン以下の微小なものにつきましてもやはり健康被害の影響があるのではないかと、相当の学識経験者の中にもそういう意見を述べられる方がいるわけでございます。この長さの規制について、将来何か御検討されるお考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

あわせて、政府の御説明は今お伺いしたわけでありまして、例えば原子力発電一つとりましても、政府の責任ある広報活動につきましては私もまだまだ不十分であるという理解を持っておりますが、このような問題は、一般の市民は、発がん性が本当にこれで除去されるのかどうか、専門的な知識をほとんど持ち合わせていないわけでありまして、その意味で、WHOがこう言った、ああ言ったということも一つの説得材料になるかと思っておりますけれども、やはり政府としても丁寧な、周到な関係者等の研究による広報活動を積極的にしないという不安というものは残ると思うのでありますが、あわせてお伺いします。

長谷川（慧）政府委員 アスベストと私も普通言っておりますものにつきましては、先生お話しございましたよう

に長さが五ミクロン以上、それから太さと長さの関係が三対一以上の細長い繊維というぐあいに限定いたしておりまして、アスベストという言葉を使ってやっているわけでございます。そういう面で先生お話しございましたように、規制対象あるいはいろいろな環境におきますモニタリング等におきまして、そういう長さ五ミクロン以上、それから長さ幅の比が三対一以上というものについての調査なり規制等を行っているわけでございますが、先生御指摘の五ミクロン以下のアスベスト繊維についてのことでございますけれども、このアスベストにつきましても、アスベストが生体内で分解しにくく、かつその形状が繊維性をなしているということで、細くて長い繊維ほど発がん性が強いというぐあいに言われているわけでございます。さはさりながら、五ミクロン以下の小さな繊維についてはどうかということでございますが、これにつきましては、私どもも今動物実験等におきまして発がん性といいますが生体影響についての調査研究を行っているところでございます。あわせて、世界各国におきます。そういう文献等につきましてもできるだけ集めるといって努力いたしております、そういう面で、そこら辺の知見がまとまれば、それを今後どうするかについての考えを明らかにしてまいりたいというぐあいに思っているところでございます。

それからもう一点は、こういうWHOの見解あるいは現在の対策技術といいますがものを含めまして一般によく周知徹底を図る必要があるという御指摘でございますが、おっしゃるとおりでございます、私ども、この法案が通りますれば関係自治体等を集めましてそこら辺の趣旨、内容についての説明を十分したい、あわせて、どんな形か、新しい改正大防法につきましてもPRも努力してまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

北橋委員 その方向で頑張っていたいただきたいと思いますわけですが、例えばこのアスベストの問題について非常に関心を持っている学者グループなどもあるわけですが、私どもの方にも、例えは東京大学の工学部機械工学科の研究者の方から声明文を送ってきているわけですが、専門家ではない自分にとりましてはこれを見てはよくわからない。

それで、私は思うのですけれども、いろいろと広報活動で努力されるというのはわかるのですが、一部の方々がこういうふうにとりまわって本を書かれたり講演されているわけですが、現在の政府の排出基準が妥当であるとお考えになっているわけですから、例えば討論に際するとか積極的に政府の考え方を知らしめるという努力がいろいろある問題、諸問題についてやはり乏しかったのではないかと率直に思います。そういった意味で、一部の考えだと決めつけるのではなくて、いろいろな機会にそういった考え方の人たちと大いに議論をして政府の考え方を知らしめるという努力をしていただきたいと思います、局長、いかがでしょうか。

長谷川（慧）政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます、私どもとしましては、例えば先ほど申し上げました検討会の報告書につきましても公表もいたしておりますし、それから、アスベストの私どもで集めたいいろいろの資料等につきましても本、パンフレット等において公表いたしているところでございます。そういう面で私どもとしましては、いろいろな機会を設けてできるだけ私どものやっている仕事の内容についてのPRをしてまいりたいというぐあいに思っております。

それからまた、先生のお尋ねにございましたように、そういう専門の方々の御意見が私どもと違う場合におきましては、私どもとしましては、機会を見ましてそういう方々との対話といいますが話し合いを十分やってまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

北橋委員 ぜひその面での御尽力を期待申し上げたいと思います。

労働省の方に安全衛生上の行政についてお伺いをいたします。

労働省におかれましては工場敷地内のアスベストにかかわる作業につきましているいろいろと指導されていると聞いております。特に、もう既に労働省の方から通達を出しまして非常にきめ細かく労働安全衛生上の対応を各自治体に促していることは積極的に評価するものでありますが、その中でちょっと一点お伺いしたいと思いますが、通達の中で一つこういうのがあります。建築物の解体がこれから相当ふえてくるわけですが、そういったときにアスベストの問題について非常に詳しい資格のある人をどんどん養成すべきだという項目が一つございます。この状況について、また今後の見通しについて教えていただければ幸いです。

といいますのは、アメリカの場合でも、建設現場にかかわるこの問題につきましても、アスベストの取扱責任者を選任して、なおかつ教育訓練を実施いたしまして、建設現場におけるアスベストの暴露の問題が出ないように努力をされていると聞いております。これは一九八六年の措置だと聞いておりますが、我が国の法令体系では、通産省所管の法律だと思っておりますが、公害防止管理者という制度がありまして工場内はいいのですが、それ以外のいろいろな作業場においては労働省がかなり積極的にインシヤチブをとっておられると思いますが、アメリカでもそういうふうにしてかなり細かくやっているわけでありまして、労働省自身が既に自治体に通知をされて、この有資格者というものをどんどん養成していくという行政指導をされてこられて、現時点でどこまで進捗しているのでしょうか、そしてまた、このポイントについて今後積極的に進めていくお考えがあるかどうか、お伺いします。

露木説明員 今、先生から御指摘ございましたように、石綿製品製造工場などにつきましては労働者の健康障害防止対策につきましても、労働安全衛生法とこれに基づきます特定化学物質等障害予防規則、これによりまして昭和五十年から規制をしているわけでございます。規制の内容につきましては、例えば石綿を取り扱う労働者の作業環境を良好に保つために粉じんの発散源を密閉する設備でありますとか、局所排気装置の設置とか、作業環境測定の定期的実施でありますとか、健康診断等でございます。先生お尋ねのこの規則の中に作業主任者の制度がございまして、特定化学物質等障害予防規則の中で、作業主任者を選任しなければならぬ、こういうことになっております。

それから、先般解体工事等につきましても通達を出しております。この通達の中では、マニュアルをつくりまして、このマニュアルの中で工事の作業指揮者に対して教育を行ってございます。これは労働省の外郭団体でございますが、建設業労働災害防止協会というのがございまして、この協会を通じて教育を実施しているわけでございますが、現在までのところ六百五百人ばかりこの作業指揮者教育をいたしているわけでございます。平成元年度につきましても今後数多く教育をいたしまして、養成していきたいと考えている次第でございます。

北橋委員 ぜひ、これは通知にも既にありますように、特定化学物質等作業主任者の制度というのがあるわけでございますから、強力にこれを推進して万漏なきを期していただきたいと思います。

最後になりました。これは質問通告をしてなくて大変恐縮なんですが、発展途上国へ汚染を輸出しているという指摘も一部にあるわけでありまして。例えば、日本国内でもこのように規制をしていきますと、現在は子会社あるいは資本関係にある企業をどんどん海外につくりまして、そこで逆輸入するというものもいろいろある製品についてふえてくると思っております。これは要望にとどめておきたいと思っておりますけれども、これから世界の中の日本としてこの問題に対する対応が注目されてくると思っておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

例えばアメリカのアスベストの最大の会社は偽装倒産をしたと言われていたわけですが、その一方で子会社を発展途上国につくって、そこで製品をつくっているということも報告されております。また日本企業におきましても、紡

織製品、絶縁材といったものは日本ではもう余りつくらなくなって、逆に今度は子会社あるいは関連企業を台湾と韓国につくって、アスベスト紡織製品を何と国内シェアの九割以上をそこから輸入している。一九七二年には三十二トンだったものが、最近では七百トン近くになっているということが指摘をされています。

詳しい調査資料は私ども手元にないわけですが、こういった問題についていろいろと国際機関についても議論されてきていると思いますが、これからますます企業の海外進出が問題になってくる。そこにおける日本と関連のある企業がもしも指摘されているような方向でどんどん外国でつくって日本に持ってくるとなれば、今度は日本国内で規制した部分を逃れるために外国に行っていること逆にしりを受けることになって、日本としては大変まずいことになると思います。また国内におきまして、建設解体工事現場におきましては劣悪な労働条件で外国人労働者が使用されていたというような報告が一部にあるようでございます。

そういった意味におきまして、今後このアスベストの規制を加えるに当たりましては外国との関連において慎重に事を運ぶ必要があると思いますので、その点をぜひ要望いたしまして、もし環境庁の方でこの問題についての御見解がありましたら聞かせていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

渡辺（修）政府委員 大変貴重な御指摘をありがとうございます。私どもかねがね、発展途上国に日本の企業が進出をするというときに環境上の配慮を十分するようすべきたというふうな考えをしております。政府が関与するものについてはいわゆる環境配慮ということで具体策を今練っておりますし、民間企業の場合につきましても、関係経済団体の方で既にガイドラインというのをつくって指導をいたしております。なお不十分な点もあるうかと思っておりますので、これから一層その徹底を期していきたい、こう考えております。

北橋委員 ありがとうございます。終わります。

小杉委員長代理 以上をもちまして北橋健治君の質疑は終了いたしました。
岩佐恵美君。

岩佐委員 まず最初に長官に、石垣島の白保のサンゴ礁の問題についてお伺いをしたいと思います。
沖縄県は、新石垣空港建設予定地を白保の旧予定地から四キロ北側のカーラ岳東側に変更する、こういうことを決定し、発表しました。

環境庁は白保海域の調査を実施し、高被度のサンゴ群集の広がりや連続性、他に例のないアオサンゴ、現状ハマサンゴの特異な群集の存在、またこれらが一つの礁池のユニットの中にまとまって存在し、その他のサンゴを含め全体として健全で特異な生態系を維持している、こういう結論を出しました。

ところが沖縄県はこれまでずっと、空港をつくってもアオサンゴは大丈夫だ、アオサンゴ以外の白保のサンゴは大した価値がない、こう主張し続けてきたことは周知の事実であります。

今度の計画案では、埋立面積が五十ヘクタール未満となるため法律上は県が勝手に進めていい、こういうことになるわけです。今までの県の態度に対して不信任を募らせていた地元住民は、あるいは自然保護団体は、サンゴを守る点で心配だと言っておられます。これは当然だと思います。環境庁として、貴重な自然環境を守るための責任ある対応をすべきだと思いますけれども、まず長官の基本姿勢についてお伺いをしたいと思います。

青木国務大臣 石垣新空港の問題ですけれども、この問題は、白保の大事なサンゴを守らなければならないという一つの命題と、それからまた地元の皆さんのどうしても新しい空港をつくってくれという熱望と、その間に入りまして我々としたしましても大変苦悩したわけですが、幸い沖縄県知事が英断をもって北の方に動かしてくれたということで、大変沖縄県に対して敬意を表する次第でございます。

今までいろいろないきさつがございましたけれども、環境庁といたしまして、昨年の暮れからいろいろ独自に調査をしまして、その内容がその春沖縄県の方にも感触を伝えてあるわけがございまして、それに基づいてああいつ決断をされたと思いますけれども、何といたしてもやはり白保のサンゴは世界第一級のものでございますので、守れたことは大変喜ばしいことだと思っている次第です。

岩佐委員 長官、今私が申し上げたのは、五十ヘクタール未満ということになると県の権限でこれからものを進めていくということになるわけですね。そうした場合に環境庁としてきちんと対応していくべきだと思いますけれども、その点環境庁はいかがですかということをお伺いしているわけです。

青木国務大臣 半分ぐらいになったわけですが、環境庁としては、従来のいきさつもあり、新しい建設計画についても、相談があれば必要な助言を行って考えてございます。

また、埋立法等につきましても、関係省庁と相談いたしまして、環境への影響をできるだけ少なくするように助言をしております。

岩佐委員 新予定地について大臣は、サンゴ礁等自然保護上の問題はないと判断をされる、こう述べられたわけですが、しかし、新予定地を五月一日から四日、五月十一日から十四日の二回に分けて現地調査を実施した財団法人日本自然保護協会は、結論として、「今回の変更地についても、白保地先の旧計画地同様、健全なサンゴ礁生態系である一連の白保サンゴ礁を破壊する計画として自然保護上極めて問題が多いと考えられる。」「白保地先から計画地を移動させた点については評価できるが、科学的調査を十分にした上で変更地を選定したとは考えられない。したがって、この変更案には賛成できない。」との見解を表明しています。また、財団法人世界自然保護基金日本委員会、WWFも、ことしの三月十一日から十六日に実施した水中調査の結果から、「今回の調査は、代替地における空港建設が同一生態系に属する沖合

サンゴ礁並びに白保サンゴ礁に重大な影響を与えるおそれがあると警告している。」と指摘して、沖縄県や国に対して「十分かつ慎重な調査をし、社会的にも国際的にも納得されるような厳正な評価を実施されるよう強く望む。」こう言っているわけでありませう。

私も現地を五月八日から十日にかけて調査しました。水にも潜って見てまいりました。新予定地も白保と同一のリーフ内にあります。旧予定地の北端と新予定地の南端とでは一・五キロメートル程度しか離れていません。そういうところで空港建設をすれば、白保のサンゴに影響が出ないと断言することはできないと思いましたが。

環境庁もカーラ岳の北東側は調査をしております。しかし、自然保護団体がすぐれていると指摘をしている南東側については調査をしてもらえない、そういう状態です。ですから、きちんとした調査をしないで、ただ大丈夫だと沖縄県の計画にお墨つきを与えるような発言を大臣がされる、これは大変大きな問題だと思います。だれもが納得できる資料をちゃんと積み上げて、それらの資料を公表して、きちんと国民が納得できるような対応をしていくのが筋ではないでしょうか。大臣のお考えを伺いたいと思います。

〔小杉委員長代理退席、委員長着席〕

青木国務大臣 新予定地の北端部付近は、環境庁が実施した調査の二十二点の中の一つに入っているわけでございます。今御指摘の南東部でございますけれども、この地域も潜水により調査をしているわけでございます。

自然保護団体が反対をしている御意見は、大きく分かれて二つあると思います。一つは、白保と新予定地は一連の生態系にあるということ、それからもう一つは、新予定地も石垣島周辺でも第一級のサンゴの生息地である、この二つにあると思います。

一連の生態系であるという第一点ですけれども、これにつきましては、よく調べますと途中に二カ所のリーフの切れ目と申しますか、水道部があるわけです。それからもう一つは、轟川河口というものがそこには存在しております。さらに三番目は、流れは轟川の河口から北向きに流れるのが一番大きな流れになっているということから、私どもは別の生態系だ、隣ですから同じという判断もあると思えますけれども、我々は別の生態系である、こう判断をしておるわけでありまして。

それから、第一級のサンゴがあるという話ですけれども、これは白保のサンゴに比べると問題にならない、評価が低いことは、これはもう万人の認めるところではないかと思うわけでございます。今回の埋め立てられる海域は、海藻がいっぱい生えていて、また砂で、サンゴのあるところは、全部とは言いませんけれどもほとんどないということ、それから、新予定地の南寄りの海域に見られる枝状ハマサンゴ、枝状ミドリシはリーフ寄りに分布しておりまして、なぎさ線から六百メートルくらい離れておる、こういうことから、自然保護上白保に比べると問題なく、空港建設地としては適しているのではないかという判断をしているわけでございます。

岩佐委員 私、環境庁から調査の結果表をいただきました。やはりカーラ岳の、きちんと皆さんが公表されたものは北東部になっているわけですね。南東部についてはきちんとしたこういうような調査が出ているわけじゃないですね。どここの地点を何カ所調べてこうであったということにはなっていないわけでありまして。それから、先ほど潮流の話もありましたけれども、自然保護団体の皆さんや現地の方々、潮流もそんなに簡単に解析できるものではない、複雑なんだ、だからよく調べてちゃんと物を言うべきである、もし環境庁が大丈夫だと言われるのであれば、前に調べたと同じちゃんとしたデータをそろえて物を言うべきというものが基本だと思いますし、私もそう思います。

次に、新空港の建設は現空港の安全性の問題などから実現すべきこと、この点は私たちもそう思っているのです。それはもう現地の方も、空港を利用された方は皆さんそう言うておられるわけですね。ただ、十年間も実現できずに来た大きな原因は何かというと、沖縄県が地元住民との合意をつくる努力をしないで、一方的に今まで計画案を押しつけようとしてきたことにあるわけです。ところが、今回の計画変更でも過去のことが反省されていない、また同じことが繰り返されるといふ状況にあります。今度の位置変更について、新たに地元となる大里とか星野などの住民に事前に何の相談もなかった。突然発表した。市は謝ったと言っておられますけれども、地元の住民は、この問題一つとってみても民主主義の問題だということ、一方的押しつけの繰り返しに非常に怒っているわけです。

住民の意思を尊重して空港建設は進められるべきであります。そうでなければ、また空港建設もおくれるし、先ほどの自然保護団体の皆さんがいろいろ指摘されている問題について、確実なデータに基づいてちゃんと解明をして、納得ができる結論が得られるということになっていくべきです。まさに上意下達のやり方、これはやめるべきだと思うのです。その点について、再度大臣の御所見を伺いたいと思います。

青木国務大臣 突然であったという点は残念でございますけれども、これからは地元の皆様に詳しく説明をして、理解が得られるように沖縄県が努力をしていただけたものと確信いたしております。

また、岩佐先生が現場を見て、大きな目で事実を見たという話でございますけれども、この点はいずれ沖縄県が公有水面埋立法の手に先立って環境調査を実施するということになっておりますので、環境庁としては、県におきます調査結果を踏まえて、今後の設計や工事施工の段階で細心の配慮がなされることを期待している次第でございます。

岩佐委員 大臣、本当に心してやっていただきたいと思えます。

それで、大臣はまた白保海域について、海中公園地区に指定して保護したいという方針を明らかにしておられます。日本自然保護協会の資料によりますと、付記のところで「現在白保地先の轟川から、大量の赤土が海に流れ出し、白保地先のサンゴ礁生態系にとって危機的状況が生まれている。これは河川改修や、轟川の上流域で配慮のない土地改良工事が行われている結果である。早急にこの赤土流出を止める手だてを講じなければ、白保サンゴ礁生態系の健全さは維持できない。今後の保護対策上、最も緊急に改善すべき事項である。」こういうようなことを付記として意見の中に入れているわけです。

私も石垣に行ったときに、白保だけじゃなくて他の地域も見てきましたけれども、白保は他の地域に比べてオニヒトデの被害もほとんどない、水もきれいということで、素人の私の目から見ても白保のサンゴは大変生き生きしていたという印象であります。しかし、今こういう轟川の問題と現在の状態すら危機に瀕しているのではないかと、そういう指摘もあるわけでありまして。ですから、白保地域を保護する、これはもう緊急に必要な課題であると思えます。

ただ、どうやって保護をすればいいのか、これも地元住民の意見をよく聞きながら具体化を図っていくべきだということに思っています。今後どういう段取りとテンポで具体化を図っていくのか、御見解を伺いたいと思います。

青木国務大臣 白保地区、今お話しのとおり大変立派なサンゴがあるということでございますので、できるだけ早く国立公園の海中公園地区に指定する方向で地元の市や県あるいは国の関係省庁と相談をしていきたいと思うわけでございます。

それから、轟川から出る汚れた土の水ですが、それにつきましては、もしそういうことがあればせつかくの白保のサンゴがやられてしまいますので、よく調べた上で、あくまでも白保の立派なサンゴを守るという観点に立ちまして関係省庁あるいは沖縄県と相談して政策を進めていきたいと思っております。

岩佐委員 アスベストの問題について伺います。

先ほどから議論をされてきたところですが、環境庁はアスベストの規制基準値を一九八六年のWHOの報告に基づいて一リットル当たり十本とする予定にしています。しかし、この十本という値は、WHOが基準値として示したものではありません。十本以下で安全と確かめられているわけではない、これも先ほどからいろいろ議論がされてきたところでありまして。アメリカの環境保護局のまとめた死亡推計によりますと、一リットル当たり十本の濃度のアスベストを週四十時間、一生涯浴びたとき、男性では十万人当たり二十六人から二百六十人、女性では二十四人から二百三十四人が肺がんまたは悪性中皮腫で死亡する、こういうようなデータが出ております。これは、WHOの発がん物質の判断基準である十万人中一人ということからすれば、かなり高いわけでありまして。ですから、こうした問題について、今後一リットル当たり十本でいいんだということに確定するんじゃないかと、いろいろなデータを検討しながら再度よく煮詰めて

いく必要がある、こういうふうになっているわけですが、この点について御意見を伺いたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 お答えいたします。

リスクアセスメントをアメリカのEPA、環境保護局においてやっておったということでございますが、そのデータ等につきましても私もいろいろ調べて勉強いたしているわけでございます。このリスクアセスメントにつきましては、リスクアセスメントの技法自体にいろいろまだ問題もございまして、日本の研究者におきましてもこのリスクアセスメントにつきましてはやり方等についてのいろいろな御意見等もございまして、なかなか固まっていないうわけでございます。

私どもの検討会におきましても、このアメリカのリスクアセスメントの結果等につきましてもいろいろ御意見を賜ったわけでございますけれども、アメリカ側でも言っておりますように、計算のもとになりました労働環境におきます暴露が推定に基づくものである、あるいは宿主による発がんの差があること等によりまして大きなばらつきがあるということでございますし、また喫煙などの交絡因子を考慮しますとさらに大きくばらつき可能性もあるというようなことから、アスベスト対策検討会におきましては、実際にリスクアセスメントが行われてきたが、現在行われているモデルを使ったリスクの試算では数多くの不確定な要因を含んだ上で行われているため、健康影響面から排出抑制の目標を定量的に設定するためにはなお今後とも引き続きリスクアセスメントそのものについての研究を進める必要があるというような評価を行っているところでございまして、そういう面でも私どもといたしましては、今後ともリスクアセスメントにつきましてもいろいろ勉強してまいりたいというぐあいに思っているところでございます。

岩佐委員 厚生省は昨年六月に室内空気環境リスクアセスメントに関する研究という研究班をつくって、アスベストなどによる低濃度での発がんの可能性、安全量などについて検討しておられるということですが、この作業がどうなっているのか、また結論が出ているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

小沢説明員 お話のように昨年、六十三年度の事業といたしまして、空気環境リスクアセスメントに関する研究委員会というものを発足させまして研究をしていただいております。

研究の内容といたしましては三点ございまして、一点は、ただいまお話のございましたアスベスト粉じんによる健康影響に関する過去の情報の整理というのが一点でございます。それから二点目は、低濃度のものでございますので、アスベスト粉じんの測定方法の検討というのが二点目でございます。それから三点目といたしまして、室内で掃除をするとかいろいろの行為が行われた場合にアスベスト粉じんの負荷がどのように変わるか。そういった三点につきまして検討をお願いをいたしておるところでございます。

六十三年度の事業でございましてから大体の作業といたしましては終わっておる状態でございますが、概況で申し上げますと、低濃度のアスベスト粉じんの暴露による健康影響の定量的把握というのは、これは過去の文献をいろいろと調べてみてもなかなか一律に結論を出すのは困難である、グラフにかかるといろいろさまざまな線が出てくるというようなことでもございまして、なかなかその定量的な把握が困難であるというのが現況でございます。

それからまた、特に私ども今回のこれ一つの重点にしておりますのは、アスベスト粉じんの濃度測定方法について迅速かつ容易な方法がないものかというようなところでございまして、これについては幾つかの方法をお願いをいたしておりますが、最終的にこれがいいということまではまだ至っていないという段階でございます。

いずれにいたしましても、この研究会の御報告をいただきましたらそれをもとにいたしまして、さらに利用できるものがあればそれをもとにいたしまして関係者に対して適切な指導をしてまいりたい、このように考えております。

岩佐委員 今回提出をされた法案では、規制基準違反に対する直罰ではなくて改善命令に従わなかった場合に罰せられる、そういう仕組みになっています。直罰規定がないということは、改善命令が出されなければ幾ら排出しても罰せられない、そういう心配があるわけです。都道府県がきちんとチェックをしないとざる法になる、そういうおそれがあると思います。自治体による監視等の制度が必要だというふうに思いますが、その点についてどう考えておられるのか、伺いたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 直罰制の問題でございますが、この直罰制につきましては、現在の大防法の中におきまして、いわゆる従来のばい煙発生施設のように煙突から排出されるものであれば非常に可能性はあったわけでございますけれども、石綿による大気汚染といいますものはそういうように煙突から排出されるものではなくて、集じん機の出口あるいは建屋の開口部というようなところから飛散するというところで、排出口といいますか発生源が非常に広くわたっておりということでも対策上にもいろいろ問題があるわけでございます。

今回の大気汚染防止法改正によりまして規制につきましては、こうしたさまざまな発生源からいろいろな形で出てくるという石綿の全体について、処理施設の設置なり建屋開口部の密閉化、敷地内の清掃などいろいろな対策を総合的に講じて対応するように促しまして、最終的には敷地境界におきまして規制基準を満たすというようなことを求めているところでございます。

先生お尋ねの直罰制の問題でございますが、いわゆる直罰制は一定の行為に刑罰を科するものでございまして、構成要件といいますものを明確に定める必要がある、それから、特定な定型的な行為、例えば煙突から高濃度の排出というように特定の定型的な行為を対象とするものにはなじむものでございますけれども、今回の規制のように排出口以外の発生源も含めまして工場全体に広く規制の網をかけたまま、また、基準の適用のためには発生源の排出を直接に抑制する対策のみならず、建屋の密閉化なり散水というような広範囲の対策を動員させる必要があるというようなものでございますので、特定の行為の有無に着目したような定型的判断を行うことができないということから、直罰制の採用については非常になじまないというふうにして、直罰制につきましては見合わせたいと思っておりますが、法の中に取り込んでいないということでございます。

そういう面でもございましてけれども、一応改善命令等もかけられるわけでございまして、都道府県と十分連携をとりながら、法の規制が円滑に、適正に執行されますように対処してまいりたいというぐあいに考えております。

岩佐委員 先ほどからの環境庁の御説明で、環境庁が規制の対象と考えているのは全国で三百九十幾つ、約四百工場だということですが、しかし、アスベストを排出する可能性のある事業場はこれだけではないと思えます。自動車の修理工場やビル解体現場なども先ほどからの議論のとおりあるわけでございます。

労働省に伺いたいのですが、特定化学物質等障害予防規則による石綿を使用する事業所数は、全国で幾つあるのでしょうか。

露木説明員 御説明申し上げます。

石綿を製造し、または取り扱う事業所につきましては、先生御指摘のとおり特定化学物質等障害予防規則に基づきまして、現在特殊健康診断という健康診断をやっております。特殊健康診断を行っている事業所につきましては報告を

求めてございまして、その数を把握してございまして。その数につきましては、昭和六十二年度におきましては二千九百十四事業所になっております。

岩佐委員 環境庁の調査によりまして、石綿の汚染が出るという、そういう地域についてはかなり多岐にわたっているわけです。例えば幹線道路沿線などというところは、最大の汚染については、事業所とか工場周辺とか廃棄物処分場周辺とか、そういうのをいれても全体の三番目に当たるんですね。要するに一番多いのがアスベスト製品の生産事業所周辺、それから蛇紋岩地域、その次に幹線道路沿線とかというふうになるわけです。ですから、先ほどからビルの解体現場とかそういうところもあるわけですが、あるいは廃棄物処分場とかいろいろあるんですが、そういう道路の沿線についても、環境庁自身の調査でも問題があるわけです。こういうことについてぜひ今後とも検討して欲しい。これは先ほどからも御意見は伺っておりますけれども、再度指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、アスベストは多く吸えば確実にがんになる、そういう可能性がふえていくわけです。通常では燃えたり分解したりしないということでありまして、使えば使うほど環境に蓄積をしていく、そういう状態になります。日本ではアスベストはほとんどが輸入品ですけれども、過去の輸入量は合計どのくらいになっているのか、伺いたいと思います。

長谷川（慧）政府委員 昭和三十五年から六十三年までの石綿の輸入実績でございまして、日本石綿協会の調べによりますれば、約六百七十七万トンという形になっております。

岩佐委員 これは一九六〇年から一九八八年までですから、六〇年以前も入れますと大体七百万トン以上になるのではないかと推計できると思います。これを国民一人当たり単純に計算してみますと、約六十キログラムにもなるわけです。これが狭い国土の中に存在をしている、輸出などもありますから単純にはいかないかもしれませんが、こうなるということですね。

アメリカではアスベスト問題が早くから深刻な社会問題になっていたわけですが、国土面積比でいうと日本のアスベスト使用量はアメリカの数十倍にもなります。しかも、輸入量の統計を見ると一九五〇年以前はほとんどゼロで、六〇年ごろに十万吨、現在の二十万吨以上になったのは六〇年代後半のことです。ですから、大量に使うようになってからまだ二十年くらいしかたっていないということでありまして。過去に建築材料に使用されたアスベストが解体、廃棄されるのは、本格的にはこれからであるということと言えると思いますし、また、アスベストによる肺がんや中皮腫は二十年から三十年の潜伏期間がある、これはもう言われていることでもあります。日本ではこれから患者が多発をする、そういう危険があるわけで、そのときになってから問題にするのでは遅いと思います。

ところが、先ほどからも指摘されていますが、ここ数年アスベストの輸入がふえ出して、昨年は三十二万トン、史上第四位になっているわけでありまして。欧米諸国では使用が減ってきています。日本は逆行しています。根本的にはアスベストの使用そのものを抑制していくことが大事であります。その点について、何度も大臣に伺っておりますけれども、改めてここで大臣の御所見を伺っておきたいと思っております。

青木国務大臣 今御説明になりましたような状況でございますので今回この法案を提出したわけでございますけれども、これだけではもちろん十分ではないわけでございます。今御指摘の建築現場の解体の問題あるいは自動車の摩擦材の問題、いろいろございまして、こういうことを引き続き調査を進めていきまして、少なくとも地球が汚れないようにひとつ努力をしていきたい、こう考えております。

岩佐委員 アスベストは三千種類もの用途に使用されています。身近なところに使用されているのですけれども、国民にはよくわからないという状態です。労働安全衛生法の対象となるのはアスベストが五%以上含まれている場合だけです。先ほど労働省が五%以下でも表示をするよう指導していきたい、こういう答弁がありましたけれども、これはぜひそうしていくべきだと思います。

さらに、一般消費者向けの製品にも表示をきちんとする必要があると思います。先ほど話に出ました家電製品はもとよりですけれども、スレート材など日用大工のために小分けにして買ってくる、こういう場合もあるわけです。その場合には表示がないということになります。通産省ではこういう表示について何か検討すべきだと思っておりますけれども、しておられるのかどうか、この点について通産省にお伺いをいたしたいと思っております。

田中説明員 お答えいたします。

今先生の御指摘のとおり、五%以下の場合、それから石綿製品が組み込まれている機械器具、機械等に取りつけるだけで石綿製品の加工がなされないような場合、それから最後に一般消費者の生活の用に供する場合、こういった場合には、労働安全衛生法では今現在規制の対象になっていないということでございます。

それで、先生御指摘の消費者保護の観点から石綿製品の表示をすべきかどうかということでございますけれども、この点に關しまして、通産省の生活産業局の中にこの四月から石綿対策検討委員会を設けて、石綿の問題というのは先ほどから御議論ありますように代替品を開発するとか石綿の含有量を減らすというようなことで抜本的に解決していく必要があるということで、こつこつ検討委員会を設けているわけで、今検討が進んでいるわけです。今御指摘の、消費者保護の観点から表示制度をどのようにしたらいいかということを含めて、検討していきたいと考えております。

岩佐委員 この点、非常に重要な問題でありますので、環境庁の方からもぜひそうした問題について監視をしてというが注意をして一緒に進めるといようなことをやっていくべきだと思いますけれども、環境庁、いかがですか。

長谷川（慧）政府委員 アスベストに關しましては各省連絡会を設けておりますので、その場等におきまして関係各省におきます対策、今後の取り組み方につきましての情報交換等を行うわけでございますので、そういう面でのいろいろ意見交流、意見交換をしてみたいというぐあいに思っております。

岩佐委員 今お話が出ていますアスベストの代替品の問題です。

代替品というのはいつも安全性がどうなのかということが問題になるのですね。代替品だからいいということでは必ずしもないということがよくあるわけです。ですから、代替品の安全性についてもきちんとしていく必要があると思います。例えば天然に存在をするゼオライト、この繊維性のゼオライトについてはトルコなどの事例で中皮腫の原因になる、こつこつに言われているわけです。このゼオライトについては日本でも産出をして、建築材料その他に使用されているわけです。法案では特定粉じんとして今後アスベスト以外の物質についても指定していく、そういう可能性が開かれるわけでありまして、これらの物質の安全性をきちんとチェックをする、そういう必要があると思いますし、また、必要に応じて指定をしていく、こういう必要があると思いますけれども、この点について環境庁のお考えを伺いたいと思っております。

長谷川（慧）政府委員 アスベストの使用をどんどん減らしていくためにはどうしても代替品の開発が必要である。その代替品の開発に当たりましては、新たな代替品が逆にまた環境影響、健康影響を及ぼすようなものであってはならないということで、安全面の評価をきちんとやっていかなければならないという先生の御指摘は全く同感でございます。そういう面で私どももいたしましても、国内外のそういう代替品の文献のレビュー等につきましている勉強してまいりたいというぐあいに思っているところでございます。今年度の予算案におきましてそういう面での調査費もお願いいたしているところでございますので、先生の御指摘を踏まえまして今後とも代替品の開発、その安全性についてのチェックはきちっとやってまいりたいというぐあいに思っております。

岩佐委員 今度の法案は、アスベストについて規制に踏み切った、そういう点で積極的な内容を持っています。しかし、これまで議論してきたように、今後さらにはかなり検討していかなければならない、そういう課題も課せられているというふうに思います。この点についてはぜひ積極的に取り組んでいただきたいとします。
また、これを機に他の未規制の化学物質についても問題のあるものは素早く規制をする、そういう積極的な対応が求められているというふうに思います。こういう点について最後に大臣の基本姿勢をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

青木国務大臣 ほかのものとして水銀とかダイオキシンとかありますけれども、それについては今のところ、大気を調べたところでは問題ないということでございますが、長期的に見ますといろいろな問題が出てくる可能性もございますので、今後引き続き慎重に調査して対策を立てたいと思います。

菊池委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

菊池委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
大気汚染防止法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

菊池委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

菊池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

菊池委員長 次回は、来る二十六日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五分散会

平成元年六月二十一日（水曜日）
午前十時四十七分開会

委員の異動

六月二十日
辞任

大浜 方栄君
勝木 健司君

六月二十一日
辞任

粕谷 照美君
山田 勇君

補欠選任

原 文兵衛君
山田 勇君

補欠選任

久保 巨君
橋本孝一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

林 健太郎君

松浦 孝治君
田淵 勲二君
広中和歌子君

委員

石井 道子君
石本 茂君
梶木 又三君
佐藤 謙一郎君
関口 恵造君
宮崎 秀樹君
柳川 覺治君
粕谷 照美君
久保 巨君
渡辺 四郎君
飯田 忠雄君
沓脱 夕夕子君
近藤 忠孝君
橋本孝一郎君

国務大臣

国 務 大 臣
（環境庁長官）

山崎 竜男君

政府委員

環境庁長官官房
長
環境庁企画調整
局長
環境庁自然保護
局長
環境庁大気保全
局長
環境庁水質保全
局長

渡辺 修君
安原 正君
山内 豊徳君
長谷川慧重君
岩崎 充利君

事務局側

第二特別調査室
長

菊地 守君

説明員

厚生省生活衛生
局水道環境部水
道整備課長
厚生省生活衛生
局水道環境部産
業廃棄物対策室
長
通商産業省生活
産業局窯業建材
課長
労働省労働基準
局安全衛生部環
境改善室長

坂本 弘道君
三本木 徹君
田中 正躬君
後藤 博俊君

本日の会議に付した案件
大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣
提出、衆議院送付）
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣
提出、衆議院送付）
継続調査要求に関する件

委員長（林健太郎君） ただいまから環境特別委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨二十日、勝木健司君、大浜方栄君が委員を辞任され、その補欠として山田男君、原文兵衛君が選任されました。
また、本日、山田勇者が委員を辞任され、その補欠として橋本孝一郎君が選任されました。

委員長（林健太郎君） 大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

粕谷照美君 私は、大気汚染防止法案について質問をいたします。
この法律は、アスベストによる大気汚染、健康への影響について口比の関心が高まっているので今まで野放しだった大気中の石綿濃度を規制しようとするものである、こういうふう環境庁は説明をしておられますが、私は、言葉じりをとらえるわけじゃありませんけれども、国民の関心が高まっているから未然防止のための措置を講ずることが喫緊の課題になっているというのはやや消極的に過ぎるのではないかと思います。
なぜならば、国民の関心が高まっていなかったならばこの法律は出さなかったかもしれない、逆に言うともうそういうふう読み取れるわけでありまして、これはやっぱり国民の健康への影響が非常に問題であるから環境庁としては出したんだというような提案説明をしていただいたかった、こういうことをまず申し上げて、長官とは私麹町の宿舎でお隣同士であります。後ろの障子を開けますと、のっぽビルが建ちまして、そののっぽビルが建つに伴って今二つのビルが解体をされまして、どうやって解体をしているのかなと思つて、このアスベストの問題がありますから、毎日毎日見ておりました。もう洗濯物はあの解体中は一切外へ出さないことにしているわけでありまして、それほどもみんなが注意をしている事件に対して今回の法律が出されたということは、いろいろと言いますけれども一歩前進であるという点で評価をいたします。しかし、評価しながらも、もっとこうあってもらいたい、この点については心配だという立場についての質問をいたします。
まず最初に、特定粉じんの規制に関する問題であります。簡単に言えば、工場のみを規制対象にしたのはなぜか、こういうことです。
先年、アメリカの横須賀基地のアスベスト廃棄事件がありました。これはミッドウェー修理について二百七十五トンの廃棄物が千葉の処理場で粉々に砕かれて建設廃材と同じように投げられていたわけです。そして五十トンは道路にあった、こういう事件でありますけれども、これに典型的に見られますように、一般環境中のアスベスト汚染問題の所在は、この法案が対象としておりますアスベスト製品製造工場だけにあるのではないと思つています。無数のビルやビル解体、改修現場、廃棄物処理場、道路沿道あるいは家庭内の電化製品等、あらゆるところに広く存在をしております。にもかかわらず、今回の法案の規制対象として取り上げたのは四百足らずのアスベスト製品工場だけ、こうしているわけですが、それは一体なぜですか。
これに絡みまして、提案理由の中には、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための基本的な在り方について」中公審が答申をした、こういうふう書いてあります。
限定されているわけですね、中公審答申は、それについての御説明をいただきたい。

政府委員（長谷川慧重君） お答えいたします。
アスベストにつきましては、先生からもお話ございましたようにいろんな分野で使われております。先生のお話にございましたように、廃棄物の問題もございますし、あるいは建築の解体現場の問題、あるいは吹きつけ石綿、アスベストによりまして特に学童を中心とした健康影響の問題等、いろんな分野で使われております中で、特に私どもこの今回の法改正でアスベスト製品等製造工場に限定した理由はというお尋ねでございますが、それ以外にもアスベスト製品につきましても、いわゆるお話の中にごさいました廃棄物の適正処理につきましては厚生省と環境庁で連名で適正処理のあり方についての通達を行っているところでございます。
それから建築の解体現場等につきましては、私どもいろいろ調査をいたしているところでございますけれども、現在のところ、その調査の時点におきましては特に大きな濃度は見出されていないというようなことから、現時点ですぐにどうこうするという段階ではないんじゃないかならうか。引き続き、その建築解体現場周辺におきます環境濃度につきまして調査をして、例数を広く集めてなお監視なり調査を続ける必要があるということで、ことしの予算からは新たに計上して、また実施するつもりでございますが、現時点におきましては、そういう面での特に問題となるような事例は見つけられていないというようなこと。
それから自動車の関係につきましても、道路沿道等において調べているわけですが、特別一般環境と比べますとそう大きな差はない。自動車から出されますアスベストにつきましては、摩擦熱によりましてアスベストそのものが変わってくる、あるいは微細化するというようなことで、特に現時点においては問題はないけれども、でき得ればアスベストを使わない、あるいはアスベストによる周辺濃度の影響といいますがものにつきましても、今後ともいろいろ調査をしながら必要に応じて対処していかなくやらないだろうというぐあい思っておるわけでございます。
現在、私どもの調査の範囲内におきまして特に問題になっている、あるいは問題が明らかになりましたのは石綿製品製造工場周辺における濃度の問題でございます。これは私ども六十二年度、六十三年度にかけて工場の周辺等につきましている調査を行いましたところ、工場におきまして集じん機等の設置等があるわけでございますけれども、保守管理の問題あるいは建屋の開口部の開閉の問題等がございまして、工場の周辺にかなりの高い濃度で粉じんの排出が認められたということがございまして、当面その工場につきましてはきちんとした保守管理なり周囲に粉じんを発生しないような対策を講じてもらう必要があるということから、特に工場につきましても石綿の規制につきまして法律改正におきまして対処してまいりたいということで今回の法改正をお願いいたしているところでございます。

粕谷照美君 局長御説明のように、確かに予算を見ますとアスベスト対策調査費上がっておりますね。これは大きい額と言おうか小さい額と言おうか、非常に環境庁の予算の中では新規でありますし、大変大きなところだと私は努力を高く買いますけれども、しかし、それにしてもこの予算では私は十分なことではないか、こういう心配を持ちながらもう一つ質問をいたしますが、いろいろとモニタリングをされたということでありまして、ではどのような方法で幾つの例を調査したのか伺います。

政府委員（長谷川慧重君） この製品製造工場につきましても調査の箇所のお尋ねかと思つますが、六十二年度には

アスベスト発生源精密調査におきまして石綿製品等製造工場十一工場、それから六十三年度におきまして四十五工場、計五十六工場で、全体の四百から数えますと大体一四％に相当する工場を対象といたしまして周辺環境濃度や排出抑制対策についていろいろ調査いたしましたものでございます。

粕谷照美君 その調査をされました調査の信頼性ということについて御質問いたします。

田尻宗昭さんという方が東京都公害研究所次長をしていたときに、ビルの解体現場のアスベスト濃度を測定したところが、解体現場から五十メートル離れたところで基準の十六倍、中では六十四倍の石綿を測定したという報告があります。現在では除去対策が進んでこれよりも低い数値になっていると言われておりますけれども、撤去業者の中には規律を守らない業者もいて必ずしも信頼できないのではないかと、国民はこういうふうに思っております。

現在、東京都内では一年間に三千から四千のビルの解体工事が行われているという状況の中で、環境庁は調査の方法を改善して例数をふやすなど、もっと精密な調査を行う必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

政府委員（長谷川慧重君） 建築物の解体、改修現場あるいは廃棄物の周辺の濃度につきましては、先生のお言葉にございましたように、確かに箇所数をもう少し大きく、いろんな観点から調査する必要があるだろうという御指摘は私ももちろそうに考えておるところでございますが、現在までの解体現場周辺の濃度につきましても例数が少ないものでございますから、特に今年度予算で、お話ございましたように千二百万ということで、新規という形で、この中におきまして建築物の改修、解体工事に伴う飛散状況なり自動車摩擦材等における代替促進事業あるいは代替促進の調査事業というようなことにつきましていろいろ調査をいたしたいというふうに思っております。

私どもとしましては、この予算額でいろいろ知恵を働かせながら調査をいたしまして、こういう建築物の現場におきます問題につきましては、できるだけ早くいろんな調査をし、データをそろえてまいりたいというふうに考えております。

粕谷照美君 今回の法規制によって排出減がなるのかどうかというその見通しについて次に伺います。

アスベストの大気中への排出形態といたしましては、アスベスト製品の製造過程、使用過程、この使用過程というのは、建材の加工、建築作業、ブレーキライニングの摩耗など、こういうものがありますし、また廃棄過程の内容では解体作業、廃材の処理などがありますが、アスベストの採掘、生産過程、蛇紋岩の風化それから砕石など、幾つかの形態が考えられるわけでありまして、NOxなどの大気汚染物質では発生源別の排出寄与度が明らかになっていきますが、アスベストについてはこれはどうでしょうか。そしてこの法律ができることによって排出量はどのくらい抑え込むことができるというふうに判断をしておられますか。

政府委員（長谷川慧重君） 今回の法改正によりまして石綿製品等製造工場が規制対象の施設となるわけでございます。現在、我が国におきます石綿の使用状況を見ますと、ほとんどが輸入品でございますが、原綿として輸入されておられるわけでございますが、これらは全部一応製品製造工場等において製品に加工されるといっていいかと思っております。加工段階の汚染は今回の法改正によりましてほとんど規制対象ということで、規制は守っていただくことになるだろうというふうに思っております。

そういうことで、それ以外のお話ございました廃棄なり解体のものにつきましては、現在のところ指導通知等によって対処いたしておるところでございますけれども、その面につきましては今後とも調査をまいりたいというふうに考えておるところでございます。

粕谷照美君 次に、ばらばら行政で健康が守れるだろうかという観点から質問をいたしますが、この法案による規制対象は工場だけになるわけでありまして、それ以外の発生源、これについてはそれぞれの所管庁が行政指導を行うということになっております。労働環境の分野は一応別に考えることといたしても、一般環境の領域において、アスベストという激しい汚染物質に対してこういう統一性のない対応をしておられるのは住民の生活、生命と健康が十分に守られないのではないかと、環境庁の見解を伺うわけですが、東京都がアスベスト対策大綱というのを五月の二十六日に発表しているようでありまして、大体この「アスベスト根絶ネットワーク通信」から私はそれを知ったわけでありまして、こういう運動をしている人たちが、一応自治体の対策としてはこういうものは画期的である、こう評価をしているんですね、十分とは言えないけれども、自治体に対してもこういうような指導の体制などというものが必要になるのではないかと思います、環境庁のお考え方がでしょうか。

政府委員（長谷川慧重君） 私どもは、従前からこのアスベスト問題はお話ございましたようにいろんな分野にかかわってアスベストの排出があるわけでございますが、私ども関係省庁それぞれと十分連絡をとりながら対策を進めているところでございます。私どもが窓口になりまして、関係省庁の担当課と連絡会議等も開きながら、それぞれの対策の進め方、やり方等について情報交換あるいはそれで足りないところについてはお互いどういう形で対応していくかというような相談等もやりながら今まで進めてまいっているところでございまして、都道府県のレベルにおきましては、それは一つの知事さんのものに要綱あるいは関係部局の間の連絡会議というようなものを設けながら対策を講じているというぐあいに聞いておるところでございますが、組織的といいましても、やり方につきましては同じような形で進められておるといっていいかと思っております。

粕谷照美君 次に、規制基準の根拠について伺います。

環境庁は、発がん物質であるアスベストはこれ以下なら安全という閾値は存在しないと今までも説明してきておりますけれども、そしてまた、それゆえに今回環境基準も設定しなかった、こういうふうになっております。にもかかわらず、この法案では空気一リットル当たり十本という規制値を予定している、こういうことになっているようでありますが、その根拠は一体何でしょうか。

政府委員（長谷川慧重君） アスベストは発がん物質でございますから、先生お話ございましたように閾値はないというぐあいに受けとめてございます。少なければ少ないほどいいということになるわけでございますが、そういう形で、行政はなかなか進められないということがございまして、閾値はないと言われるものの、どの程度のリスクであればそういう発がんのリスクは少ないかということをいろいろ考えたわけでございます。

一方におきましては、現在の技術をもってすれば、現在の製品製造等工場におきましてきちんと集じん機等の適正な維持管理、あるいは建屋の出入り口、窓等の遮へい等をきちんとやっただけであれば敷地境界において十本の濃度をクリアすることはできるといっていい技術的なレベルもございまして、また、一方におきましてはWHOの方でアスベストに関するクリテリアがございまして、これによりますれば、環境中におきましてアスベストの濃度は、得られているデータによれば、都市部における濃度が一リットル中一本から十本程度の範囲にあるか、時にはそれより高い状況にあり、一般住民においてはアスベストに起因する肺がん及び悪性中皮腫のリスクは、信頼できるほど定量化できない

いものの、恐らく検出できないほど低いであろうというような評価をいたしておるわけでございます。

そういうことで、現在の技術をもってすれば十本をクリアできるでしょうし、WHOでもそういう評価をいたしているわけでございますので、十本ということとをそれぞれの工場が敷地境界で守っていただければ一般環境におきます肺がん等のリスクは少ないというぐあいに判断をいたしまして、これは専門家の御意見もそういう形で受けとめまして、一応現時点においては敷地境界の規制値といいますが基準値を十本というぐあいに考えているところでございます。

粕谷照美君 もう一度お伺いしますけれども、そうしますと、そのWHOの見解ですね、この見解は私は推定にしすぎない、こう思っているわけですが、一リッター当たり十本以下なら安全である、こういうふうに書かれているんですか。また、何かデータでもちゃんと出ているのでしょうか。

政府委員（長谷川慧重君） WHOにおきまして、データに基づきましていろいろ専門家の方々が御意見を交わして、そのまとめをいたしまして、申し上げましたように、得られているデータによれば、一リットル中一本から十本程度の範囲にあるか、あるいは時にはそれより高い状況にあるという現状でございます。それで、その評価をいたしまして、一般住民においてはアスベストに起因する肺がん及び悪性中皮腫のリスクは信頼できるほど定量化できないものの、恐らく検出できないほど低いであろうというように評価をいたしております。

先生お話しございましたように、はっきりしたデータがあつてこうだと、あるいは安全だという奮い方はいたしてございませぬけれども、現在のデータから見ると、信頼できるほど定量化できないものの、恐らく検出できないほど低いであろうという言い方で評価をいたしておるわけでございますので、安全とは言っておりませぬけれども、それだったら大丈夫だろうというふうなニュアンスでございますので、それを受けて私ども技術的な評価と相まって十本という数値を考えておるということでございます。

粕谷照美君 この問題につきまして環境庁が一リッターに十本までなら安全と言っているというふうな言つて、吹きつけ石綿の撤去に水を差す動きがいろいろ出ているわけですね。本当に安全かどうかということが私たちにはデータもないからわからない。もっとこれは下げてもいいんじゃないか、こういうふうな思っているときに、例えば環境庁の見解を根拠にしてアスベスト撤去業者は、これは安全だ、安全だ、こういうふうな言っているという報告が一つ出ておりますし、東京都でちょっと調査をした運動体があるわけですが、練馬区の撤去前の石綿濃度〇・五本、それから二・八本、こういうのは十本以下になるわけですね。一リッター当たり〇・五とか二・八とかは十本以下になる。そうすると、こういうところは撤去しないでいいということに逆に言うとなりはしないでしょうか、十本以下なんですか。

政府委員（長谷川慧重君） 私ども工場を対象にいたしております。工場は通常一年じゅう活動をいたしておるわけでございますので、その工場から周辺に及ぼす影響ということを考えましたときに、工場の敷地境界、工場の建っているところと敷地境界までの距離はいろいろあるかと思つてはおりますけれども、敷地境界におきます濃度を十本以下にするということにいたしているわけでございます。したがつて、工場の敷地から外側の一般の道路とか一般住宅になりますと、これは数字的に何本になるかということとはなかなか言い得ないわけでございますけれども、それよりも少なくなるであろう。一方におきましては、先生からお話しございましたように、〇・何本とかあるいは一本、二本というようなのがいわゆる工場と関係のない一般環境においても見つかつておるというような状況でございますので、一般環境中に十本以下であればいいということじゃなくて、敷地境界において十本以下であれば、それが拡散等によりましてさらに薄まることも含めまして、一般環境におきましては安全がといえますか、リスクが検出されないほど少なくなるだろうということで工場の敷地境界につきまして十本というのを決めておるわけでございます。

ですから、例えばそれは室内の問題あるいは吹きつけアスベストの撤去工事、学校の建物の問題、そういうことになりまして、これは必ずしも一般環境と同列というわけにはまいりませぬので、私どもの考え方につきましてさらによく説明をする必要があるというぐあいに受けとめたところでございます。

粕谷照美君 工場と一般環境では違いますという説明になっているわけですが、しかし、住んでいる、生きていく人間にとってみれば工場であろうと道路であろうとビル解体現場であろうと同じことなんですから、そういう説明というのはやっぱりみんなが納得、簡単にすんと落ちるお話ではないのではないかと、こういう感じがいたします。

大体、石綿業界団体から、科学的な根拠がない、少し厳し過ぎると環境庁はおしかりを受けているんじゃないんですか。そして、設備の改善なんかも経営を圧迫する、こういった反対陳情なんかもあれこれしているというような報告もありますので、一つの法律をつくるというのは非常に難しいことだと思つて、いろいろなことが関係いたしますから。そういう点で、私は環境庁の努力に敬意を表しますが、一人の生きていく人間として考えてみればまたそれは話は別ですので、特にそういう点の注意をもっと払っていただきたい、こういうことでお願いをいたします。

もう一つ、続きまして、敷地境界での規制では不十分ではないか、先ほどいろいろ御報告がありました、そういう観点に立つての質問をいたします。

まず、ECの規制値との比較をしてみますけれども、海外でどんなふうな規制をしているかということですが、排出口規制で一リットル当たり大体〇・一ミリグラムという数値をとっているようであります。これに比べて今度の日本の規制値、これは少し、少しなんというものじゃなくて大変緩過ぎるのではないかと、いかがでしょう。

政府委員（長谷川慧重君） 先生お話しございましたように、西ドイツ、フランス等ヨーロッパにおきましては、いわゆる排出口における規制を行っているところでございます。排出口の規制の濃度が先生お話しございましたように〇・一ミリグラム・パー・立米でございます。これは本数に直しますと一リットル当たり千七百本ぐらいに相当するんじゃないかなというように思うわけでございます。

しかし、日本の場合を考えますと、排出口の規制も必要でございますし、いわゆる建屋の開口部、窓、出入り口等からの粉じんの漏出ということも実際的にはいろいろ見られておりますので、排出口の規制だけでは必ずしも十分でないということで、排出口の規制あるいは建屋の開口部からの粉じん排出というのをひくくめまして敷地境界で濃度を規制する、それを守っていただければ周辺環境の安全が図られるということで、敷地境界におきます規制基準といひますのを考えましたのは日本で初めてかなというように思うわけでございますが、ある程度日本におきます工場の実態等を踏まえながら、周辺環境を守るためにはやはり排出口規制よりも敷地境界の方がいいのではないかと、このぐあいに判断をいたしまして、そこら辺で専門家の御意見も聞きながらそういう形でいたしたものでございます。

粕谷照美君 排出口規制の一リットル当たり〇・一ミリグラムというのは、この日本の規制値、敷地境界濃度でやっていると一リッター当たり七百本になるんですか、今の御説明はちょっとはつきりしなかつたんですけれども。

政府委員（長谷川慧重君） ○・一ミリグラム・パー・立米は、本数でカウントしますとリッター当たり大体千七百本ぐらいというぐあいに私どもはカウントいたしております。

粕谷照美君 千七百本ですね。そうしますと、環境庁が敷地境界での規制とした理由は理解をいたします。しかし、排出口規制というのは行為制限でありますね。直罰制がとれるわけですけれども、敷地境界での規制というのは行為制限でなくて遵守義務ではありませんか。そういう意味では直罰制が導入できないわけでありまして、こういうことになりまして規制の効果を緩めるということになりはしませんか。

政府委員（長谷川慧重君） 直罰方式をとらないと事業者側が規制を守らないということにはならないんじゃないか。やはり法律で決まりました規制といいますのは、事業者はそれをきちっと守るということで、そのためにはいろいろな法律がきちっと守られているかどうかをみずから測定する義務というのでも課しましてやっていただく、あるいは当然都道府県もそういう面では随時監視あるいは立入検査等も行いまして、事業者がやっております。そういう排出抑制対策措置につきましてはチェックをするというような形で考えておるところでございますので、直罰方式をとらなかつた理由は先生のおっしゃるとおりでございますけれども、それによって法規制が緩くなるということはないというぐあいに私どもも考えて、そのような形でまた都道府県、事業者に対して指導等をやってまいりたいというぐあいに思っております。

粕谷照美君 法律をつくる立場で言えば法律をつくったんですからみんな守るだろう、こういう考え方は当然だというふうに思いますけれども、また、事業をやっている側からいえば、法律はあるけれどもこれは厳し過ぎる、法律の抜け道などを一生懸命考えるわけですから。だから、そういう意味で遵守義務というだけでは非常に緩過ぎる、こういう観点に立っての先ほどの意見及び質問だったわけでありまして、大臣、いかがですか、この辺は、提案されているんですから提案どおりということであっては問題になりますけれども。

政府委員（長谷川慧重君） ちょっと言い忘れましたけれども、県が立入検査あるいは周辺濃度を測定しましたときにおきまして、この規制基準が守られていない、あるいは守られないおそれがある場合におきましては改善命令というような措置等もございまして、一年じゅう工場の周りを監視するわけじゃないけれども、随時監視をすることによりまして工場側が規制を守っているかどうかをチェックしまして必要な措置等も講ずることができまして、緩いということはないかというぐあいに私どもも考えているところでございまして、指導の徹底、監視の徹底につきましては十分都道府県等もよく指導をしてまいりたいというふうに考えております。

粕谷照美君 局長、それでは各県が、自治体がそういうおそれがある場合にというのは、前もってそういうことを知るといことになるわけですね。前もってその危険性を知っているとそここのところに行って指導をするということになるわけですけれども、そんな実態に今なっているというふうにお考えですか。

政府委員（長谷川慧重君） 先生当初のお話にございましたけれども、このアスベストにつきましては非常に国民的な関心も高まっているところでございまして、都道府県におきましても、NOx対策も大事でございますけれども、アスベスト工場を持っている場合におきましてはその周辺におきまして濃度はどうなっているかというのに非常に関心を持っている調査をいたしているところでございます。我が方としてもそういう面での情報をいろいろ県からいただきながらいろいろ対策を考えてまいっているところでございまして、頻度の問題はよくわかりませんが、都道府県も、そういう製品製造等工場におきます。辺住民の考え方もあるわけでございますから、いろいろ関心を持って調査等をやっているわけでございますので、ある程度この問題につきましても都道府県が自発的にいろいろ対策を講じ、事業者とも話し合いをやっておるといぐあいに受けとめておるところでございます。

粕谷照美君 今の御説明を伺いながら、私は提案理由の中の国民の関心が高まっているという部分が非常に大きな意味を持ってくるように思いますね。住民運動が大きくなっていかなければやっぱり法律はきちんと守れないんだ、こういう感じがしてなりません、法律だけで大丈夫ですか、住民運動起きなくても。

政府委員（長谷川慧重君） 誤解を招く言い方で大変恐縮でございます。そういう国民の関心が非常に高まっていることによるというわけはございませんけれども、私どもそういう関心が高まっていることを踏まえ、あるいはそのアスベストによる健康被害の問題があるということもわかっているわけでございますので、従前からいろいろ調査等をやってまいりまして、最終的にやはり工場について規制をしなきゃならないという形で踏み切りまして法律改正をお願いいたしているわけでございます。都道府県におきましても同じようにやはりアスベストに関するいろいろな文献、データ等を知っておりまして、肺がんの問題が非常に大きな問題であるということも十分認識いたしているわけでございますので、都道府県も非常に関心を持つ、あるいは周辺地域の住民の方々に関心も強いということも十分認識した上でいろいろやっていくという意味でございます。それから、先ほども申し上げましたように、法律によりまして、おそれある場合には改善命令あるいは工場の中に入り立入調査、あるいはいろいろな記録等についてのチェックというようなことでいろいろ他のばい煙と同じような法的措置を講ずることができるわけでございますので、十分に専業主も守っていただく、あるいは県も十分監視をしていただくということではできないかというぐあいに考えております。

粕谷照美君 その法律に関連いたしますけれども、法案の十八条の六によりますと、特定粉じん発生施設の届け出に関して、一定規模以下の施設は届け出なくてもよいとするいわゆるすそ切りを検討しているという話であります。これじゃ私は規制がしり抜けになるんじゃないか。環境庁は一体このことについてどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。

また、十八条の十二の特定粉じん濃度の測定義務に関して、通産省は中小零細企業者には猶予することを求めていると言われております。これはまた事実でありますか。これも規制の形骸化を招きかねないというふうに思いますが、いかがですか。アスベストの製品種類別、従業員数別の工場数というのを私見てみましたけれども、圧倒的に十人から五十人という小さい工場が多いわけですね。この辺のところを非常に心配しているんですけれども、いかがですか。

政府委員（長谷川慧重君） 大気汚染防止法におきましては、政令で定める種類の施設で一定規模以上のものについてはこれを規制対象として決めることになっております。一定規模以上ということでございますから、例えば従来の粉じん発生施設のような施設におきましては定格出力ということをベースに置きまして一定の規模というものを決めてい

るところでございますので、そういう過去の例も参考にしながら、その一定規模についてはどういう形のものにするかといいますが、つきましては法律施行後政令で定める期間におきまして十分いろいろ検討してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

それからもう一つは、測定義務のお尋ねでございますが、確かに、お話のございましたように、製品製造等工場におきましては非常に零細規模の工場が多いというようなことから非常にそういう面での負担等の問題もあるわけでございますが、非常に難しい問題でございますが、私どもとしましては、零細企業といえども測定義務を免除するということは考えていないところでございますけれども、ただ、現在の測定方法が光学顕微鏡を用いる石綿の測定法を使っているわけでございますが、これはばい煙測定法と比べますと熟練を要する方法でございますために、中央公害対策審議会の答申におきましても、「測定義務等の措置の内容に関しては、適正な排出抑制対策の実効の確保の観点から必要な検討を行いその結果を踏まえて施行に移すことが適当である」という付言をいただいているところでございまして、この測定義務の内容や実施方法が中小企業にとって過重な負担とならないように、しかしながら測定はやらしてもらわなきゃならないというような形で、それにつきましては今後法律が通りました以降、政令等を定める過程でいろいろ検討して、ある程度の、測定義務は守っていただくけれども、過重な負担にならないような方法といいますが、つきましてはいろいろ検討してまいりたいというように考えております。

粕谷照美君 この法律が通りますとその後で政令できちんとする、こういうことでありますけれども、随分それが長引いたら意味がなくなるのではないかと、こんな感じがしてならないわけですが、大体どの程度の方法をつけておられますか。

政府委員（長谷川慧重君） 半年以内に法律で定める日から法律が施行されますので、それに合わせまして政令等も定めてまいりたいというぐあいに考えております。

粕谷照美君 今の説明でよくわかりましたから、きちんと出していただきたいということを要望いたしまして、私の質問をこの辺で終わるに当たりまして、この大気汚染防止法の一部を改正する法律案を提案されました長官の私は決意を伺いたいと思います。

先日の所信表明の中で、長官のお話にもあった産婦人科の医者をしているので生命の問題については特に深い何といいますが造詣をお持ちのようでございますから、その決意をお伺いして終わりたいと思います。

国務大臣（山崎竜男君） お答えいたします。

事生命に関するところでございまして、何ほど力を尽くしてもそれでおしまいということがない問題であると思えます。殊に大気の問題などは、先ほどのアスベストの問題でも非常に難しいのは、発がん性物質だということで、御承知のとおり、がんというものの原因の物質が我々の肺の中に入りましてからがんをつくり出すのに相当年月がかかる、五年とか十年とかかかるものですから、それに対して予防する面でのどの辺までそれを抑えるといいか、これはゼロが一番いいわけでございますが、そももいかないというところが事がんに関する研究の最大の悩みでございます。そういう意味で、粕谷先生の御質問を聞いておりまして、アスベストの問題のいるんな工場規制の問題でもそういう点がかかわりがあるんじゃないかならうか、そう考えておったところでございます。

いずれにしましても、環境汚染を未然に防止するというのが一番大事なことでございますから、適切に対処して国民の健康に万全を期してまいる所存でございます。

粕谷照美君 終わります。

委員長（林健太郎君） 両案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時五十分まで休憩いたします。
午前十一時三十分休憩

午後零時五十分開会

委員長（林健太郎君） ただいまから環境特別委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

広中和歌子君 まず、水質汚濁防止法について質問させていただきます。
先端産業などの工場から排出される有害化学物質のほかトリクロロエチレンなど、有害と考えられる化学物質などで地下水が汚染された事態を重く見て環境庁、厚生省が水質汚濁防止法の改正に取り組んだことを非常に高く評価しておりますけれども、まず最初に、全国の地下水汚染の実態、それについてどのような調査をなさったか。特に環境庁が行ったとされている五十九年地下水の調査に基づいた結果の御報告をお願いいたします。

政府委員（岩崎充利君） トリクロロエチレン等によります地下水汚染の問題につきましては、五十七年度と五十八年度に私ども環境庁といたしまして地下水の調査をいたしまして、全国にわたって広範な汚染があるということが判明いたしましたところであります。したがって、五十九年度以降都道府県が行っておりますトリクロロエチレン等の地下水汚染の調査の実態を私どもまとめて公表いたしております。

五十九年度から各地方公共団体がいたしました地下水汚染の実態調査の結果を見まして六十二年度までの四年間をまとめてみますと、約一万六千本の井戸の調査をいたしておりますが、そのうちトリクロロエチレンにつきましては三・二%、テトクロロエチレンにつきましては三・九%の井戸で水道水の暫定水質基準を超える濃度が検出されている、地下水の汚染が各地に見られているという状況になっております。また、そのうち一般の飲用に供されております井戸について見ますと、やはり同程度の割合で基準超過が認められておりまして、調査井戸七千五百本のうち、トリクロロエチレンにつきましては二・九%、アトラクロロエチレンにつきましては四・〇%の井戸で基準を超える濃度が検出されているという状況でございます。

広中和歌子君 今回の法案では排出規制と監視体制の充実、それと特定施設からの有害物質を含む水の監視体制を強めるというふうになっておりますけれども、小さな町工場など、そういうところまでも徹底して調べられるんでしょうか、規制されるんでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） 私ども特定施設につきましては政令でどういふものかというものを決めておりまして、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用いたします事業場につきましても決められているということでございます。例えば、大きいところではIC産業等々の施設、それから小さいところではクリーニング業等々のそういう施設等々を決めているということでございます。

広中和歌子君 汚染源の規制というんでしょうか、監視体制、それもありますけれども、現実に出ている地下水の汚染、その汚染の発生源、それを確かめる方法にはどんなものがあるのか、そしてまた、過去において確かめた例があるんでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） なかなか難しい問題でございますが、汚染源を特定いたしますには、周辺の地下水の汚染状態とか、当該工場におきます汚染物質の使用状況とか、あるいは当該地域の地質構造がどうなっているか、あるいは地下水の流れがどうなっているか、そういうようなことを把握することが必要でありまして、そのための方法として、通常既存の井戸を用いた水質調査なりあるいは工場への立入調査、あるいは必要に応じてボーリング調査や土壌の分析というようなこと等、詳細な調査が行われるということになります。

ただ、地下における物質の挙動というのはなかなか複雑であるためにその正確な把握が困難であるということで、ほとんどのケースでなかなかその汚染源の特定ができない、一生懸命やっておりますけれどもなかなかできがたいというような問題がございます。ただ、汚染源が特定された例といたしましては千葉県君津市の事例がございます。君津市では、地質ボーリング調査なり工場内敷地の面的汚染分布の把握等の詳細な調査を実施いたしまして、汚染の機構を解明するとともに汚染源の特定に至っております。その結果として本年一月と四月に地下水汚染機構調査結果報告書というような形で公表されていると。

私ども環境庁といたしましては汚染が発見された場合の原因究明というのは非常に重要であるというふうに考えておりまして、現在、汚染機構解明のための基礎的な調査を行っているところでございますが、今後さらに汚染機構の解明のための調査研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

広中和歌子君 この法律を勉強している際にたまたまアメリカのEPAに勤めていた外国人のスタッフの方に話を聞いたんですけども、アメリカの場合は、例えば地下水、井戸水、そういうものに汚染があった場合には、小さな町のレベルでも徹底的にその水の流れなどからその特定の工場などの地下水の水質並びに地質、それを調べる、そういうふうにして確かめる方法があるし、また実際に行っているということを知ったんですけども、日本の場合には難しいというふうには何か決めてかかっているんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） 日本におきましても、汚染が発見されればやはりただいま先生がおっしゃいましたようなことを中心として調査を実施する。順序立てて申しますと、汚染が発見されました場合に、まずすぐ飲用指導等を行いますとともに、周辺の事業場、工場等にも立入調査をする、それから周辺の井戸もさらに調査をするというような形の中でどの辺の汚染の状態があるかというところを中心に調査をいたします。それから、必要に応じて先ほど申しましたボーリング調査その他等々も行いながら、汚染源がどこにあるかというような形で突きとめていく。こういう手順をとりながら各それぞれの地方地方で、地域で一生懸命その調査等々を行っているという実態でございます。

広中和歌子君 その調査の予算それから補助金、そういうようなものについても伺いたいわけですけども、先ほどの、地下水の水質の調査をなさって三%とか二・九%とかというふうには汚染が発見されたわけですけども、それについては対応をなされたわけですか。

政府委員（岩崎充利君） 先ほどもちょっと御説明いたしました、汚染が発見されれば早速飲用指導等々を行いますとともに、その事業場等々への立ち入りも行って必要な措置を講ずるということでも対応いたしております。さらに、その汚染がかなりひどいというようなところにつきましては必要に応じてボーリング調査等々も実施していくというような形で対応しているということでございます。

それから私ども、全般的に当該汚染井戸そのものの調査や一般的にその地下水質の状態がどうなっているかというような形の中で地下水質の監視を行うということを中心にするということでもございますが、ただ、現在まで、昨年度まではこれは制度的に確立していなかったということもございまして、予算措置は、汚染究明のための調査予算というのは一部私どもで計上はいたしておりますが、そういう地方公共団体が地下水質の監視をするというための予算は計上いたしておりませんでした。

こういう法改正を契機といたしまして、平成元年度予算ということで新規に地下水質の監視関係の予算ということをお願いいたしまして、これは大体千二百万程度の予算を計上したということでございます。

広中和歌子君 地下水を飲料にしているところは非常に多いと思うんですけども、一方、個人の持っている井戸でございまして、東京なんかでも結構郊外になりますと終戦後も井戸水を使っているところが多かったわけですけども、個人の井戸の水質検査については義務づけられているんでしょうか。それとも広報活動を行って検査を奨励するようにしているのか。そしてまた、検査に要する費用ですね、それは個人負担なのか。それとも地方自治体で面倒を見るのか、そのことについて伺いたいと思います。

説明員（坂本弘道君） 厚生省といたしましては昭和六十二年の一月に、今先生おっしゃいました家庭用井戸でございまして、そういう飲用、飲み水に使っております井戸につきまして総合的な衛生確保というようなものを図りますために飲用井戸等衛生対策要領というものを策定いたしました。この要領に基づきまして、都道府県等は井戸の設置者に対しまして、施設の適正管理、それから定期的な水質検査の実施を指導いたしますとともに、この汚染が判明したときには水道の方に切りかえるようにというような措置を指導してある、こういう状況でございます。

広中和歌子君 ついでに伺いますけれども、例えば地方などで井戸しかないというようなところもあるんじゃないかと思うんですけども、水道の普及率はどのくらいになりますか。

説明員（坂本弘道君） 普及率ですか。

広中和歌子君 質問通告していませんでしたけれども、ちょっと興味がありますので伺います。

説明員（坂本弘道君） ただいまのところ、全国の総人口に対しまして昭和六十二年度末で九三・九%まで来ております。

広中和歌子君 ということは、水道に切りかえるようにといった指導が実効性があるわけでございますね。名水百選などに選ばれているようなところでもトリクロロエチレン等が見つかるということが報道されたりしておりますけれども、河川の水質チェック、そのほか何と云うんですか名水、わき水ですね、それをいろいろスーパーなどで売っておりますけれども、ああいうようなもののチェックはどういうふうになされているのでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） 名水百選の件でございますが、環境庁は昭和六十年に名水百選を選定いたしました。これは名水の選定を通じて国民の水質保全への認識を高める、またあわせて優良な水環境を積極的に促進するということが目的といたしまして選定いたしましたわけでございます。この趣旨からも、名水そのものとしたしましては地域住民によります日常の保全活動というものが行われている地域から選ばれているということでございます。

今先生お話がございましたように、名水の中で、例えば静岡県の柿田川におきましてトリクロロエチレン等が、これは人の健康に影響を及ぼすような状況じゃない極めて低いものでございますが、それでも自然界にはないようなトナクロロエチレン等が検出されているところでございます。柿田川の場合は、これを契機にいたしまして周辺自治体五市四町で地下水汚染防止対策協議会というものを結成いたしまして、実態調査にも取り組むというふう聞いております。いずれにいたしましても、こういう問題、地元自治体と十分連携をとりながら名水保全のために必要な対応策を調べてまいりたいというふうにご考えております。

河川、湖沼等々の水質のチェックの問題でございますが、現在、河川、湖沼、海域を含めて有害物質につきましては五千二百八十三地点で調査いたしておりますし、また、生活環境項目BODとかCODとかそういう形のものにつきましては六千八百六地点での水質測定をやっている、その結果を取りまとめた形で水質測定等々をやっている、チェックをしている、こういうことでございます。

広中和歌子君 いろいろ規制、指導などをなさっているということをやろうわけですが、現在、河川、湖沼などにおける水質の汚染の一番大きな原因というのは何ですか。

政府委員（岩崎充利君） 私どもの調査も実は二つの範疇がございまして、一つは有害物質に係るものでございまして、有害物質に係りますものにつきましては、河川湖沼等々ひっくるめましてもほとんど満足すべき状況ということ、環境基準を満足いたしております。

それから、もう一つ問題になりますのがいわゆる有機汚濁という形のBOD、CODの汚濁関係でございます。これにつきましては、達成率がこれは押しなべて七〇%程度、こういうようなことになっております、環境基準を達成いたしておりますのが。

その汚濁原因が何かということにつきましては、もちろん私ども水濁法等々におきまして産業系への排出規制というものやっておりますが、これとあわせて、一つは家庭用の雑排水が出てくるというような状況で、地域地域にもありますが、例えば東京湾等をとってみますと、そういう生活系での汚濁というのが全体で七割ぐらいになっているというような状況で、東京湾の場合高い場合でございますが、という形の中で私ども産業系への排出規制というものを当然これからももしっかり拡充してやっていかなければならないこととあわせて、そういう生活系への雑排水対策というものをどう進めていったらいいかということも一つの大きな課題であるというふうにとめておる次第でございます。

広中和歌子君 まさにそのことなんでございまして、本当に対象が個人、家庭でございまして、なかなか大変だろうと思うんですが、抜本的改良策というのでしょうか、それはどういうところにあるというふうにしてもらいますか。具体的な規制を考えていらっしゃるのか、それとも広報活動とか教育とか、そういったものなんですか。もし具体的な今後に向けた案がございましたら教えていただきたいと思っております。

政府委員（岩崎充利君） 大きく見ますと二つの側面がございまして。

一つは物理的というのか、ハード面と申しますのか、下水道とかあるいは例えば農村集落排水整備とかというような形の排水処理を計画的に整備するという問題が一つございまして。

それからもう一つは、個人の問題といたしましては、合併処理浄化槽等の普及というような形のをやっているということもございまして、それから、ただいま先生がおっしゃいましたような形で、やはり家庭というところでもございまして、家庭の方々に、地域住民の方々にこういう形にしたらやはり水が汚れるんだということを十分認識していただきまして、やはりみんなで水は汚さないことにしようという形での啓発普及活動、もちろん環境教育ということもございまして、啓発普及活動というものが大きなウエートを占めてくる。

そういう状況の中で、一つはそういうハード面の整備等々につきまして関係省庁の協力を求めるということとあわせて、私ども自身もそういう普及啓発のためのいろいろなことから事業も仕組んでやっていかなければいけないのではないかと考えておる次第でございます。

広中和歌子君 それでは最後に、環境庁長官にお伺いしたいのでございますけれども、河川など少なくとも目に見える濁りというのでしょうか、そういうものもございまして、それから目に見えるごみですね、さまざまなものがぶかぶか浮いていたり、特に海岸など地元の人が投げ捨てたものではないものが来るということも聞きます。そういう中で、やはり何か環境庁が中心になって日本の国土の美化運動というのでしょうか、そういうものを推し進めていかなければならないかというふうにおもうのでございますけれども、環境庁長官、新しく長官になられた基本姿勢をお伺い申し上げます。

国務大臣（山崎竜男君） 先生おっしゃられるとおりのことをふだんから私も考えておりました。日本の美しい環境は我々共通の財産であり、これを保全し快適な環境を形成する上で、海岸、河川や道路に散乱するごみの問題の解決は極めて重要な課題であると認識をいたしております。

この問題は、消費者、企業、関係行政機関が環境美化の観点からそれぞれの立場でごみの投棄防止等の取り組みを展開していくことが必要であり、何よりもごみの投げ捨て等を防止するための国民のモラルの向上を図っていくことが重要であると思っております。

先生御専門の教育の部門でも、小さいときからそういうごみを捨てないような教育も家庭と相まってやっていかなきゃならぬんじゃないかというふうにご考えておりますが、環境庁といたしましては、環境美化に取り組む日として環境美化行動の日を環境週間中に設定し、各地で展開されている各種の環境美化運動を支援、推進しているところでございます。今後におきましても、環境教育の推進を含め環境美化のための各種対策を総合的に推進してまいり所存でございます。

す。

広中和歌子君 観光立国などとされているスイスとかそれからアメリカなんか、州によりますけれども、ごみを投げたりすると罰せられる。その罰則がかなりきついような例もあるんですけれども、罰則規定などを今後導入するおつもりはございますか。

政府委員（渡辺修君） やはり基本的には一人一人が心がけるべき問題でございまして、罰則によって強制をするという措置は最後の最後ではないか。これから検討はいたしますが、まずはモラルの向上、それから事業者その他、私どもも行政機関も責任を逃げるわけではありませんけれども、行政機関のみならず事業者、一般国民と力を合わせた自発的な取り組みというものが基本になるべきではないかと考えております。

広中和歌子君 自発性というのは性善説を唱えるならば大変結構なんですけれども、しかし、例えば自動車の違法駐車なんか見ておりました、あれは全く取り締まらない限りなくならないという気がいたしますし、こういうごみとかそのほかの汚染、そういうものに関してももうちょっと断固とした態度というのがそろそろ必要な時期に来ているんじゃないか、そういうふうに思いますので、環境庁、これからますます頑張りたいとお願いして、次のアスベストについて質問させていただきます。

アスベストは発ガン性物質として大変危険があるということがわかって注目されてきているわけですが、具体的にどういう形で汚染しているというふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

政府委員（長谷川慧重君） アスベストにつきましてはいろんな形で使用されておまして、それが製造の過程あるいは使用後に廃棄物となりまして排出された過程において一般的に社会に出てまいってくるわけでございますけれども、使用の過程あるいはそれをつくる過程、製造する過程からその廃棄の過程等におきましていろいろ調査をいたしまして、必要な指導等を関係省庁と連携をとりながら環境庁とってまいったところでございます。

特に一番大きな問題といたしましては、吹きつけ石綿によります建物の補修あるいはその吹きつけ石綿を除去することというようなことが過去におきましては非常に問題になった事例がございまして、関係の各省、文部省あるいは厚生省あるいは建設省と連携をとりながら、そういう石綿の吹きつけの除去作業につきましては万全の注意を払いながら対策を講じてまいったという経緯でございます。

広中和歌子君 このアスベスト公害ということが言われて大分たっているわけですが、アメリカでは既にビルの壁や天井などへの吹きつけ材の使用、それは一九七一年に禁止されていると伺っています。我が国の対応はどうなるのでしょうか。

説明員（後藤博俊君） 労働省のアスベストに関する対策の経緯について御説明させていただきます。

アスベストにつきましては昭和三十一年に特殊健康診断指導指針というものを定めまして、アスベストを特殊健康診断の対象といたしております。その後、昭和三十五年に制定されましたじん肺法に基づき、じん肺の健康管理という観点から、労働者に対するじん肺検診の実施を事業者に義務づけております。さらに、昭和四十六年に制定されました特定化学物質等障害予防規則におきまして、アスベストをその対象物質としまして、アスベスト粉じんの発散抑制設備の設置などの規制を行ったところでございます。その後、アスベストの人体に対する発がん性が問題となりまして昭和五十年に特定化学物質等障害予防規則を改正いたしまして、アスベストの吹きつけ作業につきましては、アスベストの粉じんの発散が著しいということから、原則として禁止の措置をとっております。

広中和歌子君 アスベストというのは日本では産出しないものなんですか。現在の使用量、どういうところに多く使われているか、そして輸入量はどうなっているのか。

使用が諸外国では減っているというふうには伺っておりますが、日本ではむしろふえているのではないかと。そういうことについて伺いいたします。

説明員（田中正躬君） アスベストの国内生産でございますけれども、かつては我が国でもアスベストの生産はございましたけれども、現在ではもうほとんどございません。したがって、我が国が消費しているアスベストの消費量はほとんど輸入に依存をしているという状況でございます。

アスベストの需要の動向でございますけれども、一九八〇年ごろからアスベストの輸入量というのは減少をしていたわけですが、それが最近また増加傾向にあるという状況でございます。

この輸入量の増加というのは、ひとえに国内の需要が増加したということとございまして、特に近年のアスベストの消費量の増加は、国内経済の好調さ、特に建築需要が非常に好調でございまして、そういうことでアスベストの輸入が非常にふえているというのが現状でございます。

アスベストの需要先でございますけれども、アスベストというのは耐熱性とか耐摩耗性とか耐薬品性、それからセメントと非常によくまじる、そういう非常にすぐれた特性がございまして、非常に広い分野に使われておるわけでございますけれども、約八〇％が建築材料に使用されております。そのほかの分野でございますけれども、紡織品でありますとか自動車のブレーキライニング、化学工場等のジョイントシート、そういう分野に約一〇％強使われておまして、その他非常に細かい用途に数％が使用されているという現状でございます。

広中和歌子君 代替品の開発についてはどうなるのでしょうか。何か委員会をおつくりになったということですが、どういう方向で今後向かわれるのでしょうか。

説明員（田中正躬君） 今申し上げましたように、アスベストは非常に商品として物性的にすぐれているということでございまして、アスベストを代替するときに幾つかの考慮要因があるわけですが、そういう性能が落ちないものをつくらないと代替品自身が逆に問題を生じる、そういう問題が一つございます。それから二番目の点でございますけれども、アスベストは物性がすぐれていることと価格が非常に安いという特性がございまして、今現在アスベストにかわる幾つかの繊維状の物質はございますけれども、大ざっぱに申し上げまして値段が非常に高いというようなことで、性能面の低下それから経済性という面でやはり可能性がないと、うまく代替が進まないというのが一番重要な点でございます。

今現在こういう問題があるわけでございますけれども、石綿を使った建材を生産している業界では、三年から五年後を目ざしていたしましてその建材を無石綿化する、それから石綿自身を含む割合を非常に少なくするというような目標を掲げて技術開発をやっているというふうなことがございまして、特に、昭和六十二年度からでございますけれども、石綿スレートを扱っている中小企業を中心に中小企業近代化促進法に基づきまして構造改善事業を行っております、こ

の重要な一つの目標が石綿の代替品を用いた新しい商品開発を中小企業が中心になって行うというようなことで、我々通産省といたしましてこれら民間における代替品の開発をバックアップしていきたいというふうに考えております。先生御指摘の委員会でございますけれども、本年四月に石綿対策検討委員会というのを通産省の生活産業局の中に、こういう代替をスムーズに進めるための方途とか計画、そのボトルネックは何かといったような問題を総合的に検討するためにこの委員会を設けたわけでございますけれども、こういう場を通じて種々の方策を検討していきたいと考えております。

広中和歌子君 アスベストの人体に及ぼす健康への影響でございますけれども、何か国によって問題意識というんでしょうか、危機感が違うような気がいたします。規制基準でございますけれども、アメリカの方が日本よりも十倍厳しい、そういう状況なんでございますけれども、それについて環境庁のコメントをお願いいたします。

政府委員（長谷川慧重君） 今回の法律でお願いしておりますのは、いわゆるアスベストを使う製品等製造工場におきます敷地境界におきまして一定の濃度以下に排出抑制をしていただきたいということで、その敷地境界基準につきましては、私ども現在一リットル中に十本というような考え方をしているわけでございます。

一方、外国におきましてのアスベストの規制のやり方でございますけれども、国によって多少違うわけでございますが、アメリカあるいはEC等においても規制を行ってございまして、アメリカにおきましては、一九七三年にアメリカの大気浄法によりまして、石綿製品等製造工場については目に見える排出がないことというような基準を設けているところでございまして、定量的な基準はないというぐあいに承知いたしております。

それからフランスとか西ドイツ、ECの関係でございますけれども、こちらの方につきましては、一九八七年に基準を設定いたしましたわけでございますが、この基準はいわゆる排出口の排出基準でございます、それは〇・一ミリグラム・パー・立米でございます、光学顕微鏡で本数でカウントしますと大体一リットル中に千七百本ぐらいというぐあいに思うわけでございます。

そういうことで、各国それぞれの状況に応じまして規制のやり方は異なるわけでございますけれども、我が国におきましては、いわゆる排出口からの排出あるいは建屋の出入口等の開口部からの飛散という問題もございまして、それを総合的にとらえるという意味で石綿製品等製造工場の敷地境界においての規制を考えているところでございます。

広中和歌子君 私が得た情報によりますと、一九八六年にアメリカは、アスベスト労働環境濃度を、ミリリットル当たり二本を〇・二本に強化したというふうに向っているんですけれども、そうですが。

説明員（後藤博俊君） お答えを申し上げます。

アメリカの方は、先生今御指摘いただきましたように一立方センチメートル当たり〇・二繊維ということになっております。アメリカのこの規定というものは、個人に着目した許容濃度でございます、我が国の十倍と言われましたのは、労働安全衛生法で規定をしております管理濃度というものでございます。管理濃度というのは、これは作業環境の測定をいたしまして、その測定の結果を評価する場合の一つの指標でございまして、アメリカでいいます個人に着目した許容濃度というものは意味合いが違ってくるところでございます。

広中和歌子君 よくわからないんですけれども、おっしゃったことが。

アメリカの場合ですと、個人がよく訴訟を起こしまして、肺がんがアスベストによるものであるかどうかというようなことが裁判で争われるということを知りたくてでございますけれども、日本では、アスベスト取り扱い労働者は三十万人と言われておりますけれども、現在までに労災保険の給付対象に認定された肺がん患者というのはおりますでしょうか。

説明員（後藤博俊君） 最近の労災保険の認定者数からいきますと、昭和六十一年度にアスベストによる肺がんにおきまして五名の認定をしております。それから昭和六十二年におきましては八名の認定をしております。

広中和歌子君 それはどういうところですか。工場ですか、建築現場ですか、それとも解体のときの作業員でございますか。

説明員（後藤博俊君） そのところ、今ははっきりとしたデータは持っておりませんが、アスベストに暴露する作業に関連した労働者ということで申請のあった数でございます。

広中和歌子君 先ほど同僚議員の質問に対してお答えになったかもしれませんが、アスベスト労働者に対する健康診断を特に強化すると義務づけるとか、そういうことはやっていらっしゃいますか。

説明員（後藤博俊君） アスベストを製造したり取り扱ったりする作業に従事する労働者につきましては、特定化学物質等障害予防規則に基づきまして半年に一回ずつ健康診断を行っております。そのほかにまた、じん肺法におきまして健康診断の対象となっております。

広中和歌子君 生産工場などでは、非常に規制というのですか、コントロールしやすいということが言えると思うんですけれども、これから問題が起こるとしたならば、現在建っている建物、それが老朽化し、例えば既に天井からささくれて、古くなってアスベストの粉じん公害があるんじゃないか、そういうようなことと解体ではなかるうかと思うのでございまして、どの建物にどういう形でアスベストが使われているかという実態調査みたいなものを建設省ではなさるおつもりがございまして、特に公共の建物、子供たちが一日のうちの半分を過ごす学校などにおきましてそれが必要ではなかるうかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。じゃ、環境庁、そういうふうな方向でなさるかどうかということをお伺いします。

政府委員（長谷川慧重君） 私ども、建設省の方から先生のような調査をやりたいということで、ことしはやるというぐあいにお話を承っております。

ただ、私ども従来の経過から申し上げますと、いわゆる吹きつけ石綿によります。そういう建物の使用状況といたしましては、もう二年、ちょっと手元に正確な資料がございませんけれども、学校関係あるいは保育所、病院、それから公共建築物におきます吹きつけ石綿の使用状況といたしましては、いろいろ調査されておまして、かなりの量で使われており、それらの今後解体等に当たりますと、その解体の取り扱いについての注意といたしましては、建設省あるいは厚生省といろいろ協議をしながら必要に応じて連名で通知を出すなどして万全を期しているところでございます。

広中和歌子君 万全を期していただきたいわけですが、特に解体作業などでは下請のまた下請の、そしてその労働者も特定の会社に所属していないというようなケースが多いのではなからうかと思えます。そういう人たちの健康チェックも含めまして今度の法案は規制が及ぶのかどうか、そういう点をまずお伺いし、どういう対策をそういう人たちのためにしようとしていらっしゃるのかも伺いたします。

政府委員（長谷川慧重君） 私ども、過去の調査によりまして、建築物の改修、解体工事に伴う石綿の飛散につきましては、限られた例数で、これだけで全般を推しはかるわけにはまいらぬわけですが、現在のところそう高い濃度のもが見出されておられませんというようなことで、今回の法案におきましては、そういうアスベストを使って製品をつくる工場につきましては排出規制をいたしたいということで法案をお願いいたしておるわけでございます。先生御心配の、これから建築物の改修、解体等がだんだんあるわけでございますので、そういう面につきましては、私ども六十二年十月に吹きつけ石綿を使用した建築物の解体等工事の実施に当たっての大気汚染防止上の留意点ということで都道府県の方に通知申し上げましたし、また六十三年二月には、厚生省と連名で環境汚染や室内汚染防止の観点から建築物に使用されております石綿に係る当面の対策についてということで地方自治体の方に御通知申し上げたところでございます。それから、ことしの予算におきまして、建築物の解体、改修現場についてさらにいろいろデータを取りそろえまして今後の対応を考えてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

説明員（後藤博俊君） 労働省としまして、建築物の解体または改修の工事に従事します労働者のアスベスト粉じんへの暴露の防止対策につきましては、昭和六十一年の九月に関係業界に対しまして、アスベストが使用されている場所をチェックしなければなりませんので、アスベストが使用されている状況につきまして作業員に対し事前に知らせる作業方法などについて指導をすること、アスベストの破砕とか解体作業時には当該場所とかその周辺をほこりが立たないように湿潤化すること、作業場所ごとにビニールシートなどで覆うこと、アスベスト粉じんを集じん機で吸引することなどによってアスベスト粉じんの飛散を防止すること、作業中のアスベスト粉じんの測定を行うこと、防じんマスクや保護衣を使用させること、アスベストを含む廃棄物の容器や袋の収納を適切に行って発じんを防止すること、一定の教育を受けた有資格者が作業の指揮に当たること、これらの対策を徹底するように指導しているところでございます。それから、これらの解体工事につきましてはマニュアルを作成しまして、昭和六十二年からこれらの工事の作業指揮者に対しまして教育を建設業労働災害防止協会を通じまして実施しております。そして、この教育を受けた方が作業の指揮に当たるといような指導もしております。このような対策をとっているわけでございますけれども、今後ともこれらの施策を通じましてアスベスト粉じんへの暴露の対策については徹底を図ってまいりたいと思っております。なお参考までに、この教育を受けた方は、始めまして以来ことしの三月までに約六千数百名の方が教育を受けておるわけでございます。

広中和歌子君 大変いいお答えをちょうだいして、もしそれが実行されるんだったらすばらしいと思っておりますので、よろしく伺いたします。ただ、これは大分前のことになりますけれども、NHKかどこかのテレビで見ましたところ、解体された後の廃棄物ですね、そういうもの捨て方とか何かで、必ずしも今おっしゃったようなことが守られていないというようなことが報告されておりましたが、これもまた罰則規定などはあるのでしょうか。

説明員（三本木徹君） 廃棄物になりますれば廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制を受けることになります。その中ではいろいろな処理の方法についての基準を定めておりまして、その基準に従うことができない、あるいは基準に違反いたしますとまず改善命令がかかることになっております。さらに、その改善命令に違反いたしますと罰則がかかる、このような内容になっておるところでございます。

広中和歌子君 今は何省の方でいらっしゃいますか。厚生省ですか。アスベストは一般廃棄物なんでしょうか、産業廃棄物なんでしょうか。そして、どこの管轄になっているのか伺います。

説明員（三本木徹君） その発生の形態、性状等によって産業廃棄物であったり一般廃棄物である場合があるわけですが、一般的には建設解体工事等から出てまいります廃棄物はおおむね産業廃棄物として規制を受けることになっております。

広中和歌子君 それは個人の住宅の場合なんかでもそうですがというのは、この前環境庁で視察に夢ノ島へ参りましたときに、あそこでわあっといろいろなごみが捨てられていまして、しかもあれは海岸ベリでしたから非常に風が強いんですね。ビニールなんか破れて、そこではあつと風が回っていて、ごみがたまっていてという中で大変ひどい環境なんじゃないかなと思ったんですが、そういうときに、ごみ袋というんですか、解体されたアスベストが入った袋などが破けるといようなこともあり得るんじゃないかなと。そのほか、アスベストだけじゃなくて、さまざまな有害物質なんかもまざっているんじゃないかというような気がいたしまして大変心配になったんですが、その点についてコメントしていただきたいと思います。

説明員（三本木徹君） アスベストを含む廃棄物の処理の方法について御説明をさせていただければと思うわけですが、現実の現場におきましてはいろんな方法で従前は処理をされていたというふう聞いておりますが、実は昭和六十三年、昨年でございますが、私どもの方からこの廃棄物処理法で規制をされているものにつきまして、それをより徹底させる、具体的に定着をさせるということで実はガイドラインを示しております。これは、最も現時点で考えられる実行可能な適当な方法としての保管の方法であるとかあるいは運び方、さらにはそれを処理処分する方法、それから実際にそれをどのような手順で行うか、そういったことをガイドラインの形できめ細かく指導をすることにしてきております。例えば保管の方法なり、それから運ぶ場合には十分な強度を有するプラスチック袋で、しかもそれを二重にこん包する、そういったことで飛散を防止させるといことをやらせております。それからさらに、アスベストを含む廃棄物を収納するプラスチックの袋であるとか、あるいはその容器には他のものから見てそれがアスベストが含まれている廃棄物が入っているということを表示しなさい、わかるようにしなさい、そういったことであるとか、あるいはその埋め立てた後に飛散しては大変これは問題がございますので、飛散をさせないように速やかに覆土をする、しかも相当の厚さの覆土にしなさい、実はこれは他の廃棄物とは異なりまして、二メートル以上の覆土をしなさい、そういうようなガイドラインを示して指導をしてきているところでございます。

広中和歌子君 これはガイドラインですけれども、当然下請業者などにも拘束力というんでしょうか、通達が行って
いるものと考えてよろしいんですか。

説明員（三本木徹君） 廃棄物処理法の施行令で処分基準を定めておりまして、その中では飛散をしたりあるいは流
出してはならないというような、いわば抽象的、包括的な規定を置いております。このガイドライン等の通知は、いわ
ばその処分基準をより徹底させていく、そういうようないわば運用通知に近い形のものというふうに私ども考えて指導
しているところでございます。

広中和歌子君 最後に、それじゃ環境庁長官に、今まで安全だと思われていたものが安全じゃないというふうなこと
が今後幾らでも出てくるんじゃないかと思えます。ですから、アスベスト以外にも今後大気汚染物質と認定されるよう
なものも出てくるんじゃないかと思えますけれども、絶えずこういう行政というのは前向きでなければならないと思う
のでございますが、そういうことについて調査それから研究など、環境庁の今後の方針、抱負などを伺いたいと思いま
す。

国務大臣（山崎竜男君） お答え申し上げます。

大気汚染が懸念される未規制の物質につきましては、今後とも科学的知見の集積や継続的なモニタリングに努めると
ともに、その結果に基づいて環境汚染を未然に防止する観点から適切に対処して国民の健康保護に万全を期してまい
る所存でございます。

広中和歌子君 最後に、新石垣空港建設問題について御質問させていただきます。

この委員会でも非常に関心を持ち質問してまいりましたものでございますから、その後の対応について、今度の変更計画
に対する環境庁の御見解はいかがなんでしょうか。

そして、今度新たに移動した埋立地でございますが、そこにもサンゴがあるというふうに承っておりますけれども、
そのサンゴの保護、また最初のオリジナルなところのサンゴへの影響、そういうものがもう十分検討されたのでしょ
うか。いきさつ並びに評価ですね、そういうことについてお答えいただきたいと思えます。

政府委員（山内豊徳君） 石垣島の新しい空港の建設につきましては、古い計画におきましてもいわゆるアオサンゴ
の存在に着目いたしまして、県当局では初めの二千五百メートル計画を五百メートル短縮するというふうな計画があっ
たことは御承知のとおりでございますが、その後アオサンゴを含め古い計画の埋立予定地の現状のハマサンゴの存在に
ついては非常にこれを重視すべきじゃな
いかという指摘が内外にございましたために、環境庁としましては、異例のことではございましたが、みずから石垣島
周辺のサンゴ礁の状態を調査することを昨年十一月おおむね一カ月をかけて実施したわけでございます。

これは、指摘されているように、古い白保の予定地のサンゴが石垣島あるいは沖縄県のサンゴ礁にとってどのような
評価をすべきものであるかという観点から行われた調査でございますが、私も現地調査とその結果を吟味しました結
果、アオサンゴを含めまして古い予定地のサンゴの状態が、一つ一つのサンゴが非常に特異であるというだけではなく
て、その特異なサンゴが非常に全体として一つの場所に連なって生態系を維持していること、これは相当高く評価すべ
きであるというこの心証を得たわけでございます。そのことを私どもの調査結果の感触として沖縄県当局に伝えまし
た結果、沖縄県当局では、もちろん県当局としても八重山海域のサンゴ礁を一つの自然的な資源として重視する立場を
とっておられましたものですから、その感触に応じて実は全く前の計画をあきらめて位置を約四キロメートル北に移す
決断をされたわけでございます。

四キロメートル移される新しい場所の予定地につきましては、私どもも先ほど言いましたみずから調査しました結果
のデータを持っておりましたものですから、短期間ではございましたが、それを私どもの調査結果にも当てはめて判断
をさせていただきました結果、私どもとしましては、かねて申し上げておりますように、前のアオサンゴを中心とする
白保のサンゴを守るということで高く評価し、かつ、新しい予定地については古い予定地のサンゴに比べれば価値的
な評価においてはかなり劣っている状態と判断いたしまして、この沖縄県知事の決断を全面的に支持する立場をとっ
ているわけでございます。

そこで、新しい予定地について一部に指摘がございますわけでございますが、重ねて申し上げますと、まず新予定地
の場合、非常に埋め立てが陸側に大幅に寄せられておりまして、埋め立ての面積で申しますと、古い案が約八十ヘク
タールであったものに対して、新しい案では四十数ヘクタールに縮小されることがはっきりしております。そして、
まさに埋め立てられるその場所には砂底とか海藻群落の存在が、これは航空写真その他で確認したわけでございま
すが、認められませんが、埋め立てられる予定地そのものにはサンゴがないということが私ども判断ついたわ
けでございます。

ただ、新しい予定地の南側にも枝状のハマサンゴとかミドリイシの類が、どちらかと言えば若干比較的良好な生息が
あることは私どもも知っているわけでございますが、これは岸から離れたリーフ、つまり沖に並んでおりますサンゴ
礁の縁でございますが、そこに分布していると、具体的に申し上げますと、なぎさ線から約六百メートルは離れた位置
であるということから、埋立工事に十分配慮すればその保全には支障がないという判断をしたわけでございます。もち
ろん、その前提には、冒頭に申し上げましたように古い予定地のアオサンゴあるいは現状ハマサンゴに比べれば新予定
地の南の海域にあるサンゴは評価においてはかなり低く判断しているという前提がございます。

それからもう一点、この新しい予定地につきましては、実は今先生も御指摘のように、そこでの工事が今まで議論を
していたアオサンゴを中心とする前の案の海域に影響するんじゃないかという指摘があることも事実でございますが、
これにつきましては私どもかねてから、新しい予定地と今までの予定地の間には轟川という川がございまして、その
河口部の状態はこれは航空写真その他で確認しているわけでございます。それから、サンゴ礁の形をたどっていきま
すと、ちょうどそのあたりに二つの大きなリーフの切れ目、これは沖合に並んでおるサンゴ礁の縁の水道部で水が出入り
するところでございますが、それが二つございまして、現地ではモリヤマグチ、イカグチと言っておりますが、そうい
う状態から見まして、まず地形的な議論をするのは別といたしまして、生きているサンゴの領域としてはこれは古い予定
地と新しい予定地では別物であるという判断をとっておるわけでございます。

それからもう一つは、轟川の河口でかなりの土砂が年々排出しておりまして、これが非常に不幸なことには北側のサ
ンゴ礁に影響がございまして、河口のあたりではほとんどサンゴ礁が生息できない状態になっておるわけでございま
すが、その領域が北側へ向かっておるわけでございます。かなり多量の土砂が出てきているんだけれども、それは北側に
広がってサンゴ礁に影響しているということから、それ自身は何とかが防止できないかという議論があることも事実で
ございますが、それよりさらに南の方への影響はないというのを、言いかえれば轟川の河口部からの土砂の動きをもとに
我々判断したわけでございます。

その三点から新予定地については古い予定地への影響はないという判断を私どもとしては現在とっているところで

ざいます。

広中和歌子君 このニュースを伺いましたときに大変すばらしい妥協だなというふうに思ったんですけども、今非常によく説明をしていただきまして、環境行政の一つの勝利と言っては大きいかもかもしれませんが、大いに評価させていただきたいと思っております。今後とも大いに、私どもも環境行政をバックアップしてまいりますけれども、御健闘をいただきたいと期待しております。

質問を終わります。

渡辺四郎君 私は、本法案の改正は遅きに失したのではないかという実は感じがするわけでありまして。しかし、現在の水質汚濁防止法の表流水に加えまして新たに地下水の汚濁防止が加わった、このことについてはそれなりに評価をいたしたいと思っております。

なぜ私がこのようなことを申し上げるかと言えば、問題は、トリクロロエチレンなど有機塩素系溶剤による地下水汚染は、アメリカではもう九年前から、日本でも一九八三年に兵庫県の子供の太子町で見つかった、いわゆるハイテク汚染として問題化してから既に五年近くが経過をしております。ところが、昨年九月の千葉県君津市での地下水汚染問題をきっかけに、千葉県内だけでも十三の市町で有機塩素系溶剤による汚染が確認をされ、ここで初めて環境庁が中央審議会に地下水問題で諮問をし本年二月十五日付の答申が出された、そして今回の改正案として出てきたのではないかというふうに私なりに実はまとめてみたわけなんです。そういう点から見て、若干やはり遅きに失したのではないかというふうに実は評価をしたわけなんです。

そこで、長官にまずお尋ねをいたしたいのは、これは私の考えかもしれませんが、環境行政は、大気を含めて、先ほどもお話がございましたが、後手になってはならないというふうに私は思うわけなんです。起きた汚染あるいは被害をもとに回復するためには早くして十数年、汚染の物質や性質によれば、場合によっては数十年あるいは場所によっては数百年の時間がかかることも実は言われておるわけなんです。だから環境行政は先手先手と未然に防止するのが役割だと思っておりますが、同僚議員からもたくさん長官の環境行政に対する基本的な見解のお尋ねがございましたが、いま一度ひとつ長官の基本的な考え方を伺いたいと思っております。

国務大臣（山崎竜男君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、環境行政は、国民の健康を守り、すぐれた自然環境を保全し、さらに進んで良好で快適な環境をつくり出していくとともに、地球環境の保全に貢献するという極めて重要な使命を有しております。このような責務を深く認識して、健全で恵み豊かな環境を二十一世紀に引き継いでいけるように環境汚染の防止に重点を置いて積極的に取り組んでまいり所存でございます。

渡辺四郎君 これも私の主張がかなり入った質問になるかもしれませんが、あるいは見解をお伺いするということになるかもしれませんが、地下水については御専門でありますからもう私が言うまでもないと思うんですが、表流水と違って

人工的なコントロールが非常に困難なんです。そういう面も確かにありますが、私はやっぱり地下水保全を初めすべての資源確保については質と量との両面での保全施策が重要ではないかというふうに実は思うわけなんです。しかし、現状の施策全体を見てみましても十分だというふうにはどうしても見えない部分があるわけなんです。

現在、例えば地下水関係だけを見てみましても、地盤沈下をするような地域については地下水のくみ上げ問題については一定の規制がありますが、それ以外の地域での地下水のくみ上げ等については何の規制もない。あるいは今問題になっておりますように、たくさんのゴルフ場がどんどん新設をされてきておる。このゴルフ場新設についても、表面上のいわゆる薬剤散布等については一定の規制等がありますが、地下水を含めた水量、いわゆる量の保護についての規制が何かあるかどうか。そういう点から見て、先ほども申し上げましたが、環境行政全体について特に私は質と量とに保全対策等の規制を含めた施策が必要ではないかというふうに思うわけなんです。これらについての御見解をお伺いしたいと思っております。

政府委員（岩崎充利君） 先生御指摘のように、地下水というものにつきましては地下水質という面と地下水量という両面とがございます。

私ども、今回水質汚濁防止法で規制いたします部分につきましては、地下水質の保全という形で法改正を御審議願っておりますということでございますが、地下水の水量の方につきましては必要に応じてやはり規制をしていくことが必要だろうということもございまして、若干先生お触れになっておられましたか、やはり地下水の過剰採取というようなことが典型的にあらわれませんが地盤沈下だ。この地盤沈下につきましては今、典型七公害の一つということで規制いたしておりますので、こういう観点から建築物用地下水の採取の規制に関する法律、いわゆるビル用水法なり工業用水法というような形で地下水の規制もやっております。また、そういうところとあわせて、地盤沈下防止等の対策関係閣僚会議で地盤沈下の被害が著しい濃尾平野とか筑後・佐賀平野につきましても要綱を決定してやっているということなので、全面的に網をかけたということではないんですが、必要なところについては必要な対策を講じているということでございます。

渡辺四郎君 確かに必要なところについて必要な対策を講じておる。しかし、それ以上の部分として検討してみる必要があるんじゃないかということをお伺いしたいと思っております。

そこで、現在の環境破壊そのものを振り返ってみますと、日本の経済成長が特にハイテク産業を中心に伸展をしてきたその中で過去の生態系に全く存在しなかった多種多様な化学物質が使用されてきて、その中でも特に利便性が優れ優先をされてきた危険性が十分解明されないままに大量に使用されてきた、あるいは放出されてきた。その結果がやっぱり現在の環境破壊をもたらしたんだというふうに言って間違いのないと思うんです。

その中で、例えば千葉県の君津の場合、工場を開設しまして既に十五年以上経過をしております。ところが、この工場から放出された汚染水が、地下水による被害そのものは例えば妊婦の方たちの流産とか死産とか、あるいは池の金魚の死とかあるいは変形した金魚とか、以前からそういう発見はされておりましたけれども、なかなか原因が見当たらないまま放置をされてきたということで、トリクロロエチレン等に対する毒性の知見がWHOやアメリカのEPAで明らかになって初めて行政として手をつけたといいますが、問題化されていった。そういうふうな後手後手に回ってきたというのが冒頭申し上げましたように今までの環境行政の繰り返してはなかったか。私が冒頭長官にお尋ねしたように、環境行政に対する基本姿勢というのは後手後手では過去のこういう状態を繰り返すのではないかと。だから環境庁として、例えば現行の水質汚濁防止法での特定有害物質、先ほどもちょっとあつておりましたが、あるいは廃棄物処理法での有害廃棄物の指定物質、いわゆる特定の有害物質のみの指定で事足りるというふうにお考えなのかどうか、ひとつお伺いしたいと思っております。

政府委員（岩崎充利君） 環境庁といたしましては、いろんな化学物質がございますが、そういう化学物質等によります環境汚染の実態というものをまず把握いたしまして、その実態に応じて必要な措置を講じるということにいたしております。したがって、例えば相当程度の化学物質等々がございまして、その中から環境汚染のおそれがあるようなものを選び出しつついろんな形で調査している、そして現実に環境汚染のおそれがあるというようなものにつきましてさらさら精密な調査をしながらどうするかということを決めていくということにいたしております。

それで、水濁法上の有害物質につきましては、今まで九項目でございましたが、そういうような情勢の中で、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンにつきましてはやはり追加すべきであるということで、本年の三月に政令改正をいたしまして有害物質として指定し、あわせて廃掃法上の有害物質としても取り扱うという形にいたしたような次第でございます。

今後とも、確かに先生御指摘の面というのは私も十分認識もしているところでありますし、必要な調査研究は引き続き実施いたしていかなければなりませんし、関係省庁との密接な連携のもとに総合的、予見的な有害物質対策というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

渡辺四郎君 であれば、これから後も新たに開発される有機溶剤等もたくさん出てくると思います。ですから、過去の例から見て、先ほど私が申し上げたわけですが、やはり被害が出て問題化しなければ、あるいは毒性の知見が出なければ問題化しない、あるいは事実上そのまま放置されてきた、そういうような実績から見て、今見解が出ましたから、これから後新たに開発される有機溶剤そのものについても十分な対処の方法を厚生省も含めてこちらについてはぜひ御検討を進めてもらいたいと思うんです。これは要望しておきたいと思うんです。

私が先ほどから再三申し上げますように、なぜ未然防止と早期発見に力を入れるべきだと主張するか、皆さんわかり切ったことだということに実は思うわけですが、これも先ほど申し上げましたように、地下水は表流水と違いまして、汚染を発見するにも、あるいはまた除去するにも相当の年月がかかる、あるいは大変な費用も要る。見解はお伺いしましたが、現在ある地下水保全のための水濁法による未然防止の訓示規定や、あるいは損害賠償責任の規定だけではなく、私が言いたいのは、これに新たに先ほど言いました化学物質使用全体について届け出とかあるいは監視の面などで法律で義務づけしたらどうか。

なぜこういうことを私が申し上げるかと言いますと、これは例えば熊本の例を御存じだと思っておりますけれども、国の基準の十倍以上の厳しい規制をやっておりますが、あるいは有害物質についてはかなり専門の研究機関の検査を経て、その結果報告を必ず月に一回しない、こういう義務づけを全企業とやっておりますという報道もテレビでされておりましたが、やはり新たに発見されるのでありましよう有機物質なんかを含めまして、もしも被害が出た場合にはいち早くその発生源を確認できる、あるいは被害が出る前にその企業で毒性の知見が出た場合にはすぐその企業に対して手当てができる、そういう点から見て私も早期発見、未然防止という立場からそういう必要があるのではないかとこのように思うわけですが、御見解をひとつお伺いしたいと思います。

政府委員（安原正君） 先生御指摘の、化学物質による環境汚染の未然防止が重要であるという御指摘、そのとおりかと考えております。

この関係の法律といたしましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律というのがございます。これによりまして新規の化学物質につきましては製造業者あるいは輸入業者がそれぞれ届け出をすることになっておりまして、その届け

出を受けまして必要な審査が行われるという仕組みになっております。この審査の結果問題があるということになりますと、難分解性あるいは高蓄積性、そして第三の要件として慢性毒性等もあるということになりますと第一種特定化学物質に指定されまして、製造、使用の禁止を含む厳しい規制がかかるわけでございます。

それから、難分解性はあるが蓄積性は低い、それから慢性毒性の疑いがあるということでもまだ確定できないものにつきましては指定化学物質ということになりまして、製造、輸入実績の届け出を求めることになりまして監視を行っていくということになるわけでございます。

それにつきましてさらに有害性の調査が行われまして、その結果やはり広範な環境汚染が認められまして慢性毒性が明らかになりますと第二種特定化学物質ということになりまして、これにつきましても製造、輸入実績のほか、予定数量につきましても届け出を求めるということで、必要な環境汚染防止のための措置に関する技術上の指針も定めまして、ケースによりましては勧告もしていくことになっているわけでございます。

それが新規の化学物質についてでございますが、既存の物質につきましても、必要によりましてこういう法律に基づく審査手続に乗せていくということも行われるわけでございます。

それから、まだ未規制の既存物質がたくさんございますが、それにつきましては年次計画をもちまして、特に試験、調査の必要性の高いものをピックアップいたしまして、その中から重点的に総点検作業をしておるということでございます。

そういうことで、先生が御指摘のような趣旨のいろんな審査、それに基づく必要な届け出等の措置がとられておるということでございます。御理解いただきたいと思っております。

渡辺四郎君 そういうふうによられておれば問題がなかったんです。毒性の知見なんかがはっきりしておるとか、あるいは疑いがある、そういう物質については今あなたのおっしゃったような規制なりあるいは第二種指定なりがあるわけですね。しかし、例えばトリクロロエチレンだってそうでしょう。長い間使ってきたわけでしょう。毒性があるという知見が出まして初めて規制の対象になってきたわけですよ。ですから、私が申し上げておるのは、確かに今研究機関も非常に緻密な研究をしておりますからそういうことはないとは思いますが、もしもあった場合は後手では間に合わないんじゃないか。特に地下水が汚染された場合には先ほど言いましたように何十年、何百年と場合によってはかかりはせぬですか。だから、そういう全体的な注意をする必要があるんじゃないかということをおっしゃったわけですね。

そこで、関連する問題ですが、具体的にトリクロロエチレン等の毒性が明らかとなりまして、その代替品としての1・1・1トリクロロエタンが開発をされました。現在もう生産、販売されているというふう聞いておりますけれども、この新品種で水に対する毒性は解消され、水質としてはオキーンとなりましてけれども、同じ環境行政の中で問題にしなければいけないのは今国際的に問題になっておりますオゾンの破壊物質だということに言われておりますね。一方がよければ一方が悪いというふうに言いますが、しかし環境行政全体としては、これはいずれも私は許されない物質だということに思うわけです。これに対して何か対応なりあるいは措置を考えておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

政府委員（長谷川慧重君） お答えいたします。

先生御指摘の1・1・1トリクロロエタン、別名メチルクロロホルムと言っておるわけでございますが、このトリクロロエタンは現行のモントリオール議定書では規制対象となっていない物質でございます。しかしながら、先生御指摘

のように、成層圏へ上がりますとオゾンを壊すという物質でございまして、現在モントリオール議定書によりまして規制をいたしておりますフロンなりあるいはハロンの今後削減が進むにつれて、オゾン層の破壊に及ぼす影響はこの1・1・1トリクロロエタンが相対的に増大するというようなことがいろいろなところで科学者により指摘されておるところでございまして。

ことしの五月にヘルシンキで開催されましたモントリオール議定書第一回締約国会議におきまして、フロン、ハロンの全廃のみならず、この1・1・1トリクロロエタンを含めまして、オゾン層破壊に大きく寄与するようなその他の物質の規制、削減をできるだけ早く実施することということがこの会議に出席したすべての国により合意されているところでございます。

私どもといたしましては、このような国際的な動向、あるいは我が国における知見等を踏まえまして、このような物質をモントリオール議定書の規制対象とする問題につきましても環境保全の立場から積極的に検討してまいりたいというぐあいに考えております。

渡辺四郎君 そこら付近の問題は厚生あるいは通産との関連があるかもしれませんが、やっぱり環境庁として強い姿勢といいますか、態度でぜひ臨んでいただきたい。これは要望を申し上げておきたいと思っております。

そこで、私は今日まで二年間の環境委員会にお世話になってまいりましたが、かなりの回数にわたって水質汚濁防止の問題でいろいろと今まで申し上げてまいりました。いまいしやっぱり国として力を入れるべきではないか。河川は死に、人間生活に重大な危機をもたらす、こういう観点から力を入れるべきではないかというふうに申し上げました。

特に近年の水質汚濁の中心が、先ほどもお話がございましたが、家庭の雑排水と産業廃棄物あるいは廃棄物、特に不法投棄なんかを含めてそこら付近が中心になっておるといふふうに言われておるわけですね。先般来、厚生省が産業廃棄物の調査の結果を報告をしておりますけれども、六十年代一年間で三億一千二百万トン、これは何と東京ドームの二百六十杯分だといふふうには報道されております。これは現認された部分だけでそうなんです。不法投棄によって、例えば地下に埋めてしまったりなんかする分を含めると恐らく四億トン近い莫大な数字になるんじゃないか。しかし、この三億一千二百万トンのうちに再処理や焼却あるいは中和なして処理をされた部分、全く処理をされないままに直接処分をされた部分が全体の二三%、何と七千二百万トンもの産業廃棄物がそのまま投棄をされたわけですね。

そういう点から見れば今後ますます産業廃棄物は増大するであろう。あるいは不法投棄の対策強化、あるいは産業廃棄物全体に対する問題、あるいは家庭雑排水の処理施設を急ぐようなことで今まで申し上げてまいりましたけれども、こういう点について、例えば浄化施設の問題等もやっておりますが、もう少し御見解をお伺いをしたいと思っております。

政府委員(岩崎充利君) 産業廃棄物につきましては、確かに先生御指摘のとおり、総排出量でも三億トン以上というふうな形の中でやっておりますが、やはり何といっても回収してできるだけ再生利用するというのが一つの大きな方向ではないかというふうな考えておられて、この辺のところをまた中心に大いに努力しなければいけないのではないかとこのように考えております。

それから家庭雑排水のお話が出ましたが、これは今まで私ども産業系ということでの排出規制等々を中心をやってきたところでございますが、やはり家庭からの排水というのが河川等の水質汚濁の一つの大きな要因であるということもございまして、これの対応も当然考えていかなければならない。一番これに對しましての対応策というのは、もちろん下水道整備というふうな形でございまして、日本におきましての下水道整備率が三九%というふうな形で、諸外国に比べてかなりおくれているということも事実でございますが、この辺のところをどうこれから拡充していくのか。それから、農村でございましては農村集落排水整備なり、あるいはまた厚生省でやっております各種施設の整備、それからもう一つは、そういう整備とあわせて、やはり合併処理浄化槽というものの処理というものをどう進めていくか。これも厚生省の方でかなり一生懸命取り組んでおられて、例えば昨年五億円の予算でありましたが、四倍増というふうな形で二十億ぐらいの予算が組まれているというふうなこととあわせてきた形でのそういう施設整備、それからあとは、先ほど答えたところでございまして、家庭での普及啓発をどういう形で持っていくかということと両方相まったような形の対策が必要ではないかというふうに考えております。

渡辺四郎君 ちょっとこれは質問の通告をしてなかったから私の意見だけ申し上げておきます。ぜひひとつ長官の頭にも入れておいていただきたいと思っております。

きのう部屋に帰りましたら官報資料版で、「環境白書のあらまし」という中で公害の年次報告の総説というのが出ておりますが、「新たな対策を講じていくことが必要となっている」と、現状の水質汚染の広がりには私は警鐘を鳴らしておるといふふうにはこの結果を見て感じたいわけですね。いわゆるいろいろの手当ではしてある、しかし、これでもなおかつ水質の汚濁は広がっているというふうなことを公害の現状の中でも指摘をしております。

それからいま一つは、先ほど同僚議員から質問がございました例えばアスベスト問題でも、これは環境庁としていずれ私はやっぱり建設省を中心に、あるいは文部省を中心に注文をつけてもらいたい。前の委員会では東京大学の問題をやりましたけれども、例えば取り壊し問題について、そのコストのいわゆる私ら歩掛かりと、こう言わなければならぬ、一坪なら一坪を取り崩すのに、百円なら百円という同じ単価でいった場合に、アスベストを使用したのを除去するには、これは労安法でもやりましたけれども、マスクをはめてそして安全性を確保しないといけないのが労働安全衛生法で決まっておるわけですね。ところが、業者の方は請負単価がそういう単価をもらってないものだから、もらってないんでなくて、普通の発注工事費にそれは単価が組まれていないという実態があるわけですね。わかりますか。いわゆるコストの面として、普通のこういうところを一坪崩すのには例えば百円でできる。ところが、アスベストの入った部分を取り崩しをするのは、防毒マスクまでして、被服まで着なければいけない。そうしますと非常に作業の工程が落ちるわけですね。しかし単価は同じ単価しか組んでない。それでは業者としては仕事ができないわけですね。だから、そこら付近はやっぱり環境庁の方から、建設省を含めて、特に学校関係の取り崩し関係がたくさん今から出てまいりますから、まずもって私は公的な場から率先して範を示すべきではないか。そして一般の建設業界まで広げていくような、そういうひとつ姿勢を示していただきたい、これはひとつ要望しておきたいと思っております。

それで、いろいろ申し上げてまいりましたけれども、私は現在の表流水を中心とした水質汚濁防止法に先ほど申し上げました二つの有害物質を加えて地下水問題まで含めてきたということに一定の評価はしましたが、しかし、これでは限界じゃないかということをおもって先ほどから実は申し上げてきたわけですね。

水濁法には、事業者に対する例えば排出規制とか、あるいは土地の利用規制等がもう全くないと言っているように実は私は受け取っておるわけですね。例えば山を切り開いて水源地の土流に大規模開発をする。こういう場合でも、現在の規制の対象となるのは公害防止に関する基本施策の中での排出規制と土地の利用及び施設設置の規制しかないと思っております。これで果たして水の質と量の確保なり保全が守られるかと。そういうことを考えますと、先ほど申し上げましたように限界に来ておるのではないかと。だから、環境行政というのは質の問題と量の問題をあわせて進めるのが基本ではないかというふうには実は感じておるわけですが、もう一度こういう点についてお伺いをしてみたいと思っております。

政府委員（岩崎充利君） 確かに、水濁法上、土地利用規制という構成をとっておりません。水濁法の建前というのが、法律の構成から申しますと、これは全国的に見まして排水規制ということを行いながら、この排水規制を確実にするために、特定施設の事前届け出制なり計画変更なりあるいは改善措置というような形の担保措置を講じているというところがございます。そういう形の中で排出規制というものを全国的な立場でやるということでございますれば、そういうところの排出規制と実効担保措置ということで対応し得るといふことで、土地利用規制は置いてないというふうな状況になっております。

確かに、先生お話しのように、一つの考え方として、土地利用規制というものを講じる形の中でそれに合ったような形のやり方というのも一つの方法ではあるかというふうには思っておりますが、諸外国でもそういう例はございますが、ただ、日本の場合から見れば、やはり全国的にナショナルミニマムというの、全国一律基準というような形の中で私どもは水質汚濁防止を図っていくという仕組みにしています。

したがって、その地域地域で、ここのところは守る、ここは守らないということではなくて、例えば有害物質につきましても、排出基準は飲める水を頭に置きながら環境基準としてという形の中で排出の基準というものをつくってやっていくというふうな形で、これは全国一律でやっているということでございますので、その特定地域、特定地域で土地利用規制ということまでは決めていないというのが実際でございます。

それから水の質と量の問題でございますが、私どもも量の問題につきましては十分その重要性というのは認識しているところがございます。やはり量については、先ほど必要なところについて必要な措置は講じているということでございますが、先生の御指摘もあり、これからの一つの研究課題ではないかというふうには思っております。

渡辺四郎君 それは、提案理由の説明にもありましたように、世界各国と対比する内容ではない。特に日本は山岳地帯で地下水の多いところですから、しかも国民の三千万人以上の方たちに飲料水を供してある。そういう点から見ても私は量の問題も重要ではないかということを実は強調してきたわけですから、ぜひひとつそこを頭に入れて今後の御検討をお願いしたいと思います。

それから法案の中身について幾つかの質問をしてみたいと思うんですが、その前に、参考のために、現行の水質汚濁防止法の第十五条に基づく公共用水域における常時監視についての実施状況ですね、これについて、具体的にどうなっているのか。こういう法律がありますから、それに基づいて各都道府県で実施をされておられると思うんですが、例えば全国的に何千カ所ぐらい常時の設置箇所を設けてやっておられるのか。あるいは監視体制のあり方ですね。あるいは常時というのは内容は大体どういうことなのか。一般的に常時というのは四六時中やるのが常時というふうに私ら思うわけですが、法律はそうなっておるものですか、そういうふうにしていいのかどうか。

それと同時に、現在のこの第十五条に基づく常時監視の中に地下水についての監視、これは熊本なんか出ておりますけれども、そういう部分があればどういう方法で監視をしておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

政府委員（岩崎充利君） まず、法律で言う常時監視の意味でございますが、この常時監視という意味は、公共用水域の監視義務が常に都道府県知事にあると、帰属しているということをはっきりしているものでございますが、実際の監視行為を一切の切れ目なく連続的に行うということまでも要求しているものではございません。

それから常時監視というものを実のあるものにするために都道府県知事は公共用水域の測定計画を策定する。測定計画においては、都道府県がみずから行う測定のほかに、河川管理者その他の省庁の出先機関の行う測定とも総合的な統一的な調整を図って、全体として常時監視が遂行されるの

に十分な測定計画が策定されるように都道府県を指導しているところでございます。

具体的に、昭和六十二年の測定結果では、水銀とかカドミウム等の健康項目、これは有害物質の関係につきましては全国で五千二百八十三地点、それからCOD等の生活環境項目につきましては全国で六千八百六地点で測定を行っているというところでございます。

今回、地下水質につきましてこの常時監視の規定に地下水監視を組み込むということでございますが、地下水質の監視もやはりただいま申し上げましたような公共用水域と同じように都道府県知事が測定計画を立てるということにいたしております。

それで、現在までに地下水域につきましては、これは五十九年から六十二年までにおきまして大体一万六千本ほどの調査がなされているということでございます。

ただ、地下水質の場合は公共用水域の場合と違ひまして非常に地下の流動が遅いということもありまして、大体一地点で一回程度の測定が行われているというふうな形になっております。

渡辺四郎君 その最後の部分、一地点で一回程度というのは、どの期間で一回という意味でしょうか、ちょっとそこを……。

政府委員（岩崎充利君） 一年間でございます。

渡辺四郎君 これは今若干の説明はありましたが、今度の改正法の中の地下水問題ですね。

それで、今現在、都道府県から出ている測定計画の箇所数が約一万六千カ所というお話でございますが、これはあくまで都道府県に場所の選定は任せて、そして監視の方法については従来やってきましたような例えば井戸水とかあるいは湧水、そういうものを中心にやるのか。あるいは場合によっては、所によってはボーリングをやりながら地下水をくみ上げてやるのか。ボーリングをやりながら地下水をくみ上げてやるというのは、例えば上流の方に工場団地があった場合地下水を、地下水といいますが、わき水も出てない、あるいはそこら付近は井戸も非常に少ない、しかし非常に危険性があるから監視をしなければいけないといった場合にはボーリングなんかをしてでも監視をするかどうか、そこをひとつお伺いしたいと思います。

政府委員（岩崎充利君） 地下水質の監視につきましても、やはり都道府県知事が立てました測定計画に基づいてやるということでございます。私どもはできるだけ都道府県の自主性を尊重していきたいというふうな考えでおります。これにつきましても、全国統一的な事務局基準みたいなものは要するとは思いますが、これをつくり出すにつきましても都道府県の意見を聞きながら、地域の実態に即したような形で測定がなされるように検討してまいりたいというふうな考えでおる次第でございます。

それから監視の方法でございますが、これは井戸の監視というものを中心として考えております。わき水というようなこともございますが、わき水になりますとその時点でなかなか地下水とも言いがたいようなところもございますので井戸を中心としてやりたい。それから、そういう井戸を中心としてやりますが、汚染が見つかったり、どうしても必要だということなどについては必要に応じてボーリングということもなされますが、これもやはり地域の実態に即した形でやっていただくということでございます。基本的には井戸水を中心とした調査というふうな考えでおります。

す。

渡辺四郎君 なぜ私がこういうことをしつこくお聞きをするかというと、やはり法律で常時監視義務が都道府県にあるというふうに明確になっておるものですから、確かに都道府県もそういう責任はありますが、有害物質の発生源がわからなくて具体的に実は被害が出たと。そういう時点で常時監視の責任がある都道府県にいわゆる責任追及が出てくるわけですね。私素人ですからわかりませんが、これは裁判になってもそうだと思うんです。法律で常時監視義務が都道府県にある、その監視の義務を怠ったから、だから被害が出たんだと。いわゆる有害物質の発生源がどの企業かわからないわけですから、そういう点もあるからくどいようでしたが実は見解をお聞きをしたところですよ。

それでは、環境庁としては、余り金を持たぬところですが、大体どのくらいの年数で、どのくらいの予算がかかるか。都道府県で常時監視体制をとって、現在やっております十五条に基づくと、例えば福岡の例ですけれども、遠賀川の水質が非常に汚濁してあるというようなことで、いわゆる検査箇所を決めまして、そしてある日のある時間に一齐に水をくみ上げてその水質検査をやっているというのが現在やっております方法なんです、そういうのを決めまして大体どのくらいの事業費といいますが費用がかかるというふうにお考えなのか、大まかで結構ですが、お聞きをしたいと思っております。

政府委員（岩崎充利君） 公共用水域につきましては今まで助成措置は講じておりました。二億何がしという金での助成措置になっております。

それから地下水につきましては、法律に基づきまして監視をするというのが今回の改正法が通ってから初めて実行されるということでございますので、今まで予算措置は講じておりません。全く公共団体の予算でやっていただいていたということでございますが、今回初めて平成元年度に初年度の予算ということで一千二百万円ほど計上したということでございます。

それから、これからどのくらいの計画、数でどのくらいかかるかということにつきましては、先ほどからも申し上げていきますように、私も監視のやり方につきましては三つほどの調査というものを考えております。一つが一般概況調査ということで全体としてどの程度の、これは汚染があるないにかかわらず一般的に調査してみるという一般概況調査が一つ。それから二点目が汚染が見つかったときに濃密に調査をする、要するに汚染井戸周辺調査というのが精密調査と申しますが、そういう調査。それからもう一つはその後のモニタリング調査、この三つを考えております。

性格上、一般概況調査をどのくらいの間隔でとればいいのかということも、工場の配置の状況とかその他いろいろありますから、なかなか国でこのくらいだという形で決めたいという面もあります。それから汚染周辺井戸調査も、汚染が出るときにどの程度やるかということで、これもなかなか国で何力所やれという形にはなりがたいということもございまして、現実に計画としてこのくらいで、全体としての金目がこうだということではなかなかここで計算できないというような状況でございますので、御理解願いたいと思っております。

渡辺四郎君 だから、私がこの問題で申し上げておきたいのは、予算がたくさんつけば全国の都道府県でもたくさんの監視箇所を設置してやると思うのです。しかし、金がなければ自治体の財政は厳しいものですからどうしてもやっぱり絞って行くと思うので、ぜひひとつたくさんの金をつけて、そして汚染を繰り返さないために、未然に防止するために努力してもらいたいと思っております。

そこで、質問の通告の中に、長官に最初にお尋ねをした後、私の考えを述べようというふうには思っておりましたけれども、一緒に私が申し上げて、最後にひとつ長官から御見解をお伺いしたいと思うのです。

大変失礼な言い方もしませんが、今日まで環境庁はいろいろな意見や注文はするが金は出さないという、これは自治体初め企業、団体の皆さんや国民の中にもこういう批判がある。そして、近々には国際的にも環境行政に対する日本の姿勢を批判するような指摘が実はされつつあるわけです。ですから、自然保護あるいは環境保全行政は地球の視点から見ても長官のおっしゃったように、やっぱり生物の命の源だ。そうであれば、例えば環境保全とか資源保護については国として私は基金制度を設けてでもやるべきではないか、そういう時期に到来をしてあるんじゃないか。そういうふうには実は私自身、そのくらい重要な行政の一つだ、あるいは政治の一つだという気がしてならないわけです。

しかし、それは横におきまして、今の予算の説明にもありましたが、何か環境行政そのものに投資をすること自体が直ちに実はね返ってこない、がために消費的経費だというような見方をしておる一部の人があるようです。私は、長官は絶対そういうことはないと思うんですけども、地球全体の保護あるいは国民全体の生存にかかわるような問題ですから、環境行政に投資をすることこそが私は本当の投資的経費だ、こういうふうには、今の閣僚の皆さんあるいは大蔵の官僚の皆さんも含めて、環境庁は皆なっていたらいいんですけども、発想の転換をしなければ大変な取り返しのつかないような状態を招くのではないかと。そういう中で、残念なことです、環境庁努力してもらいましたけれども、本年度の予算というのは国全体の予算の伸び率よりも低い、三・四%の伸びで四百八十五億程度ということでは、全体を合わせれば約一兆円近い、各省の分も合わせればありますけれども、環境庁そのものは四百八十五億程度しかない。サミットに行つて総理がどうおっしゃるか、あるいは環境問題が今国際的な問題になっておりますけれども、これでは余りにも寂しいような気がするわけですが、ここに、先ほど若干私、官報の資料でも申し上げましたが、国内でもそういうふうな問題が出ておるし、また、国際的には国連環境計画、UNEPと地球環境財団等で行つた、日本を含めた四大大陸十四カ国で実施をした世界環境意識調査の結果が発表されております。その中でも、日本は環境悪化や環境についての危機感というのは、これは国民だけでなく政治家も学識経験者もそれから労働組合の幹部も入れて抽出をした意識調査なんです、十四カ国中最低だということが、環境悪化について楽観的な日本というふうに見出して批判された結果が出ておったわけですが、これは、先ほどから申し上げますように、私は国会議員、立法府の一員として大変な実感を感ずる。同時に、行政の長としての長官も大変なこれはやっぱり責任があるのではないかと。そういう点から見て、環境行政に対する予算にもう少し内閣そのものが力を入れるという姿勢をぜひひとつつくり出していただきたい。

その中で、一つだけ具体的な例で長官に要望しておきたいと思うんですが、環境庁のいわゆる国立研究所でトリクロロエチレンを分解する世界で最も分解力の高い新種の土壌細菌を発見、分離することに成功したということが報道されておりました。あそこ室長さんのお言葉ではありませんが、やはり活用に向けてぜひひとつ努力をしていきたいというような抱負も述べられておったわけですが、問題は、環境庁の研究所ですから、私らから見ておのずとわかるわけですが、どのくらいの予算がつくかというのは、ですから、これはたくさんの金をつぎ込んででも直ちに実用化に向けていく、そういうふうな方向で長官ひとつぜひ努力をしていただきたいと思います。そして平成二年度の環境庁の予算は猛烈にふえることを私は大いに期待をしたいと思うんです。最後にひとつ長官の御決意をお聞きして質問を終わりたいと思っております。

国務大臣（山崎竜男君） お答え申し上げます。

環境庁は、先生おっしゃられるように我々の生命に直接関係するような官庁だというふうにも思っておりまして、

地球全体の環境保護、そういう行政を預かっているところだというふうに感じております。最近私たちの仲間でも私に対して、環境庁このごろ日の当たるところに出てきましたねという御激励を賜っておること、今の先生の予算も獲得するというお話、大変ありがたく感じております。

そこで、附属機関たる国立公害研究所のことでございますが、これを中心として各省庁の研究機関等の協力も得て各種公害の発生メカニズムや影響の解明等に関する研究の推進を図っているところでございますが、近年地球環境の保全など環境行政に対する新たな要望も高まっており、これらの分野を含め研究に取り組んでいる国立公害研究所の状況等を私自身近く視察をさせていただくつもりでございます。これらも踏まえて、環境保全研究の一層の推進に努めてまいり所存でございますし、先生から御激励を賜った予算獲得も全力を尽くして努力したいと思っております。

沓脱タケ子君 それでは、大気汚染防止法の一部改正案について若干お尋ねをいたしたいと思っております。

アスベストによる大気汚染が問題になってから随分久しいわけですが、今回の改正は初めて特定粉じんとして規制基準を定めるということになりました。この際、アスベストについて、アスベスト肺あるいは悪性中皮腫、発がん性物質ということで、そういう人体にとって大変危険な有害物質であるということにかんがみ、これを規制するという基本的な立場に立っておられるかということですね。その辺はどうなのでしょう。当たり前のことなんですけれども、確かめておきたいと思っております。

政府委員（長谷川慧重君） 先生からお話ございましたように、アスベストはがん、あるいは悪性中皮腫の原因と言われている物質でございます。それに着目いたしましていろいろ行政指導等もやっておりますけれども、今回は法改正におきまして、一番影響の大きい部門、それをとらえまして規制を加えたいというぐあいに考えているところでございます。

沓脱タケ子君 なぜそのことをお聞きしたかといいますと、アスベストがこういうふうな人体被害を起こす危険有害物質であるということはわかっておりますけれども、しかし、一方では大変有用な物質として各分野に、しかも三千種以上にわたって使用されている。しかも、その物質が比較的安いといいますが、そういう大変利用価値の高い物質であるという点があるわけですね。私はそういう点で、そういった危険有害物質であるんだけれども今非常に産業界に広範に使用されているという中で、今後の石綿使用についての将来展望ですね。危険だからもう代替物質をつくって、いわば将来は製造、使用禁止をやるといふようなことにはいけるのかどうか、この辺が非常に大事な点ではないかなと思っております。それをお聞きしたいわけですね。

というのは、諸外国の規制の実態をごく簡単に拝見いたしましても、例えばスウェーデンは原則使用禁止を決めたとか、あるいはアメリカの環境庁では採鉱と輸入は十年後に全面禁止するという提案をしているとか、かなり全面的な製造、使用禁止というふうなことに踏み切っておられるように見受けられるわけですね。

しかし、それをよくよく拝見してみますと、原則使用禁止という言葉などが使われているという点も含めまして、危険有害物質なら使わぬようにしてほかのものにかえれば一番いいわけなんですよ、早く言えば。ところが、それができないので諸外国でもこういう原則禁止というふうな非常に難しい表現を使って態度を決定しているということも見られますように、将来の展望というか、将来、製造、使用禁止というふうな方向へ持っていける可能性があるのかどうか。その辺のところをちょっと今の段階でお伺いをしたいと思うんですね。これは環境庁と違うのかも知れませんな。

政府委員（長谷川慧重君） 非常に難しいお尋ねでございますが、基本的には、やはり石綿は発がん性の物質でございますから、将来的には安全な材料あるいは石綿を使用しないで製品をつくるということが望ましいというぐあいに考えております。

ただ、先生のお話にございましたように、現在石綿が非常に有用で価格も安いというようなことからいろいろ用途に使われておりますが、それを使うに当たりますと、製造する場におきましては労働省の方で労働環境の管理を十分にやっておりますし、私も、周辺の住民に対する影響がないような形でものをやらなきゃならぬだろうということとあわせて、関係の業界等におきましても、代替品そのものあるいは代替品の技術的なもの、いわゆるアスベストを使わないでも似たような性能を持つようなものをつくるというような点でいろいろ苦労といいますが、検討いたしているところでございます。私どもとしましては、業界の方の自主努力も必要でございますし、あるいは代替品の安全性についても私どもの方でまたチェックする必要もあるだろうというようなことで、文献の収集、知見の収集というものをやりながら、そういう新しいもの、新しい代替品の開発状況といえますものを絶えずチェックしながら、そして、そこら辺の状況を見ながら、できるだけ早くアスベストを使わないほかの製品に切りかわっていく方向に進めていく必要があるというぐあいに思っているところでございます。

沓脱タケ子君 例えばPCB、これは危険有害物質だということで代替品で、一切製造、使用禁止をしましたね。そういうふう簡単に切りかえられていくと、PCBだって工業製品では有用で、しかも比較的安くて随分広く使われていたわけですが、しかし国民生活にとって大変だということになればそういうことにもなったわけですね。

そういう事例を考えてまいりますと、例えば石綿という物質はそういうことができるのかできないのか。私、これは合成化学物質ではございませんから大分違うと思うんですが、非常に規制の進んだ欧米諸国でも原則禁止などという決定をしなきゃならないというのは、これは有用な物質として将来ともかなり使われていくのではないかと。代替品等も開発に努力をされているそうなんですけれども、なかなか同等あるいはそれ以上に優秀な製品というのはできていないというのが現況のようでございますから、その辺のところというのはやっぱり規制をかけて監視をしていく上で大事ななところだと思っております。製造、使用禁止の方向へ向かって一湯千里なんだというのと、いや、そうじゃなくて、これは相当期間やっぱりずっと使っていていかなきゃならない製品だということでは対応がおのずから違うんじゃないかと。

そういうことで、ちょっとお門違いで申しわけなかったんですが、通産省にでもお聞きすれば一番よかったかもわかりませんが、しかし環境庁の立場として規制をかけるという場合に、そういうことを度外視してはできないんじゃないかと思っております。実はお聞きをいたしましたのでございます用意のあるところを酌み取っていただけたらもう一言お願いしたい。

政府委員（長谷川慧重君） お答えがまた難しいのでございますけれども、先生のおっしゃる意味はわかりまして、私どもとしましては、現時点で有用であり、そのかわるべき代替品、代替物が不十分であるという現状においてはある程度使わざるを得ないだろう。そして使うに当たっては、それが環境に悪影響を及ぼさないような形で使うことが望ましい。そのためには、工場の規制なりあるいは廃棄物の問題、解体現場というふうないろいろな問題があるわけでございます。そういう面での手当てといえますか対策をいろいろ講じていることによりまして、危険な物質であるけれども使わざるを得ない物質を使って環境を守るという考え方でございます。将来の話はもっと代替品の技術の進展状況を見まさんとちょっと何とも言えないだろうというぐあいに考えます。

沓脱タケ子君 簡潔にそう言ってくれたらいいんです。

すぐにはとてもやめられない、相当期間使わなきゃならぬであろうということを前提にして、しかも大気汚染を防止するために規制をかけるんだ、規制基準をつくって大気汚染防止をやるんだという立場、そういうことで御理解申し上げていいんでしょう。それではぐあいが悪いですか。

政府委員（長谷川慧重君） 先生のおっしゃるとおりで、現在は使わなきゃならない、使う以上は環境を守るためにそれに対する対策をいろいろ講ずるといって進めてまいりたいと思っております。

沓脱タケ子君 そうですね。私もそうだとということがどうやらわかったんでお聞きをして確かめているわけです。そういう危険有害物質だとわかってはいるけれども、これは一切使うことをやめるといえることはできない、製造も使用も禁止することが、当面というか、かなり長い期間できないのではないかということになれば、本当に規制を強化するということが人体被害をなくしていく上でも極めて大事だという立場でこれは対応するべきだということを私自身も感じたから、念のために環境庁はどういうおつもりかなと思ってお聞きをいたしました。

それで、ちょっと観点が変わるのですけれども、新しい法律をつくるときとか、あるいは新しい基準を決めるというふうな場合に環境庁は大体どういうことをするのかと思っております。

一般的に言ったら、新しい法律をつくる、あるいは今度のように新しい基準をつくるという場合には、その基準をつくることによって影響を受ける関係諸団体あるいは業界だとか、もちろん国民各層にどのような影響が起こるかということをお調べになるというのが当然だと思いますし、そういう調査をして得た状況から、これに対応するためにそれぞれ関係する各省庁と協議をして今回決めようとするこの新基準の効果を上げるために対応させるんではなかるうかなと。これは一般論です。私、政府の立場はわからないんで、一般論としてそういうものじゃなかるうかなと思っておりますが、いかがですか。

政府委員（長谷川慧重君） 環境汚染を未然に防止するという観点から、考え方としては、そういう汚染物質を未然に防止するためにチェックする技術、あるいはそれを抑える技術というものがない場合でもやらざるを得ない場合もあるかと思っております。あるいはそれが非常にコストがかかるというようなこともあり得るかと思っております。しかしながら、このアスベストの法律に関して申し上げますれば、私ども、このアスベストの工場等におきます規制が必要であるかないかということと事前に十分チェック、調査をいたしまして、やはりある法律に基づいての規制が必要であろうと。

その場合に、じゃその規制の程度をどうするかという話になりますと、このアスベストは先生御存じのとおりがん原因物質でございますから閾値はないものではないかと思っておりますけれども、ないからといって全部外へ出すことはまかりならぬというわけにもなかなかまいりません。周辺環境にリスクが生じない程度のところの数値というものをある程度決めなきゃならないという問題があるわけでございます。それから一方では、現在それぞれの工場がやっております対策技術といいますが、その程度にらまなきゃならないと思っておりますけれども、現在工場のやっております対策技術等をきちっと守っていただければどの程度まで抑えることができるのかというようなところの調査、そういうことで守られる程度のレベルといえますと周辺住民の健康に及ぼす影響のどの程度ならリスクが少ないというぐあいに判断できるかというところのレベルをにらみながら規制値というものを決めざるを得ないだろうというふうな思いでございます。

ただ、今回の場合は、たまたまと言っては語弊があるのかもしれませんが、現在技術で守られるようなレベルと、健康も守れるし現在の技術でもってそう新たな設備投資等をする必要もない。設備投資をやるかやらないかというのは環境庁が考えることじゃないのかもしれませんが、そう過大な負担もかからないで済むだろうし、現在技術をきちっと守ってもらう、出入り口のドアをきちっと閉めてもらうということと対応していただければ守れるということで、この規制のやり方、規制の数値というのを決めていく次第でございます。

ただ、細かい点ではまだ測定の方法やら何やらいろいろあるわけでございますので、そういうことで大筋私ども考えて、専門の先生方にお集まりいただきました検討会で御議論いただき、あるいは関係の省庁とも事務的に技術的な話についてもいろいろ相談をするという形で各省調整をやってまいりまして、最終的に今回お諮りしているような形でお願いしたいというぐあいに考えているところでございます。

沓脱タケ子君 私、一般論でお聞きをしたんだけど、今回のアスベスト規制に当たってのお立場をお話しいただきましたね。当然関係省庁との連携もやって今度の新基準を決めたというふうにおっしゃられたんですね。国民の側から言いましたら、新しい規制基準が決まれば少なくともこれを守ってもらえるだけの諸条件を整えてもらう、これを担保されるということとでなかったらこれは国民の健康を守る上で実効が上がらないという点で、当然それは関係する諸条件を守らせるということが大事だと私は思うんですね。

ちょっと時間がありますので、そういう立場から私はお聞きをしたいなと思っております。というのは、従来環境庁が新しく設置された以後、大気汚染防止のためにいろいろな仕事をやってこられましたし、私もかなり長い間関与してきて感じておりますのは、従来は大気汚染の規制というのは大変てこずったという感じがしているんですよ。例えばSO₂を低減させていくためにも、NO₂を何とか防圧していくためにも、いまだにどうにもならぬという問題もあるんですが、随分てこずってきたという感じがしているんですね。それは、主としてそういった発生源というのは大企業ですよ、従来ね。そういう汚染原因者は大企業である、汚染物質を規制するのに随分てこずってきたという思いがあるので、そういう立場からいけば今度のアスベストというのはそういった大企業相手では必ずしもないんだという感じがいたしまして、本当にこのアスベストの被害をなくしていく上での対応がきちんとかやられるのはどこを押さえるんだらうかということを考えたんですよ。

それで、そういう立場から、いわゆる石綿紡織工場というんですが、そういうところが一番汚染の原点と言ったらちょっと言い過ぎかな、しかし原綿を解綿するんですからね。そういう原点とも言えるようなところがやはり大気汚染の発生源として重要でしかないのかなと思っております。実はそういうところがどうなるかという点で見てもいいですね。

たまたま大阪の泉州南部地域、ここにこの業界というのが固まっているんですが、泉州というのは日本の石綿紡織工業の発祥の地だと言われてはいるんですね。それで創業の開始は明治四十三年ですよ。だからもう八十年ですね。八十年の間にそういったところがずっとやってこられて、今まで非常に有力なその地域の地場産業として広がって発展をしてきたわけですね。しかし、そういうふうな発展をしてきたのだけれども、企業自身は家内工業中心の非常に経営的には脆弱な、中小と言いたいけれども零細企業が非常に多いということになっているんですね。しかも、聞いてみたら石綿紡織製品の日本の全産量の八〇%から八五%をここでつくられているというんですね。

そういうところが一体どうなるのかなと思って実は調査をしてみた。そういう零細企業、そこの実態を知っていたために申し上げますが、大体民家の密集したところに工場はみんなあるんです。野っ原の中に工場があるという状況じゃないんですね。一つ一つの工場は今申し上げたように家内工業的な姿から発生をしておりますから、中で働いてい

る労働者の数というのは平均十人内外という工場なんです。しかし、そういう工場であっても汚染源としてはやっぱり非常にきついですよ。だから当然これは規制がかかるということになるんですね。規制をかけなかったら、生の綿ですからね、早く言ったら。法律が制定されたらそういう規制をかけなきゃならぬというふうに思うんですが、そういうところの業者の意見なんというのを環境庁聞いたことがありますか。私はちょっと工場の現場を見て、これは相当大変だなと思った。それをお聞きしたことがありますか。

政府委員（長谷川慧重君） 石綿協会あるいはスレート協会というところで私ども先生のお話にございましたような現実の実態的なお話をいろいろ承りました。その際には泉州の方も入っていらっしやいまして、そういう面での話を私どもも承っております。お尋ねはそういうことでございますので、一応お話は承っております。

沓脱タケ子君 私、拝見しましたけれども、これは大変だなと思った。というのは、輸入した原綿の包み、これがわっと積み上げてあります。それをあけて解綿するんですよ。その解綿は機械化できないと言うのです。あの地域では一番大きい工場に行ってみたんですが、この部分だけは手でやらなきゃしょうがないんだ。その後の混紡ですね、少々綿を入れたりなんかする混紡は機械でできる。だから、その仕事場へ入りましたら、やっぱり昔の紡織工場のように綿ぼこりがふわっと立っているというふうな環境にありました。そういう中で石綿の糸をつくり、よりをづくり、用途に基づいて何本のよりにするかというふうなことをやって、それが今度は布に織られていくというふうな工程になっているわけですね。

そういうところに皆さんの方でこれは測定を義務づけるということになるでしょう、当然。業者はどう言っているか。時間がありませんから簡潔に言いますが、これは大変なことだと言うわけですよ。何で大変かと言ったら、敷地境界線で測定を義務づけられるということになったら、これ一カ所じゃいかぬわけですね。工場全体の周りの敷地境界線を正確を期すために何カ所かやらなくちゃならない。私が伺ったところでは少なくとも十一カ所はやらなくちゃならないだろうと言っていました。工場内のいわゆる労安法に基づく特化則では十一カ所やっているんだそうですから、だから、そういう点では十カ所は最低やらなきゃならぬかなと言っていましたかね。

そうしたら、測定料というのが、その社長が言っていたのは一カ所が一回二万四千元だと。これは安い方だそうなんですけれども、十カ所やったらそれだけで二十四万円。年二回義務づけられているということになったらそれだけで四十八万円かかる。我々零細な企業の中ではこれだけで負担になる。以前から労基局からのいわゆる特化則に基づいた工場の基準調査をやっていますね。それも十カ所はやっているんだそうですけれども、それは一カ所八万円。これも年二回で、八万八千円の二回分で十七万六千円、合わせて七十万くらいですよ。そういうものがすぐに負担になる、こういうのが一つです。

それから工場対策、敷地境界線で基準値に合わそうということになれば、今もかなり大きな集じん機をつけておりましたし工場の中には大きなダクトをつけておりましたけれども、恐らくこれはいわゆる期待される数値にはならぬであらう。風向きやら何やらで敷地境界線の測定なんというのは随分違うと思うんだけれども、安定してそういう基準に合わそうと思えばこの集じん機では恐らくだめだと思つと。

〔委員長退席、理事松浦孝治君着席〕 そうなったら当然のこととして集じん機を変えなくちゃならない。設備更新をしなくちゃならない。それはどのぐらいかかるんですか、三百万か五百万でいきますかと聞いたんです。だけれども、これ以上にしようと思つて近代化すれば一千万はかかるだろう、こう言うんですね。その一千万の経費を例えば低利融資が得られたとしても返していく見通しがなかなか立たない。その上に、時間がないから皆言いますよ。今の工場を運転している電力の馬力というのは四十馬力だ。ところが、千ぐらいの集じん機を据えたらその馬力だけで五十馬力になって電力料が物すごく食う。そういう新たな支出というのが大変頭に乗ってくる、かさんでくる。規制されるということで守らなければならぬと思うけれども、これだけかかってきたらどうにもなりません、こう言っているんですよ。

それを聞いて私はびっくりした。発生源を何とかしなくちゃならないと言つたって、発生源企業の小さな零細企業はこれらもつどうにもならない。これ以上やられたらつぶれるかししょうがありませんと奮われたらこれはもつどうもないもできないですよ。そういうことについてはどう考えているのか。一つは、環境庁はそれをどう思っているのか簡単に言ってください、もう時間ないからね。それから通産省ですよ。各省で連絡調整したと言うから、通産省なんかこの機会に、そういうところに本気で発生源対策のできる対応というようなものを考えているのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

政府委員（長谷川慧重君） 非常に難しいお話でございますが、私どもとしましては、その地域周辺の健康を守るためにはどうしてもやはりある程度の対策をそれぞれに事業者に講じてもらわなきゃならない。

〔理事松浦孝治君退席、委員長着席〕

ただ、講じるに当たっては事業者にできるだけ負担をかけないように、先生お話もございましたように、低利融資、あるいは公害防止設備に対しましては特別償却という税制上の特典も考えて、それにつきましては平成元年度の税制でお認めいただきまして、法律が施行されればそういう面での税制が適用になる。それから低利融資等につきましても、関係のところにおきましてそれを考えていただくということで、事業者の負担ができるだけ少なくなるような対策というのを一応講じているつもりでございます。

そういうことで、非常にきつい条件にあらうかと思つても、何とか私どもの考えであります規制を守っていただきまして地域の環境保全を守っていただきたいというふうに考えております。

説明員（田中正躬君） 今先生御指摘の、大阪の泉南地区の石綿紡織をやっている企業のことでございますが、この法律の議論を関係省庁、特に環境庁を中心にやる段階で、非常に我々そういう実態をよく知っているものですから我々いろいろ御意見を申し上げまして、測定義務でありますとか、スムーズに対策が進む措置をどうするかという議論を随分やっております。

それで、我々通産省といたしまして、こういう規制が実効がある規制でないという意味がないということでございます。幾つかの融資制度でありますとか、企業がどうしても成り立っていかない場合はそこが大きい社会問題になりますので、そういう税制、金融上の措置をうまく使つていただいてスムーズに対策が上がるように指導をしていきたいと考えておりますが、金融関係について申し上げますと、政府系の中小企業の金融機関によりまして一般の貸し付けで一般の市中金利よりもかなり低い金利、五・七％の融資ができる制度がございまして、貸付限度額で三千五百万円以内ということになっておりますけれども、十年以内でもその設備資金を融資するという制度がございまして。

また一方、事業転換をやる企業でございますけれども、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法という法律がございまして、既に大阪府の石綿の布系製造業というのはこの業としての指定を受けているわけでございます。この体系の中で年率四・一二五％の金利で融資を同じように受けられることになっております。既に大阪府が三件の計画を石綿の業者に対して承認してございまして、八千二百五十万円の融資実績があるというのが現状でございます。

このように幾つかのこういう金融的な措置及び企業に対する指導を行ひまして、スムーズに規制の実効を上げるべく

我々努力してまいりたいと思っております。

沓脱タケ子君 ここで話を聞いてたら何やらうまいこといきそうな話に聞こえるでしょう。ところが実際には、通産省の融資も何で三件しかないかという問題がある。これはもう多く言う時間がありませんから、返済能力の見通しが立たないといって借りてないんですよ、せっかく制度があっても。そこまで来ている。それから環境庁が、若干の税制だとかあるいは公害防止事業団等からの低利融資等があるというお話ですが、これはとてもじゃないけれども、それでいくのかどうかという気がしてるんです。これは業者の意見非常にシビアです。

さらに、私きょう具体的に聞こうと思って厚生省に来てもらったけれども、例えば廃棄物ですよ。そういう工場だから、一〇〇%石綿ですから廃棄物も一〇〇%石綿のものが出るわけですよ。これに対する廃棄物処理ですね、これは特別の対策をせよということで、一定の指導をなさっているようです。私、社長に聞いてみたら、指導されたとおりにこん包、何とか言ったな、水性セメントが何かで固めてビニールの袋へ入れて、その上に何とかのこん包をやって出せと言われたんで、そのとおり四十キロやったそうですよ。労働者が五人ないし七人かかって、一日じゅうがかりでやっとこん包ができた。そうしたら製品よりも高くついたら。そういうことはとてもじゃないけれどもできないというふうに言っている。

もう一つは、これの処理業者、アスベストが危険有害物質ということで規制されたら従来どおりの処理費では済まない。さっきもお話が出ていましたが、そのとおりです。コストアップになって、これまた大変ということになっているわけですよ。

それなら製品のコストを上げたらいいじゃないかということになるんですが、これができないようになっている。それは、御承知のように韓国から輸入製品が今、日本の使用量の大体四割くらい来ているんだそうですね。それはもう物すごい労働力が安いということで、コストが低いということで今でも太刀打ちできないのに、それじゃ公害防止のための投資をやって、それでコストアップをやって販売ができるかと言ったら、とてもじゃないけれどもできない。そういうことになると、これはもう規制をかけられたら、健康被害をなくするためにということで法律に基づいて誠実にやるうとしたら、これは日ならずしてつぶれるよりしよがらないんだということを言っているんです。

私が言いたいのは、そんなことをやるような公害対策ではだめだなということを感じたんです。今からでも遅くないからもう一遍きちんとして私は要望を聞いてあげてほしいと思いますが、そのことが一点です。

私、時間をオーバーしているんで、近藤先生が来られましたから、最後に長官にお伺いをしたいんですが、大気汚染防止、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、随分したたか苦勞をしてきたという気がしているんです、相手が出したたかだから。

今考えてみたら、自動車の排ガス五十年規制をやると言ったら自動車メーカーの大企業が、いや、まだ技術的にまじいんだとかなんだとか一社、二社が言ったということで二年間延長させるというような、汚染発生源のところの言い分を聞くわけですね。その次は、NO₂はついに汚染源者の言い分が通って、それまでの環境基準の〇・〇二ppmが〇・〇四から〇・〇六に緩和をするというようなやり方になっていますし、一番最近では、公害が終わった、終わったと言って指定地域を全部解除するというようなことをやっている。解除したけれども患者はやっぱり依然としてふえているし、しかも、大気汚染はよくなるんじゃないかと、十年前に逆戻りするというようなことになっているわけです。

私は、新長官に考えてほしいと思いますが、大気汚染で今まで国民の側には、大企業の発生源の言うことは非常に中心的に聞かれるけれども、被害者国民の意見というのはなかなか聞いてもらえないという思いがあるんです、率直に言って。

今度のアスベストのやり方を見ていたら、一番ひどい発生源はこれはもうひねりつぶされるような結果になると。こんなことをやっていたんでは私は環境行政だめだなと。国民の健康も守らなくちゃならない。発生源対策についても、大企業あ

るいは中小零細企業にはそれなりに対応をして、この大気汚染の防止に本当に担保してもらえるような対応というのがなければこれは実効が上がらないというふうに思うんですが、そういう点でひとつ長官の御見解と御決意などを伺っておきたいと思えます。

国務大臣(山崎竜男君) あちらを立てればこちらが立たずという、まことに難しい問題の御提起でございますが、我々としては、やはり大企業だとかなんだとかということが頭の中にあるわけじゃございませんで、国民全体が自然環境の中でいかに健康ですぐれた生活ができるかということを念頭に置いて環境行政をやらせていただいておりますから、先生の御要望の趣旨はよくわかります。要するに大所高所からの判断でこれはやっていかなきゃならぬことだと思っておりますが、先ほど来申し上げておりますように、そういう零細な方々に対しては、やはり税制上の優遇措置とか低利子融資等とか、援助を行うことにしておりますので、そういうのを十分活用されて両方ともうまくいくようになるということが私の希望でございます。

沓脱タケ子君 終わります。

水質をやるうと思ったのでお願いをしておりました厚生省の方々、どうも済みませんでした。

近藤忠孝君 私は、水質汚濁防止法を中心に質問をしたいと思います。

まず、今回の法律改正案から除外されている有機溶剤に関する排ガスによる大気汚染問題、それから廃棄物になった場合の処理問題、これが私は問題だと思うんですね。

と申しますのは、半導体製造の全工程におけるトリクロロエチレンの使用量は四省庁の調査でも五十一工場で年間三千七百六十四トン。問題は、その行方がどうなのかということとあります。投入量の二割が排ガスになって、そのうちの七八%が無処理のまま排出される。投入量の八割は液状物です。そのうちの三分の二は回収され再生利用のため有価売却されますが、残り三分の一は業者委託処分に回されます。

トリクロロエタンは、使用量はこれは百八十五トンと少ないけれども、投入量の四八%が排ガス。そのうちの八割は無処理のまま排出。投入量の残りのうち液状物となった部分の七割は業者委託処分、三割は再生利用のための有価売却となっているという、この実情からまず考える必要があると思います。

まず、有機溶剤の大気汚染対策です。この有害性につきましては、もういろいろ指摘をされております。そして、実際この汚染が相当進んでおる状況で、WHOが飲料水で設定しているガイドライン一日当たり二〇マイクログラムをこれは調査の中で全測定点で上回っておった。それで、住民はこれらの測定物質全部を呼吸していることを考えますと、これは発がん危険率は十万人に一人のレベルをかなり超えるんじゃないかというような状況だと思えますね。

となりますと、排ガス処理では、トリクロロエチレンについては約半数の工場では蒸散装置、蒸気の散装置による処理を行っています。除去効果は必ずしも高くはないと言われております。しかし活性炭吸着処理の場合には除去率は九〇%から九五%と高くなっております。ですから、要するに除去技術はあるんですね。あるんだから、半導体産業からの有機溶剤の大気への排出を法律で規制し削減する対策が必要じゃないかと思えますが、まず御答弁いただきたいと思えます。

政府委員（長谷川慧重君） お答えいたします。

先生からお話ございましたように、IC一貫生産工場の調査の結果でございますけれども、いわゆる工場の排出口とそれから周辺環境におきます調査、両方あるわけでございますけれども、トリクロロエチレンとかテトラクロロエチレンにつきましては、排出口の直近におきましては先生のお話にございましたように比較的高い濃度で検出されている事例はあったわけでございますけれども、周辺環境におきます濃度といえますのは押しなべて相当に低いレベルでございます。これにつきましては、大気環境におきます望ましい濃度というものについての基準というか、物の考え方がまだ世界的にははっきり定まってないわけでございますけれども、一応労働環境の管理濃度と比較してみますと約七千分の一程度であるということでございます。

こういうことで、これらの物質につきまして、大気中の濃度の推移を長期的に把握する必要があるというぐあいに考えているところでございまして、そういう面で今年度より未規制大気汚染物質モニタリング事業の対象ということでこれを取り上げまして、継続的に監視、測定をやってまいりたいというふうに考えております。

このような調査結果、あるいはこれに関する大気由来の健康影響といえますものにつきましての文献等もできるだけ集めまして、今後環境汚染を未然に防止する観点から適切に対処してまいりたいというぐあいに考えております。

近藤忠孝君 現在の知見でまだ有害性が立証されていないからということで放置しておくとか大変なことになるというのが私は公害問題の一つの重要な教訓だと思います。

次に、廃棄物処理の問題ですが、相当部分が業者委託処分に回っておりまして、これは厚生省に対する質問です。十工場についての廃棄物実態調査でも、廃油にトリクロロエチレン、真空ポンプオイルに砒素、イオン注入工程の布類に砒素、六価クロムなどが検出されておりまして、有害産業廃棄物として厳格な処理がやっぱり必要だと思うんです。ただ、実態は業者委託処分の場合の最終処分地が確保されているかどうか、有害産廃の最終処分の実態はどうなっているか、これは実際詳細な調査がない状況だと思います。茨城県などの東京周辺で有機溶剤の不法投棄がしばしば問題になっておりまして、やはりまず大事なことは、こういう有機溶剤の業者委託処分の実態調査を実施すべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

説明員（三本木徹君） ただいま先生御指摘のトリクロロエチレン等を含む産業廃棄物の業者委託の実態でございますが、私どもも実は全国ベースで精密な形でフローを押さえているという状況ではないわけでございますが、しかしながら、廃棄物処理法では、許可を受けた業者は年に一度都道府県知事に報告をするとか、あるいはまた都道府県知事が法律に基づきまして報告の徴収あるいは立入検査、こういったことを実施しております。そういう過程で全国的に我々いろいろ各都道府県から聞いておるところでございますが、その結果、先生御案内の四月に私ども廃棄物処理法の施行令を改正いたしまして規制を強化したわけですが、そういうもろもろの各県等からのヒアリング状況等を現在調べてきておるところでございます。

近藤忠孝君 現状から見ると今の答弁でもかなり不十分なようですから、これはひとつ実態調査を実施し、正確な対応をしてほしいと思います。

それから次に、人の健康にかかわる有害物質の指定は、今回の政令改正で若干ふえて十物質十一項目ですが、外国は相当進んでいますよね。アメリカではこの八年間に三百物質増加して四百五十物質、西ドイツでも八十五物質もあるという状況で、これは水質汚濁防止法、廃棄物処理法などによる規制対象の範囲に大きく関係する問題で、改善が必要ではないかと思うんです。これについて見解を承りたいと思いますし、とりわけ、アメリカのシリコンバレーにおけるフェアチャイルド社、IBM社周辺でトリクロロエタンなどによる地下水汚染による奇形児の多発が社会問題になって裁判も起きて、これは損害賠償がされた、こういう経過もあり、日本でも転換が進み今後とも使用量の増加が予想されているトリクロロエタンが規制から漏れているんですね。これは問題じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） 確かに、米国等でのそういう物質が多いということも事実でございます。ただ、私どもの法律というか水濁法は、物質なり相当ありますが、水を通して環境汚染が出てくるというものについてやっておるということでございます。ほかのいろんな形での法律、例えば劇毒法その他のいろんな形での法律の規定等とも相まちながらやっておるということでございます。

それで、もう一点の1・1・1トリクロロエタンにつきましては、これは私どもトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンとあわせて三物質につきましては五十九年から行政指導をやってきました。

今回、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンを有害物質にして、1・1・1トリクロロエタンはしていません。これは発がん性ということからいきますと、発がん性という形から行政指導をしたということではなくて、水道水での異臭味ということの観点からやりましたので、今回の有害物質とはちょっと違うということで落としました次第でございます。

近藤忠孝君 問題は、これが規制対象になっていないとなりますと、現在まだ使用量が少ないからいいじゃないかという問題もあるかと思うんですが、規制対象になったものからこのトリクロロエタンへ転換していくという問題があるでしょう。なかなかほうっておけない問題だと思うんだけど、どうですか。

政府委員（岩崎充利君） そこで、私どもといたしましては、確かに先生御指摘のように代替物質ということでこれは使用量がふえていくという可能性もございまして、行政指導で十分これは抑えていきたいというふうに思っております。

近藤忠孝君 次に、日本国内で発生した過去の事例からどう教訓を学ぶかということが必要だと思うんです。その点では兵庫県太子町の東芝太子工場の問題ですね。これについては今のところまだ原因関係は不明確なままで対策も不十分であるというんですが、しかし、実際ここに調査報告書もありますし、そのときの県の水質課長補佐の小林悦夫さんという人が「公害と対策」に論文を書いておられますけれども、これ、原因究明はもうほとんど間違いない。ただ、肝心のそのものがその後除去されてしまったりなどしたので、その完全な究明までいっていない。しかし全体の状況から見まして、トリクロロエチレンの貯蔵タンクが地下埋設され、そのタンク、配管からの漏れが汚染を引き起こした原因じゃないかというのは、ほぼこれで間違いないという推測が成り立つんじゃないかと思うんですが、その点はどうか。

この解決としましては、原因関係が不明確になったまま企業の方は寄附という形で水質浄化装置を設けておるんですね。私はこれは問題だと思うんです。原因究明されないまま、そういう状況がある。つまり、かつて水俣病その他で見舞い金契約があって原因究明しないままわずかな金で解決したと。それが水俣病の被害者を相当長期間にわたって苦難の状況に落とし込んだと同じように、また、それが原因究明をおくらせたということと同じように、私はやっぱり国が中心になって指導的な態度をとって原因究明を明確にすべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） ただいま先生からお話がありましたように、太子町の地下水汚染につきましては、東芝太子工場におきまして使用上の問題があったものと考えられますが、今申しましたような形のところは確認されていないということでございます。それから原因究明の問題でございますが、兵庫県において今地下水汚染機構の解明のための調査がなされておりますので、私ども、兵庫県とも十分連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

近藤忠孝君 この対策として土壌を除去したのですが、七メートル以下は残ってしまったんですね。しかし問題は、いろいろな調査によると、その下も問題じゃないか、それより深いところも。途中で除去作業を打ち切ってしまった七メートルより深いところの汚染土壌の完全な除去がない限り地下水汚染は長期にわたって続くんじゃないかと思うのですが、こういう意味の徹底した対策が必要じゃないでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） 確かに深さ七メートルのところで切っていると。これにつきまして私ども県から報告を受けておりますのは、そのところでちょうど地下水が出てきた、湧出してしまったということで、実質的に物理的に工事が不可能になったということを受けております。そういうような形で掘削は打ち切ったということでございますが、ただ、確かにまだ汚染がそれで解決しているわけじゃないわけでございますが、現在工場内の井戸で汚染地下水の揚水処理、くみ上げた形で処理しているというようなことをやっているわけでございます。兵庫県においては、今後ともこのような処理を行いながら地下水質の監視を行い、その推移を踏まえ適切な対策を講ずるように検討しているというふうに聞いております。

近藤忠孝君 この点につきましては大阪大学工学部の中辻助教も、七メートル以下についても大変危険だということをかかなり実証的に明らかにしておりますので、ひとつこの対策をとってほしいと思います。それからもう一つの事例としては、東芝コンポネンツの君津工場でもやっぱり同様の汚染が問題になりました。太子工場でも東芝の対応がここでも繰り返されている。しかも、当時の東芝太子工場の総務部長がこちらの東芝コンポネンツの総務部長で同じような対応策で、結局責任の明確化・企業の中で内密にってしまったところが問題だと思っております。この点につきましては、太子工場の汚染が問題になったときに、これは一九八四年四月十六日の参議院決算委員会が我が党の安武洋子議員が汚染の解明、企業責任の明確化、トリクロロエチレンなどの排出規制を要求いたしました。当時、佐竹さんですが、水質保全局長が答弁いたしました。立法対策も含めて、まだそのときはかなりいろんな困難な状況があると言いながら、しかし立法対策も必要だ、またそういうことをやるという答弁があったわけです。

ところが、佐竹さんといえばあなたの前の前の前のずっと前の局長であって、随分たっているんですよ。対策が引き延ばされてきた結果同じような汚染問題が君津で再発した。ある意味では慌てて今回の法律改正になったのではないかと思うんです。法律改正したことはそれはよろしいんだけど、しかし、ずっと前に、八四年に指摘をし、その当時既に立法化が必要だという議論があったのが今まで来てしまったということは、これはやっぱり環境保全に責任を持つ環境庁として反省があってしかるべきだと思うんです。ただ、あなたは最近局長になったばかりだから、ちょっとそれはなかなか立場上難しいかもしれないけれども、環境庁としては反省があってしかるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） 五十九年の四月に質問がなされて、いろいろやりとりがありました。私どもそういうことを受けまして、五十九年の八月に暫定指導指針というものを策定して行政指導に踏み切ったということでございます。ただ、行政指導で、これは関係省庁やはり相連携しながら行政指導に踏み切ったところでございますが、やはりなかなか汚染状況がある、三%強台の汚染が見つかるということで今回の法律改正に踏み切ったところでございまして、ただいまおしかりの言葉はおしかりとして受け取りますが、これから一生懸命やってまいりたいというふうに思っております。

近藤忠孝君 この太子工場の汚染問題でも、最終的に地下水や環境中に排出されたトリクロロエチレンなどの量はどれくらいになったのかわからないんですね。したがって、汚染土壌除去作業や揚水でどのくらいが取り除かれ、あるいは地下にあとどれくらいの量が残っているのか推定すらできない状況だと思います。そういう意味では、物質収支をはっきりつかむ上で、こういう有害物質の購入量、保有量、使用量、回収量、廃棄量、環境への放出量など、これをやっぱり系統的に報告され掌握されることが重要だと思うんですが、こういう義務づけを行うべきではないんでしょうか。

政府委員（岩崎充利君） 水濁法上で申しますと、水質保全を図るという観点から排出基準を定めまして、それに必要な届け出あるいは立入調査等々を決めておるわけでございます。そういう状況の中から、特定施設の届け出がある場合につきましては、使用状況その他いろいろ報告がございまして、また必要に応じて立入調査等々も時に合わせて聞き、あるいは報告というような形でやっておるということでございます。ただ、一般的に先生がおっしゃいましたような形での広い範囲での報告義務という形まではなかなか水濁法上義務づけられないということにつきまして御理解願いたいと思います。

近藤忠孝君 時間も来ましたのでそろそろ終えますけれども、現状は、化審法、化学物質の審査に関する法律ですが、それでは製造と輸入しか把握できないわけで、私が今列挙したことをつかんで初めて対応ができるので、これはひとつ今後検討してほしいと思います。

あと、最後に大臣、各地でこういう工場が進出するに伴って自治体とこういう企業の間はかなり進んだ協定が結ばれております。相当多くの物質のデータを市の方へ示すとか、あるいはもう完全なクローズドシステムを義務づけるとか、あるいは住民の立入調査も認めるとか、こういうのが自治体では進んでおるんですよ。ということは、やればできるということなんで、そういう意味ではやっぱり環境問題に責任を持つ環境庁が今までの議論も踏まえてもっともっと積極的に取り組んでしかるべきだと思いますが、答弁をいただいで質問を終わりたいと思います。

国務大臣（山崎竜男君） お答え申し上げます。地下水は、先生十分御承知のとおり身近にある貴重な水質源であり、また一度汚染されるとなかなか回復が難しいという特徴がございますので、地下水汚染の未然防止を図ることが極めて重大だと私どもも思っております。今回の水濁法の改正により、地下浸透の規制とか地下水質の監視等について法整備を図ってその着実な実行を図ることにしておりますけれども、お話しのように地方自治体との連携を密にして、この法律が完全に守られるように私どもも今後一層の地下水保全対策の推進を図る所存でございます。

近藤忠孝君 終わります。

委員長（林健太郎君） 以上で両案に対する質疑は終了いたしました。

委員長（林健太郎君） この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、粕谷照美君が委員を辞任され、その補欠として久保巨君が選任されました。

委員長（林健太郎君） これより両案について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。 別に御発言もないようですから、これより両案について
順次採決に入ります。
まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

委員長（林健太郎君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
松浦孝治君から発言を求められておりますので、これを許します。松浦君。

松浦孝治君 私は、ただいま可決されました大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会
党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしま
す。

案文を朗読いたします。
大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。
一、石綿等の特定粉じんに係る規制の実施に当たっては、特に、中小零細企業者に配慮し、技術上の助言、金融上及
び税制上の優遇措置等の実施に努めること。
二、石綿の代替品の開発、普及を促進すること。その際、安全性の確認を十分行うこと。
三、建築物の改修・解体、廃棄物の処理など石綿製品等製造工場・事業場以外から発生する石綿による大気汚染につ
いても、その汚染の状況及び対策の実態を把握し、総合的に対策を推進するため、必要な措置を講ずること。
四、石綿以外の未規制の大気汚染物質について、その健康影響、排出実態等を十分調査するとともに、その結果に基
づき、必要な排出抑制等のための規制措置を講ずること。右決議する。
以上でございます。

委員長（林健太郎君） ただいま松浦君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。〔賛成者挙手〕

委員長（林健太郎君） 全会一致と認めます。よって、松浦君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、山崎環境庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山崎環境庁
長官。

国務大臣（山崎竜男君） ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしま
して努力する所存でございます。ありがとうございました。

委員長（林健太郎君） 次に、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

委員長（林健太郎君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定い
たしました。
田淵勲二君から発言を求められておりますので、これを許します。田淵君。

田淵勲二君 私は、ただいま可決されました水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社本
党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしま
す。

案文を朗読いたします。
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。
一、有害物質の排出過程のみならず、製造、使用、廃棄過程においても環境を汚染しないよう万全を期すること。
二、未規制の水質汚濁物質について、その健康影響、排出実態等を十分調査するとともに、その結果に基づき、必要
かつ適切な措置を講ずること。
三、地下水汚染の未然防止のため、地下における物質の挙動及び地下水文の解明等の研究を積極的に促進すること。
四、地下水が汚染された場合は速やかに汚染源を究明するとともに、原因者負担の原則に立った費用負担のあり方
について検討すること。
五、地下水の重要性及びその特質にかんがみ、地下水汚染物質の除去技術及び代替品、代替技術の開発を促進するこ
と。
六、本法施行により、都道府県等地方公共団体に過重な負担がかからないよう特に配慮すること。
右決議する。
以上でございます。

委員長（林健太郎君） ただいま田淵君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（林健太郎君） 全会一致と認めます。よって、田淵君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山崎環境庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山崎環境庁長官。

国務大臣（山崎竜男君） ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力する所存でございます。ありがとうございました。

委員長（林健太郎君） なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（林健太郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（林健太郎君） 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

公害及び環境保全対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（林健太郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（林健太郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会